

平成 24 年 第 3 回

菊陽町議会 9 月定例会会議録

平成 24 年 9 月 4 日～9 月 26 日

熊本県菊陽町議会

平成24年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 4	火	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告・研修報告
9 / 5	水	議案審議（認定第1号～認定第7号）質疑・委員会付託 議案審議（議案第39号・議案第40号・議案第45号～議案第47号）質疑・討論・表決
9 / 6	木	休会（議案調査）
9 / 7	金	休会（議案調査）
9 / 8	土	休会
9 / 9	日	休会
9 / 10	月	休会（議案調査）
9 / 11	火	休会（議案調査）
9 / 12	水	一般質問
9 / 13	木	一般質問
9 / 14	金	休会
9 / 15	土	休会
9 / 16	日	休会
9 / 17	月	休会（敬老の日）
9 / 18	火	一般質問
9 / 19	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 20	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 21	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 22	土	休会（秋分の日）
9 / 23	日	休会

月 日	曜 日	内 容
9 / 24	月	議案審議（議案第41号～議案第44号・議案第48号～議案第51号・報告第6号）表決
9 / 25	火	休会（議事整理）
9 / 26	水	委員長報告・質疑・討論・表決・閉会

平成24年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	吉本 孝寿 (P81～)	1. センターでパソコン利用可能な環境整備とシニア世代向けパソコン講座について	①各センターにおける環境の現状はどうなっているか ②環境整備にかかる費用はどの程度になるのか ③シニア世代向けパソコン講座の現状と今後の取組をどう考えているか
		2. インターネット交流サイト「フェイスブック」の開設は	①行政情報が自動配信されるフェイスブック開設の考えはないのか
		3. 九州北部豪雨災害における農地の現状復帰及び行政危機管理について	①菊陽町の被害の大半が白川氾濫による被害だと考えられるが、白川氾濫に対し今後どのように対応するのか ②農地の現状復帰の時期はいつ頃になるのか ③激甚災害指定による個人負担額はどの程度になるのか ④一刻も早い現状復帰に向け、担当課に新規職員採用の考えはないのか ⑤災害対策本部の解散時期と職員の災害派遣は適正だったのか ⑥災害復旧の際に自衛隊とのパイプ役として自衛隊OBを職員に採用する考えはないのか
2	福島 知雄 (P95～)	1. 地場産業の活性化について	①基本的な方針、考え方を伺いたい ②地場産業の現状と課題をどう見るのか ③町内中小企業者店舗等近代化融資金の利子補給制度の施行はできないか ④プレミアム地域商品券の発行は地域経済振興策として有効と思うが、今後、町長はどのように判断し政策を立てるのか
		2. 子育て支援について	①子育て支援による本町の魅力向上に向けた支援策をどう考えているのか ②乳児園の開設を望む
		3. 町内巡廻バス運行見直しについて	①運行状況はどうなっているのか ②アンケート調査の結果と、今後のスケジュールはどうなっているのか ③デマンド交通の導入について町長の所見をお尋ねしたい

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
3	中岡 敏博 (P107～)	1. 菊陽町の非行少年問題に対する町の役割・取組について	【熊本県警察本部データによると熊本県内の少年非行情勢はH15年をピークに減少傾向にあるが、成人を含めた刑法犯総検挙人員は全国平均より上回っており、また、万引き、自転車盗などの初期型非行は、刑法犯少年の73.3%を占めている。 熊本県警は、刑法犯少年の検挙人員は減少傾向にあるものの、依然、社会の耳目を引くような重大凶悪な非行事案が後を絶たないとし、次代を担う少年の健全育成、少年の規範意識の向上と地域の絆の強化を図るため、少年に手を差し伸べ立ち直り支援活動と少年を見守る社会気運の醸成を2本の柱として「非行少年を生まない社会づくり」を推進している。 この2本の柱に対する菊陽町教育機関、ボランティア団体、危機管理室等の対策・連携について】 ①少年非行等の不良行為少年や校則違反等で生活改善・指導を要する児童・生徒に対する小・中学校はどのような対応をしているのか ②学校を核とした場合の関係機関との協力・連携体制などについて（少年犯罪の防止）の取組や姿勢について A スクールサポーター、少年サポーターとの協力・連携は B 警察ボランティアや警察官OBなどとの協力・連携は C セーフティパトロール隊（大津署）との協力・連携は ③夏休みなどの長期休暇において少年非行及び犯罪防止のために学校、PTA（防犯委員）はどのような活動を行い、またそれに関し課題や改善などはないか ④青少年健全育成町民会議の非行防止等における主な活動と問題や課題はないか。また、今後の取組について ⑤少年のゲートウェイ犯罪（初期型非行）に対する適切な指導が大切であるが、菊陽町の現状を町や学校はどのように把握しているのか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			⑥非行・問題行動に対しての義務教育での役割、姿勢をどう考えているのか。また、現時点での周りの児童生徒への影響について ⑦問題対応役として学校を支援し学校サポート職員（警察少年課OB等）の配置は必要であると考えられないか、人材不足ではないのか
4	小林久美子 (P119～)	1. 九州北部豪雨災害について	①住居の被害とその対応について ②農地・農業施設の被害状況と今後の復旧にむけての取組は ③自動車被害への対応は
		2. 白川の治水対策について	①白川の氾濫被害の状況は ②今後の治水対策について。浚渫・掘削・川幅の拡張・遊水池などについて ③河川整備計画は現在たてられていない。今後、県に働きかけて河川整備計画の策定を早急に
		3. 今後の防災対策について	①今回の災害を経験して、今後の防災対策にどう反映させていくのか ②危険箇所の再点検について ③避難指示などについて
		4. 子ども医療費の助成制度の拡充について	①熊本県の子ども医療費の公費負担は全国で最低レベルである。町としても県への働きかけができないか
5	佐藤 竜巳 (P137～)	1. 沖野地区内における集落内開発について	①開発許可の5,000㎡以下の道路計画・雨水対策の見直しの考えはないか ②集落内開発が進む中で、新たな調整池の設置の考えはないか
		2. 7. 12の洪水による災害対策について	①曲手地区の水害にあった白川沿いの田・畑を遊水池として、国や県に要望してはどうか ②熊本県の河川整備計画で白川中流域（大津・菊陽）が策定されていないとのことであるが、今後、町長はどのように進めていくのか
		3. 部署（組織）について	①現在、学務課にある施設係をいつまで設置しておくのか ②今後、営繕課の設置の予定はないか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		4. 職員の心のケアについて	①現在、心のケアを受けている職員は何人いるのか ②対応はどのようにしているのか ③町長は職員とどのようにコミュニケーションをとっているのか
6	石原 武義 (P147～)	1. 消防団の活動について	地域防災においては、消防団の役割が欠かせない。今後、消防団活動の更なる充実に向けて町はどう指導し、支援していくのか。 ①消防団員の使命は無制限か ②消防団員の装備の一層の充実を求める。消防団員に「おんぶ紐」「命の笛」等を配備して救助、捜査活動に役立たせてはどうか ③消防団員に広報部の組織を新設してはどうか ④消防団員の待遇改善と組織の拡大についてどのように考えているのか ⑤応援隊（自衛隊、ボランティア）、町、消防団、との間での情報の共有についてどのように考えているか
		2. 防災への心構えと取組について	昨年の東日本大震災、7月熊本での集中豪雨から何を学び、何を教訓とすべきか。ハードな備えより、ソフトな備えの取組の充実が必要と思われる。 ①小中学校の避難訓練の現状と今後の取組について ②各地域での避難訓練も必要と思われる。今後、町はどう指導していくのか ③住民への情報の伝達は現状の方法では十分と思えない。今後、どう改善していくのか
7	渡邊 裕之 (P161～)	1. 県営武蔵ヶ丘団地の老朽化における町の考えについて	①武蔵ヶ丘団地の現状をどう認識しているのか ②県は財政難などから建替えは難しいと思われる。また、住民サービス事業は本来基礎自治体が担うものでもある。来るべき時にどのような対応するのか、想定しているか。
		2. 領土教育について	①改訂教科書で採択されたものでは、記述が少なく、指導するには足りないと思われるが、副教材他の資料を使用するなどして、竹島、尖閣についての歴史的経緯等教育するのか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			②国家とは国民、主権、領域により成り立つ。初等、中等時から徹底してこれらの大切さを教えるべきであるがどう考えるのか
		3. 地方公務員の政治活動について	①地方公務員、教職員の政治、選挙活動についてどう認識しているのか
8	坂本 秀則 (P174～)	1. 熊本広域大洪水復旧対応について	①激甚災害の指定を受けたが、被災水田への補助率は一律か ②被災地権者への町の助成は一律か ③被災地権者の負担金にばらつきがでないように、町の支援はどのようにできるか ④春作物の植え付けが控えており一刻も早い復旧を
		2. 今後の防災対策について	①白川、上井手、下井手、馬場楠井手に町独自の監視カメラ等設置はできないか ②避難勧告・指示等情報伝達は徹底できているか。また、その対策は ③町をあげて毎年防災訓練をするべきではないか ④町有林伐採後の植栽は根の張る広葉樹を植えることはできないか
		3. 保育園の教育について	①公立、私立保育園での教育の現状は ②今後、保育園での教育はどの程度までできるのか
		4. 情報公開推進について	①予算のヒアリングや各種審議会等一般公開はできないのか
		5. 交通安全について	①町道だからできることはないか。例えば、段差をつける。固定式の避難用のポール設置など
		6. 消防操法訓練大会について	①消防操法訓練での指導等は十分だったか
9	甲斐 榮治 (P193～)	1. 菊陽中部小学校の建設について	①工事の進捗状況は工程表に照らしてどうか ②建築現場周辺の住民や住家に対する工事の影響はないか ③本体工事周辺の諸工事（H24年9月5日現在未確定分）の発注の仕方とその費用（概算）について ④駐車場整備工事の業者を指名するに当たっての考え方の基本は何か ⑤総工費の額はどうなると見込んでいるか ⑥その財源の内訳を示せ。（一般会計・国庫補助金・地方債〈返済期限と利息〉）

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 平成23年度決算について	①財政力指数が昨年度より0.018ポイント減少し0.921となっている。この原因は何か ②経常収支比率が昨年度より増加し、0.9ポイント増加し、84.5%となっている。この原因は何か ③公債費負担比率が昨年度より0.9ポイント増加し、黄信号と言われる15%を越え15.8%となっている。この原因は何か ④上記3つの指標は、財源の余裕、財政の弾力性・一般財源の使途の自由度をはかるものであるが、若干ながらいずれも悪化している。これらの指標は今後どうなると予測しているか。また、どのように改善するつもりか ⑤義務的経費が対前年度比4.80%、金額にして214,292千円増加し4,676,442千円になり、歳出総額に占める割合は38.8%になっている。また、固定費を増やす原因ともなる投資的経費も対前年度比19.4%増加している。財政の柔軟性を維持するために今後どのような施策を取るか ⑥平成23年度決算監査報告書によると、「本町の財政は健全な状況にあるといえる」としながらも、「繰越額と不用額を合わせると、一般会計で1,878,702千円（中部小の通次繰越額859,545千円を含む）、特別会計で401,699千円が出ている状況もある。国県の補助金、交付金の交付決定の遅れ等業務上やむを得ない面もあるが、今後、なお、一層の業務実態の分析・把握による精度の高い予算編成と効率・効果的な予算執行に努められることを要望する」という指摘がなされている。指摘に応える手立てを問う ⑦一般会計から特別会計に繰り入れられた1,306,141千円に含まれる基準外の繰入れは何か。今後、どうするのか
		3. 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について	①第二土地区画整理事業に関する審判の和解が成立したことについては、払われた努力に敬意を表する。専決処分措置にも賛意を表するが、土地区画整理費（補償費）129,000千円の算定基準は公に明らかにしておくべきではないか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
10	川俣 鐵也 (P207～)	1. 光の森多目的グラウンドの活用法を再度問う	①光の森複合施設の概要は ②地域住民の病気予防・健康増進のために民間資本を活用して、総合型のスポーツセンター誘致はできないか ③20億円弱の貴重な資金が眠っている状態であり、敷地の1／3程度（7億円弱）を売却し、その資金でスポーツ関係者を始め、住民が渴望している総合グラウンド及び体育館の建設資金に活用すべきではないか ④残り5000坪強の用地については、多機能空間として整備し、住民に開放してはどうか
		2. 非常に優秀な中部小合唱団の才能をさらに伸ばせないか	①中部小合唱団は素晴らしいその実績の源は何と考えるか ②町の誇りであり、せっかく育った才能をさらに伸ばせる体制が菊陽中にできないのか
11	野田 恭子 (P220～)	1. 小中学校の災害時対応について	①台風などの災害時の対応（休校などの決定）の現状は、どうなっているのか ②先日の7月12日は菊陽中は休校になり、菊陽中部小学校は休校にはならなかったと聞いたが、何故か ③今後の対応については、どうするのか
		2. 小中学校の夏季休業について	①今年の小中学校の夏季休業は37日と例年より短かったのはなぜか ②前期・後期の2学期制についてはどう考えているのか
		3. 小中学校の土曜日授業について	①新しい学習指導要領について、授業数が増えているが、現状はどうなっているのか ②土曜日授業を実施する予定はあるのか
12	芝 和長 (P229～)	1. （仮称）光の森複合施設の建設について	（仮称）光の森複合施設の建設進捗状況について問う 1. 平成23年度3月定例会において、複合施設については、平成25年着工を目標、23年度基本設計にとりかかると施策方針で示したが ①検討委員会の結論は ②H22、町の第5期総合計画の中で計画の位置付けをするとあるが…内容は ③基本設計はできているか ④建設の着工時期、完成時期は 2. 建設の費用の見込み 3. 諸補助金は活用できるのか 4. その額は（見込み）

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			5. この施設の完成に伴う武蔵ヶ丘支所の運営についての考えは
		2. (仮称)多目的広場の活用について	①使用目的等は計画しているか ②負債の返済までに或る程度の青写真が描かれていないと完成に支障をきたすと考えられる。スケジュールを早めに示されたい

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成24年9月4日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（１日目）

（平成24年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成24年 9 月 4 日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 認定第 1 号から議案第 51 号までを一括議題

日程第 6 町長の提案理由の説明

日程第 7 決算審査報告

日程第 8 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

7 番 石 原 武 義 君

9 番 芝 和 長 君

11 番 佐 藤 竜 巳 君

13 番 川 俣 鐵 也 君

15 番 上 田 茂 政 君

17 番 梅 田 清 明 君

2 番 野 田 恭 子 君

4 番 吉 山 哲 也 君

6 番 坂 本 秀 則 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

10 番 岩 下 和 高 君

12 番 福 島 知 雄 君

14 番 加 藤 眞佐男 君

16 番 小 林 久美子 君

18 番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 松 本 東 亞 君

産業建設部長 坂 本 恭 一 君

総 務 課 長 實 取 初 雄 君

財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君

福祉生活部長 阪 本 修 一 君

会計管理者兼 平 野 誠 也 君

会 計 課 長

総合政策課長 吉 野 邦 宏 君

税 務 課 長 阪 本 章 三 君

人権教育・啓発課長
健康・保険課長
環境生活課長
武蔵ヶ丘支所長
建設課長
下水道課長
総務課庶務係長
法制係長
図書館長
生涯学習課長
菊陽町代表委員

堀川俊幸君
佐藤清孝君
大山陽祐君
堀川正信君
松村孝雄君
今村敬士君
中島秀樹君
堀行徳君
服部誠也君
中原輝男君

福祉課長
介護保険課長
町民課長
農政課長
都市計画課長
商工振興課長
教育審議員
学務課長
農業委員会事務局長

宮本義雄君
渡邊幸伸君
山崎謙三君
志垣敏夫君
小野秀幸君
吉川義則君
矢野陽子君
松本洋昭君
荒木一雄君

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成24年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番吉山哲也君、5番渡邊裕之君を指名します。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る8月28日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より9月26日までの23日間と諮問することに決定しました。

会期日程につきましては、別紙のとおりしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間と決定しました。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、別紙配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（5月、6月、7月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、今回受理しました陳情書等は、別紙のとおり配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成24年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、御多用中、しかも厳しい残暑の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、7月12日の九州北部豪雨災害熊本広域大水害における被害及び対応については、8月8日の臨時議会の際に報告しましたが、特に農業関係について、その後の経過や今後の見通しを報告します。

農地の冠水や土砂の埋没、流出が白川兩岸を中心に約65ヘクタール、農道の損壊が約6,100メートル、用排水路の損壊が約3,600メートルにわたり、被害額は概算で約6億7,400万円に上っております。

7月31日に激甚災害指定がなされましたが、町ではその後も国や県に対して早急な復旧作業の実施を要請しており、現在の見通しとしては9月上旬ごろに災害復旧事業の調査設計が完了し、9月中に国の査定を受け、早ければ10月中に復旧工事の発注ができるのではないかと見ております。より一層のスピード感を持って取り組むとともに、農家の負担がどの程度になるのか、また査定により復旧事業の対象外となる農地がどの程度出るのか、それらの状況を見ながら町としてはできる限りの支援に取り組んでまいります。

上井手、下井手、津久礼井手の各頭首工及び堰などの農業用施設も大きな被害を受けましたが、県営の災害復旧事業として取り組んでいただくことになりました。なお、白川の損壊部分の復旧や計画的な河川改修、立野ダムの建設促進など、抜本的な防災対策につきましても、その早期実施を引き続き国や県に要請してまいります。

次に、メガソーラーの取組について報告します。

熊本県が進めています熊本空港周辺地域メガソーラー発電建設事業は、平成22年4月に三菱商事株式会社、株式会社三菱総合研究所及び熊本県の3者により締結された新エネルギー・環境関連事業の育成に関する協定に基づく事業として実施されている事業であります。

事業の概要は、熊本空港北側の県有地において、三菱商事及び三菱総研が特別目的会社を設立して大規模太陽光発電施設を建設し、発電事業を行うものでありまして、設置箇所は熊本県菊池郡菊陽町大字戸次1280-1ほかとなっております。

発電出力は約2,000キロワット、事業用地の面積は約3万2,000平方メートル、発電開始時期は平成25年3月を予定とされています。

県では、熊本の玄関口である熊本空港に近接して設置することで、熊本県が新エネルギーの導入の先進県となることをアピールするものであり、近辺の風力発電等とあわせ、環境学習や産業観光等の拠点となることも期待しているとのことでもあります。この事業に関する協定の調印式を昨日9月3日、三菱商事株式会社、株式会社三菱総合研究所、熊本県及び本町の4者で行ったところであります。

次に、菊陽町中学生海外派遣事業について報告します。

国際化時代に生きる人材育成を目的として平成8年から始まった本町の中学生海外派遣事業も、今回で15回目を迎えました。本年度も夏休み期間を利用し、7月23日月曜日から8月5日日曜日までの14日間、菊陽中学校及び武蔵ヶ丘中学校から6名ずつ、計12名の生徒をオーストラリアへ派遣しました。現地では、バックスマーシュグラマー校の授業に参加しながら、10日間のホームステイを体験しました。生徒たちは、外国での生活を通して得られた貴重な経験を学校や地域の中で生かしてほしいと願っております。

次に、学校の部活動のすばらしい活躍について3件報告します。

菊陽中学校の女子ソフトボール部は、今年度の中学校体育大会において郡市大会、県大会を勝ち抜き、8月5日から8日にかけて沖縄県で開催されました九州中学校体育大会に8年ぶりに熊本県代表として出場し、ベスト8という輝かしい結果を残しました。

菊陽中部小学校の合唱部は、8月1日に開催されましたNHK全国学校音楽コンクール熊本県大会小学校の部で見事金賞に輝き、県代表として8月23日に福岡市で行われました九州大会へ出場しました。九州大会では、銀賞の荣誉に輝きました。

菊陽西小学校の野球部は、7月28日から30日にかけて開催されました熊日旗学童軟式野球大会において見事優勝し、11月に佐賀県で開催される王貞治杯九州学童軟式野球大会へ出場します。日ごろの練習の成果を十二分に発揮し、九州大会での健闘を期待しております。それぞれの児童・生徒や保護者の皆さん、御指導いただいた先生方に心からお祝いを申し上げます。

次に、小学校通学路の緊急点検について報告します。

登校中の児童の交通事故に全国的で相次いだことを受け、文部科学省国土交通省及び警察庁の通知に基づき、町内全小学校6校の通学路の緊急点検を、学校、PTA、区長、交通指導員、警察、道路管理者である国及び県に御協力いただきながら、総務課、建設課、学務課職員も加えて8月21日から27日にかけて実施をしました。今後、安全対策について点検者と協議し、町が対処すべき点は計画的に取り組むとともに、そのほかについては関係機関へ要望してまいります。

次に、県民体育祭菊池大会について報告します。

平成24年9月15日、16日に、菊池郡市を会場として第67回熊本県民体育祭菊池大会が開催されます。菊陽町ではバドミントン、空手道、アーチェリー、ボウリング、グラウンドゴルフの5種目を担当します。

また、この県民体育祭の大会実行委員として菊陽町から、町長である私、そして町議会の大塚議長、赤峰教育長ほか多数の方々の御参加をいただくほか、町職員、社会教育指導員、スポーツ推進委員など総計47名のスタッフ体制、さらには菊陽町交通指導員の方々の御協力もいただきながら大会の運営に当たる予定です。

競技については、菊陽町から17種目の競技に総勢50名の選手が出場します。議員各位におかれましても、応援方よろしくお願い申し上げます。

次に、ごみの減量化や地球温暖化防止に向けたレジ袋の有料化について報告します。

本年7月31日に、菊陽町におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定書を町内の6店舗の事業者、市民団体、熊本都市圏レジ袋削減推進協議会及び町が締結し、10月1日からレジ袋の有料化を実施する運びとなりました。

9月末には、この取組の周知を図るために実施店舗においてマイバッグキャンペーンを実施し、また町の広報紙等を活用しながら、町民の皆様に対して取組の趣旨についての御理解と御協力をお願いしてまいります。

最後に、地域密着型介護老人福祉施設の整備について報告します。

本町では、第5期介護保険事業計画に基づき、町内在住者に限定した施設定員29名以下の介護老人福祉施設の整備を行うため、今年9月から一般公募し、選定委員会の審査を経て、平成25年度中に施設の開設ができるよう手続を進めているところであります。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 認定第1号から議案第51号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案認定第1号から議案第51号までの21件について一括して議題といたします。

議案は、先に議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、本定例会に提案しております付議事件について提案理由を申し上げます。

付議事件は21件であります。その内訳は、認定7件、報告1件、議案13件について御審議をお願いするものであります。

付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から第7号までは、平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算6件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

報告第6号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告するものであります。

議案第39号は、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4億5,718万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億8,291万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしたしましては、町税を4,188万4,000円、繰入金を7,000万円、繰越金を4億3,376万2,000円、それぞれ増額し、地方交付税を1,883万9,000円、国庫支出金を2,319万8,000円、町債を4,620万円、それぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費を2億9,281万1,000円、衛生費を5,540万6,000円、農林水産業費を2,062万7,000円、消防費を1億3,080万3,000円、災害復旧費を492万8,000円、予備費を1,812万4,000円、それぞれ増額し、土木費を1億1,326万円減額するものであります。

議案第40号は、平成24年度菊陽土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億5,390万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,245万3,000円と定めるものであります。

これは、鼻ぐり井手公園拡張整備用地の先行取得に係る費用でありまして、歳入は繰入金を1億5,390万4,000円増額し、歳出は諸支出金を1億5,390万4,000円増額するものであります。

議案第41号は、平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,567万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億8,812万9,000円と定めるものであります。

歳入は、前期高齢者交付金を671万円減額し、繰越金を5,238万4,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、諸支出金が3,505万2,000円の増額であります。

議案第42号は、平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に764万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,796万7,000円に定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金が692万7,000円の増額であります。

歳出の主なものは、熊本県後期高齢者医療広域連合納付金が692万7,000円の増額であります。

議案第43号は、平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3,754万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億1,968万円に定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金が861万8,000円、支払基金交付金が766万1,000円、繰越金が1,000万4,000円、諸収入が1,182万1,000円の増額であります。

歳出の主なものは、総務費が1,286万4,000円、基金積立金が2,000万円の増額であります。

議案第44号は、平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を39万1,000円減額し、11億6,623万8,000円と定め、事業費用を1,777万円減額し、11億2,879万4,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、資本的支出予定額を1,360万円増額し、10億6,897万8,000円と定めるものであります。

次に、職員給与については、449万6,000円を増額し、予定額を4,972万5,000円と定め、他会計からの補助金3億9,082万円を3億9,099万7,000円に改めるものであります。

議案第45号、議案第46号及び議案第47号は、町営光団地の建設に係る工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容は、平成22年度より事業実施中の社会資本整備総合交付金事業として、平成24年度公営住宅建設事業費により建設するものです。

議案第45号は、第2期7棟、8棟、木造2階建て2棟8戸を建設するもの、議案第46号は、第2期9棟、10棟、木造2階建て1棟4戸及び木造平家建て1棟2戸を建設するもの、議案第47号は、第2期11棟、12棟、木造2階建て1棟4戸及び木造平家建て1棟2戸を建設するものであります。

議案第48号は、住居表示の実施区域の方法についてであります。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、菊陽町における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について議会の議決が必要であります。

内容は、沖野地区の住居表示を計画するに当たり、菊陽町における市街地の区域を定め、当該区域の住居表示の方法を従来どおり街区方式とすることを提案するものであります。

議案第49号は、都市公園を設置する区域についてであります。

菊陽杉並木公園については、自然と触れ合う公園として町民に親しまれております。今回、公園区域に追加する予定地は、「さんふれあ」駐車場の西側でありまして、この区域を駐車場として整備することにより、駐車台数を拡充し、利便性の向上を図るものであります。

議案第50号は、合志市と菊陽町とのセミコンテクノパーク内下水道に関する事務委託に関する規約の一部変更に関する協議についてであります。

内容は、現在合志市と菊陽町において下水道の事務の委託に関する協定を規約に基づいて締結しておりますが、本年4月から菊陽町下水道事業が企業会計方式に移行したことにより、本町が徴収しているセミコンテクノパーク内合志市事業所分の使用料の取り扱いが変わることから、事務委託に関する規約の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第252条の2第3項の規定により、両市町で同文の議決をお願いするものであります。

議案第51号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、中尾2号線及び下原30号線を新たに町道として認定するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に

御説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、認定第1号から認定第7号まで7件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君） 監査委員の中原でございます。

私の方から、平成23年度の決算及び財政の健全化判断比率の監査結果について御報告をさせていただきます。

お手元には平成23年度の決算報告書が配付されていると思いますが、その内容につきまして先ほど町長の方からもちっと御説明がありましたように地方自治法の第233条第2項の規定に基づきまして審査に付されました調書及びその関係書類につきまして、ちょっと報告書の1ページあけていただきたいと思いますと思うんですけど、ここに第1の審査の概要というのがありますが、ここに書いてありますような書類につきましてを対象といたしまして、実施期日、それから場所が書いてありますが、その期日と場所で監査委員である加藤監査委員ともども、会計課が保管しておりますところの証拠書類とか、あるいは関係各課から提出いただきました関係書類、あるいは必要に応じまして説明を受けておりまして、計数の確認、それからその内容を検証しておりまして、それを結果として取りまとめたのがこの報告書でございます。

報告書は、各項目とも例年どおりの審査手続と検証を行ったものをその事実に基づいて述べておりますが、本日は特に歳入歳出の執行に関しまして、今後配慮あるいは留意していただきたいというふうに監査委員が思った点を中心に述べさせていただきます。

なお、提出されました各書類につきましては、地方自治法をはじめとする関係法令の規定どりに作成されておりましたし、その予算の執行事務や基金、それから財産管理につきまして適法で適正に行われておりまして、歳入歳出の決算額、それから現金保管高、それから基金、財産の現在高、そういうものにつきましては、全て正確であることを確認しております。

それでは、早速でございますが、一般会計、特別会計の歳入歳出に関する予算の執行状況について述べさせていただきます。

まず、一般会計につきましては、2ページの表1を見ていただきたいと思います。ここに示されておりますとおり平成23年度の歳入歳出の差額である、繰越額を引いた額ですけれども、実質収支額は5億8,376万2,000円というふうな黒字になっております。

それから、これを平成22年度と平成23年度に比べてみますと、平成23年度の方が22年度より大きいということで、新たな収支につきましては新たな剰余金が生じているというふうに評価しております。

それから、特別会計につきましては、9ページから、それから18ページまでにつきまして述べておりますけれども、一応国民健康保険特別会計をはじめとする6特別会計の実質収支は、ちょっと見ていただければ分かると思いますけども、全てが黒字になっておりますので、特別会計の収支状況につきましても健全状態にあるというふうに一応評価しておりますけれども、ただ先ほど申しました前年度の実質収入額との差額である単年度収支額につきましては、後期高齢者の特別会計と、それから介護保険特別会計が17万2,000円、それから90万5,000円というふうにならずかではございますがマイナスになっております。したがって、この付近につきましては、前年度の剰余金を食っていると、本年度平成23年度は食っていると状況にあるということになります。

この付近の黒字、赤字の話ですけど、この付近につきましては、歳入につきましては皆様御存じのとおり財政調整基金をはじめとする基金の繰入れ、あるいは町債が収入になっております。

それと、さらには各会計の繰入れ、繰出し、これこういうような歳出の方についてはそういうものや基金への積立て、こういうように収入の黒字、赤字に影響を与える調整が予算では行われておりますので、今後の財政運営につきましても今後の社会経済の変動と十分な分析と、それから財政、財源の残高について慎重なチェックを行いながら、中・長期的な立場に立って収支バランスのとれた財政運営が行われるようお願いしたいというふうに思います。

特に、国民健康保険、それから下水道及び農業集落排水の特別会計、これにつきましては一般会計から総務省で言っています基準内を超えた基準外の繰出金が2億6,300万円ほど調整されて出されております。基金の残高につきましても、前年度に比べて全18基金ありますけれども、その合計額では1億2,824万5,000円程度が減となっております。

中でも、土地区画整理事業基金と療養、国民健康保険に関係する療養給付支払基金につきましては、もう既に枯渇するような状況になっておりますので、この基金については特に御配慮願いたいというふうには思います。

個別の会計ごとの会計処理につきましては、適法、適正な運営がなされておりましたが、先ほど申しましたように今日の社会経済の状況では、国の債務残高処理の問題、それから景気回復での大幅な税収は今後とも余り期待できないというふうに私は思います。したがって、しかも最近の国の動きとしまして、住民に身近な医療、介護、子育て、さらには年金、雇用などなど、その課題解決には不透明なものがありますし、それらの事業運営に関しましては地域主権のもと地方に事務事業のさらなる移譲がなされるようなことも聞いております。したがって、この付近につきましてはその付近を見きわめながら行政運営で支障が出ないよう慎重な対応をお願いしたいというふうに思います。

それから次に、例年の課題となっております歳入の収入未済額と不納欠損額について少し述べさせていただきます。

まず、一般会計についてでございますが、ちょっと3ページ、その付近につきましてはたし

か3ページから6ページにかけて述べておりますけれども、一般会計の歳入の約48%ですか、を占めます町税、これにつきましては差押えとか交付要求、あるいは分納措置など徴収強化が行われておりまして、過去5年間の徴収率の推移、これにつきましては5ページの表6の一番下の方に菊陽町税徴収率の推移というのが書いてありますけれども、これに見ていただくように年々微増ではありますが上がっておりまして、これは県内45市町村の平均的な徴収率を調べてみますと91.5%となっておりますので、これに比べても本町の場合は良好な状態で徴収がなされているというふうに思っています。

他方、ちょっとあっちこっち行ってすいませんけど、4ページの表4を見ていただきたいと思いますが、ここに分担金負担金、使用料、それから諸収入というところの収入未済額が書いてございます。これは、例年のとおり保育料、それから住宅の家賃、それから住宅新築資金貸付金の元利償還、あるいは第1土地区画整理事業の清算金についてでございます。この付近の数字を見てみますと、これはもうほとんど慢性的で膠着的な滞納状態が継続しております。昨年10月には保育料につきましては子ども手当から徴収してもいいというようなことになりましたけれども、そのほかにつきましては地方上の債権でもありますし、長引く不況による事業不振などで徴収困難な面も多々あるとは思いますが、ここ事案につきまして十分な検証と、それから粘り強い対応が行われ、町財源不足の圧迫要因とならないよう、また納付者間の不公平解消のためにも法的処分を含めた全町としての統一的な徴収向上に努めていただきたいというふうに思います。

それから、不納欠損については、Pの6ページだったと思いますが、6ページの表の8の方に不納欠損額の内訳が書いてあります。この付近につきましては、前年度に比べて件数で116件、金額で2,072万8,000円の減額となっておりますけれども、これは昨年度詳細な調査が行われまして、前年度大幅な不納欠損処理が行われております。その結果によりますので、今後におきましてもその付近につきましては適正な法的処分が促進されますようお願いしておきたいと思います。

それから、特別会計の収納率や収入未済額につきましては、国民保険税の収入率が毎年度問題になりますけれども、この付近につきましては、ちょっとあちこち飛んですいませんけど、9ページの特別会計、国民保険税のところでございますが、この表12に示しますとおりに各5年間の推移がずっと一番下の行ですけど、70%の前半で低水準で推移しております。この5年間の年間の平均をとってみますと、収入未済額が大体2億6,930万9,000円という形で、毎年継続しております。これが国民健康保険会計の悪化の要因になっているというふうに私は思っております。

また、後期高齢者や介護保険の保険料未収額につきましても、12ページの表の18、それから14ページの介護保険の方が表の23に示しておりますとおりに過去5年間の推移に示しましたとおりにこれも毎年度未収入額が増加しておりまして、支出額も高齢化の進展で毎年度増加の一途をたどっているという現状でございます。このことは、今後各保険料支払いの高騰とか、あ

るいは公費投入の増大につながりますし、法的には国民保険税については徴収の先取り特権順位がありますけれども、介護、後期高齢者の保険料につきましても地方自治法に基づいた法律に定める歳入といたしまして地方税滞納処分の例によって処分することも可能というふうに書かれております。したがって、この付近につきましても町単独ではなかなか難しい面がございますけれども、国民健康保険運営協議会や、あるいは広域連合事務局、こういうところとも連携を密にいたしまして当然高齢者の健康保険や医療の効率的提供の促進は行われてはおりますけれども、実情に合ったような保険料徴収の向上にさらに努めていただきたいというふうにお願いいたします。

それから、特別会計の今年で最終年度になると思いますけれども、下水道、それから及び農業集落排水特別会計につきましては、皆様御存じのように平成24年4月1日より地方公営企業法第2条第1項及び第3項の規定に基づいた財務規定が適用されるようになっております。したがって、本報告書は同法の施行令第4条第1項の規定に基づきまして出納整理期間が通常は特別会計の場合は5月31日になるわけですが、企業会計法を適用する関係でその前の3月31日現在の決算報告という形で整理されております。この付近につきましても、監査委員といたしましても平成24年6月13日の例月出納検査を行っておりますけれども、それにあわせて平成23年度決算の精算、それから繰越額の取扱い、それから基金起債に関する取扱いなど、企業会計適用への移行に伴う事務処理につきまして各地方公営企業法の各条文と適用に合わせましての突き合せをしております。そして、当然担当部局とのヒアリングもやっております、その付近については適切に事務引継ぎがなされているということは確認しております。この付近の最終的な報告については来年度の決算報告でもう少し詳しく御説明はしたいと思います。

それからまた、その歳入歳出に関する件でございますけれども、実質収支、それから先ほど申しました単年度収支、これも下水道、あるいは農業集落排水ともに黒字になっておりましたので、この付近につきましても新たな余剰金が生じているというふうに評価しておりますが、この付近につきましても先ほど述べましたように地方債とか繰入金、等の調整が行われておりますので、このものにおきましては企業会計法を適用いたしますので当然貸借対照表、それから損益計算書において財務状況、あるいは経営状態がもう少し明らかになると思います。したがって、この付近については公営企業の独立採算制の原則、これに基づいて事業運営がやられていけるようになるべくしていただきたいということをお願いしたいと思います。

なお、歳入にしましての下水道使用料、それから受益者負担金、これを合わせた未済額で、収入未済額が8,944万6,000円、それから県北部流域下水道処理場からの電力価値売却収入配分額の雑収入が129万3,000円が収入未済額となっております。この付近につきましては、先ほど申しましたように3月31日で打ち切っておりますので、この付近につきましては地方公営企業会計の収支が発生主義となっておりますけれども、未収金、未払金は資本予算の債権債務確定主義によりまして経常予算に見積計上するというふうになっているためでございます。



て、これをちなみに3月31日の出納閉鎖期間でちょっとチェックいたしてみますと実質的な482万円という形になっております。

それから、土地特別会計につきましては、これは歳入を一般会計からの繰入金といたしまして、その歳出につきましては武蔵ヶ丘東ニュータウンの複合施設、それから光の森多目的広場の用地先行取得に伴う元利償還金と維持管理費ということになっておりまして、新たな用地先行取得等を行われていないということで収支は0円になっております。

大体以上が一般会計及び特別の監査審査で配慮いただきたいというふうに思った点でございますが、次に21ページの財産に関する調書、それから22ページの基金に関する、基金運用状況調書のことについて述べさせていただきたいと思います。

まず、財産についてでございますが、これにつきましては21ページの表33、それから表34に示されておりますけれども、これは前年度に比べますと土地、建物、それから立木及び債権の合計欄を見ていただくと分かると思いますが、いずれも減となっております。その内容の内訳について見ますと、土地につきましては杉並木公園の駐車場、あるいはそれに隣接している陸橋の下、それから武蔵ヶ丘運動場南側の道路、この付近が9,676平米の減になっておりまして、それに対しまして北沖野公園、それから花立コミュニティ施設関係の公共用財産が566平米ほど増になっておりまして、その差額が8,894というような土地については数字になるということです。

それから、建物については中部小学校の解体関連が5,604平米減になっていることに対しまして、光団地関係、それから防災、税務、福祉避難所の倉庫関係がつくられておりまして、この付近につきましては大体1,449平米の増になっております。

いずれにいたしましても、こういうような公共用の行政財産の増減の数字の結果、こういう形で表現されているというふうになります。

それから、立木につきましては、これは中部小学校建材として伐採されました山林の推定蓄積量の減でございます。

それから、債権につきましては、奨学金、あるいは住宅新築改築の貸付け、償還による増減で、これらにつきましては事務手続につきましては、適法で適正に処理されているということは確認をしております。

それから、基金の運用状況についてでございますが、23ページの表の35に一括して計上しております。全体としては、前年度の一番左の平成22年度末というところと一番右の23年度末というところの数字を見比べていただくとお分かりになると思いますけれども、全体として前年度に比べて1億3,377万2,000円の減となっております。これは先ほどの一般会計、特別会計の繰入れ、繰出しの精算結果と、それから出納閉鎖期間での基金への積立て、取崩し、こういうものの調整が行われた結果でございますが、5月31日現在では全18基金のうち8基金が減になっておりまして、その中でも先ほどちょっと触れましたけれども、土地区画整理事業基金と療養給付支払基金は枯渇状態にありますということで、今後の事業運営に支障がないよう安易な

運用、取崩しというものは行われずに中期、長期的な見通しの中で確実かつ効率的な運用が行われるよう担当部局にはお願いしているところでございます。

それから、次いで決算報告書の最後ではございますが、ちょっとそういうふうな状況の中で24ページの財政構造と財政指標について述べさせていただきたいと思います。

まず、本町の財政構造につきましては24ページの表の36、それから37に示しておりますとおり、普通会計ベースで自主財源比率は63.9%というふうになっておりますが、これはその下に注意書きに参考という形で、これ22年度の値なんですけれども、県内全国に比べますと自主財源が33%、要するに3割値と言われるように33%ございますので、その付近につきましては本町の場合は過去3年間比べますと今非常に高い値ということでございますが、その経常収支、経常的収入について見ますと直近3年間で見る限り7割程度となっておりますが、それに対する歳出額をちょっと25ページの表38の表で見いただきますと、前年度に比べましての義務的経費、それから投資的経費は増をしております。それをその他の経費の節減で固定する、減にして固定しているというような傾向がうかがえますので、かなりの担当部署としては努力をされているということは、この表からある程度うかがえると思います。

このような財政構造でございますので、本町の財政力や財政の弾力性を示す財政力指数を年度別に見てみますと、それが26ページの表39にあらわしてありますとおりに本町の標準財政規模は、これは人口も増えていることもありまして年々増加しており、傾向としては好ましい傾向にあるというふうに思われますけれども、その反面、人口増に対応したインフラ整備、あるいは多様なニーズ等もあるわけでございますが、それに対応いたしますところの地方交付税をはじめとする国県支出の支出金は減額しておりますし、それから地方債発行額も増えております。そういうこともあってかと思いますが、財政力指数はだんだん減少の傾向を示しておりますし、財政の弾力性を示す経常収支や公債費比率は既に望ましいと言われる値を超えておりますので、財政の硬直化が懸念される状況に菊陽町といえどもあるというふうに思います。

以上が決算審査報告の内容についてちょっと留意していただきたいことでございますが、トータル的にはそんなによそに比べると問題はないというふうには思っております。

次、そういうことで最終的な健全化法に基づく審査の結果についても御報告させていただきます。

ちょっと30ページをあけていただきたいと思いますと思うんですが、30ページのこれは健全化法の第3条、それから第1項及び22条の第1項の規定に基づく審査の結果でございます。こちらにつきましても検査の日程は決算審査の日程とあわせて審査を行っておりまして、その付近につきましては31ページに第1、第2、第3の項目で述べておりますので、これは目を通していただければいいかと思います。

それで、32ページの審査の概要というところに入らせていただきたいと思いますと思いますが、この審査の概要の表1を見ていただきたいと思いますと思いますが、これが健全化判断比率の指数でございますので、その1から4までを見てみますと、まず健全化判断比率の実質赤字比率、それから全会計

を対象としました連結実質赤字比率、それからにつきましては先ほどから何遍も申し上げておりますとおりに全部黒字であると、一般会計も特別会計も黒字であるということで数値化がされておりません。23年度は数値化がされておりません。

それから、地方債とか、あるいは将来見込める負債の状況を見る実質公債費比率、それと将来負担比率、これにつきましても右側から2番目の早期健全化基準というのがございますが、これと対比いたしましても、これ以下でございますので本町の財政は健全化状態にあるというふうに見てもいいかと思います。

それから、ただここでちょっとお話ししたいのが、この表の一番下に注意書きがしてありますけれども、これは何を言っているかという、一応連結決算の実質赤字比率、これは財政基準の再生基準法が3年間の移行期間がありまして、昨年度でそれが終了しております。したがって、それは昨年度までは35%というふうになっていたんですが、これが平成23年度より30%にするということで、今後はこの30%が固定化された形で審査されるというふうになります。

それから次は、ちょっと公営企業についての下水、要するに菊陽町の場合は下水道事業と農業集落排水が該当するわけですが、その事業規模に対する資金不足の程度を示す資金不足比率、これにつきましては33ページの表2に示しておりますとおりに、こちらも先ほど申しましたとおりに黒字決算となっているので数値化がされておらず、経営は健全化法判断比率でいえば安全であるというふうに判断してもいいかと思います。

いずれにいたしましても、この付近の数値関係につきましては提出されました計算根拠についてはチェックをやっておりまして、その付近は間違いはないというふうに我々も判断しております。確認はしておりますので、御報告させていただきたいと思います。

それから、以上で決算報告と財政健全法に基づく審査の報告は終わらせていただきたいと思います。最後にちょっと市町村合併後の自治体が抱える課題、それから地域主権改革の国、県の権限移譲の動きについて、ちょっといろいろ報道機関などの動きなどを見てちょっと担当部局の方に県とかなんとかに聞いてみますと、どうも事務処理の広域行政方式による取組というものが模索されていると聞いておりますし、自治体によってはその付近を先取りいたしまして、真の地域主権を達成することを目指しての財務情報のさらなる透明性、要するに住民の方たちに財務状況は実態はこうなんですよということを透明化させて、そして御理解をいただいて、必要なものは優先順位を決めてやっていくというようなことをもう既に取組始めておられる自治体もあるというふうに聞いております。

本町の場合も、確かに補助団体に対する外部評価委員会を取り入れられて、それでそれに基づいて年度当初の予算編成に当たって配慮をされているとか、あるいは先ほどから言っていますように下水道会計につきましては既にもう普及率が九十何%にも来ているということもありまして、将来の耐震化とか、あるいは合理化というようなことを検討いたしますために、その会計につきましては地方公営企業法の民間的な考え方に基づく会計方式というものも導入されて

おるといことで、着実にやっておられることは私たちも確認いたしておりますけれども、その付近につきましては今後とも国の動き、あるいは県の動き、県の方も各新聞で御存じだと思いますが、広域行政本部をつくるというふうに10の振興局を統廃合して事務の役割分担等もやるというような話も出ております。だから、その付近につきましての動きにつきましては、自治体の方もよく見て、それで自分のところの実態と整合性をとりながら財政運営はやっていかないといかないような時代になってきているんじゃないかなというのが監査委員での合議をとったときの意見でございます。

甚だちょっとあっちこっち飛びまして説明が分かりにくかった点もあるかと思いますが、その付近のことを述べさせていただいて報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第8、これより閉会中の特定事件、所管事務調査として各常任委員会で研修されました件につきまして、それぞれの委員長から報告をお願いします。

順序は、産業建設常任委員会、総務常任委員会の順とします。

まず、産業建設常任委員会委員長小林久美子君。

○産業建設常任委員長（小林久美子君） 平成24年7月5日から6日の2日間、産業建設常任委員会の行政視察研修を行いましたので、その報告をさせていただきます。

研修地及び研修内容ですが、1日目が7月5日午後、佐賀県唐津市役所、内容は新屋敷地区住宅地区改良事業について、2日目が7月6日午前、佐賀県小城市役所、内容は農業の概要、耕作放棄地等への対応について、午後は佐賀県佐賀市役所、内容は住宅リフォーム助成事業の概要についてです。

主な点だけを紹介します。

1番の新屋敷地区住宅改良事業、これは唐津市で研修を行いました。

唐津市は平成17年に8市町村が合併、さらに平成18年に1村が加わり、新唐津市が誕生しています。人口は約13万人です。

今回の研修では、菊陽町も光団地、古閑原団地など、今後町営住宅の建て替えが進んでいたり、また計画をされていたりしますが、入居者の安心・安全を考えた住宅とはどういうものか、また高齢者が多く居住されていることもあり、高齢者への対応について研修を行いました。この事業は、住宅地区改良法に基づき、炭鉱住宅223戸を買収及び除却し、区画整理後、新たに94戸の改良住宅を建設し、生活環境の改善を図った事業でした。事業年度は、平成14年から20年度、総事業費が31億6,000万円で、そのうち国庫補助金が18億7,000万円です。

特徴的なことは、かなり大がかりってということもありますので、地元の建設委員会を立ち上

げて取り組んだということ、また94戸の中で9戸をシルバーハウジングとされていました。特に、その地域内をほとんどバリアフリー化しているということや、集会所、広場をつくり、人が集まりやすい動線を考えておられました。また、町営養護老人ホームが近くにあり、緊急通報システムを設置していたり、トイレに介助スペースを設けていたりということで非常に手厚くされているという印象を受けました。

研修で学んだこと、今後生かしたいことですが、住宅地区の改良事業で今お話ししましたように大がかりなため規模は異なりますが、これからの菊陽町の町営住宅にも生かせるところはぜひ提案をしていきたいと思います。特にバリアフリー化というか、安心・安全な住宅建て替えを要望していきたいと思います。

次は、農業の概要、耕作放棄地の対応については、小城市を研修しました。

小城市は人口約4万6,000人です。特に温暖や気候や肥沃な土壌に恵まれた自然条件の中、米、麦、大豆などをはじめイチゴなどの施設野菜、山間部では温州ミカンなどの果樹の振興に取り組まれていました。農業者の高齢化、後継者不足による担い手の減少などが同じように課題ということでした。

概要の説明を受けて、その後、平成23年度耕作放棄地再生利用再生事業として取り組まれた牛尾地区再生工事の場所を見学しました。ただ、全体としては森林や山林が原野化しており、農地に戻すのは困難ということでした。

今回の研修で学んだこと、今後に生かしたいことですが、農業者の高齢化、後継者の不足など直面している課題は同じだと感じました。しかし、耕作放棄地の取組については小城市は山林が多く、やはり菊陽町のような平地とは異なる課題があると感じました。産業建設常任委員会では、農業委員会との意見交換会を1回行っていますが、今後も継続してこういう問題等とともに取組たいと考えています。

最後は、住宅リフォーム助成事業の概要について佐賀市の研修です。

佐賀市は人口約23万5,000人で、ここも平成17年に合併をしています。

まず、佐賀市住宅リフォーム緊急助成事業について説明を受けました。佐賀市の事業の特徴は、市単独ではなく、県費と市費で両方の助成事業をしているということが特徴的でした。県費は上限40万円で県内業者が施工する工事が対象で、基本助成っていうのがありまして、50万円以上の工事について工事費の15%、上限20万円、加算助成が耐震加算、エコ加算、ユニバーサルデザイン加算などがありまして、これが上限20万円です。それプラス市費で上限10万円で市内業者が施工する工事が対象というのがあります。また、加算につきましては、市も県費の2分の1を加算をするという耐震エコ、ユニバーサルデザインの加算がありました。単独助成としては、佐賀市でとれた木材を使用したり、緑化の推進をしたらそれに対する助成があるということでした。その財源としては、県が20億円の基金を運用して、佐賀市は3年間で6億円ですけれども、佐賀市の負担は3年間で1億円、県が5億円ということでした。申し込みが多く、平成24年度も4月からスタートをされたそうですが、申請が多く、5月18日で締め切りと

したということでした。あと、事前審査は県が緊急雇用対策として行っている、完了した後の検査については1件当たり3,000円で、これも外部委託ということでした。

経済波及効果については、秋田県などであるとされ、県知事選のマニフェストに入って、今回の事業が進行しているということでしたけれども、下水道の接続についてもリフォーム事業で対応できるということです。

研修で学んだこと、今後に生かしたいことでは、佐賀市は単独の事業ではなく県と一緒に取り組むことで効果が出ていますし、申し込みも多数に上って対応されていたということです。ただ、事務処理が非常に煩雑で職員の方は大変御苦労されていました。今後は、菊陽町でどういうふうに考えていくかは検討課題であると思います。

最後ですが、研修に同行していただいた志垣課長には大変お世話になりました。

以上で研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、総務常任委員会委員長渡邊裕之君。

○総務常任委員長（渡邊裕之君） それでは、総務常任委員会の視察研修報告を行います。

私どもの委員会は九州北部豪雨の災害の翌週、7月17日から19日まで広島県府中町、呉市、そして山口県の萩市に研修に参りました。

執行部からは阪本税務課長に御同行いただき、行程の大半を運転をしていただきました。この場をおかりして御礼を申し上げます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

まず、1日目でございますが、広島市の南西部に位置する府中町でございます。

研修目的は、合併に頼らない日本一のまちづくりということで、府中というと府中市っていうのは皆さん御存じでしょうが、なかなか府中町っていうのは御存じない方もいらっしゃるかと思います。周りが全部広島市というところでございまして、人口は5万1,396人の町でございます。面積は10.45平方キロメートル、2分の1は山間部というところでございまして、マツダの本社の町でございまして、多いときはマツダ労組の議員さんが5名もいたというほどのマツダの城下町でございます。町としては全国で一番人口の多いということでございました。このまま町で行くというスタンスではなくて、町民の後押しを受けて市制移行については調査中ということでございました。

府中町の合併についてですが、昭和45年に広島市から合併の申し入れがございまして、当時の町長がその合併の方針を表明をいたしました、リコール運動なども起こり辞職、反対派の町長が当選をして合併は頓挫したということでございます。

1980年に広島市が政令市に昇格した後も合併は進みませんでしたけれども、平成の大合併時に住民投票条例等を受けまして投票を実施、その結果、法定協議会を設置をいたして協議をしてまいりましたが、その間に広島市が財政非常事態宣言を出されるなど、やはりここうまくいかず、町長選で合併が争点となり、慎重派の町長が再選されますと、その結果を受けて合併協議会も廃止となったということでございます。

私どもと比べますと、周りが全て広島市で100万都市という中での合併でありまして、やはり自分の独自の建設計画等が全く無視されるという中でのこの合併の流れだということは理解できる。そういった意味では、私どもの町とは少し違うかなというふうな印象でございました。

また、まちづくりにおきまして、このマツダ工場のほかにも麒麟麦酒の工場がございましたが、そちらが撤退しました後にイオンモールという大きな商業施設ができましたけれども、そこに工業地から商業系に用途変更させるために、これは非常に難しかったと。そのために地区計画でまず物を建てて用途を変更させるなど、土地利用計画を巧みに立てて10年先を見通した都市計画をされておりました。これに取り組まれた平成13年から当時の職員さんが取り組まれたというようなことで、本当にいい町ができた、広島と違う独自の色が出せたと感じると自負されておりました。非常に参考になる施策でございました。また、このほかにも交通システム等についても詳しく御説明をいただきました。

続きまして、翌日18日には呉市に伺いました。

研修の目的は、先ほども監査報告でもございました国保税でございます。国保税や医療費の抑制のために先進的な取組をされているという、この仕組みを学ぶためでございます。

呉市は広島県の南西部に位置し、人口24万2,252人ということで、戦艦「大和」の造船場もあった軍港でございます。国保の被保険者が5万5,105人、人口の23%ということでございます。人口15万以上の都市では高齢化率が最も高く、29.3%ということでございました。市の計画目標として健康寿命の延伸、国保の健全運営を達成するために社会生活習慣病の予防を柱とした保険事業の推進を図り、余命を延ばし、介護期間を減らすという努力をされております。医療費の適正化としてレセプトの電子データ化により、後発医薬品、いわゆるジェネリックの医薬品の使用促進通知を20年7月から行っております。その促進通知における削減効果は、平成20年度から23年度で合計3億6,764万5,471円ということでございまして、22年度実績の費用対効果では8,070万円ということになるようでございます。

通知への経過ですが、17年にレセプトの電子化の計画を立てましたが、費用等の問題で一旦断念、その後国がジェネリックの促進等々が18年から起りまして、19年8月に医師会と地域保健対策協議会にジェネリック小委員会を立ち上げ推進、その翌月に財政逼迫を受けまして、市長が財政集中改革宣言をいたしまして、国保への繰り入れが非常に厳しくなったということで、市長や議会議長、そして担当部長などが医師会幹部にかけ合っているという打ち合わせをいたしました。ゆっくりとジェネリックを進めていくという話でございましたので反発もございましたが協議を続け、シンポジウムなど市民に開催をいたしまして、情報提供ならオーケーということで医者に相談をして切りかえをという流れで進められたようでございます。

また、重複の受診者、頻回受診者の方々には訪問指導を行い、それぞれこれも22年度の効果ですが、26万円、170万円ほどの診療費の削減がされております。また、高額レセプトの点検を行い、基礎疾患の重症化を予防する指導を行い、医療費負担を増やさない努力をされてお

ます。その削減額の算定はされておりましたが、お尋ねをしますと透析等を受けると1人当たり年490万円かかるということで、そういった支出が抑えられているのではないかといいことのでかなりの削減の効果があるようでございました。先ほどのジェネリックの通知におきましても、行政担当だけではなくて、議長も御尽力をし、市全体でこの制度に取り組まれたという御努力に敬意を表する限りでございます。視察もかなり多いということで対応もとてもなれておられました。市の観光もしっかりPRをされまして、私ども委員会全員で大和ミュージアムも案内、招待をいただきました。受入れ対応もすばらしく、大変勉強になった次第でございます。

この呉市を後にいたしまして、一路山口県の萩市に向かいまして、翌日午前中より萩市役所で研修を受けました。

研修の目的は、中心商店街の活性化についてでございます。

萩市は山口県北部に位置し、もう御存じのとおり明治維新の原動力となった偉人を輩出した城下町でございます。平成の大合併を経て5万3,589人の市になっております。観光地とはいえ、萩市の中心商店街は大型小売店舗の進出や消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進展などにより衰退が続く、そういった中で16年に商店街、商工会議所からのアクセス環境改善の要望を受けまして、それを契機に萩市において中心市街地活性化事業として専用駐車場を整備、18年から供用開始をしております。駐車場整備後は12の店舗が出店をしております、その一つが農産物直売所を地元の法人などが設立した会社、こちらが事業主体となりまして国の補助を受けての開店となっています。中小商業活力向上事業として取り組んでおられました。

また、アーケード内の空き店舗の対策事業といたしまして、その活用のために商店街の組合員の有志で会社を設立し、観光客向けのお店、こちらでは議員の皆さんも大変御協力をいただきましてたくさんお買い上げになっておりましたが、またこういった取組や募集を行いました、事業を支援するチャレンジショップなども展開されております。この田町商店街は、経産省の地域コミュニティーの担い手としての商店街支援策を拡充する新・がんばる商店街77選にも選定をされております。行政と地域商店街、商工会議所などが取組で活性化を図る、こういったものですが、国からの助成事業などについては市の担当者の支援や、やっぱり指導が欠かせないようでございます。本町においても、商店街、商工会と一体となった中心商店街づくりに尽力されますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

なお、今回の視察は各委員会の所管と重なる部分もございますので、情報は共有し、今後の政策立案、一般質問等に御利用いただければ幸いです。私も今後そのように準備をしてまいりたいと思います。

以上で総務常任委員会の視察研修報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員会委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時20分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成24年9月5日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（平成24年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成24年9月5日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 認定第1号 平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第2 認定第2号 平成23年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第3 認定第3号 平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第4 認定第4号 平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第5 認定第5号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第6 認定第6号 平成23年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第7 認定第7号 平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

（委員会付託）

- 日程第8 議案第39号 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について  
日程第9 議案第40号 平成24年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について  
日程第10 議案第45号 工事請負契約の締結について（町営光団地第2期7・8棟建設工事）  
日程第11 議案第46号 工事請負契約の締結について（町営光団地第2期9・10棟建設工事）  
日程第12 議案第47号 工事請負契約の締結について（町営光団地第2期11・12棟建設工事）

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 中 岡 敏 博 君 | 2番  | 野 田 恭 子 君 |
| 3番  | 吉 本 孝 寿 君 | 4番  | 吉 山 哲 也 君 |
| 5番  | 渡 邊 裕 之 君 | 6番  | 坂 本 秀 則 君 |
| 7番  | 石 原 武 義 君 | 8番  | 甲 斐 榮 治 君 |
| 9番  | 芝 和 長 君   | 10番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久美子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君 副 町 長 中 富 恭 男 君

|               |           |
|---------------|-----------|
| 教 育 長         | 赤 峰 洋 次 君 |
| 総 務 部 長       | 松 本 東 亞 君 |
| 産業建設部長        | 坂 本 恭 一 君 |
| 総 務 課 長       | 實 取 初 雄 君 |
| 財 政 課 長       | 阪 本 浩 德 君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀 川 俊 幸 君 |
| 健康・保険課長       | 佐 藤 清 孝 君 |
| 環境生活課長        | 大 山 陽 祐 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長       | 堀 川 正 信 君 |
| 建 設 課 長       | 松 村 孝 雄 君 |
| 下 水 道 課 長     | 今 村 敬 士 君 |
| 総務課庶務<br>法制係長 | 中 島 秀 樹 君 |
| 図 書 館 長       | 堀 行 徳 君   |
| 生涯学習課長        | 服 部 誠 也 君 |

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 教 育 次 長                  | 鶴 田 義 晃 君 |
| 福祉生活部長<br>会計管理者兼<br>会計課長 | 阪 本 修 一 君 |
| 総合政策課長                   | 平 野 誠 也 君 |
| 税 務 課 長                  | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福 祉 課 長                  | 阪 本 章 三 君 |
| 介護保険課長                   | 宮 本 義 雄 君 |
| 町 民 課 長                  | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 農 政 課 長                  | 山 崎 謙 三 君 |
| 都市計画課長                   | 志 垣 敏 夫 君 |
| 商工振興課長                   | 小 野 秀 幸 君 |
| 教育審議員                    | 吉 川 義 則 君 |
| 学 務 課 長                  | 矢 野 陽 子 君 |
| 農業委員会事務局長                | 松 本 洋 昭 君 |
|                          | 荒 木 一 雄 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより平成23年度決算認定の件について各課長に説明を求めますが、この決算については、この後各委員会において委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第1号 平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、認定第1号の平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

本件につきましては、昨日代表監査委員から決算審査報告がなされ、また議長の方からも各委員会の方に付託される予定ということでございますので、詳細につきましては、その際各担当課から説明することとしております。

それではまず、資料の確認をさせていただきたいんですが、認定第1号という議案が1つ、1センチぐらいの書類があらうかと思います。それから、白いもので財産に関する調書というのが1つあらうかと思います。それから、主要な施策の成果、これは印刷のちょっと黒いっぽいものですが、あらうかと思います。それから、昨日監査委員さんが報告されました決算、その報告書があらうかと思います。それから最後に、4枚のつづりですけれども、歳入歳出決算参考資料というのがあらうかと思います。本日は、この参考資料と認定第1号の議案書と、この2つを使いまして説明をさせていただきたいというふうに存じます。財政課からは、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に、参考資料で説明を申し上げたいというふうに存じます。

なお、質問に対しましては、担当課長等からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考資料の1、2ページと決算書の方も1、2ページをお開きいただきたいと思います。決算書の1、2ページが決算書ということでございます。それから、参考資料の方も同じように決算書ということで、歳入の方をまずつけております。

それでは、順番に説明させていただきます。

款項ごとの予算現額及び調定額につきましては、省略させていただきますので、収入済額につ

いて前年度との比較を中心に説明させていただきます。

なお、徴税等の徴収率や不納欠損、それから収入未済額につきましては、決算審査報告書にありまして、昨日も代表監査委員から報告がありましたので、省略させていただきます。

それでは、1行目の款の1町税は1.3%、8,175万9,600万円減の61億6,137万1,561円で、歳入総額に占める構成比は前年度の50.3%から47.9%と少し減少いたしております。

その中で、項の1町民税は0.8%、1,769万814円減の21億9,374万2,363円で、そのうち個人町民税が9,572万1,000円の増、法人の町民税は1億1,341万1,000円の減となっております。

また、項の2の固定資産税は3.2%、1億1,689万9,526円の減で、35億6,731万2,258円となっております。

次の項の3軽自動車税は5.0%、350万2,054円増の7,394万1,194円、それから項の4町たばこ税は4,932万8,686円増の3億2,637万5,746円となっております。

次に、款の2地方譲与税は1.1%、194万9,944円減の1億8,142万7,138円で、これは国税として徴収されまして、都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるもので、航空機燃料譲与税は増となったものの、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税は減となりました。

次に、款の6地方消費税交付金は9.2%、2,849万6,000円増の3億3,936万円となっております。

次に、款の12地方交付税は9.4%、6,866万3,000円減の6億6,113万2,000円で、そのうち特別交付税は2,150万円増の1億6,204万8,000円となりましたが、普通交付税は9,016万3,000円減の4億9,908万4,000円でした。地方交付税の歳入総額に占める構成比は5.1%で、前年度の5.9%から0.8%減っておるところであります。

次の款の14分担金及び負担金は、項の2の負担金で362万943円増の2億8,842万495円で、これは保育料をはじめとする児童福祉費負担金が約90%を占めているところであります。

次は、款の15の使用料及び手数料ですが、これは1.0%、132万9,346円減の1億2,807万7,220円となっております。

それから、款の16国庫支出金は10.4%、1億5,050万1,800円減の12億9,200万511円で、そのうち項の1国庫負担金が4.7%、4,296万1,105円の増、それから項の2の国庫補助金が37.2%、1億9,171万6,250円の減で、この中には平成22年度からの繰越明許費の財源1,209万7,000円を含んでいるところであります。

決算書は3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。参考資料はそのままでございます。

款の17県支出金は8.2%、6,033万4,763円減の6億7,141万3,702円で、主なものでは介護基盤緊急整備特別対策事業が7,440万円の減となっております。

款の18財産収入は265%、2億1,275万3,181円増の2億9,304万2,325円で、そのうち第二土地地区画整理事業保留地処分金が1億6,688万380円増で1億9,658万7,000円となり、その他土地売却金が5,031万3,523円増の8,946万64円となっております。

参考資料は次のページ、3ページ、4ページをお開き願いたいというふうに思います。

款の19の寄附金の862万4,000円は、有限会社「さんふれあ」からの一般寄附金850万円とふるさと寄附金の12万4,000円であります。

款の20の繰入金金は2.2%、932万3,926円増の4億2,991万5,000円ですが、全て基金繰入金であります。

なお、基金については、歳出において3億5,030万1,079円を別途積立てておりますので、御報告いたします。

それから、款の21の繰越金は0.5%、368万6,357円減の7億5,435万4,795円で、平成22年度からの繰越明許費の財源2億2,824万9,000円を含んでいるところであります。

款の23の町債は53.9%、4億8,300万円増の13億7,960万円で、項の1の総務債と項の7の土木債は減少したものの、項の2の民生債、項の5の農林水産業債、項の8の消防債、項の9の教育債は増加しています。

なお、項の7の土木債には平成22年度からの繰越明許費の財源6,310万円を含んでいるところであります。

以上、歳入の合計は、平成22年度からの繰越明許費の財源3億344万6,000円を含めまして128億6,587万8,420円で、前年度から3.6%、4億4,893万4,822円の増となっております。

それから、決算書の4ページを御覧いただきまして、右側に予算現額と収入済額との比較がマイナスになっておりますけども、これは款の16の国庫支出金、17の県支出金、それから23の町債につきまして24年度へ繰越財源がありまして、11億数千万円繰り越しておりますので、その分が入っておるところでございます。

決算書も参考資料も次の5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。

次は、歳出になります。

歳出につきましては、予算現額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較については省略させていただきまして、款項ごとの支出済額について、前年度との比較を中心に説明させていただきます。

なお、決算書にあります翌年度繰越額につきましては、継続費及び繰越明許費でありまして、去る6月の議会におきまして報告させていただいた内容でございます。また、監査委員さんの決算監査報告書の中の8ページにも一覧として整理されておるところであります。

それでは、款の1の議会費でございますが、議会費は37.7%、3,932万7,804円増の1億4,358万4,384円で、増加の要因は共済費の負担金が3,917万6,062円増えたことでございます。

次に、款の2総務費は19.4%、4億4,080万373円減の18億2,618万7,221円で、歳出総額に占める構成比は15.2%となっております。前年度から大幅に減っておりますが、項の1の総務管理費で役場庁舎の耐震補強工事が約1億3,000万円ありましたことが減ったことで、それから基金の積立てで学校建設基金の積立金を3億5,000万円なくなったというところが減少した主な要因でございます。

次に、款の３民生費は3.8%、１億2,828万7,134円増の35億386万8,015円で、歳出総額に占める構成比は29.1%と最も高い比率となっているところであります。

項の１の社会福祉費は、7,811万2,389円増の15億2,167万3,004円で、国民健康保険特別会計への繰出金、介護保険特別会計への繰出金、それから熊本県後期高齢者医療広域連合の負担金などを含みます。また、障害者福祉の扶助費なども含んでいるところであります。

また、項の２の児童福祉費は5,017万4,745円増の19億8,219万5,011円で、児童手当から移行しました子ども手当が約9億586万2,000円、それから保育園費が9億6,599万円などが主なものであります。

なお、私立保育園の整備費に係ります安心こども基金特別対策事業の補助金分2億4,103万6,000円は、平成24年度に繰越しているところでございます。

款の４衛生費は4.7%、5,085万3,678円減の10億3,315万4,001円で、項の１保健衛生費の子ども医療費助成、それから予防接種の関係の費用がそれぞれ増加しているところであります。

また、項の２の清掃費では、菊池環境保全組合への負担金が１億3,000万円ほど減っているところでございます。

款の５の労働費は26.7%、488万1,347円減の1,340万4,424円で、働く婦人の家の運営費が減っているところであります。

続きまして、款の６農林水産業費は11.9%、3,184万1,423円増の２億9,877万8,117円で、項の１の農業費には農業集落排水特別会計への繰出金6,961万円、さらに土地改良の県営事業負担金4,433万5,313円などを含んでいるところであります。

続いて、款の７の商工費は12.4%、1,006万5,831円増の9,122万6,363円で、企業誘致関連の工事費等の増が増加の要因であります。

続きまして、款の８の土木費は1.9%、3,391万7,519円減の17億9,525万3,675円で、歳出総額に占める構成比は14.9%となっております。そのうち、項の２の道路橋梁費は３億3,932万4,199円の減の３億3,590万9,053円で、横道合志２号線の改良事業、それから原水駅線の改良事業費が皆減、もう全て減ってしまったというところが大きく減った要因であります。

また、項の３の都市計画費は、１億2,332万8,466円増の11億2,990万9,467円で、土地区画整理事業費が１億819万8,782円、それから下水道特別会計繰出金が3,804万6,000円それぞれ増加しております。

さらに、項の４の住宅費は、１億8,165万6,332円増の２億7,443万9,887円で、そのうち光団地建設事業が２億6,220万350円であります。

続きまして、款の９の消防費は32.4%、１億1,027万9,718円増の４億5,113万7,852円で、このうち菊池広域連合負担金が２億8,831万4,484円で、広域行政防災無線デジタル化更新整備に8,368万5,000円や災害時の備蓄倉庫の整備に307万6,500円などを支出しているところで、大幅に増えているところであります。

それから、款の10の教育費につきましては50.5%、５億5,447万7,073円増の16億5,262万



340円で、歳出総額に占める構成比は13.7%となり、前年度から大幅に増えております。

項の3の中学校費から項の6の保健体育費は減少しているものの、項の2の小学校費が菊陽中部小学校建設事業で6億4,624万3,193円、それから西小学校の整備関係で5,565万3,015円などで5億8,316万7,506円の増となっております。

続きまして、款の12の公債費につきましては2.8%、3,407万2,752円増の12億3,127万3,229円で、歳出総額の構成比は10.2%を占めているところであります。内訳は、目の1元金が10億6,891万5,728円で、目の2の利子が1億6,235万7,501円であります。

なお、平成23年度末の地方債現在高は103億8,660万8,000円で、中部小学校の建設費の増などにより約3億1,000万円ほど増加している状況にあります。

決算書は7、8ページをお開きいただきたいと思います。

最後に、款の14の予備費につきましては支出はございませんが、決算書の最後から2枚目の230ページをお開き願いたいんですが、予備費につきましては230ページの備考欄に充当先を明記しております。こういったところに緊急に不足したときに充当したというところで説明をさせていただきたいというふうに存じます。

決算書はまた8ページにお戻りいただきたいと思います。

以上、歳出の合計は、平成22年度からの明許繰越しに係る支出済額3億65万9,182円を含め120億4,048万7,621円で、前年度から3.2%、3億7,789万8,818円の増となりました。

お手数ですけど、決算書の最後のページ、231ページをお開きいただきたいと思います。

このページは実質収支に関する調書でありまして、単位は千円となっております。

歳入総額が128億6,587万8,000円に對しまして、歳出総額が120億4,048万8,000円ですので、歳入歳出差し引き額は8億2,539万円となります。

なお、翌年度へ繰越すべき財源として継続費通次繰越額が8,751万8,000円、それから繰越明許費繰越額が1億5,411万円が必要なことから、実質収支額は下から2段目にありますように5億8,376万2,000円となります。前年度と比較しますと、5,765万7,000円の増となっております。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、決算審査報告書の方に代表監査委員の方から報告がございましたので、説明は省かせていただきますけど、詳細については報告書なりを眺めていただければよろしいかと思います。

早口でしたけど、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 小さなところはもう質問を除外するということですので、ちょっと大きな部分でですね。

皆さんも御存じのように、政府の方針が赤字国債の關係の法案が成立せずに、地方交付税等が遅れるというふうなのが今朝のニュースでもあっておりましたが、本町關係で今見てみますと収入未済額というのがかなり依存財源のところで出てるようですね。これで国あるいは県から来る財源が今大体何%ぐらいもう収入済みであって、あとどのぐらい残って、それが今後どういうふうに入納されていく予定なのか、その辺の見込みを難しいかと思いますが、観測で結構ですので、お教え願いたい。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、甲斐議員の質問にお答えいたします。

今、申されました国の財源の關係でございしますが、地方交付税のうち市町村分につきましては遅れることなく納付があるというところでございます。遅れますのは、県の部分が少し遅れるということは聞いておりまして、県の場合は不足する場合はまたお金は借金するというような形になるかと思いますが、町の場合は影響ないというところでございます。

交付税につきましては、年間4回に分けて来ます。4月、6月、9月、12月だったと思いますが、菊陽町の場合はもともと交付税が4億数千万円ということでそんなに多くございませんで、1回がやっぱり1億円ちょっとということになりますので、全体的にはそう影響するものはないかというふうに考えております。他の市町村におきましては、交付税額が何十億円から100億円、200億円というところもございしますので、遅れたら大変影響はあるかと思いますが、菊陽町の場合もともとちょっと少ないもんですから、そんなに影響はないと思います。

それから、財源の収入未済ということではございしましたが、国庫支出金、県支出金につきましては基本的には補助事業ということになりますので、事業完了後ということで年度末、それから出納整理期間あたりに入ってくるかと思っております。

それから、町債につきましても基本的借入れは年度末ということになりますので、財源的にはやっぱり3月の半ばから5月の半ばにつきましては財源が不足しております。そのため、別途お金を借りると利子が高いもんですから、現在は基金を持っておりますので、その基金の繰替え運用といいますか、基金を一部借りたような形として一時的に借り入れていると。そして、財源が入ってくればまた基金に戻し入れます。当然、戻し入れる場合は利子もつけて返すというような形でありまして、現時点の歳入につきましてはやっぱり年度末が多いもんですから、全て入っているわけではございません。ですけど、毎月毎月入ってきます例えば保育料とか、それから定期的に入ります税あたりで賄っていくということになるかと思えます。特に、大きいのが固定資産税が三十数億円ございますけども、固定資産税は5、7、9、11ですか、の4回に分けて入りますので、基本的には11月までには固定資産税が大体入ってくるというような状況があります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 認定第2号 平成23年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、認定第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、認定第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料としまして主要な施策の成果をつけております。

この特別会計につきましては、用地の先行取得事業に係る歳入歳出を整理するものでございます。また、2枚めくっていただきますと、歳入歳出決算が一応ございます。説明につきましては、決算書の事項別明細書の7ページ、8ページで説明させていただきたいというふうに思っています。

7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

まずは、歳入であります。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入につきましては、予算現額27万円に対し調定額、収入済額ともに26万9,135円で、これは土地開発基金の利子であります。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金ですが、予算現額2億3,147万円に対し、調定額、収入済額ともに2億3,097万9,755円で、これは維持管理費及び公債費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したものであります。

以上、歳入の合計は2億3,124万8,890円となります。

9ページ、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1土地開発基金積立金につきましては、予算現額27万円に対して支出済額が26万9,135円で、これは歳入で受け入れた基金利子を積み立てるというものであります。

次に、款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費につきましては、予算現額127万1,000円に対し、支出済額は78万1,053円であります。これは光の森地内にあります町の用地で南側の複合施設建設予定地といいますか、こちらが7,000平米ございます。こちらの除草作業手数料としまして22万1,150円、それから北側にあります（仮称）菊陽町光の森多目的広場、約3万平米ございますが、こちらの維持管理としまして消耗品費、光熱水費、管理委託料の合計55万9,503円を払っているというところでございます。

続きまして、款の3公債費は、公共用地先行取得等事業債の償還金で、目の1元金を2億1,459万円、目の2の利子を1,560万8,702円支出しております。

なお、平成23年度末の地方債残高は、10億7,295万円となっております。

以上、歳出合計が2億3,124万8,890円となっております。

最後の11ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのページは実質収支に関する調書で、千円単位の数字となります。

歳入総額2億3,124万8,000円に対し、歳出総額も2億3,124万8,000円ですので、歳入歳出差し引き額は0円となります。このため、翌年度へ繰り越すべき財源もありませんし、実質収支額も0円ということになります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 認定第3号 平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、認定第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

認定第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の決算書の1ページをお開きください。

平成23年度の歳入歳出決算は、1ページから4ページまでとなっております。

次に、6ページから28ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、具体的な予算執行状況で、最終29ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託されることになっておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて御説明を行い、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の説明については省略させていただきます。

まず、決算書の3ページと4ページをお開きください。

4ページの下段、欄外の方に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が32億7,975万9,019円、歳出総額が32億2,737万3,163円で、歳入歳出差引残額が5,238万5,856円でありまして、この差引残額が平成24年度への繰越金になります。

それでは、歳入の主なものについて御説明をいたします。

1ページ、2ページをお開きください。

表題の款項、予算現額、調定額につきましては省略しまして、２ページの左上、収入済額についてのみ主なものを説明させていただきます。

款の１国民健康保険税、項の１国民健康保険税は、一般分と退職分の現年課税分と滞納繰越分であり、７億７,４７９万９,３７６円となっております。

国民健康保険税の現年分の収納率は、９２.２％であります。前年度に比べまして、０.２％減少しております。不納欠損額は６１５万２,８３７円、収入未済額は２億６,８６０万３,８７６円となっております。

款の５国庫支出金、項の１国庫負担金は６億４,６１２万１,１９１円となっております。

項の２国庫補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金から成る財政調整交付金が主なものであり、２億３,７５６万２,０００円であります。

款の７前期高齢者交付金、項の１前期高齢者交付金は、国保被保険者の６５歳から７４歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入状況に応じて調整されて交付されるものであり、５億９,３１８万９,９２５円です。

款の１０共同事業交付金、項の１共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金で、制度に基づき国民健康保険団体連合会から収入されるものであり、３億７,７９７万７,３７４円です。

款の１３繰入金、項の１他会計繰入金は一般会計からの繰入金であり、２億３,８４６万１,６０５円です。

項の２基金繰入金は、医療給付支払い等に充てるための繰入金であり、療養給付支払等基金を４,３００万円取り崩しております。その結果、平成２３年度末の基金残高は９９万５２９円となっております。

以上により、表の一番下の行、歳入合計は、予算現額３２億６,６６３万２,０００円、調定額３５億５,４７５万９,３０１円、収入済額３２億７,９７５万９,０１９円、不納欠損額６１５万２,８３７円、収入未済額２億６,８８４万７,４４５円、予算現額と収入済額との比較ですが、１,３１２万７,０１９円となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

３ページ、４ページをお開きください。

歳出につきましても予算現額は省略しまして、４ページ左上、支出済額についてのみ主なものを御説明させていただきます。

款の２保険給付費、項の１療養諸費は、療養給付費、療養費等を合計したものであり、１９億３００万４,３６４円です。

項の２高額療養費は、被保険者の一部負担軽減を図ることを目的に、算定基準額を超える部分を高額療養費で支給されたものであり、２億３,６５６万３,５４５円です。

款の３後期高齢者支援金等、項の１後期高齢者支援金等は３億９,３４４万２,９０７円です。

款の７共同事業拠出金、項の１共同事業拠出金は、小規模保険者の運営基盤安定化を図るために市町村からの拠出金、国及び県からの負担金を財源に高額医療費について県単位で費用の

調整を図るものであり、4億2,971万9,423円です。

以上により、一番下の行、歳出合計、予算現額32億6,663万2,000円、支出済額32億2,737万3,163円、翌年度繰越額0円、不用額3,925万8,837円、予算現額と支出済額との比較も同額になります。

次に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額5,238万5,000円で、実質収支も同額となります。

以上で平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 認定第4号 平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、認定第4号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 認定第4号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

お手元の決算書の1ページをお開きください。

平成23年度の歳入歳出決算は、1ページから4ページまでとなっております。

次に、6ページから12ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終13ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、先ほどと同じで文教厚生常任委員会に付託されることになっておりますので、これから1ページから4ページの款項の主なものについて御説明を行い、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細については省略させていただきます。

決算書の3ページと4ページをお開きください。

4ページの下段、欄外の方に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が2億5,771万6,001円、歳出総額が2億4,978万8,380円で、歳入歳出差引残額は792万7,621円でありまして、この差引残額が平成24年度への繰越金になります。

それでは、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1 ページと 2 ページにお戻りください。

予算現額、調定額については省略しまして、2 ページ左上、収入済額について主なものを説明させていただきます。

款の 1 後期高齢者医療保険料、項の 1 後期高齢者医療保険料は、75 歳以上の被保険者の保険料収入であり、1 億 8,682 万 6,600 円であります。収入未済額につきましては 180 万 1,360 円です。

款の 4 繰入金、項の 1 一般会計繰入金で 5,760 万 3,520 円の繰入れを行っております。

以上により、一番下の欄の行ですけれども、歳入合計は、予算現額 2 億 7,397 万 1,000 円、調定額 2 億 5,954 万 2,861 円、収入済額は 2,577 万 1,601 円、不納欠損額 2 万 5,500 円、収入未済額 180 万 1,360 円、予算現額と収入済額との比較は 1,625 万 4,990 円のマイナスとなっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

予算現額は省略しまして、支出済額について主なものを説明させていただきます。

款の 1 総務費、項の 1 総務管理費は、後期高齢者医療事業運営に係る事務費であり、127 万 4,825 円であります。

項の 2 徴収費は、保険料徴収を行うための事務費であり、89 万 7,580 円であります。

款の 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項の 1 後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 4,277 万 6,552 円で、これは歳出総額の 97% を占めております。

款の 3 保険事業費、項の 1 健康保持増進事業費は、特定健診などの事業費で 460 万 703 円となっております。

以上により、歳出合計は、予算現額 2 億 7,397 万 1,000 円、支出済額 2 億 4,978 万 8,380 円、翌年度の繰越額 0 円、不用額 2,418 万 2,620 円となっており、予算現額と支出済額の比較は同額となっております。

以上で歳出の説明は終わります。

次に、13 ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですけれども、歳入歳出差引額 792 万 7,000 円で、実質収支とも同額となっております。

以上で平成 23 年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16 番（小林久美子君） 認定第 4 号のページ、8 ページを開いていただいて、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料と普通徴収保険料とあるんですけれども、普通徴収保険料が増える

のかなというふうに思いましたが、この推移についてお尋ねしたいと思います。後でもいいです。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 推移といいますと、前年度の比較ということで、その伸び率を……

（16番小林久美子君「何かちょっと普通徴収は伸びてるのかなと思ったんですけど、その特別徴収と普通徴収の関係と、ちょっとそういうふうに感じたんですけど、それでいいのかどうか、特に変わらないのか、その辺を」の声あり）

それでは、ちょっと今ここ資料を持ってきませんでしたので……

（16番小林久美子君「そしたら、後で」の声あり）

後でお送りします。

（16番小林久美子君「はい、はい」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 認定第5号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、認定第5号平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

御説明をいたします前に、1か所訂正の方を大変申し訳ないんですけども、していただきたいと思います。

4ページを開いていただきたいと思います。決算書じゃなくて、最初の説明の方の施策の成果の方の4ページでございます。

5番の介護保険料の収入状況という表がございます。その中で一番右側、それから次のこの平成23年度の分ですけれども、不納欠損額と収入未済額というのがございまして、一番下の1,123万5,960円と、その右の289万3,720円をちょっと欄違いで入れかえていただきたいというふうに思います。大変申し訳ございません。

それでは、認定第5号平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきます。

まず、決算書の1ページを開いていただきたいと思います。

平成23年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでとなっております。



次に、6ページから26ページまでが歳入歳出決算書事項別明細書です。それから、最終27ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託予定ですので、これから1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明を行い、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の説明については省略させていただきます。

決算書の3ページと4ページをお開きください。

4ページの下段の欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が17億7,614万2,268円、歳出総額が17億6,513万7,473円で、歳入歳出差引残額が1,100万4,795円でありまして、この差引残額が平成24年度への繰越金になります。

それでは、歳入の主なものについて説明いたします。

1ページと2ページをお開きください。

予算現額、調定額については省略しまして、2ページの収入済額について主なものを説明します。

款の1保険料、項の1介護保険料は、第1号被保険者である65歳以上の方の保険料収入で3億4,320万3,860円、収納率は96.1%です。不納欠損額は289万3,720円、収入未済額は1,123万5,960円です。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担金で2億8,432万6,000円です。

項の2国庫補助金は、介護保険の財政調整のために国から5%から40.5%まで分を交付されるものであり、9,467万7,950円です。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は、第2号被保険者である40歳から64歳までの分で、30%を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、4億9,938万1,853円です。

款の6県支出金、項の1県負担金は、介護納付費及び予防給付に要する県の負担金で、交付割合は12.5%、2億5,670万2,915円です。

項の3県補助金は、介護予防事業費及び包括支援事業の補助金であり、806万9,975円です。

以上、歳入合計は、予算現額17億7,853万8,000円、調定額17億9,027万1,948円、収入済額17億7,614万2,268円、不納欠損額289万3,720円、収入未済額1,123万5,960円、予算現額と収入済額との比較は239万5,732円のマイナスとなっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

3ページと4ページを開いていただきたいと思います。

予算現額は省略しまして、4ページの支出済額について主なものを説明させていただきます。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は、介護保険給付に要する費用であり、16億2,114万2,040円であり、前年度よりも1億1,272万8,266円増加しております。

項の３高額介護サービス等費は、要介護者等が１か月に支払った利用者負担、一定の上限額を超えたときに払い戻しされる事業であり、3,569万2,438円です。

款の４地域支援事業費、項の１介護予防事業費は、介護予防に関する啓発、地域活動の支援、通所による運動教室を行う事業であり、2,163万5,012円です。

項の２包括的支援事業・任意事業費は、地域の高齢者が住みなれた地域で暮らすことのできるための相談業務、家庭用介護用品の助成、在宅介護などの支援事業費であり、3,012万9,920円です。

以上により、歳出合計額が予算現額17億7,853万8,000円、支出済額17億6,513万7,473円、翌年度繰越額０円、不用額が1,340万527円、予算現額と支出済額との比較も同額です。

これで歳出の説明を終わります。

次に、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額1,100万4,000円、実質収支額も同額となっております。

以上で平成23年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第５号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第６ 認定第６号 平成２３年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第６、認定第６号平成23年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、認定第６号平成23年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

まず、次のページに主な施策の成果を掲載いたしております。

決算書の1ページから4ページまでが歳入歳出決算書、6ページから22ページまでが事項別明細書でございます。また、23ページに実質収支に関する調書を添付いたしております。

なお、下水道特別会計におきましても、委員会付託になっておりますので、本日は主なところだけを説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

昨日、代表監査委員からの報告にもございましたように、菊陽町下水道事業は平成24年4月から企業会計方式により経理処理を行っております。そのため、平成23年会計年度につきましては、平成24年3月31日をもって打ち切り決算となりました。官庁会計方式であれば、4月、5月の出納閉鎖期間があり、その間の収入、支出、執行額が23年度の決算額として整理されますが、今回は打ち切り決算でございますので、4月、5月の収入額、支出額につきましては、24年度新会計予算の特例的収入及び支出という項目の予定予算として計上されております。そして、今般この決算認定により予定されていた予算額が確定いたしますので、その額を今回の補正予算に計上し、御承認をいただくものでございます。ですから、この平成23年度の決算書におきましては、収入未済額や支出における不用額が多額なものとなっておりますが、これらの大部分は24年度の新会計予算に引き継がれ、それぞれ執行が行われるものでございます。ただし、これは企業会計への移行初年度に限っての決算処理となります。

それではまず、歳入について御説明いたしますが、今申しましたように打ち切り決算でございますので、各執行額につきましてはその伸び率など前年度との比較ができませんので、一部を除いては執行額のみ説明となります。どうぞ御了承ください。

それでは、款の1使用料及び手数料、項の1使用料は、収入済額6億4,378万6,660円でございます。収入未済額8,587万8,570円につきましては、新会計制度の中で24年度の収益として歳入されております。この5月までの使用料を加えますと、使用料の総額は前年度よりも2,000万円以上増加いたしております。これは汚水処理人口の増加によるものでございます。

次に、款の2分担金及び負担金、項の2負担金は、下水道受益者負担金や他団体等からの納入されます事業費負担金で、収入済額は3,390万1,208円でございます。

次に、款の3国庫支出金、項の1国庫補助金、収入済額は1億1,997万9,000円でございます。収入済額との比較マイナス7,312万1,000円は、翌年度繰越事業費の補助交付金分でございます。

次に、款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、収入済額4億5,160万7,000円は、前年度比9.2%の増加でございます。

次に、款の6繰越金、項の1繰越金、収入済額2,547万6,657円、前年度比5.1%の減でございます。

次に、款の7諸収入、項の2雑入は、収入済額はございませんが、収入未済額129万3,290円につきましては、熊本北部流域下水道において実施しておりますグリーン電力証書売却収入の

配分額でございまして、これは4月に新年度の収益として受け入れております。

次に、款の8町債、項の1町債、収入済額は6億8,840万円でございます。この中身は、下水道の建設に係る起債分と、23年度におきましても年利6%以上の高利の起債分の繰上償還を行うための借換債4億1,895万円を発行いたしております。この繰上償還を行ったことによりまして、9,530万8,161円の利子の負担軽減が図られております。

なお、予算額との比較額マイナス7,490万円は、主に関連公共下水道事業の翌年度繰越しにかかわるものでございます。

以上の歳入合計は、19億6,324万1,660円となっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、支出済額は4,626万7,245円でございます。不用額1,462万2,755円の主なものは、大津菊陽水道企業団徴収事務委託料及び企業会計移行作業に係る下水道資産調査等業務委託料でございます。

次に、款の2維持費、項の1維持費、支出済額は4億2,572万7,298円でございます。不用額1,333万702円の主なものは、汚水中継ポンプ場維持管理業務委託料でございます。

次に、款の3事業費、項の1公共下水道事業費、支出済額は3億5,836万6,074円でございます。翌年度繰越額1億5,506万500円は、第二区画整理事業地内遊戯場周辺の汚水及び雨水の幹線枝線築造工事及び公共汚水ます設置工事費分でございます。不用額1,594万6,426円の主なものは、現場技術業務委託料やマンホールかさ高調整、ふたの交換工事等、それから入札の請負残でございます。

次に、款の4公債費、項の1公債費、支出済額は10億3,327万2,923円で、この内訳は元金が8億1,488万5,959円、利子が2億1,838万6,964円でございます。元金償還額が大きいのは、さきに歳入部分で説明いたしましたが、高利起債分の元金の繰上償還によるものでございます。不用額1億1,016万1,077円は、3月に支払い予定でありましたゆうちょ銀行、かんぽ生命に対する償還額でございます。

以上、歳出合計は18億6,363万3,540円となり、歳入歳出差引残額につきましては9,960万8,120円でございます。

なお、この残額は公共下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計へ引き継ぎました。

最後に、23ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額19億6,324万1,000円に対しまして、歳出総額は18億6,363万3,000円でありますことから、歳入歳出差引額が9,960万8,000円となっております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源で繰越明許費繰越額が874万円ございましたので、実質収支額は9,086万8,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 認定第7号 平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、認定第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、認定第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

まず、次のページに主な施策の成果を掲載いたしております。

決算書の1ページから4ページまでが歳入歳出決算書、6ページから12ページまでが事項別明細書でございます。13ページに実質収支に関する調書を添付いたしております。

農業集落排水特別会計におきましても、委員会付託となっておりますので、本日は主なところだけを説明させていただきます。

なお、農業集落排水事業につきましても、平成24年4月から公共下水道事業とともに企業会計方式により経理処理を行っておりますので、平成23年会計年度は打ち切り決算でございます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

款の1使用料及び手数料、項の1使用料、収入済額は698万7,930円でございます。収入未済額分につきましては、5月に96万5,430円が24年度の収益として受け入れられております。

次に、款の2分担金及び負担金、項の1負担金、収入済額12万円は、地方自治法224条の規定による受益者分担金でございます。

次に、款の4財産収入、項の1財産運用収入、収入済額1万3,558円は基金利子分でございます。

次に、款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、収入済額6,961万円、前年度比、これは2.1倍の増でございます。これは、空港入り口でございますユーユーフーズ周辺の汚水処理を農業集落排水事業で行うための管渠築造工事を3か年計画で進めておりまして、この費用に要した繰入金の増加でございます。

次に、款の6繰越金、項の1繰越金、収入済額は105万8,925円、前年度比18%の減でございます。

ます。

以上、歳入合計は7,779万413円となっております。

次に、3、4ページをお開きください。

歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、支出済額44万8,161円、前年度比7.1%の減でございます。

次に、款の2維持費、項の1維持費、支出済額は1,310万4,622円でございます。不用額270万1,378円の主なものは、処理場維持管理業務委託料や修繕費の請負残などでございます。

次に、款の3事業費、項の1農業集落排水事業費、支出済額4,163万3,953円、前年度に比べまして率にしまして4.5倍の増加でございますが、これは先ほど申しましたように管渠築造工事によるものでございます。

次に、款の4公債費、項の1公債費、支出済額2,014万3,026円で、この内訳は元金が1,327万2,225円、利子が687万801円、支出額は前年度と同額となっております。

以上の歳出合計が7,532万9,762円となっております。また、歳入歳出差引残額につきましては246万651円でございます。

なお、この残額は農業集落排水事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計へ引き継ぎました。

最後に、13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額7,779万円に対しまして歳出総額が7,533万円でございますので、歳入歳出差引額は246万円となっております。実質収支額も246万円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第7号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第7号までの質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第7号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委

員会に付託することに決定しました。

これで委員会付託を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第 39 号 平成 24 年度菊陽町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第 8、議案第 39 号平成 24 年度菊陽町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第 39 号の平成 24 年度菊陽町一般会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げます。

平成 24 年度もはや 5 か月が過ぎまして、歳入の増減や歳出予算の不足、さらに新たな支出を要する事案が発生しましたことから、既定の予算に追加または変更を加える必要がありますので、今回補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、表紙をめくっていただきたいと思います。

1 ページをお開き願います。

町長の提案理由にもありましたように、今回の歳入歳出予算の補正は、第 1 条で歳入歳出予算の総額に 4 億 5,718 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ 145 億 8,291 万 3,000 円と定めるものであります。また、第 2 条で地方債の変更を第 2 表の地方債補正で計上しておるところであります。

2 ページをお開きください。

まず、第 1 表の歳入歳出補正の歳入ですが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1 の町税は、項の 1 町民税を 4,188 万 4,000 円増額し、町税の計を 62 億 9,057 万 5,000 円とし、12 の地方交付税は 1,883 万 9,000 円減額し、4 億 5,616 万 1,000 円に、16 の国庫支出金は 2,319 万 8,000 円減額し、15 億 9,262 万 1,000 円に、20 の繰入金 は 項の 2 の基金繰入金を 7,000 万円増額し、計の 11 億 2,371 万円とし、21 の繰越金は 4 億 3,376 万 2,000 円増額し、5 億 8,376 万 2,000 円に、下のページ、3 ページで 23 の町債は、項の 1 総務債を 4,400 万円、項の 7 土木債を 1 億 4,100 万円それぞれ減額し、項の 8 消防費を 1 億 3,880 万円増額し、町債の計を 27 億 460 万円としております。

以上、歳入合計は、補正額としまして 4 億 5,718 万 3,000 円を増額し、総額は 145 億 8,291 万 3,000 円となります。

4 ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費は、項の1総務管理費の2億2,971万6,000円などで2億9,281万1,000円を増額し、計を23億9,479万6,000円にしております。

4の衛生費は、項の1保健衛生費などで5,540万6,000円を増額し、11億536万7,000円に、6の農林水産業費は2,062万7,000円増額し、2億8,423万7,000円に、下のページ、5ページを御覧いただき、8の土木費は項の2の道路橋梁費が3,180万円増加したものの、項の3都市計画費の1億2,946万6,000円の減などで1億1,326万円減額し、計を17億1,093万7,000円にしております。

9の消防費は1億3,080万3,000円増額し、6億4,454万7,000円に、10の教育費は項の1教育総務費、項の2小学校費、項の3中学校費などで6,226万8,000円増額し、計を33億652万5,000円とし、11の災害復旧費は6ページをお開きいただき、去る7月12日に発生しました九州北部豪雨災害に伴うもので、項の1農林水産業施設災害復旧費と項の2公共土木施設災害復旧費合わせて492万8,000円を増額しております。

なお、災害廃棄物の処理費用や道路の応急復旧、清掃など、緊急を要した費用約2,367万円につきましては、予備費から充当し対応しておりますので、ここで申し上げます。

最後に、14の予備費は1,812万4,000円を増額し、計を5,154万8,000円とするものですが、これまで豪雨災害関連に2,367万円、その他に498万円、合わせて2,865万円を充当しておりますので、現時点の残額は477万円ほどしかございません。このため、今回の補正で予備費の残額を2,280万円ほど確保するものであります。

以上、歳出合計は、補正額としまして4億5,718万3,000円を増額し、総額は145億8,291万3,000円となります。

次に、下のページ、7ページを御覧ください。

第2表の地方債の補正であります。

地方債の変更であり、限度額のための調整を行っております。

順番に申し上げます。

臨時財政対策債を9,390万円減額し、4億9,410万円に、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業を4,990万円増額し、2億960万円に、八久保片彦瀬線外道路改良事業を520万円増額し、2,110万円に、それから鼻ぐり井手公園周辺整備事業を1億4,620万円全額減額し、最後に防災行政無線デジタル化更新事業を1億3,880万円増額し、合計で4,620万円を減額し、地方債の総額を27億460万円とするものであります。

次に、9ページをお開きください。

9ページ以降は、補正予算に関する説明書であります。

補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に、主なものについて説明を申し上げます。

10ページと11ページにつきましては、事項別明細書の総括でありますけれども、内容は先ほど説明したものと同様でございますので、省略させていただきます。

次、12ページをお開き願います。

次は、事項別明細の歳入であります。

まず、款の1町税、項の1町民税は、目の1個人、節区分1の現年課税分を4,188万4,000円増額しています。内訳は、説明欄に記載されているとおり、所得割が4,160万4,000円で、均等割が28万円であります。

それから、下の段の款の12地方交付税は、項の1地方交付税、目の1地方交付税を1,883万9,000円減額しています。内訳は、普通交付税でありまして、これにより普通交付税の計は4億2,616万1,000円となります。

なお、前年度の普通交付税4億9,908万4,000円と比較しますと、7,292万3,000円、率にして14.6%の減となるということであります。

続きまして、下のページ、13ページで中央にあります款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は、節区分3の社会資本整備総合交付金を2,319万5,000円減額し、計を1億630万円としておりますが、内容は（仮称）菊陽町光の森複合施設の整備を核としました西部地区都市再生整備計画分の内示額の減額による減であります。

次のページ、14ページをお開きください。

款の17県支出金、項の2県補助金は、計で176万8,000円を計上しておりますが、内容は説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増減であります。

下のページ、15ページを御覧いただき、中央の款の20繰入金は、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金で7,000万円増額し、財政調整基金の繰入金の計を3億5,500万円としておりまして、基金の繰入額の計が8億1,095万円となります。

次に、下段の款の21繰越金ですが、4億3,376万2,000円増額し、計を5億8,376万2,000円としております。これは、平成23年度からの繰越金が決定了るものを補正するものであります。

次のページ、16ページをお開きください。

中段以降の款の23町債は、先ほど町債の補正で説明したとおりであります。

まず、中段の項の1総務債は4,400万円の減で、内訳は臨時財政対策債が9,390万円の減、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業が4,990万円の増であります。

それから、下段の項の7土木債は1億4,100万円の減で、内訳は八久保片彦瀬線外道路改良事業が520万円の増、鼻ぐり井手公園周辺整備事業が1億4,620万円の減であります。

なお、鼻ぐり井手公園周辺整備事業は全額の減であります。これは当該用地について土地取得特別会計で取得することに変更するための減額であります。

下のページ、17ページを御覧いただき、項の8消防債は1億3,880万円の増で、内訳は防災行政無線デジタル化更新事業分であります。本事業は、平成26年までの継続事業でしたが、本年度に借り入れたが有利な緊急防災減債事業債が創設されましたことにより、前倒しで事業を実施するため増額とするものであります。

以上が歳入の主なもので、次は歳出に移らせていただきます。

歳出の中で人件費の給料、職員手当等及び共済につきましては、職員の異動などによります
組み替えでありますので、説明を省略させていただきますが、53ページ以降に補正予算につい
ての給与費明細をつけておりますので、御覧いただければというふうに思います。

それでは、18ページをお開きください。

まず、款の1の議会費では、節区分の8報償費で講師謝礼を3万円、節区分の14使用料及び
賃借料で複写機の借り上げ料を7万6,000円計上しております。

次に、下のページ、19ページを御覧ください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費で、節区分の19負担金、補助及び交付金の
23万8,000円は、玉名・鹿本・菊池地域11の市町で熊本県北交流拡大プロジェクト実行委員会
を設置し、交流事業を進めていくための負担金であります。

下段の目の8財政調整基金等費は、節区分25の積立金を2億2,500万円計上しています。こ
れは地方財政法第7条第1項の規定により、平成23年度の歳計剰余金5億8,076万2,000円の2
分の1を下らない額を積み立てる必要がありますので、平成24年度は3億円積み立てることと
しまして、既に当初予算で計上しています7,500万円を差し引いた2億2,500万円を今回計上し
たものであります。

20ページをお開き願います。

目の11電子計算費、節区分の13委託料368万1,000円は、戸籍や障害者自立支援法改正に係る
総合行政システムの変更業務委託料であります。

目の12自治振興費、節区分19の負担金、補助及び交付金315万7,000円の減は、北新山区の行
政区補助金100万円と5つの地区に対します地区公民館施設費補助金で、増減はありますが、
トータルとしまして415万7,000円の減となっております。

下のページ、21ページを御覧ください。

2行目の目の19生活安全費は、町道下大谷1号線に防犯灯を設置するため、節区分の13委託
料で設計監理委託料を45万5,000円、節区分の15工事請負費で工事費を835万円計上いたしてお
ります。

次に、下段の項の2徴税費、目の1税務総務費は、次のページ、22ページをお開きいた
だき、節区分の23償還金、利子及び割引料で5,940万6,000円を計上しました。内容は、法人町民
税の法人税割等の還付金と還付加算金であります。

それから、下段の項の2総務費、項の3戸籍住民基本台帳費、目の1戸籍住民基本台帳費の
節区分の11需用費100万円は、パスポート申請受付に必要な収入証紙の購入費であります。

25ページをお開きください。

次は、民生費になります。

25ページの民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費の節区分18の備品購入費は、
災害時用の毛布150枚分、94万5,000円であります。

次に、目の2高齢者福祉費で、節区分の13委託料99万6,000円は、昨年度に引き続き県から

全額補助を受けまして、20名の生活介護支援サポーター養成のための委託料であります。

次のページ、26ページをお開きください。

目の3障害者福祉費、節区分の13委託料14万5,000円は、障害者虐待防止法の規定により10月から設置する必要が出ました障害者虐待防止センターの業務を移管する委託料であります。

次のページ、28ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費の節区分の13の委託料は、菊陽西小学校の3つ目の学童保育施設の設計委託料188万1,000円です。

また、節区分の18の備品購入費は、児童虐待防止体制強化用の軽自動車購入費110万円で、これは全額県の補助の事業であります。

続いて、31ページをお開きください。

次は、款の4の衛生費で、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費、また次のページ、32ページをお開きいただきたいと思います。

1行目にあります節区分の23償還金、利子及び割引料174万2,000円は、妊婦健診に係る前年度分の県補助金返還金であります。

それから次に、目の2予防費の節区分の13委託料は、予防接種委託料3,492万4,000円で、内容は9月からポリオワクチンの接種の方法が口から飲む経口摂取から皮下注射に変更となり、また11月から4種混合も実施することとなったための増であります。

少し飛びますが、35ページをお開きください。

次は、款の6の農林水産業費で、項の1農業費、目の3農業振興費は、節区分の19負担金、補助及び交付金を349万円計上しております。内訳は、全額県補助のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金が50万4,000円、青年就農給付金事業補助金が300万円であります。

次のページ、36ページをお開きください。

目の8土地改良費、それから下のページ、37ページを御覧いただき、節区分の13の委託料900万円の減は、新町井手改修事業が町の直接の事業から県の土地改良事業団体連合会の事業に変更となったため、予算を負担金に組み替えるためのものでありまして、新たに節区分の19負担金、補助及び交付金で原水地区団体営調査設計事業負担金として450万円を計上しているものであります。また、同じ項目の補助金としまして、大菊土地改良区に対する用排水路改修工事助成金を503万円計上しております。

次に、目の15農業集落排水事業費は、節区分28繰出金を143万3,000円計上していますが、内容は農業集落排水施設の処理場の修繕費などであります。

続きまして、目の17農業構造改善事業費は、総合交流ターミナル施設「さんふれあ」の改修に係るもので、節区分の13の委託料で設計委託料を200万円、節区分の15の工事請負費で施設の改修工事費を1,313万7,000円計上しております。

次のページ、38ページをお開きください。

次は、款の7の商工費で、項の1商工費、下段の目の2企業誘致費は、節区分12の手数料で不動産鑑定手数料71万5,000円、それから節区分19の負担金、補助及び交付金で工場等立地促進補助金287万5,000円を計上しているところであります。

下のページ、39ページを御覧いただき、次は款の8の土木費であります。

下段の項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、節区分の11の需用費の修繕費を190万9,000円、次のページ、40ページをお開きいただき、節区分の15の工事請負費を1,709万5,000円計上しております。内容は、上津久礼地内道路改良、南方大人足線の舗装、高速道側道2号線の雨水対策、川久保地内の排水対策などであります。

次に、目の3道路新設改良費は、節区分の13の委託料で三里木北地区内道路改良に伴う調査費等を444万2,000円、節区分の17の公有財産購入費を159万3,000円計上しております。土地購入費の内訳は、三里木北地内道路分を368万1,000円減額し、中尾地内分を527万4,000円増額するものであります。

下のページ、41ページを御覧いただき、項の3都市計画費、目の2土地区画整理事業費は、第二地区内保留地販売仲介手数料276万2,000円などで、節区分12の手数料を298万5,000円計上いたしております。

それから、目の3公共下水道費は、節区分28の繰出金で下水道事業会計繰出金として182万4,000円を減額し、繰出金の計を4億7,250万2,000円としております。

それから、目の4公園管理費は、節区分の11の需用費で施設の修繕費を52万6,000円、節区分の12の手数料で2カ所の不動産鑑定手数料を104万8,000円計上しております。

次のページ、42ページをお開き願います。

2行目の節区分15の工事請負費では、杉並木公園の富士フィルムとの交換部分の整備工事費を1,060万5,000円計上しております。また、鼻ぐり井手公園拡張整備事業のうち用地取得を土地取得特別会計で行うこととし、関連経費の予算を一般会計から土地取得特別会計に組み替えるため、節区分の17の公有財産購入費を1億450万円、それから節区分の22補償補填及び賠償金の補償費を4,840万5,000円などを減額しております。

なお、節区分13の委託料の地質調査委託料281万4,000円も鼻ぐり井手公園拡張整備に係るものでございますが、これは用地取得に係るものでありませので、一般会計で計上しております。

次のページ、44ページをお開きください。

次は、款の9消防費で、項の1消防費、中段の目の3消防施設費の節区分11の需用費の修繕費を100万円、節区分の19負担金、補助及び交付金で各地区への消防施設整備費補助金を61万4,000円計上しております。

次に、目の4防災管理費は、防災行政無線デジタル化更新整備事業に係るものが中心であります。本事業は、本年度に前倒しで事業を実施するため増額するものであります。内容は、節区分の13の委託料で設計と管理業務の委託料を365万円、節区分の15工事請負費を1億2,440万

円増額するものであります。

下のページ、45ページを御覧いただき、次は款の10の教育費で、項の2小学校費、目の1学校管理費で、節区分の13の委託料は、菊陽南小学校の特別支援教室空調機設置に係る設計委託料の40万円であります。

次のページ、46ページをお開きください。

2行目の節区分の15工事請負費の各小学校改修工事800万円は、菊陽南小学校の特別支援教室空調機の設置工事と菊陽南小学校の校舎、屋根の改修工事であります。

下段の目の5学校建設費であります、菊陽西小学校の運動場拡張に係るものでありまして、節区分の12の手数料で不動産鑑定手数料を50万円、下のページ、47ページを御覧いただき、節区分の13の委託料で測量設計業務委託料を350万円、登記委託料を50万円、節区分の17公有財産購入費を2,000万円計上しております。

それから次が、下段の項の3中学校費、目の1学校管理費は、節区分の13の委託料で菊陽中学校の給食室改修と体育館屋根の改修、それから武蔵ヶ丘中学校の体育館屋根の改修と難聴教室の改修の設計委託料、合わせまして1,140万円、それから節区分の15工事請負費で武蔵ヶ丘中学校の難聴教室改修工事費を800万円計上しております。

また、次のページ、48ページをお開きいただき、節区分19の負担金、補助及び交付金で町長からも報告がありましたとおり、菊陽中学校のソフトボール部の中体連九州大会参加費補助金として188万6,000円を計上したものであります。

下のページ、49ページを御覧いただき、項の5社会教育費は、目の3公民館費で、節区分の11の需用費を64万5,000円計上しておりますが、内容は施設の修繕費であります。

次のページ、50ページをお開きください。

下段の項の6保健体育費は、目の2体育施設費で、節区分11の需用費の修繕費を84万円計上しておりますが、これは町民グラウンドの野球場のバックネットの腰ブロックとベンチの塗装などであります。

下のページ、51ページを御覧いただき、次は款の11災害復旧費で、項の1農林水産施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、節区分の15工事請負費で新町井手の災害復旧工事費を100万円、節区分の19負担金、補助及び交付金で災害復旧の事務を進めるための県土地改良事業団体連合会からの人の派遣に対する負担金163万1,000円を計上しております。

下段の項の2公共土木施設災害復旧費、目の1公共土木災害復旧費は、節区分の15の工事請負費で、白水公園、白水白川公園など3カ所の公園の復旧工事に205万円を計上しております。

なお、7月の豪雨災害の復旧等に係ります一般会計の経費は2,400万円ほどありましたが、これまでの既存の予算や予備費からの充当で対応してまいりました。今回の補正では、款の11の災害復旧費をはじめ款の8の土木費、款の4の衛生費、款の1の総務費でも今後必要な予算を合わせて1,100万円ほど計上しておりますので、これまでの経費と合わせますと災害復旧

に係る経費が約3,500万円になるということになります。ただし、農地や農道、水路などの農業関係の災害復旧に係る経費につきましては、現在調査中でありまして、また国の査定などの見通しが立った段階で予算措置を行う予定ですので、今回の補正には計上しておりませんので、申し添えておきます。

最後に、52ページをお開きください。

款の14予備費であります。予備費は当初3,342万4,000円の予算でしたが、豪雨災害に係る充当2,367万円を含め既に2,865万円を充当しておりますので、現時点における予備費の残額は477万円しかありませんで、非常に少ない状況にあります。このため、予備費の残額を2,000万円以上確保すべく、今回1,812万4,000円を計上したところであります。

早口でしたけど、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第40号 平成24年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第40号平成24年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第40号の平成24年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、一般会計で予算計上しておりました鼻ぐり井手公園拡張整備事業のうち、当該用地を土地取得特別会計において先行取得し、翌平成25年度に一般会計において用地を購入するための一般会計からの予算の組替えであります。

内容につきましては、主なものにつきまして御説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたように、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億5,390万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,245万3,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

まず、第1表の歳入歳出補正の歳入ですが、款の2繰入金は、項の2の基金繰入金で1億5,390万4,000円増額し、繰入金の計を3億8,232万円と定めるものであります。

以上、歳入の合計は、補正額としまして1億5,390万4,000円を増額し、総額は8億8,245万3,000円となります。

下のページ、3ページを御覧ください。

次は、歳出です。

款の2諸支出金は、項の1財産取得費を1億5,390万4,000円増額し、計を1億5,483万5,000円とし、諸支出金の計を4億6,759万5,000円と定めるものであります。

以上、歳出合計は、補正額としまして1億5,390万4,000円を増額し、総額は8億8,245万3,000円となります。

5ページをお開きください。

5ページ以降は補正予算に関する説明書で、6ページをお開きいただきますと歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括がありますが、内容は先ほど説明したものと同様であります。

続きまして、8ページをお開きください。

まず、歳入でございますけど、款の2繰入金、項の2基金繰入金、目の1土地開発基金繰入金は、土地開発基金を1億5,390万4,000円繰り入れるものであります。

下のページ、9ページを御覧ください。

次は、歳出になります。

款の2の諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費で1億5,390万4,000円を計上しております。主な内容は、節区分の17の公有財産購入費の1億450万円、節区分の22の補償、補填及び賠償金の4,840万5,000円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第45号 工事請負契約の締結について（町営光団地第2期7・8棟建設工事）

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第45号工事請負契約の締結について（町営光団地第2期7・8棟建設工事）を議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） 町営光団地の建替えにつきましては、昨年度から平成26年度にわたる4か年の事業計画の中で本年度が2年目となります。今年度建設する住宅は全部で6棟20戸ですが、工事は諸条件を勘案して、団地内道路に区切られた2棟ごと3区画での分割工事を行いますので、3件の工事請負契約の締結となりました。

それでは、議案第45号工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案第45号は、平成24年8月22日に指名競争入札に付しました町営光団地第2期7・8棟建設工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容について御説明申し上げます。

1、契約の目的、町営光団地第2期7・8棟建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、9,450万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、坂本・太照・田村特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社坂本建設代表取締役坂本俊正。

次に、工事の内容について御説明申し上げます。

参考資料を1枚めくって配置図を御覧ください。

これは光団地建替えの配置図で、平成23年度から平成25年度までの3か年で建設します団地48戸と、平成26年度で建設します集会所と公園の全体の配置図であります。建物に斜線が入っているのが2階建てで、その他は平家建てをあらわしております。本年度建設しますのは、2期工事と表示しております区域で、既存住宅を取り壊した後に7棟から12棟までの6棟20戸を建設するものであります。

議案第45号は、赤で着色しております7棟及び8棟で、7棟、8棟とも木造2階建て、3DKタイプ4棟、延べ床面積323.3平方メートルを2棟、計8戸建設するもので、電気機械設備を含んだ工事であります。

次のページは、建物の1、2階の平面図でございます。

次のページは、立面図であります。

工期につきましては、平成24年9月12日から平成25年2月8日までを予定しております。

以上で建設課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、町営光団地第2期7・8棟建設工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定によりまして、7月18日及び7月30日の指名審査会を経まして、工事の規模や内容、町内の建設工事受注の機会の確保と技術力の向上の点を勘案し、町内の営業所の設置を含む建設業者により自主結成された4つの特定建設共同企業体と県内の大手建築業者10業者、合わせて14業者を選定しました。

指名競争入札は去る8月22日に執行し、結果につきましては資料のとおりであります。

指名しました業者及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、この中で最低の価格で入札のあった3番目の坂本・太照・田村特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。本共同企業体は町内の建設業者3社で構成され、代表は株式会社坂本建設、構成員が株式会社太照工業と株式会社田村建装工業であります。

なお、税込みの予定価格9,857万8,000円に対しまして落札価格は9,450万円ですので、落札率は95.86%ということになります。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第45号は光団地の建替えて、第46号、第47号と関係するんですが、第1期工事がもう既に終わって入居されてるんですけども、いろいろ町民の方から要望がありまして、6月議会の産業建設常任委員会でも視察をしました。入り口の段差の問題とか、あと部屋の中はやはり台所の窓とかトイレの狭さとか、玄関が暗いとかいろいろ要望がありまして、ベランダなんですけれども、かなり防犯的なものもありまして、しっかり囲まれているとか、そういうつくりなんですけど、高齢者の方とかが本当にもし火災とかあった場合に外に避難するっていうのがあれでは困難だというようなこともありまして、ほかにも担当課の方も一緒に行っていただいたのであるんですが、ぜひ第2期工事ではその辺の改善等どういうふうに検討されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

改善要望のありましたベランダからの出入りとか玄関の段差につきましては、今回の2期工

事から改善をしております。

まず、ベランダからの出入りにつきましては、ちょうどベランダの正面に出ますとすぐ道路ということになりますので、危険であると判断しまして、横方向にアルミ製の扉をつけて出入りができるようにしております。図面で言いますと、立面図を見ていただくと下に表がありますが、⑭で立面図のベランダの横方向に19番と書いてありますが、ここに入入り戸アルミ製片開き戸と書いておりますけど、ここが出入口となります。

また、玄関の段差につきましては、玄関前がすぐ駐車場であったりとか、スペース的な問題がありますので、これもまた正面にスロープをつけることができません、横方向につけております。これについては、議案第45号では2棟とも2階建てでございますので、段差がありませんで、議案第46号、第47号の平家建てには段差が生じますので、そちらについてはスロープを横方向につけるようにしております。

また、玄関を入りまして入ったすぐが暗いということでありましたので、玄関と台所の間仕切りの扉に明かり取りとしてガラスを入れるようにしております。

また、台所の流しの窓が小さいということで、光が入るようにそちらも大きい窓に変更しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第45号工事請負契約の締結について（町営光団地第2期7・8棟建設工事）について反対の立場で討論をいたします。

光団地の建設そのものは、町民の期待に沿ったそういう事業であるかというふうに思います。それは賛意を表しますが、残念ながらこの第45号については反対の意思を表明したいと思います。理由を申し述べます。

この菊陽町議会は、平成23年5月に新議席が確定してからずっと議会活性化特別委員会を結成をして、議会本来のあるべき姿を目指して今日まで研究、討議、実践を続けてまいりました。時来1年有余を経過いたしました、諸課題がある中で議員の政治倫理のあり方については特別の配慮を払って、最も時間をかけて議論をし、先の3月議会で菊陽町議会議員政治倫理条例の改定を成立させたことは皆さん御承知のとおりです。この条例は平成11年に制定されていたものでありますが、諸般の事情でその後休眠状態にあったものです。議員の責務は、条例の目的にあるとおりに誠実かつ公正にその職務を行い、清浄で民主的な町政の発展に寄与することです。平成23年当時、町民から議員倫理上指摘される幾つかの懸念もあり、また条

例の休眠状態を解く意味もあって、議員の政治倫理条例の改定が俎上に上りました。条例改定の直接的な目的は、議員が自己の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることのないよう政治倫理に関する規律の基本事項をより明確に定めることでありました。

一方、目的はそうでありましたが、条例を改定する議論の過程で個々の議員が倫理的に自覚し、各々の倫理性を高め、町民から疑惑の目を持たれるような状況を排除することも、大いに期待をされました。

しかし、残念ながらこの期待は裏切られ続けて今日に至ったというふうに私は思っております。昨年11月24日、私は当該議会の第54号議案菊陽町立菊陽中部小学校調整池整備工事に反対の討論を行いました。同僚議員に関連する議案であったがために、やや抽象的な表現を使いましたが、心の底に流れていたのは政治倫理を明確にせねばという強い思いでありました。しかしながら、このときは同僚議員でもありますし、警告にとどめようと。否決までは意図をしませんでした。が、今回は今までの過程を考えたときに、この公の使命を実現するために否決を期待したいというふうに思っております。

さて、今回第45号議案に示された落札業者の中にJ V、通称J Vですね。J Vの一員としてではありますが、前第54号議案のときと同じ業者が入っております。同僚議員の身内が経営する企業、すなわち太照工業であります。

問題は二つございます。その一つは、法的問題。すなわち、地方自治法第92条第2項及び菊陽町議会政治倫理条例に照らしてどうかということが一つ。その二は、仮に法的問題がなくても、議員個々人の倫理に照らしてどうかということ。それと、このような事例に遭遇した際に、我々議会人がどういう見識を持って判断するかという問題であります。

最初の法的問題については、ほかの件も含んで今後議会の政治倫理審査会の俎上にのると思いますので、ここでは専ら2番目に挙げた問題点を取り上げます。

先述のとおり、ほとんどの議員は議論の過程でそれぞれの議員が政治倫理を自覚し、町民から疑惑の目を向けられるような状況に立ち至ることを自発的に慎むよう期待をされました。しかしながら、太照工業の受注状況はそういう議会の雰囲気に対してむしろ私には挑戦的にさえ見えました。

同企業による町の公共工事の最近の受注状況は次のとおりであります。小さく、細かくは申し上げます。これはもう町のホームページを御覧いただければ、おのずから明確なことでありますので、かいつまんで申し上げますが、平成23年度に受注した本数が4本、J V 2つを含みますが、総額1億7,000万円、J Vを含みますけれども、単純に計算しますと約1億7,000万円。それから、平成24年には5本、J V 1つを含んでですね。これも約1億5,000万円強ですね、そういうふうになっております。

このような状況の中で、ほかの同僚議員から当該議員に対して今回のJ Vを辞退させてはどうかという助言もあったというふうに聞いておりますが、その忠告は今日までどうやらのけられたようであります。また、度重なる会議で議会の期待を十分知る環境にあるにもかかわらず

ず、当該同僚議員からは自分をめぐる状況について今日まで納得のいく弁明を聞いておりません。したがって、議会がこういった状況をこれ以上見逃していくならば、改定された政治倫理条例も空文になるでありましょうし、町民の中にある疑いにも筋道を立てて答えることができません。こういった問題を既に克服をした周囲の市町村からは、批判の声さえ届いております。よって、本案件については私は否定すべきと考えます。太照工業とJVを組む業者には大変気の毒であり、また同僚議員に関連することで甚だ残念ではありますが、町政の公正な発展のために第45号議案に対しては反対されるよう、各議員の良識に訴えるものであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議会議員の政治倫理の中で明確に今、甲斐議員の方から言われましたが、どの部分にもその太照工業が違反するというような政治倫理の中には書いてありません。その部分があれば、それなりに追及していかなければなりません。私が考えるところにしますと、菊陽町の政治倫理条例の中では違反するところはないと思います。したがって、第45号議案に対しまして賛成討論といたしますが、例えば昨日の説明の中部小学校の駐車場の件でもありましたように、町内業者を入れなければならないというのは、皆さん18名の中で全部あります。ですから、この光団地の建設工事についても大体ならばAランクでないと一番いけないのですが、町内のA1業者がいないために、町外のAランクの業者と町内の業者とJVを組んでおられます。

昨年、第1期工事がありまして、第1工事は適切だったと思います。この後、議案第46号、第47号、先ほど甲斐議員さんの方から言われましたが、同じ光団地で分割発注されております。この議案第45号に反対であれば、第46号も第47号も反対しなければなりません。昨年度の第1期工事も不適だったとは私は思いません。

また、不正があったと、不正はないとしましても、具体的にお名前が出たということにつきましては、不正があったとは思いますが、政治倫理条例の中で考えなければならないということでございます、程度で私は感じております。効率的に執行部としましては、町内業者等の育成と、ぎりぎりのところでバランスをとっておられるんじゃないだろうかと考えております。

また、政治倫理条例の第8条の中で審査請求という部分がありますけども、議員は議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを処する資料を添えて議員2名以上の連名により議長に対し審査の請求をすることができます。議長は、前項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、速やかに審査会に調査を付託しなければならないということでございますので、今後こういう賛成、反対の立場の中でいくならば、やはり政治倫理の第8条の中で皆様方と18名、議長をはじめ皆さん方とこういうことが起きないようなことを私願うものでございます。よって、議員各位の皆様方の第45号議案につきましては賛成の御賛同をよ

ろしくお願いを申し上げまして、私の賛成の討論といたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 前々から私も何回かこの入札関係のことに関しては苦言を呈してきたと思いますが、確かにその町内業者育成というのが町の基本方針ということで、もちろんいろんな災害時にしても何にしても、やっぱり町内の土木業者関係の人にお世話にならないと、なかなか迅速な復旧ができないというそういう理由が一番大きいと思いますが、何度も言いますけど、基本的にはやっぱり皆さんの血税をいかに公平にフェアに使うかというのが第一義であって、町内業者育成は第二義です。そこらあたりを考えると、もちろん今回の件に関してもそうですけども、本当にこれだけ厳しい競争の中で、大体3件とも同じようなその落札率で95%、大体もう発注額と同じような状況の落札率しかできないという、やっぱりその町内業者育成というその考えがあったとしても、私はもうちょっとお互いが努力をして町民も納得する、議会も納得するというような競争状態でやっていただきたいと。業者がどうだこうだというのは申しません。ただ、いつも申しますけど、やっぱりこれだけ財政が厳しいと。非常にその土木の予算にしても約15億円か、の予算を毎年毎年町が基盤整備、社会資本整備に使っております。これのうちの10%でも頑張って節約ができるとするならば、1億5,000万円の金が有効にほかの分野へ回せるという現状です。ですから、そこらあたりもやっぱり町内業者の方もその公共工事と。ほかの町村から比べて非常にウェートの大きい菊陽町は業者が少ないから仕事を分担できるという状況にあるとするならば、やっぱりもうちょっと頑張っていたきたいと。賛成、反対は別にして、この3件ともこういう状況でやっていただきたいという思いをしておりますので……。

○議長（大塚 昇君） 討論でありますので、賛成か反対かをはっきり言って。

○13番（川俣鐵也君） いや、もちろん賛成はしますが、頑張っていたきたいと。これはもう何回も申しますので、そういう思いでやっぱりその公共工事請負をしていただきたいと思えます。

以上です。賛成はします。賛成です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第45号工事請負契約の締結について、私は賛成をする立場で討論をいたします。

今、同僚議員から政治倫理の問題がありましたけれども、今回政治倫理審査会を経て問題が明らかになっていないという状況の中で、私自身はそれを判断材料とするのは問題であるというふうに思っています。また、今回議会が第45号、それから第46号、第47号と光団地の建替え工事で非常に町民の期待も大きく、また長年早く建替えてほしいという要望も強くあったところですので、やはりそういう要望に鑑みて賛成をするということで討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成少数です。したがって、議案第45号は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について（町営光団地第 2 期 9 ・ 1 0 棟建設工事）

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第46号工事請負契約の締結について（町営光団地第 2 期 9 ・ 10 棟建設工事）を議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） では、議案第46号工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案第46号は、平成24年 8 月22日に指名競争入札に付しました町営光団地第 2 期 9 ・ 10 棟建設工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容について御説明申し上げます。

1、契約の目的、町営光団地第 2 期 9 ・ 10 棟建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,720万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼76番地 3、アスク・酒井・大津特定建設工事共同企業体。代表者、株式会社アスク工業代表取締役上村信敏。

次に、工事内容について御説明申し上げます。

参考資料の次のページの配置図を御覧ください。

建設場所は、議案第45号と同じ区域の赤で着色しております 9 ・ 10 棟で、9 棟が木造 2 階で 3DK タイプ 1 棟 4 戸、延べ床面積 323.3 平方メートル、10 棟が木造平家建て 2DK タイプ 1 棟 2 戸、延べ床面積 100.52 平方メートル、合わせて 2 棟 6 戸を建設するもので、電気機械設備を含んだ工事でございます。

次のページは 2 階建ての平面図、次のページは 2 階建ての立面図でございます。

次のページが平家建ての平面図、次のページが平家建ての立面図であります。

工期につきましては、平成24年 9 月12日から平成25年 2 月 8 日までを予定しております。

以上で建設課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、町営光団地第 2 期 9 ・ 10 棟建設工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開きください。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定によりまして、7月18日及び7月30日の指名審査会を経まして、工事の規模や内容、町内の建設工事業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内の営業所の設置を含む建築業者により自主結成された4つの特定建設工事共同企業体と県内の大手建築業者10社、合わせまして14社を選定しました。

指名競争入札は去る8月20日に執行し、結果につきましては資料のとおりであります。

指名しました業者の名称及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、この中で最低の価格で入札となった2番目のアスク・酒井・大津特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。本共同企業体は町内の建築業者3社で構成され、代表は株式会社アスク工業、構成員が有限会社酒井建設と有限会社大津建設工業であります。

なお、税込みの予定価格7,058万9,000円に対しまして落札価格は6,720万円で、落札率は95.20%という結果でありました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 先ほどの第45号議案につきましては問題ないんですけども、落札率が非常に高いということで、地元育成ということは大事なことでございますが、こういう95%なんかもう到底考えられないです。先ほど川俣議員の方から討論の中でありましたが、もうこうであれば3つに分けたり4つに分けたりするよりも、一括ですればかなり安くつくんじゃないだろうかということで、私は思っております。ですから、今後執行部におかれましては3つに分けなくても一括でいけるような、町の税金を少しでも少なくするために、そしていい建設ができるようにそのようにしていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 賛成討論ですか。

○15番（上田茂政君） 討論っちゃ討論。質疑の中ですから、討論じゃないけども、要するにお願いか。お願いではいかんですか、議長。

○議長（大塚 昇君） これから質疑を行いますと私は申し上げました。

○15番（上田茂政君） 質疑の中では、この件については95%という高い率がありますので……ですから、要するに私が言いたいのは、これだけの基本的な高い入札率を分けるために、落札率が95%と高い落札率ですから、今後一括でもやってもいいんじゃないですかということであります。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

（15番上田茂政君「質問」の声あり）

○建設課長（松村孝雄君） 今回の1本にまとめて発注した場合、金額的に2億2,000万円ぐらいになると思いますけども、工期的な問題とか町内業者育成とかの問題がありますので、やっぱり分割発注になるかと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） ちょっと納得がいかなですけども、例えばそのAランク、この件についてはAランクの業者でないと大体は適性じゃないというふうに思います。その中で、3つに分けてわざわざやるということも、執行部に対して私は納得のいかないところでございます。ほんなら、町長でもいいです。副町長でもどちらか答えられる人が答えてください。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） では、指名審査会の会長でございます私の方からお答えさせていただきます。

まず、このような工事発注の大原則は仕事をきちっとなし遂げることです。安全、確実に仕事をなし遂げる。それから、予算を効率的に使うことであると思います。その範囲内で地元経済の振興、雇用の確保もあわせて図っていくということで考えておるところでございますけども、上田議員がおっしゃった効率的な執行と。ごもつともでございますから、その辺の基本を忘れないようにしておきたいというふうに、肝に銘じてこれから指名の仕事に当たっていききたいというふうに思います。

それから、先ほどの議案でございますけども、あたかも町の指名のあり方にも問題があったかのような何か疑問を持たれてるかもしれませんが、誤解のないように御発言を許していただきたいと思いますが、指名に当たりましては適正にやっております、政治倫理条例に違反するようなことは何もございません。例えば、政治倫理基準の中で……。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長に申し上げます。

議案第46号についての質疑のみに答えていただきたいと思います。

○副町長（中富恭男君） はい。政治倫理条例も含めてそういったこともきちんと遵守しながら、これから指名に当たってまいりたいと思っておりますし、これまでも全くそういうことはございませんので、誤解がないように申し添えておきます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第47号 工事請負契約の締結について（町営光団地第2期11・12棟建設工事）

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議案第47号工事請負契約の締結について（町営光団地第2期11・12棟建設工事）を議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） では、議案第47号工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案第47号は、平成24年8月22日に指名競争入札に付しました町営光団地第2期11・12棟建設工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容について御説明申し上げます。

1、契約の目的、町営光団地第2期11・12棟建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,300万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町新山3丁目5番11号、藤島・古荘・渡辺特定建設工事共同企業体。代表者、株式会社藤島工務店代表取締役藤島友一。

次に、工事内容について御説明申し上げます。

参考資料の次のページの配置図を御覧ください。

建設場所は、議案第45号、第46号と同じく、本年度建設します赤で着色しております11・12棟で、11棟が木造2階建て2DKタイプ1棟4戸、延べ床面積233.05平方メートル、12棟が木造平家建て3DKタイプ1棟2戸、延べ床面積143.8平方メートル、合わせて2棟6戸を建設するもので、電気機械設備を含んだ工事であります。

次のページは平家建ての平面図、次のページは平家建ての立面図であります。

次のページが2階建ての平面図、次のページが2階建ての立面図であります。

工期につきましては、平成24年9月12日から平成25年2月8日までを予定しております。

以上で建設課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、町営光団地第2期11・12棟建設工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましても、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定によりまして、7月18日及び7月30日の指名審査会を経ま

して、工事の規模や内容、町内の建築業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内の営業所の設置を含む建築業者により自主結成された4つの特定建設工事共同企業体と県内の大手建築業者10業者、合わせて14業者を選定しました。

指名競争入札は去る8月22日に執行し、結果につきましては資料のとおりであります。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札となった4番目の藤島・古荘・渡辺特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。本共同企業体は町内の建築業者3社で構成され、代表は株式会社藤島工務店、構成員が有限会社古荘工務店と渡辺住建であります。

なお、税込みの予定価格6,337万円に対しまして落札価格は6,300万円で、落札率は94.92%という結果でありました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時49分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成24年9月12日（水）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成24年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成24年9月12日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君  
3 番 吉 本 孝 寿 君  
5 番 渡 邊 裕 之 君  
7 番 石 原 武 義 君  
9 番 芝 和 長 君  
11番 佐 藤 竜 巳 君  
13番 川 俣 鐵 也 君  
15番 上 田 茂 政 君  
17番 梅 田 清 明 君

2 番 野 田 恭 子 君  
4 番 吉 山 哲 也 君  
6 番 坂 本 秀 則 君  
8 番 甲 斐 榮 治 君  
10番 岩 下 和 高 君  
12番 福 島 知 雄 君  
14番 加 藤 眞佐男 君  
16番 小 林 久美子 君  
18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
教 育 長 赤 峰 洋 次 君  
総 務 部 長 松 本 東 亜 君  
産業建設部長 坂 本 恭 一 君  
総 務 課 長 實 取 初 雄 君  
財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君  
人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君  
健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君  
環境生活課長 大 山 陽 祐 君  
武蔵ヶ丘支所長 堀 川 正 信 君  
建 設 課 長 松 村 孝 雄 君  
下水道課長 今 村 敬 士 君  
総務課庶務法制係長 中 島 秀 樹 君

副 町 長 中 富 恭 男 君  
教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君  
福祉生活部長 阪 本 修 一 君  
会計管理者兼会計課長 平 野 誠 也 君  
総合政策課長 吉 野 邦 宏 君  
税 務 課 長 阪 本 章 三 君  
福 祉 課 長 宮 本 義 雄 君  
介護保険課長 渡 邊 幸 伸 君  
町 民 課 長 山 崎 謙 三 君  
農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君  
都市計画課長 小 野 秀 幸 君  
商工振興課長 吉 川 義 則 君  
教育審議員 矢 野 陽 子 君

図 書 館 長      堀      行 徳 君  
生涯学習課長    服 部 誠 也 君

学 務 課 長      松 本 洋 昭 君  
農業委員会事務局長    荒 木 一 雄 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、本日は一般質問を行います。

質問の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、御承知願います。

一般質問の発言の順位が決定していますので、報告します。

1番吉本孝寿君、2番福島知雄君、3番中岡敏博君、4番小林久美子君、5番佐藤竜巳君、6番石原武義君、7番渡邊裕之君、8番坂本秀則君、9番甲斐榮治君、10番川俣鐵也君、11番野田恭子君、12番芝和長君の順となっています。

なお、今回は3日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方をお願いします。

質問される方に念のために申し上げます。通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしくお願いします。

傍聴の方に申し上げます。

本日は御多用の中、傍聴においでいただき誠にありがとうございました。

私語や拍手などはされないようお願いします。

それでは、吉本孝寿君、一般質問を許します。

○3番（吉本孝寿君） 皆さん、改めましておはようございます。本定例会のトップバッターということで質問をさせていただきます吉本でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

先月のことでしたでしょうか、私が所属しております防衛協会青年部熊本支部に与那国の方がお越しいただきました。与那国といえば、2010年に閣議決定をされております自衛隊湾岸整備も閣議決定をされております今、少しでもスポットを浴びている町でございます。その中で、3名の町職員の方が私も驚きましたが、その会に入っておられます。6名の議員の方々が町を運営をされているそうでございますが、時には中国の潜水艦が見えたりもするようでございます。距離にいたしまして台湾から111キロという比較的近い日本で一番西に位置する町でございます。そこの町でのあちらこちらでお年寄りの方々が体を鍛えていらっしゃるようでございます。お尋ねをしたところ、そのお年寄りの方々は他国が攻めてきたときに自分の国は自分で守らなきゃいけないというところで、日々トレーニングをされているそうでございます。そこで、私もやはり自分の国、そして自分の町は自分自身で守らなければいけないというふうに変更して感じたところでもございますし、ぜひとも与那国の町に自衛隊配備、これは実現をさせていかなければいけないと改めて思ったところでもございます。

一方、先週菊陽町の図書館におきまして金婚式が開催をされました。昨年と違ったところで最後に子どもたちの合唱、優貴保育園の園児たちですが、合唱がありました。非常にいい企画かなあというふうに思ったところでございますし、参加された方々の笑顔も非常に印象深かったところでございます。ここでくまモンの生みの親でもあります小山薫堂氏は、企画というところで本の中にこういうことを書かれております。企画とはサービスであり、サービスとは思いやりであるということが書かれております。まさしく先週行われた金婚式がすばらしい企画の上で、そしてサービス、そして最後が思いやりのあった非常に有意義な会だったのかなあというふうに思うところでございます。ぜひともこの菊陽町におかれましてさまざまな企画を立ていただき、そして思いやりのある町になっていくよう、私どもも微力ながら努めていくところでございます。

今回の質問は、3つの事項を用意しております。

質問は質問者席にて行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それでは、1番目の質問事項でございます。

通告書では、センターでパソコン利用可能などございますが、各センターのインターネット接続可能と、ここで訂正をさせていただき、1番目の質問事項をセンターでインターネット接続可能な環境整備とシニア世代向けパソコン講座についてと訂正をさせていただき、質問に入らせていただきます。

初めに、センターにおけるインターネット接続可能な環境の現状はどうなっているかという御質問でございます。現状をお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、中央公民館、東部町民センター、南部町民センター、ふれあいの森研修センター、三里木町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティーセンター、西部町民センターの7つの施設がありますけれども、中央公民館と東部町民センターを除いた5つのセンターで光回線に接続しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 光にはつながっているかという答弁でございましたが、ここでそこに出向かれてインターネット接続をして、皆さんが情報を共有できるという環境のところはございますでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） すみません、もう一度よろしいでしょうか。

○3番（吉本孝寿君） 光は来てるかと思いますが、そちらで各センターに行かれて、皆さんパソコンを持ち寄られて、インターネットが接続できるという環境のセンターはございますでしょ

うか。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） 今言いました5つのセンターにおきましては、パソコンを持ち込んでできるような環境にあると思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 次に、その環境整備にかかった費用、それはどの程度になるのか、そして差し支えないのであれば、その年間にかかるコスト、言うなれば経費、費用もお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） まず、環境にかかる費用のお尋ねですが、光回線のない中央公民館と東部町民センターにおいては、まず接続の費用がかかりますが、この費用につきましてはいろいろなパターンがありますので、控えさせていただきたいと思います。このほか、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターでは平成22年度から平成23年度までインターネット講座を有線LANで対応しておりましたが、今年度無線LANに切替え、親機1台、子機10台を導入して無線LANによるインターネット講座を実施しております。無線LANの導入費用につきましては、設定費用を含めまして親機が1台で1万4,280円、子機が10台で9,660円、合計2万3,940円を要しております。このほか、今お尋ねになった回線の使用料ですが、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターにおいては光回線の月額利用料が6,583円で、年間に換算しますと7万8,996円の維持費が必要となります。

なお、無線LANが利用できるセンターは、現在のところ武蔵ヶ丘コミュニティーセンター1カ所となっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 金銭的に見ましても、さほど高額ではないのかなというふうに思います。この無線LANをぜひとも武蔵ヶ丘コミュニティーセンターだけではなくて、全部のところに配備していただきたいというふうに思うところでございます。

行政サイドからは、よく要望が上がってきてからいろいろなことは検討しますということをお聞きいたしますが、携帯電話を例にとってみると分かると思いますが、さまざまなサービスは各企業が先行して我々ユーザーに提案をされております。他の市町村が目標とする菊陽町となるためにこそ、環境整備に取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

次に、シニア世代向けパソコン、こちらもインターネットと訂正をさせていただきたいというふうに思います。インターネット講座の現状と今後の取組をどう考えているのかという質問でございます。

先ほども申しましたが、今月の6日に図書館ホールで開催された金婚式におきまして最後の



御挨拶の中でご自分を例に挙げられ、もう80だと思わず、まだ80なんだと思うようにしておりますというお言葉がございました。私も同感でありまして、この気持ちこそが皆さん元気の源なのかなあと改めて感じたところでございます。

また、熊本シニアネットという会がございます。こちらの会は、シニアと若い世代の交流で明るく生き生きと支え合って、奉仕されることよりも奉仕できる喜びをというスローガンのもとでシニアの孤立をなくし、楽しく学ぶ、遊ぶ、福祉、この3拍子で高齢者の生きがいをづくりを目的とされているとお聞きをいたしております。一例として活動には次のようなものがございます。ホームページとメーリングリストを開設し、会員相互の情報交換を行う。パソコン教室を実施し、会員相互にパソコンに対する質問に対応をする。会員がそれぞれの趣味に高じてコミュニケーションを図る。福祉観点から高齢者のネットワークに関する研究を行う。医療・保健・福祉、法律、年金、植物栽培など広範囲の専門家にも参加していただき、ネットで相談室が開けることを目指すというような活動をされておられます。

このような活動が菊陽町独自で開催されるよう、またシニア世代の方々の生きがいをづくりの一つの手段としてインターネットを使った講座は、生涯学習といった観点からも必要であると考えますが、講座の現状と今後の取組についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

シニア世代向けのインターネット講座の現状と今後の取組についてですが、まず中央公民館をはじめとする各町民センターのパソコン講座の取組状況について申し上げます。

各町民センターでは、年齢制限のない一般住民を対象とした初心者向けの手持ちパソコン講座を開講しております。受講者数を申し上げますと、平成22年度から現在まで347名、このうち男性127名、女性220名の方が受講されています。これらの講座は、特にシニア向けのパソコン講座として募集しているものではありませんけれども、受講生の年代を見ますとシニア世代の方が多数を占めているようです。

次に、講座の内容を申しますと、ワード、エクセルを使った文書づくり及び表計算の講座、またデジタルカメラの操作や絵はがき、写真を利用した年賀状作成の講座を開講しています。このうち、三里木町民センターの働く婦人の家では、就労支援講座ということでワード、エクセルの3級資格講座を実施しております。このほか、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターでは初心者向けの手持ちパソコンのインターネット講座を開講し、今吉本議員から紹介のありました地元のシニア生活アドバイザーの方が講師となって指導に当たられています。平成23年度の受講者は14名、今年度は12名の方が受講されています。これまでインターネットには縁遠かった方々も、アドバイザーの指導により最終的にはパソコン操作ができるようになり、自分の生活や趣味に生かすなどインターネットへの関心も高まっているとお聞きしております。現在、インターネット講座は武蔵ヶ丘コミュニティーセンターのみで行っていますが、今後受講希望者が増えるようであれば、ほかのセンターにおいても開講に向けて検討してまいりたいと思っております。

おります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私が一般質問、この質問事項を取り上げたのは、パソコン講座は多分活発にされているというふうに理解をいたしております。しかしながら、インターネット、もう一歩踏み込んだところでの講座というのは、今も御説明があったように武蔵ヶ丘コミュニティーセンターだけだというふうにお聞きをいたしております。いろんなシニア世代の方々の交流、こういうところも含めれば、ぜひともインターネットの講座を数多く開いていただいて、そのためにはやはり先ほどから申しております無線LANの設置をお願いしたいというふうに思うところでございます。課長の方から要望があればというふうに御答弁をいただきましたが、先ほども申しましたように要望を待ってからではなくて、やはり行政サイドからのサービスということを考えれば、費用も余り先ほどから御説明あるように高額ではないというところで、こちらは積極的に進めていただきたいというふうに思うところでございます。嘉島町におきましては、熊本シニアネットの活動の中で役場の行事のお手伝いなどをされているようでございます。菊陽町におかれまして、この生涯学習といった観点から環境整備、新たな講座の開設に取り組んでいただきたいというふうに思いますし、講師も菊陽町に知識を持った方々が多数いらっしゃるというふうにお聞きをいたしております。新たに開設されたとするならば、ぜひとも町長以下職員の皆さんもその講座を受講され、町内、町外の方々と積極的に交流をしていただきたいというふうに思いますが、このインターネット講座につきまして町長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 初めの方でパソコン講座の関係で担当課長が申し上げましたけども、ほかの町民センターでもいろいろやっておりますけども、実際募集してもそのパソコンの方でも少ないところもありまして、インターネット関係の方ということで武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの方では現在そこから広がっているような状況でありまして、そういう状況も見ながらこの今後については今申し上げましたとおりもう少し様子を見ながら、時代の流れでもありますので、いろんな場面で判断しなければならないと思っているところであります。また、自分自身としてはいろいろ見ておりますけど、なかなかそういうところに入っていく関心はありますけど、時間がないというのが現状であります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） なかなか一気に環境整備というのは難しいのかなというふうに思いますが、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの御利用される方々が増えていくということをお聞きをいたしております。ぜひともこの流れを切らさぬように、一つでも多くのセンターでこの無線LANの設置をお願いしたいというふうに思いますし、町長におかれましてぜひとも、行けばまたいろんな情報も得られますし、自分の生活の中でも幅広くなってくるのかなという

ふうに思います。時間はやはりお忙しいというのは私も十分理解をしておりますが、時間は自分がつくるものだというふうに思いますので、ぜひともこの講座を開設をしていただいて、環境をつくっていただいて、そして講座を開いていただく。そして、町内、町外の方々と交流を持っていただきたいというふうに思うところでございます。

この交流といったところで次の２番目の質問事項に移らせていただきます。

インターネット交流サイトにフェイスブックというサイトがございます。全世界につながるツールでございますが、将来の会派承認に向け６月に立ち上げさせていただきました３名、私と隣にいらっしゃる渡邊議員、野田議員は既にこのツールを利用してあります。いろいろな情報交換、共有をこのサイトで行ってもおります。８月３日に開催をされた２市２町の有志による勉強会で講師をしていただいた熊本県の小野副知事とのやりとりも、最初はこのフェイスブックで行ったところでございます。佐賀の武雄市に関しましては、これは私もどうかと思いますが、ホームページがフェイスブックであり、武雄市役所からのお知らせや行政情報の提供を行っておられます。さらには、手続や行政情報の御案内のほか、武雄市への御要望、またその対応状況の報告などを行っており、武雄市フェイスブックのプロフィール写真は、その月の市報の表紙を飾る武雄で活躍している人の紹介がされております。また、熊本市におきましてもわくわく都市くまもとでフェイスブックに登録をし、さまざまな情報、例えば第２回の熊本城マラソンの案内、家庭教育リーダー講習会の受講生募集の案内、家庭でできる節電対策の案内など数々の情報をこのフェイスブックより発信をされております。菊陽町の職員の方々もフェイスブックを利用されている方がいらっしゃるようですが、特に本日お越しの図書館の堀館長におかれましては、図書館の情報を非常に分かりやすく、そしてリアルタイムに発信をされ、ＰＲもしっかりされておられるようでございます。その結果、図書館利用の増加につながってるようであります。また、昨日９月１５日に光の森公園で開催されるＪＡ青壮年部とＪＡ菊池女性部主催の光の森マルシェというのをこのフェイスブックより御案内をしたところ、約１時間で２７名の方が対応をしていただいております。菊陽町といたしましても、このような便利な、そしてほとんど費用はかからないフェイスブックを利用して町民サービスに努めていただきたいと思いますが、行政情報が自動発信されるフェイスブックの開設の考えはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまの御質問にお答えいたします。

フェイスブックは文字や写真、動画を投稿したりして、グループや不特定多数の人と双方向でコミュニケーションをとったり、情報を共有することができる大変便利なものだというふうにも思います。大変便利なこの情報ツールでありますけれども、一方では地方自治体が開設する場合の課題としまして、パソコンが苦手やインターネットになれていない、あるいは使用されていない住民の方に対する配慮や対策も必要でありますし、利用する人の声だけが行政に反映されやすくなるのではとの懸念もございます。また、行政情報が自動配信される反面、フェ

イスブックは実名での登録が必要であり、個人情報登録したくない人や情報が流出したりすることを心配する人もおられます。ほかにも他人を傷つけるような誹謗中傷等の書き込みなど、現時点では自治体がフェイスブックを活用する上での課題があります。そういったことで、フェイスブックの開設ということは考えていないところですが、町民の皆さんへの情報の提供は非常に重要なことであると考えていますので、ホームページや、あるいは広報紙を使いまして、できる限り多くの情報を皆様に提供していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） フェイスブックというツールは、今おっしゃったように非常に危険性を兼ね備えているツールでもございます。しかしながら、阿蘇市におきましても九州北部豪雨災害における情報発信をこのフェイスブックからされておられます。8月23日付の熊日の朝刊に阿蘇市でフェイスブックに開設したホームページの定期購読者が水害前は70人だったのに対し、水害後は1,000人を突破し、9月10日現在では1,506名となっております。市情報課はスマートフォンやパソコンから簡単に閲覧できるため、今後は復興に向け観光情報を積極的に発信していくといったような記事が掲載されておりました。ぜひともこの菊陽町におきましてもさまざまな問題点はあるかと思いますが、前向きにこのフェイスブックの利用に進んでいただきたいというふうに思います。

3番目の災害関連の質問に入る前に、今後災害の規模も大型化していく中で、災害時の情報、例えば河川の水位状況、避難勧告エリア、JR代行バスの時刻表、道路の迂回路の地図など、阿蘇市においてその機能を十分発揮したフェイスブックの開設を早急をお願いするところでございます。

それでは、3番目の質問事項でございます。

九州北部豪雨災害における農地の原状復帰及び行政危機管理についての質問でございます。

去る9月3日に下津久礼の営農生産組合の役員の方々にお集まりをいただき、さまざまな御意見をいただいたので、そのまま御紹介をさせていただきます。

個別に復旧作業を行った農家への対応は、借地への対応、これは水害に遭った農地を多分再度借りる農家はないだろうということでございます。そうなれば、耕作放棄地にもつながるのではないかと御意見でございました。

次に、用排水路の道路を緊急に工事する、堤防を高くする、川幅を広くする、蛇行をなくす、情報を具体的に伝える、町単独で工事ができるのであれば予算化をして、至急工事を進める、被災地権者の負担がないようにする、危険箇所の把握と今後の対策及び整備、さらには菊陽町は水張りをしております。その恩恵を熊本市の方々が受けているようでございますが、熊本市の方々に何らかの方法で少額の災害時における負担をしていただくなど、非常に積極的な意見が出てまいりましたので、ぜひとも今後の参考にしていただきたいというふうに思うところ

ろでございます。

それでは、最初の質問でございます。

9月のきくよう広報で農地の災害復旧業務、この予定の掲載がございました。白川の損壊部分の復旧や河川改修など抜本的な防災対策の早期実施を国や県に要請していきますと、スケジュール的には非常に分かりやすく記されてありました。しかしながら、被害に遭った皆様が心配されるところは、来年の梅雨どきまでその改修工事が間に合うのだろうかというところでございます。本日も白川を見に行きましたが、まだまだ手つかずの状態というところでございますが、万が一間に合わないのであれば、熊本市の河川敷に置いてあるような大型の土のうを並べるだとか、何らかの手だてを講じなければ、来年の梅雨どきに本年7月に起きて受けた被害は本年を上回るのは必至なのかなというふうに思うところでございます。

そこで、最初の質問でございます。

菊陽町の被害の大半が白川氾濫による被害だと考えられるが、白川氾濫に対し今後町はどのように対応するのかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、御質問にお答えします。

今回の豪雨においては、記録的な降雨により菊陽町においても白川沿線を中心に、床上、床下浸水が79世帯、81棟、農地の浸水、埋没、流出が約65ヘクタールと甚大な被害が発生しました。議員が言われますように、今回の災害は現在の白川の流下能力を超える流量であったため、特に白川の蛇行しているところから越流し、多大な被害をもたらしました。このため、国及び県に対して白川護岸の災害復旧を早急に行ってもらうことはもちろんですが、今後の災害防止のため災害復旧とあわせて部分的な河川改修はできないか、また白川中流域であります菊陽町、大津町は河川整備計画が策定されていないことから、早急に整備計画を策定し、河川改修について要望を行ったところであります。また、立野ダムについても事業が再開できるよう国や県に対して要望を行ったところであります。さらに、防災対策として白川の水位を監視するための水位計の設置や監視カメラの増設などについても要望しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今御説明があったところでございますが、河川管理者である国、そして県との情報交換の現状というか、そちらは良好でいかれてるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） たまたまですけども、昨日立野ダムの再開に向けてのダムとそれ以外の治水対策についての検討会というのがあったんですけども、その中でも早急にこの災害を受けて何らかの治水対策を講じてほしいということを要望しているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 要望はしっかりと今後もしていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問でございます。

農家の皆さんはほとんどの方々が1年間のスケジュールを立て、それに沿って植えつけの準備から収穫の作業を計画どおりに進められておられます。また、多くの方々が白川の損壊部分の復旧と同じぐらいの関心を農地の原状復帰計画に持っておられます。先ほども申しましたが、広報には載せてありましたが、改めて農地の原状復帰の時期はいつごろになるかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、ただいまの質問にお答えします。

7月12日の被災以来、国、県に早期復旧の要望を重ねてきましたところ、熊本県及び土地改良連合会の協力を得まして、国の査定設計の各種調査要件の緩和ができて、8月末に測量を完了しました。9月中に工事期積算、地権者の同意を得て、国の査定を予定していますので、早ければ10月中にも工事発注ができればと考えています。天候にもよりますが、できるだけ早急に工事を行いますので、1月中には復旧できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 1月中に復旧できるということですね。思った以上に素早い対応なのかなというふうに思いますし、やはり私も農家といたしましても植えつけの時期がございます。ぜひとも一日でも早い復旧をお願いしたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問でございます。

各農家での被害の規模はさまざまでございますが、広い範囲の被害を受けた農家においては非常に気になるところではないでしょうか。作物はとれない、負担額は大きいとなれば、農業に対するやる気が多少なりとも薄れてくるのではないのでしょうか。負担額の一律が大原則ではありましようが、面積が広い農家に対して、また土砂の堆積量の違いなどさまざまなケースが出てくると予想をされますが、激甚災害指定による個人負担額はどの程度になるのかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

個人負担金につきましては、1筆ごとの被災面積と被災の度合いにより復旧に係る工事費用はここで相違があります。激甚災害指定によりまして、通常の場合の個人負担となる部分の軽減を図るために補助率をかき上げするのでありますが、その個人負担額に該当する事業が農地及び農業用施設も含めた負担額であります。農地だけでなく、農道、用排水路及び頭首工などの受益者でもある場合は、その負担額も計算に含める必要がありますので、現時点で農地災害の積算ができて概算の負担額となります。実際の受益者負担金につきましては、町内の農道、用排水路については従来から町で負担するということになっております。また、頭首工に

つきましては県営災害復旧事業として実施されますので、受益者負担金のうち2分の1を県が負担され、残額は受益者で負担するということになります。

しかしながら、被災農家の負担軽減を図るため、残額について菊陽町、大津町及び大菊土地改良区で負担する方向で話を進めてあります。その負担額も含めて個人ごとの計算をしなければなりませんので、現時点で正確な個人負担額は分かりません。今後、農地に関する設計書ができたら、再度説明会を開きまして、同意書の提出をお願いする際に農地復旧の負担額を工事費から計算しまして、概算額をお示ししたいと考えております。

なお、農地災害の個人負担金に対する町の助成については、その設計書ができた時点で判断したいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 非常に分かりやすい説明、ありがとうございます。災害復旧に対する内容及び時期など、これからも住民、そして私ども議会に分かりやすく、その都度説明を行っていただきたいというふうに改めてお願いをするものでございます。

それでは、4番目の質問でございます。

災害の規模は異なりますが、福岡の八女市におきましては土木災害対策復旧室というのが立ち上げられたようでございます。こちらは災害総務係、総務課、公災係、農災係、林災係から成る室を新たに立ち上げ、各課から1ないし2名をその土木災害対策復旧室に配属し、業務に当たってらっしゃるというようなところでございます。我が菊陽町も農政課に災害対応職員として現在1名の職員の方が加わっているというようにお聞きをいたしました。先ほど志垣課長も言われたようになかなか先が見えそうで見えない仕事に取り組む職員のサポートと、そしてまた復旧作業の迅速さを図るためにも、専門的な知識を持った職員や資料作成を担当する職員の採用など、一刻も早い原状復帰に向け担当課に新規採用の考えはないのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） まず、今他市の事例でありますと、その自治体の中の職員を配置を調整されて災害復旧の方に向かわせるというような手法がとられておるようでございますが、今質問にありました内容としましては、新規職員採用の点についてお尋ねがありましたので、まず初めに本町では限られた財源の中で人件費を抑制させていただくために、いずれの部署においても最小限の人員で仕事をしており、職員数を増やすということについては大変慎重に考えているということをまずもって申し上げたいと思います。

そうした中で、今回の災害への対応といたしましては、農地及び農業施設、今農政課の方で説明がありました内容の災害復旧が本当に喫緊で重要な課題でありますことから、迅速な対応を図る必要があるということで、議員もおっしゃられましたように、8月1日から来年3月までの間、即戦力として専門的な職員の方でありますけれども、熊本県土地改良事業連合会OB職

員の方1名の派遣をお願いすることといたしました。その財源でございますけれども、最初の2カ月分は予備費からの予算流用をもって対応させていただき、また10月分以降につきましては本議会定例会の議案第39号平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）において農林水産業施設災害復旧費の中で災害復旧技術専門員派遣負担金として163万1,000円を計上し、これをもって専門的な職員をプラス1としまして農地及び農業施設の災害復旧を図ることとしたところであります。したがって、御質問にありました担当課への新規職員の採用については考えていない状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） この非常事態というところでぎりぎりの職員で当たるということがどうなのかなというふうに思います。やはり日ごろの業務もかなり多忙ということをお聞きいたしておりますので、ぎりぎりではなくて、少し余裕を持った職員の配備が必要なのかなというふうに思いますし、それが問題の早期解決につながるというふうに私は思うところでございます。ここはぜひ町長が先頭に立っていただいて、町役場全体で表現は余りよくありませんが、最大事業というところで立ち向かっていただきたいというふうに改めてお願いをするところでございます。

続きまして、5番目の質問でございます。

7月12日の災害発生以来、各担当の皆様をはじめ各部署で懸命に作業に当たっていただいた職員の方々の努力もあり、例えばごみ収集場、床上家屋の消毒、被害に遭った農家に対する説明会、被災された方への「さんふれあ」の温泉の開放など、いち早く対応していただきました。私も出動いたしました下津久礼のごみ置き場では、雨が激しく降る中で用意したテントは風で飛ばされ、ごみで持ち込まれたテントで雨をしのぎ、異臭が立ち込めるごみの山の前で昼食をとり、トラックが来たら一緒になってごみとなったたんす、ベッドなどをおろす作業をずぶぬれで行った職員の姿は非常に感動をしたところでございます。また、機動隊をはじめ各消防団におかれましても、その使命から数日間仕事を休んで作業を懸命に町民のために遂行をしていただきました。そのほかにも懸命に作業に当たった職員が多数いらっしゃったことを改めて誇りに思うところでもございます。特に、東日本大震災の災害派遣で学ばれた職員の方々は、学んでこられたことを正確に生かし、そしてまたしっかりとした対応をとっていただき、改めて感謝申し上げますところでもございます。

しかしながら、災害が7月12日に発生し、1日置いて14、15、16日と3連休ではございましたが、この間職員でボランティア作業に行かれた職員は何名いらっしゃるのでしょうか。災害発生から時間が過ぎていくごとに問題点も幾つか出てきたようであります。熊本市では、災害発生後市長の指揮により数多くの職員がボランティアに参加したようであります。また、災害本部が解散した後、先ほども説明しましたが、災害復旧本部が新たに設立をされております。災害規模は熊本市とは異なりますが、白川沿いの田んぼなど被災した地域の現状を見てどのよ



うに感じていらっしゃるのでしょうか。

菊陽町においても、職員を被災されたところに派遣されるような話は出なかったのでしょうか。多くの町民から町職員の顔がほとんど見えなかったと。多くの職員は何をしていたのかという厳しい意見も数多く耳にしたところでもございます。あのとき多くの職員がボランティアに出向いていたならば、復旧作業も早く終わり、そしてまた職員に対しても皆さん感謝していただいたのではないのでしょうか。なぜならば、熊本市民の方々からはこのような感謝の話をよく聞くからでございます。そこで、災害対策本部の解散時期と職員の災害派遣は適正だったのかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 災害対策の本部の関係で、少し7月12日の未明から若干申し添えた上で解散時期を申し上げます。

7月12日は未明からの豪雨への対応を逐次進めながら、災害の発生に伴います災害対策本部につきましては、第1次配置体制の町長以下職員52名を招集いたしまして、また消防団員や警察署、自衛隊の皆様などの関係者にも参加いただき、災害対策本部会議を開催いたしました。その後、動きはありましたが、土砂災害警報及び大雨洪水警報が解除され、また町長自身も災害地の方に出向かれて視察され、状況といたしまして災害が拡大するおそれが低くなった状況がありましたことから、ただいま申し上げました職員で構成いたします災害対策本部会議を午後6時25分から開催いたしまして、その場で被害状況の報告、今後の対応につきまして協議、確認した上で、今申しました職員52名による災害対策本部は一旦解散し、引き続き雨量の状況を見ながら必要に応じては災害本部を設置するということにしたところでございます。ただし、実際はその後も総務課及び事業課、あるいは本部機動隊などによる警戒態勢を継続しつつ、部長以上による災害対策会議を行いながら、各部での対応や災害対策などについて断続的に協議しながら取り組んでいったところであります。

次に、職員の派遣という御質問でありましたけれども、先ほどのごみの処理等々も含めて職員が12日未明以降に対応しておりました内容について補足的に申し上げたいと思います。

12日は木曜日、それから13日が金曜日、それから14日が土曜日で、この日も大雨の状況がありましたが、12日未明以降の災害関連の職員の対応などがございますが、総務課では情報収集、発信業務などを行いますとともに、役場本部機動隊28名により警戒や電話対応、地域への支援、通行止め対策などを進め、災害調査班22名では被災住家等の調査を行いました。建設課、農政課、都市計画課、下水道課では、管理する施設の被災状況調査及び応急対策を行ったところでもございます。また、福祉課及び介護保険課では民生委員、児童委員の協力を得まして、災害時要援護者の安否確認を行うなど、また健康・保険課では保健師により避難者や浸水世帯員の訪問による健康調査を行い、社会福祉協議会と町職員により炊き出しなども行っております。環境生活課では、今議員も申されましたように、被災地から発生する災害廃棄物の一時保管所の確保と管理から処理までの長きにわたる業務を行っておりますし、防疫対策として

床上浸水住家の消毒、あるいは薬剤噴霧消毒の配布、浸水世帯への消石灰の配達なども行っております。

今、議員の質問にありました職員のボランティアということについては、また連休が入っている中でというような御意向もおっしゃられたような気がしております。その分については、町長以下広く熊本市、阿蘇の状況等も見、それから菊陽町の被害状況の発生状況を見、あるいは今回地域の支え合いあるいは助け合いの中で取り組んでいただいている状況等々も見ながら、職員としてどのようにそれに対して向かうかということもございましたが、今回の災害の復旧に對しましては地域の方をお願いしていく、もうどうしてもこれは常々地域の代表者の方あたりとも相談もしながら、必要な状況がある場合にはお話しいただきたいということなども話しておったところでもございます。

なお、今申し上げました部分も含めまして、災害時の職員体制につきましては今回の経験等も踏まえまして、より効果的に、かつ確実に対応を行いますため、町で作成しております地域防災計画を踏まえまして、より具体的な運用マニュアルなどを作成した上で、訓練を行うなどその対応を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 地域に任せるということでもございましたが、地域では非常に若者がいる地域であったり、いなかったりする地域があるということで、非常にばらばらなのかなというふうに思います。5日かかる仕事も職員、ここではボランティアといいますが、町の職員の方々をボランティアで派遣をされていたならば、5日かかる仕事も4日、3日と短縮をされ、そして被災された方々の気持ちもかなり楽になったのかなというふうに思うところでございます。ここはやはり、私も消防団として非常にお叱りを受けた立場でございます。次回からは、こういう災害がないということをお祈りしますが、仮にあった場合ではぜひとも町長が指揮命令を出していただき、全職員で対応していただきたいというふうに改めてお願いをするところでございます。

災害対策本部が1日で解散をしたと。職員の方々は先ほども申しましたが、ごみの山の前で食事をとりながら一生懸命作業をされたと。そうなれば、その職員の方々に対して私は非常に失礼なのかなというふうに思います。そして、住民の方々に対してもどのように説明すればいいのかなというふうに改めて感じたところでございます。今後はそういうことがないように、最後の質問に移らせていただきます。

9月2日に陸上自衛隊西部方面総監宮下寿広陸将の講演を聞く機会がございました。その講演の中で、自治体も災害時に迅速に対応できるよう自衛隊と連携をとるべきであるということ強く強調をされておられました。個人的にもなるほどだなあというふうに思ったところでございます。早速自衛隊熊本地方協力本部に問い合わせをしたところ、現在熊本県庁に4名、熊本市に1名の非常勤の職員がいらっしゃるそうでございます。また、菊陽町においても実際に

7月の災害後、自衛隊OBの方が迅速に対応、行動を行って、非常にスムーズに災害を乗り越えたというところで御報告も受けております。

そこで、危機管理室に警察OBの方が職員としておられるように、災害復旧の際に迅速な対応がとれるよう自衛隊とのパイプ役として経験豊富な自衛隊OBを職員に採用する考えはないのかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今、自治体と自衛隊の関係でというようなことでお話がありました。

まず、自衛隊の災害派遣につきます要請につきましては、これは自衛隊法の83条に基づき、この要請できる者は熊本県知事、それから第10管区海上保安本部長、それから熊本空港事務所長でございます。天災地変、その他の災害に際しまして人命または財産の保護のため必要があると認めるときは、公共性あるいは緊急性、自衛隊の部隊が派遣される以外にほかに適切な手段がない点に留意していただいて、陸上自衛隊第8師団長に要請することとなっているところでございます。

なお、町長には全くそういう行為ができないかと申しますと、災害の状況に応じまして熊本県知事に対しては自衛隊の災害派遣要請を要求することができることとなっているところでもございます。

また、災害派遣要請におきましては、自衛隊に期待する主な活動内容が人命救助、あるいは消火活動、水防活動、救援物資の輸送、道路の応急警戒、医療防疫、給水活動、給食、宿泊活動、入浴活動であり、災害の状況に応じましてどのような活動をお願いするかということなどを踏まえて要請していくことになります。

ところで、7月12日の災害に当たりましては、自衛隊熊本地方協力本部菊池分駐所から職員1名の方を派遣の上、菊陽町の災害の状況を確認いただき、必要に応じたパイプ役としての役割を担っていただいたものと思っておりますし、今回の災害において自衛隊の派遣要請するような状況でもなかったと思っております。ただ、来ていただいておったという状況もありますし、そういった必要に応じた連携をとることによって、災害を乗り切る体制が整っていくんだと思っております。したがって、このような状況でもありますので、今のところ自衛隊OB職員の採用については考えておらないところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） さまざまな問題点があるというふうに理解をいたしました。先ほども申しましたが、私も下津久礼の消防団に入っております。災害時からさまざまなお叱りも受けました。対応が遅いというお叱りもかなり受けたところでございます。そういった反省も含めまして、下津久礼消防団といたしましては、ただいま災害直前と発生後の反省を含め、そして自分たちが退団しても新たに入団した団員が理解しやすいように、災害時にどのような行動をとればよいのか、危険箇所の把握、今回床上、床下浸水をした家屋の把握など、独自のマニュアル

をただいま作成中でございます。町といたしましても、検証による報告書の作成、今回の水害を今後の町のさまざまな施策にどう生かしていくのか、お隣の天津町では職員に対して災害に関するアンケートも実施されたと聞いております。この菊陽町も皆様の記憶が途切れないうちに今回の災害に対する反省、改善等の検証を進めていただきますよう強く要望をするところでございます。この災害に関する質問事項は、明日以降も同僚議員の方々がされるというふうにお聞きいたしております。議会、住民に分かりやすいよう正確に伝えていただきますよう改めまして町長に要望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君、一般質問を許します。

○12番（福島知雄君） おはようございます。議席番号12番の福島知雄です。町民を代表いたしまして一般質問をいたします。

その前に、議長にお許しをいただいて、通告書で地場産業という表現をしている産業の部分を実業に訂正方お願いしたいと思いますが、議長、よろしいですか。

○議長（大塚 昇君） ああ、いいです。

○12番（福島知雄君） さて、ちょうど4年前の2008年9月15日にリーマン・ショックが発生しました。それが引き金になりまして地球規模の金融危機に陥り、世界同時不況の中で株価が暴落したのは御承知のとおりであります。日本国内においては、メガバンクを中心に業績の悪化を招き、その結果、大企業は大幅な赤字を計上いたしました。実に、上場企業倒産件数は33社と戦後最大になったということでもあります。以後、世界経済の中で日本の大企業も悪戦苦闘しながら、業績回復に向け努力をし、徐々に回復の兆しが見えましたやさき、昨年3・11の東北地方の大震災、そして今年発生しました本町においても白川の氾濫で田畑、家屋等に相当の被害が出ました2カ月前の7・12の北九州の豪雨災害、また今後2014年から15年にかけての消費税アップ、まだまだ私たち国民の生活が苦しくなってくるというような気がいたします。

ところで、日本経済は九十数%以上の中小零細企業が支えているというふうに言われております。特に、地方自治体の予算確保には中小零細企業の育成、振興をいかに図っていくかが鍵であると言っても過言ではありません。そのようなことを踏まえまして、地場企業の活性化について質問をしていきたいと思っております。

2番目が子育て支援について、3番目が町内巡回バス運行見直しについて、通告に従いまし

て質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） それではまず、本町地場企業の活性化を図るための基本的な方針、考え方をお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） おはようございます。担当課からお答えさせていただきます。

今、地場企業の活性化ということで基本的な方針、考え方を伺いたいということでございましたけれども、先ほど福島議員の方からもお話がありまして、直近の事業所・企業統計調査によりますと、国内企業の99%、雇用の70%は中小企業が担っております。中小企業は地域経済を支えるとともに、雇用の確保の場でもございまして、町や地域の行事等に積極的に参加するなど、社会貢献にも取り組んでおり、経済的にも社会的にも重要な役割を果たしております。現在、本町におきましては菊陽町商工会育成助成金としまして毎年702万円、また平成22年度からの継続関連事業としまして国、県、町の補助事業を活用しました特産品の開発や観光資源開発、及び販路開拓といった新規事業展開の支援を行っております。さらに、地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業等の振興が本町の発展に欠かせないものと考え、認識のもとに平成23年3月菊陽町中小企業等振興条例を制定しました。条例の中では、次に掲げる基本理念に基づき中小企業等の振興を推進するとしております。1つは、中小企業等自ら創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業等及び町の協働により地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与するものであること、もう一つ、地元産品の地元消費及び活用が地域経済活性化のために必要なものとし、中小企業等がこれらの経済活動の中核としての役割を担うこととしております。具体的な中小企業等の振興施策につきましては、中小企業等活性化会議において議論されたものを提言書として取りまとめていただき、町としましても十分検討いたしまして、本町の中小企業等の振興を図るための指針を策定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 要するに、中小企業が地域経済にとってはなくてはならんものだという事は十分認識されているということですね。じゃあ、そのような立場に立って、次の質問ですが、地場産業の現状と課題をどう見るかということですが、本町は政令都市であります熊本市に隣接しておりまして、交通アクセスも大変よいわけですね。地理的条件に大変恵まれているということでもあります。反面、その条件のよさが地場企業にとっては大変厳しい企業間の過当競争の渦中にあるわけです。そのような状況の中で、地場企業の現状と将来を見据えたとき、今後の課題をどのように見るかということですが、大所高所から町長にお伺いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） 認識は町長と同じくしておると思いますので、担当課の方から答

えさせていただきます。

(12番福島知雄君「現状と今後の課題と分けて答弁お願いします」  
の声あり)

はい。本町におきましては、先ほど地場産業ということで、地場企業と訂正されましたけれども、一応商業面からと工業面の企業がございますので、両面からちょっとお答えさせていただきます。

商業面につきましては、主要幹線道路の整備や光の森、菊陽第一、第二土地区画整理事業の整備によりまして大型店及び専門店の出店が相次いでおります。年間商品販売額が飛躍的に伸びておりまして、また消費圏も大きく拡大しております。

しかし、一方で既存店を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあるかと思っております。既存店は地域に応じた経営規模の適正化や消費者ニーズに沿った経営内容の改善に努めることによって大型店との差別化を図ることで共存し、地域住民の消費志向を満足させていくことが必要ではないかと考えております。また、反面大型店の進出によりまして、町外からの流入人口は大幅に増加しておりまして、これらを商機を捉えた経営の転換も必要と考えております。その中で、菊陽町の総合計画の中で消費者ニーズに対応した集客力ある店舗を増やし、にぎわいと活気のある商業実現のため、商店、飲食店の活性化や経営支援を行い、魅力ある商業エリアの形成を図ることといたしております。

続きまして、工業につきましてはこの数年の間ソニーセミコンダクタ株や富士フイルム九州株といった大規模工場が相次いで進出したしております。あわせて、セミコンテクノパークに隣接しました原水工業団地も造成いたしております、こちらにつきましても分譲を開始しており、企業誘致を促進する条件が整いつつあると考えております。

しかしながら、町内の既存企業につきましては急激な円高等の影響を受けまして、企業を取り巻く環境が急変しており、経営相談や各種融資制度などを活用いたしまして、その育成や強化を図っていく必要があるとともに、人材育成や異業種間の情報交換など交流事業を支援したいと考えております。同じく、菊陽町総合計画の中で新たに進出する企業と既存の地元企業が一体となった町工業の活性化のため、県などの関係機関と連携しながら立地環境整備や積極的な企業誘致を進めるとともに、企業間の連携を図ることといたしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 要するに、本町におきましては大型店等の出店で中小小売店等の環境が大変厳しいということの答弁かと思います。消費者ニーズに対応した魅力ある環境づくりに努めるということですが、ちょっと具体的な、非常に構想的には大きくていい答弁だったんですが、ちょっと足元を見たような答弁というのをできないでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） これにつきましては、今回中小企業の活性化条例をつくっており

ますので、この活性化会議のもとに菊陽町の商工会の代表の方とか、中小企業の代表の方とかいろいろ参加されております。その中で、皆様方の本町の施策に対する要望、意見等を聞きながら、その辺で取りまとめをしていただき、本町の政策に反映できるようなものは取り入れてやりたいというふうに考えておりますので、今後具体的なものにつきましては、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。行政としては商工会あたりとタイアップして今後やっていくということですが、確かに効果は上がっております。特産品づくりとか、あるいはおまかせ隊っていうのも今商工会の中にできておりますけども、今先ほど言われました本町からの年間補助金が702万円ですか、そういった予算の中でおまかせ隊あたりの商工会からその組織に対する助成もされているわけですから、確かに効果は上がっております。さらなる地元、菊陽町で商売をしてよかったと思われるような、また今後よその町に行かないで菊陽でぜひ起業したいと言われるようなまちづくり、地元企業の支援というのをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の3番目の町内中小企業者店舗等近代化融資金の利子補給制度の施行はできないかということでもありますけども、この制度は町内中小零細企業が事務所、店舗、あるいは工場等の近代化、または経営の改善を促進するために設備資金等の融資を受けた場合、その利子を、利息を補給する制度であるということは御承知だろうかと思います。本町の周辺市町村を調査しましたところ、条例を制定、または規程を定めている自治体は、合志市、菊池市、山鹿市、宇城市、大津町、益城町、西原村、ちょっと離れまして南関町、南小国町、御船町、甲佐町、漏れておるかもしれませんが、以上の自治体を取り入れております。町を活性化するためには、夢と希望のある政策が最も重要であるというふうに思いますけども、地場企業の活性化が図られ、町内の中小零細企業の財政状況が向上すれば、当然のごとく税収も増収してまいります。元気のある人口の伸び率もトップクラスであるというふうに言われております本町として、他の自治体に遅れをとってるということにいささか無念さを感じているところでありますけども、ぜひこの利子補給制度の規程なり、あるいは条例を制定していただきたいというふうに思いますけども、ここはちょっと町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 中小企業を支援する制度としましては、日本政策金融公庫が低利で融資を行いますセーフティーネット貸付制度があります。これは急激な円高等の影響を受けて資金繰りに困難している中小企業者を支援するための制度でありまして、本町においても平成23年度に38件、それから本年度、平成24年度も8月までに17件の利用がっております。さらに、平成24年度において菊陽町地域総合整備資金貸付要綱を制定しまして、地域振興に資する民間投資を支援するためのふるさと融資制度を行っております。具体的には、町が民間事業者に資金を貸付け、元金は返済される利子を負担することによりまして、事業者の自主的な設備投資を

促し、事業拡大による新規雇用者の増加という地域振興施策を図るということになります。

そして、御質問の町内の中小企業店舗等近代化融資金の利子補給制度であります。中小企業の経営の近代化及び経営基盤の強化を図るために、これまでの制度でカバーできないものも補完するものとして有効なものであると考えておりまして、菊陽町にふさわしい利子補給制度の創設に向けた準備の方を今担当の方で準備させているところであります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ぜひ早急に施行できるようよろしくお願いします。大企業を誘致した場合は、菊陽町税特別措置条例というのを制定してありますよね。要は、そういった措置をしても長いスパンで見れば、当然収入が増えてくると、メリットがあるということで条例制定されているかと思いますが、大手というのは景気が悪くなればもうさっと引き上げるといういますかね、そういうところがありますけれども、地場企業というのは逃げる場所がない。とことん地元、その企業にしがみついて何とか業績回復に努めるということで、冒頭申しましたように本町は環境、地理的条件が非常にいいということで、反面企業間の競争が大変厳しい現状があります。そういった中で、悪戦苦闘しながら地場企業、特に中小零細企業というのは励んでおりますので、ぜひそういった企業が融資等を受けた場合の利子補給を早急な施行をしていただくよう望むところであります。

それでは、次の4番ですが、プレミアム地域商品券の発行は地域経済振興策としては有効と思うが、今後町長はどのように判断し、政策を立てるかという質問ですけれども、この質問は以前もいたしました。そのときの課長、もう今退職されましたけど、の課長の答弁では実施している自治体等の経過を見て判断したいというような答弁があったかと思います。実施している自治体を見ますと、評判もいいということで継続しているところが大半かというふうに思っております。そういうことで、本町としてこのプレミアム地域券の発行というのをどのように考えているのか、また可能か、その辺の答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本町におけるこの商業形態でありますけれども、光の森のゆめタウンやイオン菊陽店といった大型店舗と、それから既存の個人商店等から形成されているところであります。大型店舗には町内はもとより町外からも大変来客者も多く、その需要は極めて大きいことから、いわゆるこの町外のみならず、住民生活利便の向上に大変寄与しているというふうに見ております。一方では、個人経営の商店にも配慮していく必要があると思います。

町が主体となって地域に貢献できるようなプレミアム地域商品券の発行の施策を行う場合には、これはもう町全体に満遍なくその効果を発揮させ、町全体に貢献できることが重要になりますが、光の森を中心とした町内の商業施設は町外の資本が多いため、地場で頑張っておられる企業の活性化にはつながりにくいかと考えているところであります。平成19年の商業統計調査で見ますと、菊陽町事業所が370カ所ありまして、この年間の販売額が899億円、約900億円の売上げがあつておるといような状況でありまして、隣の合志市、それから大津町



よりもはるかに多いような状況であります。

そういった中で、この地域振興券というものがありますけども、以前この国の制度で地域振興券の発行、あるいは定額給付金等がありましたけども、そういったものを使う場合、この地域のいわゆる地場でされておるその企業の方につながるかというのは非常に見えにくいところがありまして、この件につきましては前回、前にも御質問されておりますけども、商工会等が中心になられて、真にこの地場の企業の活性化につながるような方法で取り組まれることがあれば、町としてどのような支援ができるか、その時点で考えたいと思うところであります。先の方で商工振興課長が答えましたように、商工会の方でも新しい取組として国、県、そして町も支援しておりますこの特産品の開発、そういったものをされておりますけども、そういった具体的な方法で取り組まれることが出てくれば、繰り返しますけども、その時点でどういう形で支援できるかは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 本町としては、ゆめタウンとかジャスコ等大型店があるから、地域券を発行してもそちらに流れる分が多いんじゃないかと。だから、地元には効果が薄いんじゃないかという答弁かと思っておりますけども、それは確かにその心配はありますけども、ただ消費者である町民にとっては大変なメリットになるわけですね、プレミアムがついてますんで。そこで、いろんな考え方があるかと思っておりますけども、施行している近隣市町村の調査をされたことがあるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 芦北町、それから長洲町の方ではされておるようでありますけども、芦北町が10%のプレミアムということで、500円券11枚つづりを2,000セット出されとるということで、割り増し分につきまして町の方で100万円を負担しておるということであります。これで計算しますと、その売り上げが1,100万円でありますけども、これも芦北町のこの辺も商業統計で見えますと、芦北の方も商品の販売額が159億5,000万円ほどありますので、その中の1,100万円の売り上げということになるかと思えます。長洲町はこれも10%のプレミアムつきで、ここは1,000券の11枚つづりで5,000セットですので、5,500万円ぐらいかと思えますが、長洲の方も商品の販売額は133億円ですから、その中で5,500万円というのが入っているかと思ひまして、それぞれの町の状況によるかと思ひますけども、本町の場合はなかなかその振興券をつくりましても、買い物ができるところを限定するというのは非常に難しいかと思ひます。そういった面でさっき答弁したような内容で答えたところであります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 菊池も施行してると思うんですけどね、菊池市も。

（町長後藤三雄君「ああ、菊池市もですね」の声あり）

はい、まあいいですけども。商工会が先頭になって取り組めば、後押し、支援をしたいというような答弁もあったかと思ひますけども、同僚議員で商工会の理事をされております川俣さ

んもいらっしゃいますので、ぜひこの問題を商工会で取り上げていただいて、何とか施行できるように努力していただきたい。また、本町としてその支援をぜひやっていただきたい、このように思います。

それで、2番目の子育て支援についてを質問してまいります。

①の子育て支援による本町の魅力向上に向けた支援策をどう考えているのかということですが、これは大枠なところで答弁を求めます。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 子育て支援による支援策をどう考えているのかということについて御質問にお答えいたします。

菊陽町では都市基盤の整備に伴いまして人口の増加とともに、核家族世帯の割合が多くなり、また働く女性の増加や就業時間、就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加、地域社会における連帯意識の希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は近年大きく変化しております。このような中で、菊陽町では菊陽町次世代育成支援行動計画後期計画、別名これはさんさん輝く陽っ子プラン、今日はこの冊子を持ってきましたけども、平成22年3月に策定しております。このさんさん輝く陽っ子プランの中で子どもたちに元気、笑顔、夢を、子育てに安心と喜びを基本理念に掲げ、地域子育て支援センターの設置、子ども医療費の助成、学童保育など子育て環境の整備と充実を図っております。また、町では母親と子どもが心身ともに健康であることを願って、母子保健対策の一環として乳幼児期の定期的な健診、訪問指導を実施しております。加えまして、必要に応じて発達健診や電話相談、家庭訪問を行い、個別性を重視した支援を行っております。ひとり親家庭につきましても年々増加傾向にあり、育児や仕事、生活上の不安や悩みを抱えております。これらの家庭が経済的、精神的にも安定した生活を送ることができるよう国の制度として児童扶養手当の支給、町の制度としてひとり親家庭等医療費助成事業等を実施しております。さらに、仮称であります、光の森複合施設を平成26年度までに建設しまして、支所、地域づくり、健康増進のほかに、子育て支援の中核的な施設にこの施設を位置づけたいと考えております。

町ではこれまで保育所ニーズに対応するため、平成19年に私立の認可保育所を1園、平成22年に2園を開設しました。この結果、公立、私立を合わせて保育所は11園になりましたが、待機児童は増え続けて、9月1日現在、177人となっております。このため、町では来年4月に入所定員90人の私立認可保育所を2園新設しまして、待機児童の解消を図ることとしております。

今後におきましても、子育て世代を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しながら、子育て支援の充実を図ることで子育てをするなら菊陽町でと評価されますよう、子どもたちが生き生きと健やかに成長し、保護者の皆様が安心と喜びを感じながら子育てができる環境づくりの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 大変立派な答弁をいただきまして、ぜひそれを遂行していただきたいというふうに思っております。この子育て支援については医療問題とか保育所における教育のプロセス等も質問しようかと思っておりましたけども、今回は次の質問事項であります②の乳児園の開設を望むということに絞って質問をしていきたいと思っております。

児童福祉法で言いますと、生後1カ月未満の者を新生児、満1歳に満たない者を乳児、1歳から小学校就学の始期に達するまでを幼児というふうに定義をされておりますけども、ゼロ歳から2歳までの乳児に対して保育所などで行われる保育のことを通常乳児保育というふうに言われておりますけども、子どもの生育の過程で芽生えてくると言われるのは、ゼロ歳児では保育士との触れ合いによる信頼関係、1歳児になりますと歩行が確立し行動範囲が広くなり、自分の判断で行動をするようになります。2歳児になりますと、自己主張が強くなると言われております。つまり、乳児保育は保育の原点であるかというふうに思うわけですが、皆さん小さいお子さんあるいはお孫さんお持ちの方はお分かりかと思っておりますけども、乳児と呼ばれる時期の発達というのは大変目をみはるような日に日に成長していくというものが分かります。三つ子の魂百までと言われておりますように、人格形成の上でも最も重要な時期にあるというふうに思います。特に、近年は女性の社会進出が増えてきておりまして、子どもとのコミュニケーションが不足がちであるというふうに思われます。それを補うのが乳児園であったり、保育園であったり、または幼稚園であるのかなというふうに思ってるんですけども、今後共働きが増えてくるということで、ますます需要も増えてくるんじゃないかと。そうしますと、乳児の待機数も増えてくるというふうに思いますけども、その乳児の受け入れ態勢を整えるべきだというふうに思いますし、そういった時期に来てるんじゃないかというふうに思いますけども、その辺のところをお伺いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 入所対象児童をゼロ歳児、そして1歳児、2歳児まで限定した乳児園、いわゆる乳児保育所と申しますけど、この乳児保育所を開設することは待機児童の多いこの年齢層にピンポイントで対応できるというメリットはあります。そして、この近くでは菊池郡市の中では菊池市に1園この乳児保育所がございます。

一方、この乳児保育所は開設手続には通常の保育所と同様に、用地の取得、開発、あるいは園舎の建設など最低でも2年の期間を要しますから、待機児童の解消には臨機応変に即応できないという面もあります。さらに、園児が3歳児に達したときにこの受入れ保育所をどこにするのか、あるいは保育環境の変化に対して園児にどのような影響があるのかといった検討すべき課題も多く、ここ数年熊本県内でこの乳児保育所を設置した例はないようであります。

こうしたことから、町では就学時まで安心して子育てができるよう保育所入所児童をこの特定の年齢に限定することなく、ゼロ歳児から5歳児までの乳幼児期の児童としまして保育環境の整備に努めており、現在のところはこの方針でいきたいと考えております。

なお、先ほども言いましたゼロ歳児から2歳児までの低年齢児の保育につきましては、厚生労働省が待機児童解消先取りプロジェクトの中で保育士の資格を持ち、研修を受けた家庭的保育者等が3人から最大15人までの乳幼児を保育します家庭的保育事業、別名保育ママ制度を現在推進しております。この家庭的保育事業につきましては、認可保育所の開設と比べ開設までの期間が短いこと、コストが安価で済むことなどのメリットがあります。また、財政面でも国から施設整備や委託料などに対して補助制度もあります。町ではこの家庭的保育事業について実施要綱等を定め、家庭的保育者、家庭的保育の補助者の基礎研修を昨年から実施しており、今後高まると予想されます低年齢児の保育のニーズにつきましては、当面この家庭的保育事業の実施により対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 保育所等で対応していくと、人数を限定しないということですかね。ゼロ歳児から2歳児までの受入れを。どうですか、そういうことですかね。

（福祉課長宮本義雄君「はい」の声あり）

今、課長答弁ありましたように、認可保育園が今3園ありますよね。その中でゼロ歳、1、2歳の乳幼児はどのくらい通っているのか、それをちょっとお尋ねします。簡単にお願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 現在の公立8園、私立3園での今おっしゃったゼロ歳児、1歳児、2歳児の入園状況を申します。

トータルで420人です。全体が今11園で1,117人入っておりますから、このゼロ、1、2歳が入っている割合が全体の38%は入っております。あと、これに関連して御説明しますが、今後来年4月に2園がまた開設をいたします。これまでの私立3園の認可保育所のゼロ歳、1歳、2歳のこのクラスの受入れ人数の部分でいきますと、大体来年4月にはこの新設される2つの保育所で95人から100人ぐらいはまたプラスして、このゼロから2歳までの待機児童の解消というのは図られるんじゃないかというふうに一応予想しております。今後また11月から入所受付をしまして、最終的に固まりますのはまた来年になってきますから、そのところでまた再度検討していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 要するに、来年の4月に2園開設するから、乳児の待機は解消するということですかね。じゃないですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 一般的にその解消とするというのが、いわゆるどの程度まで解消するかということもあると思います。それから、私たちとしては完全に今の時点で来年のことで

すから解消しますということは断定できませんので、一応今の待機児童がいらっしゃいますので、解消に向けた努力をこうした２園の新設に合わせてやりますし、それに先ほど申しましたように、このゼロ歳から２歳までの方の分を今国、県が進めてます家庭的保育事業等もあわせて並行的に進めながら、解消に向けた取組をやっていくというところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○１２番（福島知雄君） 分かりました。本町は今後もどんどん人口が増加してくると思います。

現に、若い人の転入というのが大分増えてきております。当然のごとく乳幼児の数も増えてくるというふうに予想されます。ぜひそういったさっき課長が言いましたように、菊陽に住んでよかった、菊陽に住みたいというような子育て支援をぜひ遂行していただきたいというふうに思います。

それで次、質問事項３番目の町内巡回バス運行見直しについてということで質問をしてまいります。

この問題は町民からいろいろな意見、要望が出ているかと思われまします。例えば、この路線の運行回数を増やしてくれないか、あるいはどこどこに巡回バスを回してくれないかと、そういった地域地域の要望が出ているかと思ひますけれども、多種多様にわたっていると思ひます。肝心なのは、町内全域を見回しまして、その中で公共交通をいかに有効に運行し、便利で使いやすいかに町民の足になるかを計画すべきであると、これが基本だと思ひます。町内巡回バス運行の地区割りを私なりに考えてみたんですけども、大きく分けますと南部地区、中部地区、北部地区、それから三里木周辺を含めました光の森周辺、西部地区の５地区になるかというふうに考えられますけれども、町の限られた予算の中で町内をくまなく運行するということは大変厳しく、また難しい問題かと想像しますけれども、これは町民のためにクリアしなければならない問題であろうかと思ひます。この件も平成20年第２回定例会と平成23年第３回定例会において一般質問をしております。それから４年が経過しておりますけれども、平成20年から今日までの町内巡回バスの運行状況、利用状況をまずお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいま御質問のありました町内バスの運行状況でございますけれども、年度別の全体数で申しますと、平成19年度が１万2,032名、平成20年度が２万278人、平成21年度が２万398人、平成22年度が２万1,298人、それと平成23年度の乗車人員が２万867人というふうになっております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○１２番（福島知雄君） この実績を見てみますと、利用者数というのは余り増えてない、横ばい状態ということですね、ですね。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 平成19年度に運行の見直しを行っておりまして、平成19年度が１

万2,032名と。それから、平成20年度は2万278名ということで、この見直しの間の増加がござい  
ます。その平成20年度以降見直しを行った後の以降の乗車人員については、横ばい状態で続  
いておるといような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） そういう20年から現在に至っては横ばい状態であるということですが  
も、そういうことであれば改善をしなければならないというふうに考えられたかと思いき  
ども、改善策をどのようにとってこられたのか、また今後どのように改善をしていくのかをお  
尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 先ほど申しました20年からの乗車人員につきましては、19年度の  
見直し以降につきまして、各地域からの「さんふれあ」あるいは図書館等までの一定の需要に  
対しては、それをカバーするという点については、一定の成果を上げておるといふふうに考  
えております。しかし、昨年度、実際は本年の1月になりますけれども、アンケート調査を行  
っておりまして、そういった中では買い物あるいは通院、そういった新たな需要もございま  
す。そういった新たな需要に対しては、まだこれから見直していく必要があるといふふうに思  
っておりますので、昨年度アンケート調査を行いました結果を踏まえて、今年度でどういっ  
た住民の方の御要望があるのか、実際に御要望に加えて利用されるのか、そういったことの内  
容の調査を行っているといふような現状でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 次のアンケートの調査の結果と今後のスケジュールの中の答弁もいただ  
きましたので、そこに入っていきますけれども、今年の1月にアンケート調査をされましたよ  
ね。それから、8月31日に地域公共交通会議が開催されておるかというふうに思います。ま  
た、今後本年の10月下旬、また来年の2月上旬に会議が予定されているようでありますけど  
も、その中で町民の皆さんの意見なり意向をどのように有効に取り入れていくかが鍵である  
といふふうに思います。アンケートの調査も、私もアンケート調査に答えて出したんですが、2  
世帯住宅とか親子で住んでる場合は、高齢の方というのはあのアンケートには答えられてない  
のかなと。恐らく若い夫婦、若い世代の方が答えてられるかなといふふうに思いますが、  
やっぱりこの町内巡回バスを利用する人というのは高齢者の方が多いかと思えます。そうい  
った意味では、今後アンケート調査の予定なりがあるとするならば、高齢者の方がよく集まれ  
ますグラウンドゴルフ場とか、そういった会場に出向いて生の意見を聞くということも肝心か  
と思えますけど、その辺の予定はありますか。簡単をお願いします、あるかないか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 住民の方の生の意見を聞くということにつきましては、本年の  
10月に予定しておりますけれども、校区単位で特に公共交通が必要とされるような方、高齢者  
の方になろうかとも思いますが、そういった方に呼びかけをいたしまして、校区単位で直

接意見交換会をやりながら、生の声を聞いていきたいというふうに思っておりまして、その準備に取りかかっているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） じゃあ、ぜひそのようなことでお願いをしておきます。

それでは、③番目のデマンド交通の導入について町長の所見をお尋ねしたいということですけれども、この質問も平成20年6月の定例会でやっております。4年が経過しました。このシステムを簡単に言いますと、タクシーの便利さをバス並みの料金で実現するシステムであるということです。予約に合わせて自宅や外出先まで迎えに来てくれて、地区内の行きたいところまで運んでくれる。安い上に大変便利であると。単に利便性の高い公共交通サービスの提供というだけではなくて、さまざまな効果が期待されます。住民サービスの向上はもちろんのことですけれども、高齢者の生きがいの創出、商店街の活性化、人の移動が活発になればそこには当然消費が発生します。事業も生まれ、雇用にもつながってまいります。いろんな効果をもたらすのがこのデマンド交通システムであるというふうに、私は確信をしております。本町を眺めてみますと、東西の公共交通システムは何とかまあいいというふうにしましても、南北の公共交通アクセスが余りよくない。これを構築する必要があるというふうに思うわけですが、その問題を解決するのがデマンド交通であるというふうに私は思っております。この運行を施行している自治体は増える一方でありまして、当然いいから増えるんであろうというふうに確信をするわけですが、本年の10月から人吉市でもまた運行をされます。そういったところを捉えて、町長の所見をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） デマンド交通につきましては、利用者にとっては今議員が言われましたようにドア・ツー・ドアで利用できることや、また利用者のいないところはパスできるといった運行の効率化に結びつく利点はありますが、一方では目的地までの所要時間が利用日によって異なることや、また一般の路線バスに比べて運行経費は高くなるとの考え方もあるようであります。デマンド交通も含め地域公共交通サービスを導入していく際には、町の実情に合ったサービスを提供していくことが大切だと考えております。そういった面で、総合政策課の方でいろいろアンケート調査を実施しながら、今巡回バスの見直しもしているような状況であります。

本町での地域公共交通のサービスのあり方につきましては、巡回バスの路線定期運行の見直しや、デマンド交通を導入すべき状況であればデマンド交通も考慮し、必要であればこれらの運行形態をうまく組み合わせて、本町にふさわしいサービスのあり方をつくり上げたいというふうに考えているところであります。その際には、町としての適切なこの財政負担も伴いますので、そういった適切な財政負担も含めて熊本運輸支局等とも十分協議をしながら、菊陽町の地域公共交通会議の中で十分議論していただいて、慎重に決めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 町長の前向きな答弁というふうに私は捉えておりますけども、いろんな角度から検討、研究されて、町内巡回バス、またデマンド交通、それぞれのよさを取り入れて改善を図っていくと。町民、特に高齢者の有効な足になるよう改善対策をしていくべきだというふうに思っております。これを導入するには大変な苦労があるかと思っておりますけども、これ住民サービスは苦労がつきものです。ぜひそこをクリアしていただいて、私たちも団塊の世代ですけども、私たちあと10年、20年すれば足腰も動かないようになるかもしれません。そういったときに利便性に非常にすぐれた公共交通があれば、楽しい老後を迎えられるかなというふうに思っております。ぜひよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時7分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君、一般質問を許します。

○1番（中岡敏博君） 皆さんこんにちは。傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中ありがとうございます。中岡敏博でございます。

初めに、7月12日の熊本広域大水害において被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、一日でも早い復旧をお祈りいたします。

先に私が申しましたとおり、危機管理におきましては想定外というものは理由にならず、ふだんからあらゆることを想定し、迅速かつ適正な対応をしなければなりません。今回の水害で我が町は情報発信では責任の所在を明確にし、あらゆる情報を求めるであろう人々への提供をなされたものだと思います。昨年に交通事故の対策と危機管理について質問をいたしました。さらに、今年の3月議会ではいじめ、不登校問題について御質問させていただきました。我が町の現状をしっかりと確認する意味でもありました。その後次々に問題視されることになる事故や事件が起きました。記憶に新しいところでございます。これを偶然と考えるのではなく、ハインリッヒの法則、ヒヤリ・ハットに基づき考えますと、必ず何かしら予兆があったのではないかと思います。文部科学省は天津市の中2自殺などを受け、9月5日にいじめ問題で学校や児童・生徒を支援する専門家の組織を全国200地域に設置することを柱とする総合的ないじめ対策を行うことを発表しました。いじめ問題サポートチーム、いじめ問題アドバイザー、スクールカウンセラーの大幅増、スクールソーシャルワーカーも2,200人に倍増するとし、多忙な



学校を支援していくそうであります。我が町でも起こり得ることは何か起きてからではなく、起こる前にいかなることを想定をし、動くべきであると強く考えております。

さて、本題に入ります。

今回の質問でございますが、少年非行全般についてでございます。これは平成18年ごろから我が町の変化が激しく、一部の地区の都市化、大型商業施設の進出、それを取り巻く多くの店舗の増加等から、またそのほかさまざまな要因から以前熊本県警察本部から来ておりました警察官が心配していたとおりになっていました。だからこそ、この問題に対し常に警鐘を鳴らしてまいりましたが、その対応、対策の遅れに対し残念に思っております。凶悪事件にもかかわるであろう少年非行及び少年犯罪の未然防止に町、学校はどのように把握し、対応をするのかをお尋ねいたします。

この後の質問は、通告に従いまして質問者席にてさせていただきます。では、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 熊本県警察本部データによりますと、熊本県内の少年非行情勢は平成15年をピークに減少傾向にあるが、成人を含めた刑法犯総検挙人員は全国平均より上回っており、また万引き、自転車盗などの初期型非行は刑法犯少年の73.3%を占めている。熊本県警は刑法犯少年の検挙人員は減少傾向にあるものの、依然社会の耳目を引くような重大凶悪な非行事案が後を絶たないとしており、我が町におきまして第5期菊陽町総合計画前期基本計画の中では、住みよい安心・安全なまちづくり第3章防犯・交通安全の対策の充実での現況、課題として人口増加、大型店舗等の進出や急激な都市化に伴い、大津署管内における本町の犯罪発生件数は増加しているとし、基本方針としまして住民が安心して日常生活が送れる町にするため、町民と関係機関、行政が一体となり、防犯、交通安全への取組を展開するとしております。

以上は、警察と町の姿勢であると私は理解しております。この中で、町の将来を担う少年非行問題におきましては、町及び学校、保護者の役割も当然あると考えます。我が町の現状を問題とし、質問は少年に関するものと絞ってまいります。

では初めに、学校のさまざまなルール、校則違反、少年非行等の不良行為に対する小・中学校の対応についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、生活改善指導を要する児童・生徒に対する小・中学校の対応についてお答えしたいと思います。小・中学校それぞれ発達段階に応じた対応になりますが、担任、学年主任、生徒指導主事、管理職が連携した対応を行っておるところです。

まず、中学校での対応について申し上げたいと思います。

校則違反に対するものについては、違反した生徒へ指導と教育相談を実施し、保護者へつないでおりますが、ケースによっては保護者の教育相談を実施したり、学校と関係機関が連携し

た上で教育相談を実施し、指導対応をしております。

その中で、指導改善が見えない生徒指導上の課題を持った生徒への対応について申し上げます。

茶髪、ピアス、服装に乱れなど外見上の問題がある生徒への対応は、ほかの生徒への影響を考慮し、教室に入る生徒と一緒にしないよう別室で対応を行っております。別室では教員の空き時間を調整しまして、可能な範囲で対応を行っております。茶髪、ピアスの生徒は髪を黒くし、ピアスも外して教室に入っています。指導を受け入れない場合、帰宅して髪を染め直し、ピアスも外して再登校するよう促しているところもございます。また、生活の様子を聞いたたり、基礎的な学習指導などを行っておりますが、教師が目を離れたすきに無断下校や時には別の場所で喫煙などもあっております。生徒の中には食事をとっていなかったりすることもあり、給食時間に学校にいる場合は別室で給食をとらせたり、給食だけでも食べるように声をかけをしたりと指導改善のために取り組んでおります。茶髪、ピアスなどの指導が必要な生徒では、外見上の問題だけでなく、夜間徘徊、たばこ等の非行もありまして、家庭の力では対応し切れてない現状もあります。また、補導歴もあり、警察、警察ボランティア、補導員、児童相談所等との情報交換を行っております。そして、連携し、対応をしているという状況です。時には、学校に行かずに遊んでいる姿を地域の方が見られまして、学校へ通報されるという状況もございます。学校からは今まで申しました取組を十分にその方たちに伝えてきていないかもしれませんが、その都度連絡をいただいた方へ学校での対応について説明をしているというふうな状況でございます。これが中学校の今、状況でございます。

それから次に、小学校でございますが、ここでは取組を紹介したいと思います。

ある学校では生活の決まりというものがありまして、生活の決まりを守れない児童に対しては、担任、学年主任、生徒指導、それから主幹教諭、教頭、校長で報告、連絡を行いまして、組織の中で指導し、学校全体で改善するよう取り組んでおります。また、保護者にも連絡し、生活の決まりを守るための協力体制づくりをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 不良行為少年、ここにおいて不良行為の定義といたしましては、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己、また他人の特性を害する行為をしている少年としますが、私はここ数年地域の自主防犯組織、また少年補導員と一緒に夜間パトロールをしておりますが、小・中学生らしい少年が金髪にして、たばこをくわえながらうろうろしている、公園で殴り合いのけんかをしている、授業をサボって大型商業施設内にいる、あとは中学校から追い出されて町内をうろうろしているという通報もございました。今の説明から考えますと、そういう髪の色を染めているとかピアスをあけている少年に対しては、別室で対応というのが基本でございますね。そして、改善するために帰宅を促して、髪の色を黒くしてっていうふうな対応をとっておられるということで、学校に来るな、学校には来てはいけない、学校に居場所がないとい

う対応ではないということがちょっと確認したいところだったので、聞かせていただきました。

また、今パトロール中も特に注意してるんですが、不要なもの、危険物、必要ないものを所持し、学校へ持ってきている場合はどのような確認、チェックですね、これはプライバシーにもかかわるかもしれませんが、ボディチェックまではいきませんが、持ち物検査とかそういうのは徹底されているのでしょうか。携帯電話とかたばこの所持、ナイフの所持等についてどのような確認、不要なものに対してのチェックがなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

所持品検査については、甚だプライバシー上の問題がありますので、議員がおっしゃったようにどの学校も行っていないという状況だと思います。ただ、喫煙だとか携帯電話等の持込みは各学校も禁止をしておりますが、そういった情報があつた場合には個別に呼び出して、ちょっとポケットの中を見せてごらんとかといった対応はなされておるような状況でございます。一斉に全校児童・生徒に対して所持品検査を実施するというようなことは、現在どの学校も行っていないと考えております。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） ありがとうございます。所持品検査は全学校行っていないということで理解したいと思います。

続きまして、平成22年11月の内閣府の少年非行に関する世論調査におきまして、対象者は全国の20歳以上3,000人であり、項目の一つである少年非行防止の役割といたしましては、家庭と答えた者の割合が76.4%、学校と答えた者の割合が3.7%、地域社会と答えた者の割合12.9%、警察などの行政機関と答えた者の割合5.2%となっております。また、平成9年の神戸市須磨区で小学生が殺傷され、14歳、中3少年が逮捕、平成10年に栃木県黒磯市では中1の生徒が教員を刺殺し、その後中学生、高校生による刃物等を使用した殺傷事件が連続して発生する事態が生じていることにより、平成10年より文部科学省の方針で学校の抱え込みから開かれた連携へ、問題行動への新たな対応として青少年健全育成は一人学校が担うものではなく、多くの機関がその目的を一つにして活動しているということが再確認される必要がある。今後は、関係機関との間で実質的な連携を目指すことが求められるとしています。ここでは、主に警察関係機関との協力、連携体制についてでございます。

2番の質問に参ります。学校を核とした場合、関係機関との協力、連携体制などについて、A、B、Cに分けて質問いたします。

まず、Aのスクールサポーター、少年サポーターとの連携、協力についてお答えください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

Aのスクールサポーター、少年サポーターとの協力、連携ということでございますので、昨

年度から不審者対応訓練等に招聘して、指導いただいていると。それから、職員は訓練の反省をもとにした改善策、それから児童へは不審者に遭遇した場合の対応について具体的に指導をいただいているという状況がございます。また、薬物の乱用にかかわる講話をいただいたり、それから不定期ですが、毎月一、二回大津警察署のスクールサポーターの方に来ていただきまして、生徒指導主事、それから管理職との情報交換等を行っておるという状況でございます。また、昨年1件相談を行い、これは別のところでございますが、当該児童の学校生活の様子を見てもらいまして、指導の助言をいただいたという状況で、こういうふうな状況で指導を仰いでいるという部分がございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） ここにおきましては、少年犯罪の防止と非行防止についてちょっとお尋ねしたかったんですが、非行事案の対応、いじめ、校内暴力事案に対する指導、助言、先ほど出ました非行防止教室の開催、また暴走族に入らないようにする、犯罪、薬物に依存しないような指導教室を開催されると私は聞いております。今のように、スクールサポーターというのが大津署に2名いらっしゃって、その方々とそのような連携をなされているということで理解してよろしいでしょうか。

なら、Bの質問に参ります。

警察ボランティア、基本的に少年警察ボランティア、これは少年補導員、また少年指導委員ということにして、また警察官のOBの方との非行防止についての協力、連携などございましたら、お答えください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） Bの警察ボランティア、警察OBなどとの協力、連携はという御質問でございますが、これにつきましては交通安全指導教室の指導をお願いしております。それから、保護者向けでございますが、家庭教育学級、これらの講話をいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 警察ボランティアとの協力、連携につきましては、私が持っています情報によりますと、武蔵ヶ丘中学校PTA、また教員と夏休みの期間、また後で出てきますが、一緒になって連携して夜間の街頭補導などもされているということをお聞きしております。また、ほかにも協力、連携などもあるかもしれません。

なら、Cに行きますが、セーフティーパトロール隊、菊陽町にはスクールパトロール隊という総務課付の青色回転灯パトロール隊もございますが、それと名称も似たようで分かりづらいので、セーフティーパトロール隊というのは大津署にいらっしゃいます職員さんだと思いますが、その方たちとの協力、連携についてお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） セーフティーパトロール隊との協力、連携はという御質問でございますが、まず登下校の安全指導、それから見守りの協力をいただいております。それから、体育祭、これは主に中学校2校菊陽町が持っておりますが、そういう関係のときにそれとなく分からないような状況の中でございますが、体育祭、入学式、卒業式、これらの行事の際にパトロールなどを協力いただいております。これは私服でという部分と制服でという部分と兼ね備えて行っておられるという部分がございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 以前のセーフティーパトロール隊は、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターを基地局とし、子どもたちの登下校をパトロールしておりました。また、武蔵ヶ丘8町内の斉野さんという方も隊員となられ、より身近な存在であったかと思えます。今のセーフティーパトロール隊の活動を確認させていただきましたが、主に大型商業施設内での万引き防止のための巡回をしており、時には徒歩で町内を巡回しているとのことでした。大型商業施設には保安員、警備員もいるのですが、セーフティーパトロール隊が万引き防止のために商業施設に入るということは、万引きが増加傾向にあるがゆえの業務なのかなと私は思います。

これらの質問の趣旨は、連携のあり方、問題点の中で学校側の要因として関係機関の連絡先や担当者を日ごろから知っていない、関係機関の業務内容などについて情報把握が十分とは言えず、個々の問題行動の業務などについて情報把握が十分と言えない、状況に応じてどの関係機関に協力を依頼すべきかを理解していない、関係機関に対して不信感を抱いており、連携しても問題の解決にはつながらないとしており、これは全国的に問題として挙げられている課題ですけれども、我が町の連携、協力体制の現状を把握するためにあえて質問させていただきました。

次に参ります。

3番ですが、先ほども少し街頭補導としてお話をさせていただきました。夏休みなどの長期休暇において学校、PTAの取組はどのようなものがありましたか。お答えください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、議員言われましたように、学校それからPTAの中に御質問でも書かれておりますが、防犯員という部分がございます、そこを主体的に動くという部分があります。また、その中で学校によっては活動が異なりますけれども、活動内容を申し上げます。

小学校では、夏休み前や夏休みに入ってから地区懇談会を実施します。少年非行及び犯罪防止のため、学校、PTA、それから地域の方との意見交換を行っておるところです。また、夏休み期間中の巡回パトロールや町の夏祭りなどのときの巡回パトロールなど、活動をされておるといふところなんです。

中学校では、夏休み中の防犯パトロールを毎年実施しており、PTA主催で教員も参加しております。補導員の方にも御協力いただき、これが先ほどの質問と重なってくるのかなと思いますが、補導員の方にも協力をいただきまして、今年は19回実施をしております。それから、平成21年度から実施回数を年々増やしまして、巡回コースや設定、それからパトロールの時間帯も経験をもとにしまして、より効果が出るように見直しながら活動を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 夏休みだからといって学校、PTAの活動、取組についてちょっとお尋ねしたかったものがありましたので、あえてお聞きしました。少年補導員も約19日間、20日近くですが、学校と一緒に夜間パトロールを9時から10時の間、皆さんと協力して、情報をお互い伝えながらパトロールをしているという事実を知っております。また、夏祭り等にもいろんなパトロールをされているということで理解したいと思います。

しかしながら、少年非行、非行少年は居場所の欠如があります。昼から夜の時間にかけて、今のところ夜の世界に居場所を求める傾向があります。そこで、午後11時から午前3時までの間を私としては深夜徘徊というふうにして考えていますが、PTA、学校の先生、多忙でございます。その中で、関係機関と協力して深夜におけるパトロールは、先生方では厳しいものがあると思います。暴行とかトラブルのリスクも多くなります。そこにおいては、上手に補導員だったり、警察官の夜間警らに要請するなり、そのような協力体制が必要なのかなと考えております。

次の質問に参ります前に、以前夜回り先生こと水谷修先生にお会いしたことがありますが、その先生の考え方は非行少年は大人たちが生み出した被害者であるとの考えで、その少年たちを救うには暴力団にも立ち向かえる覚悟が必要であるとお話をしておりました。この考え方、非行少年についての考え方はさまざまなものがあると思いますが、私も15年間少年に対して空手道という武道を指導しておりますが、青少年健全育成とは簡単でないということを十分承知しております。青少年の健全育成は一人学校のみが、先ほども言いましたが、担うものではなく、多くの機関がその目的を一つに活動するべきとして、その一つでございます青少年健全育成町民会議の非行防止等における主な活動と問題や課題についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育審議員。

○教育審議員（矢野陽子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、町長を会長といたしまして昭和56年に設立されまして、行政、町議会、各小・中学校、各PTA、民生児童委員、少年指導委員、補導員ほか24団体で町民会議が組織されておりました、その中で団体間の連携を図りながら事業を展開しております。この組織では活動を行うために、啓発部会、環境部会、家庭部会を設置し、それぞれの部会では地域や家庭の抱えるさまざまな課題について協議をされ、家庭や地域

社会の教育力の向上を図る事業を展開しています。環境部会では、中岡議員さんにも積極的な協力をいただいているところでございます。

町民会議の運動方針といたしまして、人間性豊かな人づくりを目指してと掲げています。具体的には非行防止等における主な活動でございますが、各中学校、JRの各駅での挨拶運動、パトロール、環境美化運動、親子ふれあい講座、先進地研修、全体研修、それから明るく住みよい社会を目指す青少年の集い等を開催しています。挨拶運動は登校時の子どもの様子等を観察し、問題があれば対応をすべきですが、今までに問題が起きた事案はあっておりません。パトロールに関しては連携の中で少年指導委員、補導員、警察、交通安全協会、学校、PTA、行政とともに2班に分かれてパトロールを行っています。親子ふれあい講座につきましては、年間の講座を掲げ、チラシ4,000枚を作成しまして、小・中学校児童・生徒全員に配布しています。主に、家庭部会の更生保護女性会、地域婦人会が中心となりまして食育、研修等を開催しています。23年度は170名の親子が参加しました。核家族で共稼ぎの家庭が多くなった現在、少しでも親子が触れ合う時間を過ごしてもらおうと企画している講座です。一緒に参加して家庭では気づかない子どもの一面を知ること、非行防止につなげることができると考えています。また、校区青少年育成協議会として活動しているところには、町民会議より育成助成費といたしまして1団体4万円の助成を行ってまして、地域性を生かしながら地域の子どもは地域が守るを念頭に、パトロール、世代間交流事業、通学路点検、清掃、挨拶運動と幅広く活動を展開されています。このほか、各校区青少協並びに各中学校と年2回ほど情報交換会を開催しています。研修会等で社会環境の変化や子どもに関する情報を得ても、次のステップにつなぐ取組が課題とされますので、本年度地域の子どもは地域で育てるという視点から、子どもの成長について学び、地域の大人としての支援方法を考える機会といたしまして、熊本県民カレッジサテライト菊陽教室を10月から11月に開催予定です。

今後は、校区青少年育成協議会とも連携を深めまして、共有できる情報はいち早く組織に周知し、子どもを見守っていきたくと考えますし、青少年が健やかに育つためには家庭や学校とともに、地域も加えた社会全体の力を結集していくことが欠かせません。コミュニティーに関する意識が薄れていく傾向がうかがえる中、青少年を町民総ぐるみ地域全体で育てていくという意識をいかに醸成していくかが大きな課題だと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 青少年健全育成町民会議の取組、役割、考え方、また今後いろんなことを計画され、青少年健全育成の一つである地域の役割としての大切な考え方、姿勢というのを聞かせいただきました。

次に参りますが、少年のゲートウェイ犯罪の現状を町や学校はどのように把握しているのか、これをお尋ねしますが、ゲートウェイ犯罪というのは凶悪犯罪につながるであろう犯罪の入り口という意味であり、万引き、自転車盗ゲーム感覚で行う犯罪という感覚が薄い状態、悪

いことをしているという感覚が薄い状態の犯罪が増加していると考え、先日大型商業施設の保安員の方とお話をさせていただきました。少年による万引きは増加傾向にあり、しかしながら反省が見られないなど、悪質なケースでなければ原則として警察、学校には通報しない、保護者に受け渡すとのことでございました。ということは、警察のデータよりもこのような犯罪行為は現実には増加しているのではないのでしょうか。これらの情報は、学校の生活指導担当者や校長も把握しているかと思います。5番の質問に対してお答えください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

本町の現状としましては、町外から多くの転入を受けております。また、大型ショッピングセンターの進出などにより目覚ましい発展を遂げております。その反面、さまざまな犯罪も押し寄せてきているという事態となっております。目覚ましい発展の中で子どもたちも落ちつかなかったり、また安全面で心配であったりしているのではないかと考えております。教育委員会及び学校は、子どもたちが置かれているこのような環境について把握を努めております。学校では児童・生徒の様子、保護者からの相談、地域の方からの情報などから把握をしております。加えまして、先に議員も申されました警察関係との連携というのをもとっております、大津地区学校等警察連絡協議会という会も組織しておりまして、非行防止に関する行動連絡について計画、立案及び実施、児童・生徒の問題行動等に関する情報交換と対策などについて、月に1回程度部会を開催し、協力、連携を図り、現状の把握を行っております。また、学校などで問題行動が発生した場合は、速やかに学校から教育委員会へ報告するとともに、問題を起こした児童・生徒に対し適切な指導を行っているという状況でございまして、また教育委員会では町内、学校からの問題行動につきまして学校からの定例報告により教育委員会で取りまとめまして、毎月開かれます定例教育委員会においてその対応を含めまして教育委員へ報告をしているという現状でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） ただいま学校における把握について答弁をいただきましたが、菊陽町におきましては危機管理室という室もございます。総務課にございます。その中で、少年犯罪においては学校のみならず町の総務課、スクールパトロール隊も所属しておる課がありますので、総務課の方はどのように把握をなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 前段としまして、私の方で危機管理室の連携をちょっと御紹介したいと思います。

本町の危機管理室との連携等でございますが、町内小・中学校の登下校時ですね、御承知のとおり登下校時青色パトロールで巡回しているという部分でございますが、危機管理官をはじめ危機管理室のスクールパトロール隊による防犯パトロールや見守り活動を行っております、



児童・生徒が安全で安心して登下校できるという部分で協力をいただいております。その中で、学校、危機管理室相互の連携を行いまして、不審者情報関係が入りましたら、それをまず共有するという部分では即座に流しておりますし、情報提供をこちらも受けているという部分がございます。そういうような連携をした取組を行っておりまして、登下校における児童・生徒の気になる行動につきましても、危機管理室から学校へ連絡をいただいたり、当該児童・生徒に対して指導をしていただいたりというケースも行っているという部分が教育委員会と学校、それから本町の危機管理室の連携という状況で、非常に助かっているという部分でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1 番（中岡敏博君） 今、少年犯罪のゲートウェイ、初期型非行の防止または状況把握についてさまざまな関係機関と連携をとっているということをお聞かせいただきました。

それでは、少年犯罪、犯罪防止に関して理論、法則を挙げさせていただきますと、割れ窓理論においては1枚の窓のガラスが割れたとして、そのままの状態で長い間放置していると、2枚、3枚と次に割られていく状況、またこれはすぐに対応することが大切ということであり、それだけ関心が強いのか弱いのかっていうのを確認できる考え方でございます。これは落書き、ごみ、放置自転車の多いところも同じように考えられ、その付近では犯罪が起きるというものであります。ここにおいてこういうふうな地域の変化等に関して学校、町はどのように把握したり、気をつけて、これを少年非行の防止と考えて捉えた上で、どのような取組、巡回パトロール等をされているか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

教育委員会の基本的な考え方、それから姿勢というふうな部分でお答えしていきたいと思えます。今言われましたように、いろんな背景があるんですが、一番教育委員会として今考えているところを今からお話ししたいと思います。

問題行動の背景や要因として家庭、教育上の問題、それから児童・生徒本人にかかわる問題、それから社会環境の有する問題などがございます。また、児童・生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、問題行動の予防や解決と児童・生徒の健全育成のため、義務教育の中で児童・生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し、社会自立を進めていくということが重要であると考えております。また、先にも述べましたが、茶髪やピアス、これをして深夜徘徊、それからたばこ等の問題行動を繰り返す事例もあります。このような格好のまま学校へ登校した場合は、やはりほかの生徒等に悪影響を及ぼすという部分もございますので、先も述べましたような対応をしているという部分でございまして、今申し上げましたように一番今学校、教育委員会で悩んでおりますところが地域社会、環境、こちらの部分がどう対応していくかという部分を今課題として、児童等の影響というのはそのあたりから一番大きく捉えている

という部分でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） ただいま6番の質問に対して全体的にお答えをいただいたかと思いますが、私がお尋ねいたします現時点での周りの児童・生徒への影響についてでございますが、近隣のある中学校の、近隣の小学校の保護者から私が3件ほど通報をいただいております。小学校の通学路内におきまして不良少年等がたむろしていて、通学路を守って下校しなければならない小学生が恐怖の余り避難した。また、通学路を急遽変更して下校したという通報をいただきまして、その現場にも出向いたことがございます。また、先ほど中学校におきましては同じ教室には入れないということでございますが、その生徒、その非行少年等の担任の先生もいらっしゃいますね。担任の先生もその子のことが、また家庭のことが心配であって、その子にも対応し、またほかのクラス、同じクラスの子たちも見えていかなければならない。その部分で教員の対応の仕方、そういうことにより、ほかの生徒・児童に対して影響はございませんか。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問では、1クラス30名から35名というふうな状況でありますが、その中での担任のその特別な問題行動を起こす子に対応するに当たって、そのほかの学級の生徒に対するそこでの教職員の対応がそちらへとれないというような意味合いでお答えしたらよろしいでしょうか。

（1番中岡敏博君「はい」の声あり）

そういうことでありますと、やはり担任はその時間、その授業を受け持って35人から40人という状況で授業をしておりますので、その中で特別に対応が必要である問題行動関係であれば、やはり担任一人ではほかの児童・生徒の授業に対する支障が出てまいりますので、ほかの管理職なりの時間調整できる教職員に依頼して、対応をお願いしていくという部分もかなり出てきているというところはあるかと思えます。ですから、先ほども申しましたように、やはり別室対応という部分がございましたが、そういうふうに教職員の時間調整、これをしながら学校では余分な教職員というのがおらんもんですから、そのような調整をとりながらやっていってるといって、やはり影響は出るということでございますね。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） その前にお尋ねいたしました小学校、中学校の生徒、問題行動等の生徒がほかの小学校に影響を及ぼしているという情報、また報告等とはとられていらっしゃいますか。お答えください、情報等は。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） どこまでお話しできるかという問題でございますが、やはり先にも述べましたように、毎月定例報告内で学校から状況を報告していただきますし、何か問題が起きま

したら教育委員会の方へ、また県の方へという形で報告していくわけですが、そういう中での一つの事例としましては、やはり兄弟関係ですね。中学校と小学校、そういう問題行動にかかわる影響があるという報告は受けたことがございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 分かりました。

最後の質問になります。

問題対応役で学校サポート職員（警察少年課のOB等）の配置が必要ではないかという質問になりますが、これは知識、経験、確実に行動できる専門職を配置し、関係機関との調整、コーディネートをし、また福祉分野の専門家などとの問題解決までの協力支援をすることも視野に入れていただきたいと考えておりまして、また非行少年対応その後におきましては、非行少年更生施設関係団体と協力していただき、少年は必ず変われることを前提にして、例えば先日結成されました少年たちに働く場を提供する事業者による職親の会や熊本少年友の会などとの連携も可能ではないかと思っております。もはや学校、家庭の責任を追及してばかりでは解決の糸口は見出せない。補導員として現場に入りましたが、その場で指導、その場で注意、その場での変化はさせることができますが、今現在で役割、解決策においては機関の容量を超えているのではないかと分析をしております。毅然と振る舞うこと、少年に対して予防ができるかもしれませんが、これ以上の実質的な対応及び改善は限界に近づいているのではないのでしょうか。専門分野のスペシャリストである人材が必要ではないかと考えております。それに対してどう思われるか、お答え願います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

今、議員申されましたとおり非行や問題行動の未然防止、これはもう大事でございますが、そのために地域の子は地域で育てると、地域での見守り体制、そこが充実されることを望んでおるところです。また、一部の学校におきまして校区内の青少年健全育成協議会、これの活動が行われなくなっている部分がございます。ここも早く再開してほしいと強く教育委員会、学校では思っているところでございます。また、夜間外出関係で地域での喫煙、地域での見守り体制が十分にあれば、かなりそのあたりが抑制できるという部分も考えておるところです。人的なところというか、団体的な支援という部分ですね。そんな形で学校におきましては、子どもたち一人一人に豊かな心を育てる教育という部分での規範意識関係を考えているところでございますが、それに授業時間、先にも述べましたけども、教職員の多忙化の中で、また授業をしている中での対応ということになりますと、教師側にも時間的な制約があることを考えますと、人材が不足しているという部分は拭えないのかなというふうに思いますし、随時学校の支援のために動くことのできる専門的にサポートしていただける職員が配置されるということであれば、学校にとっては大変助かるというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1 番（中岡敏博君） 私も少年補導員をさせていただいておりますが、ある地区の非行少年の改善を期待してパトロールをさせていただきましたが、日に日にエスカレートする、または増えていっているのではないかっていうところを心配しております。その中で、第三者的だったり、皆様みたいにその少年たちがスクールカウンセラー、相談員等に相談できる環境であればいいのですが、その子たちはそういう方たちに相談しない、しに行けないっていうのが今の現状ではないのかなと。そこにおいて少年課だったり、地域の第三者の方がちょっと話を聞くよっていうふうな感じて対応してもらえらばとの思いでお話をさせていただきました。

少年非行の凶悪化、エスカレートしての高齢者や年少者、いじめも含め弱者を狙った犯罪の発生も考えられ、これをほんのごく一部と思わず、町民への影響、非行少年の今後の人生にもかかわる重大な問題として、またイカンと早く気づいてもらい、夢を持ち、皆様が安心して生活できるよう強く祈念いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時0分

再開 午後2時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○16 番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民を代表しまして一般質問を行います。執行部は明確な答弁をお願いいたします。

中岡同僚議員みたいには元気にはいきませんので、それとまた今回やはり水害がありましたので、かなり同僚議員と重なっていることもありまして、明日の分もしてくれという議員もいますし、自分の分は残しておくようにという議員さんもいらっしゃるの、なかなか難しいところがあります。

今日は一般質問の事項としましては、1 番に九州北部豪雨災害について、2 番目に白川の治水対策について、3 番目に今後の防災対策について、4 番目に子ども医療費の助成制度の拡充についてと上げています。もし、一般質問で十分煮詰まらなかったところは、また後半の産業建設常任委員会3日間ありますので、しっかりとしていきたいと思います。

7月12日の豪雨による白川の氾濫は、甚大な被害をもたらしました。今回の豪雨については、気象庁は過去に経験したことのないような大雨と予報し、山口大学の山本晴彦教授は千年に一度の豪雨と分析しています。確かに、未曾有とも言える大雨でした。被害現場の具体的な検証とともに、今後の治水対策、農業被害対策などの対応が必要です。

私も12日当日、産業建設常任委員長として建設常任委員にも連絡をして、議長に同行して一

番ひどかった下津久礼、また馬場楠や曲手や全体を見て回りました。町内についてはまたそれとは別に、その後独自に被害状況を把握するために回らせていただきました。また、8月には下津久礼の一番被害を受けられたところをお伺いし、要望やお話、また避難についての今後の要望などを聞かせていただいたところです。私は地元のこともそうなんですけれども、やはり今回一番災害が大きかった阿蘇市にすぐ参りまして、災害ボランティアに駆けつけました。内牧の中心地では家屋全体に土砂が堆積し、泥出しはとても困難な作業でした。阿蘇市のボランティアセンターに行って、七、八人でチームをつくるんですが、半日かけて1軒の家を玄関と台所しか泥出しができない、そういう悲惨というか非常に困難な状況がありました。さらに、やはりそういう中でも、町内皆さんとお話しますと、テレビでは阿蘇市や熊本市の被害状況はかなり報道されるんですけれども、菊陽町も先ほどからあるように被害がかなり大きいんですが、やはりちょっとその谷間にあってなかなか報道されないという状況がありました。

私たち共産党としてといいますか、議員として8月9日には県の知事公室にやはり今度の災害状況がかなり甚大であるので、県の手当をとということで申し入れを行いまして、その後8月10日には福岡の九州地方整備局に行って申し入れを行いました。そのときは、町がつくってる被害状況の地図を見せて、やはり菊陽町もこんなふうに大きな被害を受けてますってということで申し入れを行ったところです。8月24日には、県への申入力で再度白川の治水対策、農業被害対策について申し入れを行いました。もちろん、町執行部も町長はじめ県や国への要望もたくさんしていただいていると思いますけれども、やはりこのような取組をしていますが、今回は特に九州北部豪雨災害についてと白川の治水対策、今後どのように考えていけばいいのかについて質問を行いたいと思います。

あとの項目は、質問者席で引き続きさせていただきます。

まず、1番目の住居の被害とその対応についてです。

これは午前中ありましたけれども、今回住居の被害とその対応ですが、町内の被害数は床上が27、床下浸水が53世帯です。被害認定基準というのがありまして、例えば家であれば外観上とか延べ床面積でどうなのかっていうことで基準が定められています。半壊であれば20から40%未満、大規模半壊は40から50%、全壊が50%を超えるというふうになります。実際私が下津久礼の方に行きまして、菊陽町の場合は半壊はないんですけれども、床上といっても下津久礼の一番西側のお宅は小屋が1メートル70ぐらいのところまで浸水というか、水が来てました。ということは、部屋の中も非常に60センチぐらいとおっしゃったと思いますけれども、本当何かこれは床上ではなくて、もう半壊に近いなというふうに思いましたし、8月20日ごろに行きましたので、1カ月ぐらい大工さんが入ってて、もうその家はほとんど家財道具もだめで柱しかないという、そして床の張り替えとかいろいろされた状態だったんですけれども、こういう状況の中で町としては今の被害の実態を今回はどのように把握をされて、調査をされたのかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいまの質問でございますけども、床上と床下、それから半壊、全壊それぞれの基準がございますので、今おっしゃったとおりであります、実際に床下の場合には水だけ上がる場合と土砂も入ってくる場合と二通りあるかと思います。また、その家の状態によっては床があいてる状態の床と、それから最近の新しい住宅の様式であると床下がすき間がないような状態のものがああります。

しかしながら、今おっしゃった部分も含めまして床の下でとどまっておるのか、床の上に上がっていった、床上に上がりますと当然量があり、フローリング等もございますけども、その上に家財道具等があります。ということは、その床下の場合と床上の場合の被害の度合いが大きく変わってくるというようなことがあります。そういった観点で、床上については今ちょっと27ということでお話がありましたけども、町の方では床上浸水の住家が29棟ということで把握しておりますし、床下の住家につきましては52棟ということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 実際、どんなふうに床上の状況ですね、今お話ししましたように床上でも非常に床もう本当すれすれのところとかなり水が上がってるところがあるのではないのかと思いますけれども、今回の災害でもそうですけれども、今後その災害とか起きたときに、今回どんなふうに判断、調査されたのかっていうのをちょっとお聞きしたいんですけれど。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今の点ですけども、確かに床上の部分で10センチのものもあれば、1メートル、それから2メートル、3メートルといった感じで、また部屋の屋根近くまで行くといった観点の床上というのもあると思っております。ただし、半壊に該当しない場合に、菊陽町の場合5メートルとか、天井まで行くような3メートルとか行く状況の被害が出るような箇所っていうのはほとんどないんですけども、今回の場合に若干上がったところと多く上がった場合の状態っていうのは、同じ床上としてしか判断をしておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、これは菊陽町だけではないと思いますが、私たちこういう災害が起きたときに床上、床下っていうふうに、あと半壊とかと言うんですけれども、やっぱ床上でも半壊に近い床上なのかっていうのがちょっとあるのではないかなあと。これはここでどうのこうではないんですけれども、今後のやっぱりちょっと検討しないといけない部分かなあとこのを実際下津久礼とか思っておりますし、阿蘇のボランティアに入っても、今回かなり家の中が全体として非常にダメージを受けてるということでしたので、このことが一つは大きなこれからの問題になってくるというふうに思っています。それと、それに床下も昔でしたら全部畳を出して替えるということがあったんでしょうけど、やっぱり今はフローリングというのがありまして、泥出しをしてフローリングの張り替えもしないといけないという状況も出て

くるなというふうに思います。

それで、私たち阿蘇の方は4,000世帯ぐらいを訪問して、1,000世帯から聞き取り調査を行って、またそこにボランティアが必要ならばボランティアを派遣する、また阿蘇市のボランティアにも協力するという形で進めてきたんですけれども、今言ったような問題がありました。阿蘇市はまた災害救助法とか少し法律が菊陽町と違うところがあるんですが、今回かなり県や福岡の国にも申し入れたと言いましたけれども、本当に生活をしようと思っても家財道具が流されたり、電気製品が流されたりっていうことで、非常に困難なところがありまして、やはり大分などでは130万円の生活支援再建資金というのがあります。県独自でありますから、この熊本県でもぜひそういう助成ができないかということで申入れをしまして、知事の方も考えていただいて、熊本県被災者生活再建助成金という制度ができました。これは実際の住宅に修理に要した経費、上限10万円、来年2月28日までに修理を実施したところに出ます。実際、この問題は非常にいいことなんですけれども、今まで大規模半壊とか災害救助法で住宅の応急修理をしてところは省く、除外するということになりますから、阿蘇市や熊本市にとっては余り適用がないという制度になります。特に、菊陽などではこの制度が利用できると思いますので、ぜひ被災された世帯に制度の周知をしていただいて、申請をして県に上げていただければというふうにと思いますが、今担当課として何か対応を考えておられるところがあれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） さっき質問というか要望がありました今度の九州北部豪雨でのいわゆる県の被災者生活支援制度、これは先ほど総務課長の方から報告がありましたように、菊陽町では対象になる床上浸水世帯が27ありますので、その世帯については全部、一軒一軒この制度の分は案内の文書を送る予定で今準備を進めております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 先ほど言いましたように、阿蘇や熊本市と比べて被害が少ないというふうに全体として認識されてるかもしれないんですが、やっぱり一人一人被害を受けられたところはどこの市町村でも一緒だと思いますので、ぜひそういう前向きな、私たちも働きかけましたし、そういうふうに実りましたので、しっかり伝えていただいて、皆さんが少しでも足しになるように対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

次は、農地、農業施設の被害状況と今後の復旧に向けての取組はとしています。

先ほど午前中の吉本議員の討論で少し出ましたが、実際菊陽町農地が65ヘクタール、道路が1,830、水路が1,160メートルの規模であるというふうに報告を聞いています。また、頭首工については県の負担で実施するというのですが、それ以外のところで担当の志垣課長より8月まで測量設計が終わり、9月に査定、概算の事業量が出ると。10月に工事発注という説

明でした。この農地についても農地、農業施設も7月31日に激甚指定が出されていますので、この激甚指定が出された中での補助率というのは、大体国が80から90%の負担で、残りは個人負担というふうに理解していますが、それでいいのかどうかということが一つ質問です。

それからもう一つとしては、かなり水田も畑の中にも流木とかいろんなものが入っていますが、その対応はどんなふうにされるのかってということと、あと表土の流出の問題があるということでしたけれども、その点について今考えられてることはどういうことか、それから面積が少なく補助の対象にならないところへの対応はどうなっているのか、この4点についてお尋ねをしたいと思います。

私、実際現場に行きまして、例えば里芋のところの農家では、もう5センチの泥が堆積してるところから、15センチ堆積してるところから、本当にさまざまに里芋の収穫をするのも非常に苦労なさっていました。また、ビニールハウスもかなり全壊しているところもあるし、それこそ流木や道路のブロックとかいろんなのが水田の方に流入してるとかありますので、実際今後の工事は非常に大変だと思いますが、今の内容についてどのように取り組んでいかれるのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） まず、1番目に補助率ということでお尋ねがございました。補助率につきましては午前中ちょっとお話をしましたが、農地の災害、それから農業用施設の災害、それを合わせて1人当たりの被災額ということで出します。それに基づきまして、激甚法の中でのかさ上げ率という計算がございます。その基本となります被災額というのが査定設計額になりますので、積算が終わらないと確定しない額ということになります。今のところ、菊陽町では農地の復旧を先行しますので、それに付随する施設のみを先行したいというふうな考えであります。それだけの中で設計ができましたら、全体の額とは至らずに、ほかに頭首工4カ所が残ってしまいます。これがまだ県営災害になりますので、実際の査定額というのは年が明けまして2月、3月にならないと出てこないんじゃないかというような状況でございます。現在できていますところで、仮に概算額を地権者の方にお示しをすることしかできないかなというふうに思っております。

それから、2番目の流木、雑木についてでございますが、これにつきましては応急で処理をしなきゃならない部分については、既にもう撤去をしたり、土砂の排土をやったりはやっております。それで、圃場の中に残されました流木、雑物につきましては、災害復旧事業の中で行いますので、そのままにしておいていただきたいというところで御連絡を申し上げております。

それから、3番目の表土の問題につきましてですが、白川の方に近い農地につきましては、やはり水の勢いが強いところは表土も流されておまして、その部分につきましては災害復旧事業で客土ということで、他の地域からの土砂を持ってきて表土をつくるということになります。これも復旧事業の中で取り組んでいきたいと思っております。



それから、4番目の少ない面積ということですが、災害復旧に乗る圃場につきましては面積もありますけれども、基本的には埋設であれば5センチ以上、それから金額が離れておって1枚だけであれば40万円というのがあります。下津久礼の場合は全部連担しておりますので、その40万円の規制はクリアできますが、厚みの問題で5センチに至らない部分がございます。その農地につきましては、もう既にお話をしておりますけど、2センチ、3センチというのはどんなに重機を使いましても、それだけ取るというのはもう非常に難しいことでございますので、そこは地権者の方の判断でございますが、土壌試験を行いまして、それで肥料を投入して圃場として成り立つのであれば、そういうふうな方法をすればもうすぐ圃場として活用ができますので、そういうお話をしております。どうしても取らなきゃならないというところにつきましては、4センチなり5センチに近いところですね、それから先ほど申されました里芋とか畝をつくった野菜のところにつきましては、畝の間にたまっておりますので、これは地権者の方と御相談しながら対応していきたいと思います。本来ならば、全部国の災害復旧事業に乗ればいいんですけども、どうしてもその規定によりまして乗らない部分がございます。それにつきましては、やはり希望があれば小規模災害という方法もございますので、その法で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そしたら、最終的に仮の概算額しかないということで、個人負担というのはその仮の概算額でしか出ないということで理解していいんでしょうかということが一つと、それからやっぱり一番は今年度の作物に対しては一定の補助が出ると思うんですけども、来年度それは遅れた場合とかつくれなかった場合また影響が出てきますので、実際はその春ニンジンが11、12、1までに間に合えばとかとおっしゃってましたし、ある方はもう来年の稲作に間に合えばというふうにおっしゃってますが、やっぱその辺が一番気になさるところかなというふうに思いますので、その2点についての今後の見通しをお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 概算額のお話につきましては、先ほどどおりでございまして、確定額というのが出てまいりません。出るのが申しましたとおり年明けまして2月とか、頭首工の話が片づかない限りは出てこないと思います。現在のところでは、想定した額という価格になると思います。

それから……

（16番小林久美子君「作付け」の声あり）

あ、作付けですね。作付けは当初説明に行きましたときに、農家の方から春ニンジンが農家の収入の主力ということで説明を受けまして、では何月までに完了したらというお話を聞きましたら、まあ1月いっぱい終わればと、作付けをすればどうにかその収穫までできるというお話を聞きましたので、今のところそれに合わせてなるべく早く農地だけでもお返しできれば

というところで動いております。ただ、来年の水稻につきましては問題ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） もう一点、査定のいろいろ手続が非常に役場の方も大変だというふうに思いますが、県に行ったらその辺は十分県としても配慮できるし、対応できるとおっしゃったんですけど、その査定についてはどうでしょうか。査定とか書類とかの関係で。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 査定につきましては、施設災害につきましては査定設計という査定用の単価とかいろいろありますが、農地につきましてはもう実施設計になります。数量を積算しまして、それに伴って幾らかかるかということで、もう発注するのと同じような設計書を組まなければなりません。今数量につきましては、8月末をもっておおむね出てきてまして、大体間違いない数字ぐらいまで来ております。あと、客土の問題、どこから持ってくるのか、それから捨て土の問題、どこへ持っていくのかというのも最近やっと目途ができました。これをもってその積算をもう一回精査しまして、それから県との打ち合わせに入るところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ査定作業の迅速化と、やはり来年の作付けに間に合うっていうのが一つの一番の希望かなというふうに思いますので、担当課は今までの事務作業よりもどんどん増えて大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

3番目の自動車被害の対応なんですけど、自動車被害については町独自の対応っていうのはなかなかないかと思いますが、実際1家で4台から5台の被害に遭うとかという状況もありまして、これも県に対しても補助を要望してきたところです。県の答弁では、意見を踏まえて知事と対応したいということと、自動車の補助をどこまでやれるか、できることできないことを検討したいという答弁でしたが、特に町として何かこのことについて今考えておられることや対応されたことがあるかどうかについてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいま御質問の中にもありましたように、県のお答えと基本的には変わりません。対応できた部分のみ申し上げます。対応できたと申しますか、考え方のみでございます。自動車被害への町の対応といたしましては、これは高圧洗浄機というのが遅くなりましたけども、8月2日に熊本県を通じて本田技研工業株式会社様より提供いただきましたので、これも非常に遅い時期となったんですけども、被災地域の区長さんを通じて無償貸付けを御案内いたしましたけども、冒頭申しましたように納品が遅かったこともありまして、車の洗浄にも使えると思ったんですけども、利用いただけませんでした。

次に、財産の被災に対する災害見舞金についても、先ほどから議論の中にはございましたが、住家の被災に視点を置いた制度、床上なのか、半壊、全壊なのかっていうような形でございます。それ以上の細分化したもの、あ、県の制度がですね、今回修理したのに対してという制度が出てきておりますけども、そういった観点もありまして、例えば家具や家電品などの家財、それから納屋、あるいは農機具や自動車の被害は見舞金の対象としておらない状況でございます。そのため、実際の車への対応ということで考えていきますと、家財道具や自動車につきましては皆さんが加入されている保険の範囲で対応をしていただくしかない状況でございます。また、町の対応ということですので、基本的な事項といたしまして、3番目の質問の今後の防災対策の避難指示とも関係してきますが、職員の防災体制の確立とともに、地域や消防団の皆様とも連携しながら水害の発生を早く予測できる体制づくりを進めることにより、自動車等の被害を最小限にとどめたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、實取課長がおっしゃったように、今回菊陽町、人の命にかかわることがなかったっていうのはとても幸いだったんですけども、やっぱり自動車の被害っていうのはその避難の時間と非常に関係するなあっていうのを改めて思いました。実際、下津久礼の方でお話をお聞きしますと、8時に下津久礼の方は避難を今回菊陽町は出してるんですけども、実際6時半過ぎに通勤しようと思って車を出そうと思ったら、もう既に水が上がってて出せなかったというのが現状で、もう車がそこでだめになるということがありますから、やっぱりこの辺は避難指示が早ければ、ある程度車を高いところに避難できたのではないかというのを私も感じましたので、これは次の防災対策にぜひ生かしていただきたいというふうに思っています。

それでは、2番目の白川の治水対策に移ります。

白川の氾濫被害の状況は、もう今までも報告を受けていますので、簡単に触れていただいて、2番、3番も一緒に質問をさせていただきます。

今後の治水対策についてどういうふうに考えているかということですが、立野ダムの議論も一方ではありますが、それとは別にやはり今私たちができることをやらないと、来年の梅雨とか今後のそういう災害の状況とかに対応できないのではないかというふうに思います。私はやはりしゅんせつしたり、かなり土砂も堆積していると思いますので、掘削したり、あと遊水地などいろんな方法がありますから、どういうふうに今後考えていくかっていうのが求められてくるというふうに思います。特に、白川の場合は小碓橋までは国の管理ですけども、それから上流は県の管理になるということと、菊陽、大津の中流域は河川整備計画というのは全然立てられていません。立野ダムを頼りにしてたのかなと思わざるを得ないんですけども、でもこういうふうに災害が起きてきますと、ダムの議論とは別にやはり県に働きかけて河川整備計画を策定して、今後治水対策をどういうふうにしていくかが非常に求められてると

思いますので、これについての町の今の時点での考えをお尋ねしたいと思います。

それからもう一点、下津久礼の方に行って思ったんですけども、初めて地元の方のお話を聞いて分かったんですけど、西側の方は結局白川から熊本市の方に流れていって、それがまた逆流してくる、それで水かさが非常に上がるのではないかということです。何か上がり水というふうに地元の方おっしゃってましたが、やはりそういうこともどうなのかっていうのも出てくるかなというふうに思いますので、この2番の白川の治水対策について、今考えられていることについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 質問にお答えします。

今後の治水対策につきましては、被害箇所の復旧を取り急ぎ実施していただくこと、また復旧とあわせてしゅんせつや掘削、川幅の拡幅等改修ができるところは改修を行っていただくよう要望しているところであります。当面は、原形復旧であります災害復旧を中心に行われると思いますので、復旧後も引き続き今後の災害防止のため、しゅんせつや掘削などの河川改修の要望をしてまいりたいと思います。

次の河川整備計画が菊陽町は立てられてないということですが、議員がおっしゃるようには菊陽町と大津町区間については河川整備計画が策定されていない状況にあります。部分的なしゅんせつや掘削につきましては、計画が策定されてなくても実施可能であります、川幅を広げるとかの本格的な改修は河川整備計画の策定が必要であります。そのため、今回の豪雨を受け、国、県に対し早急に河川整備計画を策定し、河川改修を行うよう要望を行ったところであります。

下津久礼のその下流からの逆流というのもちょっと話聞きましたけども、やはり白川が今持っております流下能力を超えて今回降雨があったということで、それはやっぱり河川改修をする以外に方法はないかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねしますけれども、かなり強力に県や国に言わないと、実際熊本市の立田とか弓削とかそういうところがひどかったんで、この前福岡の地方整備局に行ったときもそちらの熊本市の方の議論にはなるんですけど、菊陽とか大津とかのこの河川整備計画までいかないところがあるので、今後ちょっと強力にしないと簡単にいかないのではないかと思います、町長のお考えをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 白川の河川整備でありますけども、一つには昨日立野ダムの関係で第3回のそういう議論の場といいますか、それがあまして、そこで示されたのは立野ダムがこれができるおった場合の、どれぐらい今回の雨量でこれができとったらどこまで水が上がってきたかというそういう説明があったわけですけども、一つにはこのダムが早くできるということで

あれば、非常に町としましては、いろいろ災害の場合の避難勧告等を出す場合も、そのダムの中に入ってくるダム情報によりましてこの一定の時間調整できるっていうことが可能ではないかと考えているところであります。そういう面で、ダムの建設でこの防災、ハード面だけではなくて、ソフト面の方についても非常に寄与するのではないかとということで、昨日も要望したところでありますけども、ただ一方では河川整備の方も議員言われるように、この菊陽、大津につきましてはこれが県の管理の管轄になっておるということで、県の方にさっき建設課長が言いましたように、県の振興局の方にもダムもそうでありますけども、この河川整備計画の方も早く立てていただきたいということを要望しましたし、県の本庁の方にも行って、副知事が対応されましたけども、副知事の方にもそういう要望書の方を出してお願いしているところであります。当面はその復旧、こちらの方が、災害復旧の方の事業が先行するかと思いますけども、そういう河川の整備もあわせて両面から対応していただきたいということで、今後も県または国の方に要望活動を続けてきたいというふうに思っているところであります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今日はダムの方はまた次に回したいというふうに思いますけども、私たちが考えてるところではやはり立野ダムの以外の代替案もかなり今言われていますし、ダム以外の治水をということで求めているところです。ダム以外の治水をした場合に、それではその白川をどういうふうにすればその治水対策がいいのかっていうところでは、やはり掘削や遊水地ですね。阿蘇に遊水地をつていうのもありますけれども、遊水地ややっぱりそういう雨水貯留施設とかいろいろ提案されていますので、そういう対策を組み合わせでダム以外の総合的治水対策をぜひ策定していただきたいということで、ちょっと今日は要望だけにしておきたいと思います。

それでは、最後の3番目なんですけれども、今後の防災対策についてですけれども、今回の災害を経験してどんなふうに反映させていくのか、例えば町民の方からは熊本市が行われているように、例えば川の水位計をすとか、もっと避難を知らせる警報をどうするのかとかというのが意見として出ていますが、現在どういうふうに検討されているかということと、あと危険箇所の再点検で、例えば保護者の方からは北小学校の前の小さな橋とかあいうのも危ないんじゃないかとかいろいろ意見がありますので、そういう町内の危険箇所の再点検、それから避難指示なんですけれども、今回やはり下津久礼の方の情報が役場に入ってきていなかったという問題がありまして、そういうことについて今後どういうふうに取り組んでいくのか、この点についてそれぞれ担当課の方からお答えをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） それではまず、①について総務課の方からお答えをさせていただきます。

今まで何名かの質問の中でもございましたが、7月12日の九州北部豪雨につきましては菊陽町それから阿蘇地方での短時間での雨量が多かったことが大きな要因となりまして、一級河川

の白川が氾濫するという状況に至ったところでありますし、また今北小学校前というお話もありましたが、上井手などの状況も厳しい箇所がございました。そこで、今後の防災対策でございますけれども、一つには今少しおっしゃいましたが、白川や上井手などの水位の監視を強化する必要がございます。そういう状況がありますので、役場内の情報収集体制と、それから地域の消防団や地域の皆さんとの連携の中でより早く溢水の危険を把握する仕組みを整えていきたいということが重要じゃないかと思ってます。そのため、熊本県に対しては防災対策として白川の水位を監視するための水位計の設置や監視カメラの増設などについて要望したところでもあります。また、県危機管理防災課や菊池地域振興局、消防署や警察など関係機関とのさらなる連携の強化を図っていく必要もあると思っております。

次に、災害等情報の住民の皆さんや地域への伝達や周知方法については、町の防災行政無線、それから地域の放送施設、熊本県防災情報メールサービスへの登録の推進、あるいはエリアメールの活用といったことがありますので、早急に検討していくこととしております。さらに、菊陽町地域防災計画書が今ございますけれども、それに加えて運用面について具体的に定めるマニュアルを整理しているところでもございます。

1番は以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、②番の危険箇所の再点検についてお答えいたします。

河川や農業用水路などの危険箇所につきましては、水防計画書で重要水防区域として白川、堀川、上井手、下井手、馬場楠井手、津久礼井手の注意すべき区間を定めているところであります。点検につきましては、それぞれの河川や水路の管理者、または関係機関からの情報を収集し、状況把握に努めてまいりたいと考えております。また、橋梁の点検につきましては、平成21年度で町道の橋梁で延長15メートル以上の9つの橋の橋梁長寿命化修繕計画で調査しておりまして、残りの延長15メートル未満の50の橋については、本年度長寿命化修繕計画で橋梁の損傷や修繕の必要性について調査を行うこととしております。それ以外の町が管理します橋梁につきましても、あわせて調査を行いたいと考えております。そのほか、国、県の橋梁につきましては、それぞれの管理者に安全性の確認を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 避難指示について申し上げます。

避難準備情報や避難勧告指示につきましては、雨量やその後の気象予測、危険箇所等の巡視の状況から総合的に判断いたしますが、今回の教訓を受けまして雨量や気象状況の予測などから、白川の水位が危険な状態になるおそれがある場合には、先ほども申しましたが、役場内の情報収集体制を早目に整えた上で消防団や地域との連携の中で白川の水位の監視を強化し、防災行政無線としては河川があふれるおそれがある旨の情報も含め、より適切な避難準備情報や避難勧告が発令できるよう、その仕組みを整えていくこととしております。

なお、大雨や雷の際には防災行政無線の内容が聞き取れないという課題がありましたので、サイレンを組み合わせた情報発信について検討しているところであります。また、避難準備情報や避難勧告等を発令する際に、菊陽町管内の全ての携帯電話に入ってきますが、エリアメールを流すことについても検討しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 避難指示の件ですが、今回例えば下津久礼から消防署には連絡を入れたけども、それが役場の災害本部には届いてなかったというようなことがあったかと思いますが、そういう連携については今後どういうふうにしていかれますか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいまありました連携につきましては、何人かの方からの質問の中にもございますけども、町と消防団との関係、それから消防署と消防団との関係、あるいは町と警察、あるいは町と自衛隊、あるいは消防団と地域、それから自主防災組織、あるいは場合によっちゃ警察署等の派出所等の関係いろいろございます。その辺のもろもろも含めて防災対策本部として動きます場合には、役場庁舎を基点といたしますので、役場の方である程度収集体制を確立する中で連携がとれるように進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今回、やはり千年に一度というように言われるこれだけの大雨による甚大な被害でしたので、ぜひ今回出されたソフト面、ハード面のいろいろな今から対応した方がいいところは、一定そういう消防署との連携やいろんな河川の整備とか、やっぱり一定の時点でまとめて、こういうふうな検証をして、実際今後こういうふうやっていくというのを知らせていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今おっしゃった点につきましては、1点目が一つ今早急にしたいと思っておりますのが、白川沿線の区長さん等から当時の状況についてアンケートをお願いしまして集計したものがございますので、それをお返ししながら意見の交換等をするによって、河川、農地の整備というよりもソフト面での今後の町と地域との連携について話し合いの場を持った上で、全囑託員さんに対して一定の方向をお示しし、一緒に今後の町全体の防災対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、そういった流れも踏まえながら、町議会の皆様に対しても同様の内容を説明する場が設ければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 日常業務もありながら、そういう対応をするっていうのは非常に業務量も増えるかと思いますが、ぜひやはり次に生かしていくということで大変ですが、まとめて

いただいて、また町民の方にも返していただくよう要望しておきます。

最後の子どもの医療費の助成制度の拡充についてです。

これは、今回の議会に陳情で出されていますが、熊本県の子ども医療費の公費負担は今4歳未満なんですけれども、これは全国で最低レベルです。町としても県への働きかけができないかという質問をしています。

厚生労働省は5月、平成23年度の日本の子どもの出生率が1.89で、前年比2万608人減の105万698人と過去最少になったと発表しました。今大事なことは、子どもを安心して産み育てる環境をつくることだと思います。菊陽町では町長の努力もありまして、医療費助成制度、中学3年生まで拡大をして非常に喜ばれているところです。しかし、県の乳幼児医療費の補助対象が現在4歳未満で全国最下位ですし、地方自治体は苦しい財政の中で努力していますが、そういう状況にあります。菊陽町の昨年度で見て、今就学前の医療費の助成金ですね。例えば、この県が就学前まで医療費の助成金2分の1ですか、それを出すとすれば大体幾らぐらいになるのか、担当課の方でお分かりでしたら答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） ただいまの質問についてお答えをしたいと思います。

今、23年度菊陽町の子ども医療費助成金の方は約1億7,500万円でした。県から補助としていただきましたのが約1,900万円です。これはゼロ歳から3歳まで、4歳未満までの補助でしたので、これを小学校前まで、6歳までということで計算しますと、その子どもの数の割合、それから大きくなりますと少し病院にかかるのが少なくなってくるので、その辺を勘案してこちらの方の机の上で計算したのになると約3,000万円程度、今1,900万円ですから、やっぱり1,000万円以上の補助金の増額になるかと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 県は全国で最低レベルということに対して、町長、県に働きかけていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、これは県内の市町村、特に町村会の関係で他の町村長とお会いするときもあるんですけども、やはり県の方で対応していただくように、県の町村会等を通じてまたまとまった形で要望していきたいということで考えております。小林議員が言われるように、確かに九州管内、全国的に見てもかなり県の支援の方が低いところになっておりますので、そういう状況も踏まえながら、また要望の方は強くしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。ぜひ働きかけていただくようお願いをしたいと思います。ちなみに、熊本市は今回政令市になりまして、今まで医療費の助成の2分の1



が県から来ていたんですが、それが政令市になると3分の1になるということで、県の負担がちょっと減るのではないかというふうに思いますから、ぜひこのチャンスに働きかけをしたいなというふうに思っています。今日の質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会します。

明日も一般質問を行います。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時8分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成24年9月13日（木）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成24年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成24年9月13日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君
3 番 吉 本 孝 寿 君
5 番 渡 邊 裕 之 君
7 番 石 原 武 義 君
9 番 芝 和 長 君
11番 佐 藤 竜 巳 君
13番 川 俣 鐵 也 君
15番 上 田 茂 政 君
17番 梅 田 清 明 君

2 番 野 田 恭 子 君
4 番 吉 山 哲 也 君
6 番 坂 本 秀 則 君
8 番 甲 斐 榮 治 君
10番 岩 下 和 高 君
12番 福 島 知 雄 君
14番 加 藤 眞佐男 君
16番 小 林 久美子 君
18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君
書 記 山 野 光 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
教 育 長 赤 峰 洋 次 君
総 務 部 長 松 本 東 亜 君
産業建設部長 坂 本 恭 一 君
総 務 課 長 實 取 初 雄 君
財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君
人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君
健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君
環境生活課長 大 山 陽 祐 君
武蔵ヶ丘支所長 堀 川 正 信 君
建 設 課 長 松 村 孝 雄 君
下水道課長 今 村 敬 士 君
総務課庶務法制係長 中 島 秀 樹 君

副 町 長 中 富 恭 男 君
教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君
福祉生活部長 阪 本 修 一 君
会計管理者兼会計課長 平 野 誠 也 君
総合政策課長 吉 野 邦 宏 君
税 務 課 長 阪 本 章 三 君
福 祉 課 長 宮 本 義 雄 君
介護保険課長 渡 邊 幸 伸 君
町 民 課 長 山 崎 謙 三 君
農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君
都市計画課長 小 野 秀 幸 君
商工振興課長 吉 川 義 則 君
教育審議員 矢 野 陽 子 君

図 書 館 長 堀 行 徳 君
生涯学習課長 服 部 誠 也 君

学 務 課 長 松 本 洋 昭 君
農業委員会事務局長 荒 木 一 雄 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

佐藤竜巳君、一般質問を許します。

○11番（佐藤竜巳君） 皆さんおはようございます。朝早くから傍聴席の皆さん、ありがとうございます。

ただいま議長から許可を得ましたので、町民を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、7月12日、熊本北部で死者、行方不明者25人、約3,600軒の家が被害に遭われ、豪雨災害の被害総額が710億6,550万円を超え、さらに増加見込みのこと、分野別に申しますと、農林水産関係453億5,623万円、土木関係184億2,444万円、商工関係47億6,491万円、福祉医療関係10億5,966万円、教育施設8億7,228万円、環境生活関係4億9,903万円、警察施設5,100万円の大きな災害が起きました。災害に遭われた皆さんに対し心からお見舞い申し上げます。町はこの水害を教訓として防災基本計画を見直し、強化することで町民の不安を取り除くことが大事だと思われまます。町民の声やいろんな方々の意見を聞いて防災計画の見直しをよろしくお願い申し上げます。

さて、9月1日は防災の日でした。皆さんも防災の日の由来は御存じのように10万5,000人以上の死者・行方不明者が出た関東大震災が1923年、大正12年9月1日に起きたことから、9月1日の日を防災の日と定められましたそうです。私たちは水害だけでなく、台風や地震など自然災害に対して自分の命や家族を守ることができるように心構えが大切だと感じました。

私たち南方では第2回自主防災訓練を9月2日に実施したところ、町長をはじめ関係職員数名と南八久保の役員の方々にも参加をいただき、総勢150人程度で参加し、南消防の指導のもと、レスキュー車の機能の説明や初期消火の機具での体験実習をし、また南方自主消防隊によって放水の訓練も行いました。これも町と南消防署の理解と支援があったこそ無事に終わったことだと思われまます。この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

教訓として、自分たちの区は自分たちで守り、町と連携し、防災に対して意識を高めることが必要だと感じました。町は防災訓練を各地区に広め、取り組むことで町民の生命と財産を守ることができるのだと思います。また、町が呼びかけた夏の節電に対して緑のカーテンづくり、エアコンの設定温度調整、LEDに取り替えたり、エネルギー問題を真剣に取り組んだ結果、無事に終わることができました。これからも引き続き環境問題や町が抱えているいろんな

問題に対し理解と協力をし、まちづくりに生かしていきたいと思います。町長に期待し、本題に入らせていただきます。

さて、今回の一般質問は4つの質問事項をいたします。

あとは質問席から質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 通告に従って、まず1、沖野地区内における集落内開発について、①開発許可の5,000平米以下の道路計画、雨水対策の見直しの考えはについてお尋ねいたします。

最初に、申請から竣工検査までの手順と5,000平米以下と以上の雨水対策の違いについてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） おはようございます。御質問に対してお答えいたします。

まず初めに、開発行為の流れについて御説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為を行おうとする場合は、まず同法第32条の規定により関係する公共施設管理者と協議し、その同意を得なければなりません。いわゆるこれが32条協議というものでございます。その後、同意及び協議が調った後に、町都市計画課を経由し、開発行為の許可権者である熊本県へ申請を行い、許可証の交付を受けます。その後、許可を受けた申請者は工事に着手し、工事完了後に同意及び協議を行った公共施設管理者の検査を受け、町都市計画課を経由し、県へ完了届を提出します。完了届を受けた県は完了検査を行い、合格した後に検査済み証を発行し、当該開発行為に伴う工事が完了した旨を公告するものでございます。完了公告がなされた後は建築物の建築が可能となります。

以上が開発行為の流れについてでございます。

続きまして、御質問の開発許可の5,000平方メートル以下の道路計画、雨水対策の見直しの考えはないかについてでございます。

平成20年4月から制度運用開始になりました都市計画法第34条第11号の条例で指定する区域内における開発許可制度、通称、集落内開発制度と呼んでおります制度です。菊陽町の開発許可につきましては、許可権者が熊本県でありますので、関係法令及び熊本県が作成しております都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引によりまして申請者へ助言等を行っているところであります。

雨水対策につきましては、開発区域の面積が5,000平方メートル以上かどうかで開発許可基準に違いがあります。県の基準では開発区域の面積が5,000平方メートル以上の場合は原則として調整池を設けることとなっております。

御質問にあります5,000平方メートル未満の雨水対策ですが、適切な公共の排水路などがある場合は、開発区域内で適切な雨水処理後にその排水路に接続して放流することができます。しかし、排水路などの処理施設がほとんどない集落内開発制度の指定区域内においては、開発区域内の雨水は当該開発区域内で処理すること、またやむを得ず地下浸透ますを設ける場合

は、条件により設置する浸透ますの規模に違いがありますが、宅地分譲の場合、内径が900ミリ以上の浸透ますを1,000平方メートルごとに1か所程度設置することということが定められております。

開発に伴い新設され、町に帰属される道路については、町との開発協議時において県の基準以上の浸透ます設置を求めるなどの対応をしておりますことから、雨水対策の見直しについては当面考えておりません。

また、道路計画の見直しについてですが、開発行為における道路計画は開発区域の規模、地形、予定建築物等条件がそれぞれ違いがありますので、開発許可申請に伴う都市計画法第32条の同意または協議の場において、協議担当課より地域実情に沿った指導を行っていくことで対応し、雨水対策と同様に道路計画についても見直すことは考えておりません。

ここで少しこの付近の開発の状況をお話ししますと、平成20年に既設調整池の西側に開発がされておりますけれども、この開発行為では南側の県道からが進入口ですが、北側に里道があることから里道にも接道し、利便性を考慮したものとなっております。その後、その西側に隣接して、平成23年の開発行為では、現在施工中ではありますが、全て県道側に勾配をとった排水対策を重視したものとなっております。今後についてもこの付近の開発につきましては、排水問題があることから排水対策を重視する指導を行うことと考えております。

なお現在、当該地区につきましては建設課で既設の調整池への雨水の流入をできるだけ少なくするような排水工事を施工中でありまして、完成後の状況を把握した上でさらに改善が必要な場合は、開発区域及び周辺の既存集落箇所もあわせて総合的に対応策を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 詳しく説明いただきましてありがとうございます。

先ほどの課長のお話で既存との接続をするための開発が許可になったと言われましたけども、5,000平米未満のときの地下雨水処理のときに私現場に行ったら、やはり計算どおりにいかないのが当たり前だと思いますけども、もうマンホールから逆流して側溝の方に流れ、既存の集水桝の方からあふれ出て、そして低い方に大いに流れていっというところが現状でした。

しかし、今のお話では、それを踏まえてあえて後から住民の方や区長さんの方に説明して検討するということですので、ぜひその辺は早目にやっていただいて、例えば先ほど課長もおっしゃったように、今平成23年度に開発中のところですが、道路勾配を県道の方にとるためにはかなりの擁壁工事をして地盛りをしなければいけない。そうすると、やはりそうすると道路既存との高さがだんだん高くなってくることが発生すると。その水は恐らく県道の側溝には続いてないと思います。つながってないと思われます。それで、地下浸透の雨水柵でしてあるんだと思いますけども、その辺を含めて、例えば5,000平米未満を割りました。次はまた5,000平米、次の会社がしてます。そうするとまた、今そこが終われば、また誰かするか知り

ませんが業者が違って、続ければ1万5,000未満の開発となります。そのときは、本来ならば総合的に見れば調整池はつくらないかないとなっておりますよね。しかし、この場合で個人差が違ふことによって免れると、免れるという言葉はいけませんけども、つくらなくていいということですよ。

しかし、それをそれなら1万5,000未満になったときの全体的にそれは今までは宅地でありませんので、今までは浸透しよったのが開発によって吸うことができない、雨水だけで処理すると。しかし、やはり現状的には計算どおりはいかないのが現状です。

だから、早目に私はその辺の対策を考えながら、見直しはできないっておっしゃるけども、やはり集落内の開発はここだけではありません。ほとんどありますので、それはどこにかまたそういうことが起きるといことはあると思います。課長、ぜひ県ともそういった私どもの考えも住民の考えも得ながら協議していただく。できるできんは別にして、かなりの協議をしていただくことを要望します。

次に移ります。

次は集落内開発が進む中での新たな調整池の設置の考えはと、これも先ほどの開発の進む中で、今課長が言われた建設課が進めている旧の調整池は、前回の7月12日は逆流して民間の方に流れ込んだという、そして私が行ったときは、床上まではぎりぎりのところまでつかってました。それは区長さんの指示で消防団によって放水していただいて、そのおかげで割と解消したということが事実です。その辺を踏まえて今建設課が進めている県の雨水のところに建設課が進めているところを今流入するわけでしょう。ですね。上流に行けば、建設課の課長も相談したように、グレーチングがかなりはまっています。それはもうとり水をとるためと思いますけども、大雨の場合はやはり草や枯れ木やいろんなことが詰まって、逆にそこがふたになって、ジャンプして次の低い方さ行って集中して、今開発された北側を流れていくんですよ。そして、畑の方が今調整池になっている状況です。

そういうとを踏まえて私は新たな調整池を考えてはいかがでしょうかという思いで書いてますけども、どちらでも結構ですから、そのお考えがあるかないかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） ただいまの質問についてお答えします。

集落内開発における雨水の対策についてお話いたします。

沖野地区においては、平成20年の開発行為に係る雨水施設については、開発行為の面積が2,872平方メートルでありますので、県の基準では内径が900ミリの浸透ますを3か所設置することになっておりますが、この開発行為においては町の基準に基づき内径が1,500ミリの浸透ますを3か所設置してあります。

また、平成23年の開発行為では開発行為の面積が4,487平方メートルでありますので、県の基準によりますと、内径が900ミリの浸透ますを5か所設置することとなっておりますが、実際には町の基準に基づき内径が900ミリの浸透ますを9か所設置してあります。このように内

量的には県の基準よりもかなり大きい浸透ますが設置してあることから、現時点で新たな調整池の設置については必要ないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） いや、課長、僕が言ってるのは、それも含めた沖野地区の旧既存の方の道路と北側の北沖野地区ですか、あの坂が落差が五、六メートルあると思いますけども、そこからの水と旧部落の方の水と集まって、そして今開発したの、あれは道幅が3メートルちょっとあると思いますけども、将来的な何か補償してあげるという言葉が出たおっしゃったんですけども、その裏を物すごく流れてるんですよ。既存の調整池には高さがとられないということだもんですから、この新たな調整池を総合的な目で、沖野地区の一部ですけども、そういった総合的な、皆さんのいろんな大雨に対する駆除を考えた総合的な調整池はどうでしょうかといった意味で、新たな開発とともにそういったお考えをとお尋ねしたところです。いま一度お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） お答えいたします。

先ほど述べたように建設課の方で雨水の流入をできるだけ少なくするような改良工事を今現在施工中でありまして、その結果どのように改善できるのか、そしてまたどのようにその後対応策が必要なのか、そのことを十分把握しながら都市計画課、また建設課と連携をとりながら、また地元を交えて対応策の方をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） よろしく願いしときます。

次に移ります。

次は2番目の7・12の洪水による災害対策についてお尋ねいたします。

①で曲手地区の水害に遭った白川沿いの田、畑を遊水地として国や県に要望してはどうかという問題です。この問題は昨日もお二人の議員さんの方からもいろんな形で白川関係の復旧をお願いしたいとありましたけども、私はあえて遊水地という言葉を使わせていただきました。後で2番目にも書いてありますように、熊本県の河川整備計画の中にも後で尋ねますけども、私たちが菊陽町で町長にお願いして遊水地を国や県にお願いする立場で物を言うとなかなか難しいという返事が返ってきます。しかし、これはどこかを犠牲にし、どこかを理解していただいて、1か所はやっぱりつくってほしいなという思いがあります。前回の6月にも私が町長に一般質問したら、やはり町長も優良農地で難しいというお考えでした。しかし、あえてこの災害があったためにも、町長、その辺のまた遊水地のお考えはあるかないかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、町長ということですけども、私の方からお答えいたします。

まず、今回の災害で浸水しました農地は菊陽町全体で約65ヘクタールですが、そのうち曲手地区の浸水面積は約5.4ヘクタールであります。これを全て遊水地とした場合、どれだけの効果があるかの問題もありますが、まずは災害復旧が先決であると考えます。災害復旧に際しては原形復旧が原則であります、ただ単に復旧するだけでなく、今後の災害防止になるような改修も含めて国、県に対して要望を行ったところであります。

質問の調整池につきましては、防災上の効果や実現の可能性などについて県と協議を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 次に移ります。次と並行します、次に移らせていただきます。

熊本県の河川整備計画で白川中流域、大津、菊陽が策定されていないとのことであるが、今後町長はどのように進めていくかという質問に移らせていただきます。

昨日2人の説明に課長も答弁いただきましたけども、私はあえてこの整備事業の内容をお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 河川整備計画の内容ということですので、簡単に説明申し上げます。

まず、現在の河川整備計画が作成されております区間ですが、国の管理区間であります小碓橋からの下流から河口までの区間と、県の管理区間であります小碓橋から上流へ9.4キロの区間、これは熊本市と菊陽の境あたりになると思います。それと、立野ダム建設予定地から白川と黒川が合流します区間と黒川の区間が現在の整備計画の区間であります。

整備計画の内容でございますけども、黒川流域に7つの遊水地を建設し、平成2年7月2日洪水と同程度の洪水に対して家屋の浸水被害が生じないようにすること、また黒川と白川の合流箇所には洪水調節を目的とした立野ダムを建設し、黒川の遊水地の洪水調節効果とあわせて立野ダムより下流側の洪水ピーク流量を低減させるものであります。

白川本流の整備につきましては、対象区間の県管理区間で毎秒1,500立方メートル、国管理区間で毎秒2,000立方メートルの流量を安全に流下できる河道を確保するための改修を行うものとなっております。河道確保においては、吉原橋、竜神橋、明午橋の改築も含まれております。また、改修に当たっては川幅を広げたり、堤防を高くしたり、川を掘り下げたりと、その場所によって工法は異なっております。この計画は河道改修、立野ダム、黒川遊水地を組み合わせ、遊水地とダムによりピーク流量を低減させ、安全に流下させるといった内容のものであります。

以上、簡単でありますけども、現在の整備計画の内容であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 皆さんは今の内容を御存じか御存じないか分かりませんが、私たち

はやはり町民の意向では川幅とかいろんなところを聞いて、広げてほしいという自分たちの考えがありました。やはり国の考えでおると、その9.4キロの中ではちゃんと国の流動した考えで、国が考えたところで整備をやるという理解でいいわけですか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 先ほどの9.4キロ区間については県の管理区間ですので、県の施工となると思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） そうしたら、県の施工になりますけども、予算的には国の予算をもらわないかと思っていますので、町長、その辺を全体含めた考えで、1、2を含めた考えで町長の考えをお聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この白川の中流域のいわゆる河川の整備計画でありますけども、まず今回の被害によりまして、今災害復旧のための河川については、特に大津、菊陽町の区間については県の方で対応されるということになっておりまして、そして農地の方は町の方で進めるように今やっておりますけども、そういった中で、一方では曲手地区あたりからは今のところもう水田に戻すよりもそういった遊水地または公園化するような話もあるということでもありますけども、その辺は今回農地の方の復旧に入るときにまた農政課の方でいろいろ実際地元の方とお話しする中で進めていくことになっていきますけども、ただ河川の整備の方に移るということになると、これはもう県の方がまだ整備計画を新たに立てないかということですよ。

そういった中で、立野ダム関係の方については、この前、二、三日前にありました会議の中では、先ほど建設課長が言ったとおりの内容で、それが一番有効ということで、きちんといわゆる説明責任も果たしながら国の方で決定されてるかと思いますけども、今後につきましては、今回の豪雨を受けて今後の災害防止のため、国、県に対しまして河川整備計画は特に県の方が所管されておりますので、そういうふうに要望を行っていきたいと思いますけども、あわせてこれは国からの補助もないと県の方も対応できないということでもありますので、国、県に対して未策定であります大津町の方とも連携した上で一体となった河川整備計画の策定を要望していきたいということを予定しております。また、国との方についても立野ダムあたりは促進期成会もできておりますので、そういった面での要望活動の方も国の方に関係する熊本市や、それから大津、菊陽、ほかのところもありますけども、そういうところで要望活動の方は真剣にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひ町長、期待してますので、よろしくお願いしときます。

次に移ります。

次は、部署（組織）についてです。①の現在学務課にある施設係をいつまで設置しておくの

かに移ります。

入る前に、施設係は何人で構成されているのか、また仕事の内容、そしてどこまで責任持っているのか、3点お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） まず、総務課の方で人事等扱っている関係もございますし、全課の事務分掌をまっておりますので、その関係で私の方から説明したいと思います。補足があれば、学務課の方からも後ほど答弁いただければいいかと思います。

施設係は学務課にありますけども、職員が2人体制となっております。分掌事務といたしましては、学校施設の予算関係の執行から始まり、学校施設の大規模改造に関する事業、学校の大規模な施設管理及び廃止、学校の定期あるいは小規模な施設管理、教育財産（備品を除く）の取得管理、それから中部小学校、西小学校、中学校等々の改修に関する事業ということで事務分掌があります。

また、施設係には建設管理業務職員を配置しておりまして、これは総務課の方からの予算になっておりますけども、また委嘱状の方は町長の方から交付していただいておりますけども、業務といたしましては建設管理業務を委嘱しており、内容として町の施設の建設に関する管理業務をということでお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 次に移ります。

今後、営繕課の設置の予定はということですが、あえて営繕と書いたのは、県の参考や辞典によると建物の新築や修繕となっておりますから営繕と書かせていただきました。

今、総務課長の方からありましたけども、ただ今これからは箱物がかかなり新築や増築があると思います。そこで、全体的に考えれば、学務課に置くよりも営繕課として一の課としてつくったらどうかと思いますので、町長、この点に対して町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 提案のありました営繕課でありますけども、これは町有施設を管理している課等からの予算執行の委任分も含めまして、調査、設計工事や修繕の発注、管理を行うとともに、場合によっては主管課が行う建設工事の企画基本構想、基本計画の策定といった技術的な協力を行う組織であるというふうに認識しているところであります。

国や県、大きな市では非常に事業量も多くて、職員体制も充実しとるということで、営繕課的な組織を設けているところも多く見受けられるところであります。

そういった中で、本町におきましては、現在学校の耐震対策等の施設整備、大規模改修、それから住宅の建築、複合施設の建築、それから老朽施設の更新業務など多くの建設工事や改修工事を控えている状況にあるところであります。そこで、営繕課または係を設けることもそういった中での選択肢の一つではあるかと思っております。

そういうことでありますけども、とにかく今職員数というのが非常に限られてる状況でありまして、限られた人材をもって本町がまちづくりを進めるための組織については十分研究して、そういう限られた職員数の中にありましても、柔軟な対応のできるような体制についてはそういった体制にしたいという考えを持ってるところであります。課まで設置するようなところに至るかどうかは分かりませんが、とにかく限られた人材をどう有効に使うか、そういうところに重点を置きたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○１１番（佐藤竜巳君） 予算関係もありますので、そこは町長にお任せして次に移りたいと思います。

最後に、職員の心のケアについてお尋ねいたします。

これは私はいつも一般質問のときに何度もさせていただきましたけども、①の現在の心のケアを受けている職員数の何名いるかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 現在心のケアを受けている職員はおりません。心のケアというのは、病気や犯罪。事故、災害など危機的な出来事に遭遇した場合などで心身等に発生する問題に対して予防あるいは回復を補助するといった行為であるかと思っておりますけども、そういった部分で今現在心のケアを受けている職員はおらないという状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○１１番（佐藤竜巳君） 次に移ります。

対応はと書いてますけども、ゼロということであれば、もしもあったときの対応はどうされますか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今申しました心のケアを受けなければならない職員がありますときの対応についてお答えさせていただきます。

心のケアを必要とする職員がおりました場合には、軽度であれば、まず保健師等によりまずカウンセリングを行いまして、その後の対応をアドバイスすることとなります。また、状況が悪くなり、仕事に従事できないような状態に至った場合には病院等への受診を勧めていくこととなります。そして、さらに状況が悪化した場合に、２つの病院等からの診断書の提出がなされた場合は休職となり、受診をしていただきながら回復を見守り、定期的に面談を実施しまして、医師の診断をもとに復帰の時期を判断することとしていくこととなります。

なお、必要がある場合には専門医による心の健康相談を受けることとしていただいております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○１１番（佐藤竜巳君） 今はないということですけども、私が回ってみると、かなり、自分で俺

はこうだという方はおられません。一生懸命職を頑張って職務についておられます。私はその姿を見て、あえてこういう形で出させていただきました。

最後になりますけども、町長は職員とどのようにコミュニケーションをとっているかということです。

最後に質問させていただきますけども、私が見る以上は、町長から役員関係の課長か係長まではよく町長とお話がしてあると思います。しかし、その下の方々がやはり町長を思い、町長の考えを望んでいると思います。その点に対して町長はどのように職員さんとのコミュニケーションをとっているか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 職員とのコミュニケーションでありますけども、まず定期的を実施しているのは、毎週月曜日の部長以上の会議を開いております。その中で部長の方からそれぞれの所管の課等の動き、またその週のどういう行事等を予定してるか、どういう体制か、そういった報告があつてるところであります。そして、毎月1回課長以上の会議で情報の1か月間のそれぞれの課等の動きについての行事等の報告をするとともに、その中で情報を共有しながら行事予定等の調整の場、そういった中で課長以上とはそこで接しているような状況であります。

それから、政策会議などでの意見交換等による町の方針の決定の場、あるいは各種の催しや会議の前の事前協議や終了後の反省の場、そういうときには直接の担当の方も一緒に来いろいろ催し物をするときには打ち合わせをしながら進めているところであります。

それから、業務の内容について協議するため、これもいろいろ課題を抱えるような場面がありますけども、そういったときも担当まで含めたところでいろんな話をしております。また、決裁あたりも回ってきますけども、内容によっては直接担当者と呼んで、そのときにいろいろ話を聞いたりしながらやっておりますけども、直接的な業務の中での職員とのコミュニケーションを図っているところであります。

そして、いわゆる課長会また職員互助会等による催し物をする場合には積極的に、これは私だけじゃなくて副町長、教育長も参加しながら職員と直接の話をしたり、接したりしてるような状況にあります。

また、時間があるときにはそれぞれの職場の状況も見っております。特に出先機関あたりについても時間があるとき、また保育所、学校等についてはいろんなイベント等もありますので、そういう場を通じてコミュニケーションを図れるように心がけているところであります。

そして、特に新規採用の職員でありますけども、これにつきましては今年も実施いたしましたけども、これは昼食時間帯でありますけども、これにも副町長、それから教育長も一緒に入っていて、それぞれが手持ちの弁当を持ってきて昼食会を開催しながら、その中で役場に入ってから感想、そしてどういう趣味を持っているとか、そういう話もしますし、仕事上などでのいろんな要望等があればそこで聞くようにいたしまして、できる限りそういう意見交換を行ってるところであります。

そして、いろんなところで、特に若い職員等につきましては、仕事をするのは一人でいろんな問題を抱えたときに抱え込まないで、仕事は組織の中で進めるんだということを言いまして、そのためには挨拶と報告、連絡、相談、そういうことをきちんとやるとれば非常に人間関係はよくなるから、そういうことに努めるような話をしてるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ありがとうございました。

町長もお忙しい時間の中、職員とのコミュニケーションをとりながら、そして町長の理解を職員にさせていただいて、よいまちづくりをしていただきますようお願いして、私の一般質問を終わります。お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時47分

再開 午前11時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原武義君、一般質問を許します。

○7番（石原武義君） 傍聴の皆さん、お忙しいところ傍聴ありがとうございます。

今回は災害の防災を中心に取り上げます。

私どもは先の東日本震災、それから7月の北部九州集中豪雨の災害から何を学び、何を教訓としなければならないか、今こそ謙虚な気持ちで防災に取り組まなければならないと思います。

そこで、今回は消防団活動のあり方と充実に向けて、また防災への心構えと取組についてスポットを当て質問することにしました。具体的、個別的な質問は質問者席から行いますが、その前に東日本大震災、7月の北部九州豪雨により犠牲になられた方、また被害をこうむられた方に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、心からお見舞いを申し上げます。

では、具体的、個別的な質問は質問者席から行わせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 今回の質問事項は、1、消防団の活動について、大きな項目です。2つ目が防災への心構えと取組についてとしております。

1番目の消防団の活動についての質問の要旨は、地域防災においては消防団の役割が欠かせない。したがって、今後消防団活動のさらなる充実に向けて町はどう指導し、支援していくかであります。

昨年の東日本大震災、そして今年7月11日の今までに経験したことのないと表現されました

集中豪雨による災害を通して、私どもは消防団員の使命に燃えた救助、救援活動を知らされました。ここにおられる同僚の吉本議員、そして坂本議員、消防団の一員としていち早く現場に駆けつけ、いろいろと活動されておりました。私も目の当たりにしました。心より敬意を表するものであります。

①消防団員の使命は無制限かとしております。この質問の意図するところは、消防団の救助・救難活動において、いたずらに消防団員の犠牲を多くしないよう、その行動、任務の範囲を取り決めておこうというところにあります。昨年の東日本大震災での犠牲者数を申し上げますと、死亡、行方不明の合計が253名、内訳は岩手県が119名、宮城県が107名、福島県が27名となっております。

また、消防団の率直な意見の一部を紹介しますと、岩手県陸前高田市消防団員は、妻子を残していってしまうのには耐えられません。同僚のことですが、これは同僚のことですね、消防団はもうごめんだというふうに述べていらっしゃいます。また、団長として目の前の人を見捨て去ることもできず、任務の範囲外であってもやらざるを得ないときがあるとも言ってらっしゃいます。また、ある団員のお父さんは、うちの息子2人は将来絶対に消防団には入れませんと泣きながら訴えられました。

そこで、消防団員の使命は無制限であるかについて、ある程度の行動の範囲、任務の範囲をマニュアル化しておくことが必要でありはしないかと思って、この消防団員の使命は無制限かについて質問いたします。どう考えられていらっしゃいますか、担当の方、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 消防団を含む消防の任務でございますけども、これは消防組織法第1条に規定があり、町では消防団規則を定めておりますが、その施設及び人員を活用して国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災、火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこととされており、状況に応じて消防署とともに任務を遂行していただきます。

なお、消防団の具体的な業務といたしましては、平常時と災害時の対応があり、今石原議員の方からは災害時という点でお話いただきましたが、平常時におきましては、火災予防、警備警戒、教育訓練活動のほか、機械器具や消火栓、防火水槽等の点検といった業務に従事し、災害時には火災、風水害、地震、その他自然災害等の際に出動いただいております、人命救助や避難誘導などに加えて警察業務等に対する協力要請による活動もあります。

そこで、消防団員の使命は無制限かとの質問であります。御存じのとおり消防団員は非常勤特別職の地方公務員であり、先ほど述べました使命を全うする必要があります。しかしながら、消防団員それぞれにご自分の仕事を持っている中での活動でありますので、許される範囲で使命を遂行いただくこととしております。また、現場での消防団活動に当たっては、自分自身の安全を確保することが最も大切なことであり、消防団の装備や資機材のできる範囲の活動をしていただきたいと思います。

近年は、今お話がありました消防団の役割の重要性とともに自主防災組織の必要も言われており、両者の緊密な連携のあり方あるいは町地域防災計画におけるそれぞれの役割を明確にしていくことが必要と考えております。

そして、今最後の方に質問がありました消防団の活動内容につきましては、災害現場における、先ほど申しました安全管理などの情報を盛り込んだ消防団活動マニュアル的なものの整理を現在進めているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） ここでいろんなあれで今日は議論するあれではございませんので、今回は自治体消防団の使命、組織、装備、待遇等のさらなる充実に向けて、今回の質問を通して提言していこうと思います。

先ほどの趣旨は消防団員の使命は無制限かとしておりますが、消防団の活動は避難誘導、救助、救援、災害の発生前、発生時、発生後と多方面にわたっております。この多方面にわたる活動の中で先ほど述べましたように多数の死者、行方不明者が生じています。理由はいろいろ考えられるでしょうが、大きな理由の一つとして、使命任務に駆り立てられる余り、自分の危険を顧みず任務に当たったからではないかと思われまます。生と死隣り合わせの救助活動では、うまく救助できた場合は美談として伝えられ、記憶されるでしょうが、逆の場合はいたずらに犠牲者を多くするだけであります。そこで、先ほど質問しました任務の範囲等を関係者と消防署、警察、自衛隊いろいろありましようが、いろいろと調整しておいた方がいいんじゃないかということで今の先ほどの質問をさせていただきました。よろしく御検討の上、取り計らいをお願いいたします。

②で消防団員の装備の一層の充実を求める。消防団員におんぶ紐、命の笛等を配備して、救助、捜査活動に役立たせてはどうかとしております。これはまさしくそのとおりの質問でございます。ちょっと申しますならば、装備の充実という面でこういうことを配備したらいいんじゃないかということを一言、二言述べさせていただきます。

まず、トランシーバーを全団員に、小型を配備したらどうか、活動の効率化がより一層促進できるんじゃないかということで、トランシーバーを全員に持たせたらどうかというのが1点。

次に、おんぶ紐、これは高齢者を救助する場合、すぐにおんぶができるようなそれ用の紐でございます。調べたところは7,900円だそうですので、これも消防団員全員に持たせて救助活動の効率化といいますか、すぐにおんぶして避難ができる、そういうふうにならず役立つんじゃないかと思って取り上げました。

次が、これもぜひ配備していただきたいと思いますが、命の笛、これはアメリカの沿岸警備隊が使用しているものであります。小さな息でも大きな音が出る、それからガラス、コンクリートの壁を突き抜け遠くまで届くので、捜索活動に極めて有利であると、これも全員に持たせ

る、そしてまた今度は被害をこうむった方が下敷きになり、瓦れきにうずもれたりした場合、この笛を吹くと高齢者でもそんなに力が要らないということで、遠くまで響くというわけで、これもまた極めて有効じゃないかと思って取り上げました。ぜひこれも配備というか支給にといいですか、配備していただきたいと思います。

それからもう一つ、これはまた東日本の大震災ですけども、ガソリンスタンドが災害に遭った場合、ガソリンがなくなる。その場合、自衛隊さんなどがガソリンを詰めたドラム缶を持ってこられました。しかし、いざそのドラム缶から給油するというポンプがなかったため非常に手間取ったという、現地の人たちがドラム缶から一つ一つ分けて自分の車やら何やらにする場合に非常に手間取ったというふうにも、これはいろいろ向こうのあれを聞いてみましたらということも載っております。したがって、これも備えておけばかと思えます。

それからまた一つ、白とか赤とかのラインカー、これを若干準備しておいて、いざとなってヘリコプターにＳＯＳというのか、水なしとか、そういう面を書いて上空のヘリコプターに知らせ、非常に救援活動もうまくいくんじゃないかと思って、この５つばかりですか、取り上げてみました。この点の配備についてどうお考えでしょうか、ぜひやっていただきたいんですけども、一応お聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいまありました消防団の装備という点での御質問ということでの答弁をさせていただきます。

現在御存じのように消防団につきましては各班の方に積載車がありまして、それに小型ポンプを載せまして、装備といたしましてはチェーンソーなどを配備しておりまして、また必要に応じて装備を拡充してきている状況がございます。例えば平成23年度においては、今少しお話がありましたが、まず拡声器につきましては幹部用の15台を昨年お配りしております。また、トランシーバーについて御質問がありましたけども、これは各班に2台、それと幹部合わせて70台を昨年お配りしているところであります。さらに、夜間の出動等ございますので、ヘッドライトにつきましても各班に4個、現時点では10個になっているかと思っておりますけども、それと幹部に120個をお配りしております。さらに誘導棒なども配備したところであります。

今質問がありましたおんぶ紐、それから命の笛など救助あるいは捜索活動に必要な装備であろうかと思っておりますけども、これらのものにつきましては今後も消防団幹部とも協議していきますし、また予算の範囲等もございまして、それらの点を考慮しながら必要な備品等を計画的に整備していくよう今後とも進めたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。ぜひ前向きに計画的に、一度というのは無理かとは思いますが、ぜひ整備、配備をしていただきたいと思えます。

それでは、③の消防団員に広報部の組織を新設してはどうかとしております。

直接課長に質問してはどうかと思いますが、指導されたらどうかという意味合いで質問します。つまり、消防団員に広報部の組織を新設してはどうかということですが、この質問の意図は、消防団活動の重要性、必要性を一般住民の私どもにもっと知ってもらうということにあります。今回の災害に当たっての活動も知る人ぞ知るといった認知度であります。また、東日本大震災の例をとりますと、自衛隊の活動は大々的にマスコミに取り上げられましたが、地元の事情に一番詳しい地元消防団が応援隊の自衛隊、消防隊の先兵となって遺体収容、人命救助に大きく貢献されましたが、ほとんど記事になりませんでした。こういう点からひとつ消防団に広報部の組織を設けたらどうかという質問を取り上げました。いかがでしょうか、ひとつお考えをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今質問にありましたように消防団の活動を広く町民の皆さんに周知することは非常に大切なことであります。しかしながら、消防団員の中に広報部を設置するというような内容でありますと、消防団の皆様には、先ほども少し申し上げましたけども、平常時、それから災害時といろいろな範囲で、先ほどの石原議員の質問にもありましたし、それぞれに仕事を持っている中での活動でもありますので、広報活動によって消防団員の皆さんに負担を多くしていくということについては若干気にするところでもあります。

そこで、現在でもやっておりますけども、消防関係の広報につきましては、町の広報紙により積極的に消防団活動をさらにPRいたしますとともに、菊池広域連合消防本部では昨年までは3回発行しておりました「まとい」を本年から4回に拡大して発行することとしておりますので、そういった「まとい」というものも活用していきながら、両面で消防団活動等のPRをさらに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 先ほど申しましたように言わんとするところは、私ども一般の住民に、ああ、消防団というのは必要だな、これからますます拡充して、いざ災害のときには一番真っ先に駆けつけていろんな手助けをしてくれる、ぜひ必要だという理解度を広げてもらうためにいかなものかと思って提案をしましたけども、広報部というふうに大げさにはしておりますけども、何か消防団自身からも自分の存在をもっと理解してもらうためにアピールする方法はないものかということでございますので、いろいろと活用を御指導なさってはどうかと思って今提案したところでございます。

④に移りますが、③と④は大体裏表みたいな感じでございますけども、④は消防団員の待遇改善と組織の拡大についてどのように考えているかとしております。

まず、そこでお聞きしますが、多分資料があるならばちょっと答えていただければと思いますが、10年前と今の団員数は、菊陽町においてですが、どう違うか、多分減少してるんじゃないかと思いますが、その点をまず一つお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 消防団員数についてのお尋ねであります。

10年前の平成14年でありますけれども、これについては416名でありました。本年の平成24年
でありますけれども、409名となっており、今議員の方からも申されたように消防団員の確保に
苦慮しているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 率直に言って思ったほどは減っていないというのが私の感想でございます
が、いずれにしても増加傾向にはならないと、このままのありようではないと思います。

そこで、組織の拡大という面で1つ、2つ提案しますけれども、1つは女性消防隊です。女性
も対象に入れてぜひすれば、また一段と活発化するんじゃないかと思います。

ちょっと例に出してどうかと思いますけれども、最近は国際スポーツ、オリンピックでも女性
の方が金メダルが多いんです。というわけで、女性の方がいざとなれば活躍されるんじゃない
かと思い、女性の団員を消防団にして入れるというふうにしたらいかがだと思いますけれども、そ
ういうところの指導といいますか、その辺はまずどうお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 女性消防隊員につきましては、町の方でもそういった男性、女性とい
う区別なく、そういったことではなく消防団の活動が広い範囲で行っていきます関係もありま
すし、女性の力というのも、消防署の方にも女性隊員が配置されておりますし、町の方といた
しましても、女性消防隊員につきましては積極的に団員の増加を目指す中でお願いしていき
たいとは思っております。

ただし、実際現状といたしましては、役場職員のための女性隊員を今現在動かしておりまし
て、それ以外の地元の班における女性隊員の配置ということまでは現状では動いてないところ
であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） ちょっと聞き忘れましたけれども、現在は女性の消防隊員はいらっしゃらな
いわけですね、役場の職員の方を除いてというわけですね。

それともう一つ、それと同じようなんですけれども、学生も取り込んでといいますか、各学生にも
ぜひ勧誘を図って消防にひとつ入ってくれないか、これはボランティアのいい点は重々学校で
も教えてもらってるはずですので、結構ボランティアという意味合いでの消防団活動、これも
学生にもぜひ入ってもらって一層の充実といいますか、組織の拡大といいますか、したらどう
かなと思います。そうしますと、いずれ学生が菊陽町以外の方に就職されたり、また県外の方
に就職されますけれども、そこに地元郷里に愛着もずっと持ち続けられるんじゃないかと思い、
学生の勧誘といいますか、消防団員で、これも一つやってみられたらどうかと思いますけど

も、率直なお考えをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 確かに消防団員に入っていた方の方のどなたにということにつきましては特に、活動していただける方については積極的に入っていただいて、要は菊陽町にお住まいか、あるいは菊陽町に勤務されている方かということでもありますので、学生の方であっても入っていただける方があれば歓迎するところでもあります。

しかしながら、現実といたしましては、消防団活動が先ほども言いましたように平常時の活動、それから災害時の活動とさまざまな場面の中で動いていくときに、やはりどうしても訓練に参加していただくことで、いざ災害のときに役立つとかということもございまして、定期的な活動が入ってきます関係で、実際問題としては学生さんにおかれては、若干活動としては厳しいのではなかろうかと思っております。

もう一点、先ほど質問の中でボランティアというお話がありましたので、私どもも含めて町民の方に、あるいは地域でというような部分もございまして、それぞれのできる範囲の中でやっていただくことを皆さんで模索していくということではなかろうかと思っておりますので、消防団員に入っていた方方を勧誘いたします際には、できる方には呼びかけていきますが、できる範囲で団に入っていただいて活動いただくというようなことではなかろうかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。とりあえず消防団活動、こういうことを一生懸命やっているんだ、ひとつ君の力もかしてくれといったぐあいで学生に積極的に当たられたらどうかと思います。

そうすると、先ほども申しましたように菊陽町を離れても、ずっと菊陽町に対する愛着は持ち続けられると思います。そしてまた、途中でまた菊陽町に帰って家を建て、住みつくということも十分考えられますので、せっかくの若い力あふれる学生の方にもぜひ呼びかけをお願いしたいと思います。

そこで次は、⑤に移ります。応援隊（自衛隊、ボランティア）、町、消防団との間での情報の共有についてどのように考えているかとしております。ここでは応援隊、自衛隊、ボランティアとしておりますが、消防署、それから近隣の自治体、それから警察も念頭に置いて質問させていただきます。

この質問の意図は、町当局以外の他の組織、他の機関との間で情報の伝達と共有がなければ、効率的、機能的な活動、そして住民への迅速な指示ができないという点にあります。

まず、情報の伝達共有ができなかった例を申しますと、また恐縮ですが、昨年、東日本大震災においてのことではありますが、福島県南相馬市に応援に来た自衛隊、警察の一体がある日一斉にいなくなったということが4回あったそうです。

地元消防団員は何があったのかと思ったそうですが、数日後、新聞で福島第一原発が再度爆発のおそれがあるということを初めて知ったということです。ああ、それ、そうだったのかと思ったそうです。その結果、地元消防団、住民は応援隊に不信感が増幅されました。こういうことではスムーズな救援活動は期待できなくなります。また、昨日の小林議員の質問で私も初めて知りましたが、地元住民から消防署へ危険を知らせる連絡をしたそうですが、消防署から町の方へは伝達がなかったそうです。

というわけで、町当局、他の組織、他の機関との間で情報の伝達共有のシステムの確立が必要となりますが、どういうふうに取り組んでいかれるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいま質問がありました自衛隊、それから消防署、それから警察署といったことで幾つかの例を挙げていただきました。それから、近隣市町村ということもあったようです。

まず、自衛隊につきましては、地域防災計画の中に定めている内容で説明してまいります。災害派遣要請計画、昨日の質問の中でも自衛隊はあったかと思いますが、を定めまして、県知事等からの派遣要請に当たっては災害の状況等、派遣要請の理由、派遣希望区域及び活動内容などを明確にすることとしておりまして、実際の活動ではそういった報告した内容も踏まえて、おいでいただいたときに町との連携により行うというような流れではないかというふうに思っています。

次に、警察関係では、特に警備関係になるかと思いますが、災害の警備計画を定めまして災害に対する人命、財産の保護、災害拡大の防止、住民の避難誘導、救助、犯罪の防止、交通の規制等の応急対策を実施します県との連携を密にするということとしております。特に警察関係では水害でありますと、特に県道、国道等の道路に冠水しましてそこが通れなくなることがありますので、そういった場合にお互いの連携の中で交通規制とか誘導とかということもあることから、連携をとっていくことが水害時に一番先に起こるものと思っております。

それから、ボランティア関係では、今ちょっとお言葉の中にはなかったんですけども、災害ボランティア計画を定めていますが、このボランティアという分につきましては、今日も途中ありましたように、まずは地域住民の相互の助け合いが重要でありますし、支え合う仕組みをつくっていただくように、私ども町の方としてもお願いしているところでありますが、実際大きな災害になりますと、災害区域以外からのボランティアを受け入れるというような状況がございますので、その際には町あるいは関係機関との相互協力によりまして受入れ態勢を整えるというようなことになっていくと思っております。

それと、消防団関係も申してよろしいですか。

消防団につきましては、消防計画または水防計画などを定めまして、災害の発生が予想される場合または災害が発生したときは町長が消防団長と緊密な連絡をとりまして、待機あるいは出動等の適切な措置をとることにより動いていくということでありまして、また消防団にあっ

ては、団長の指揮のもと分団または各班において担当エリアを中心として災害応急活動に取り組んでいただくというようなことになろうかと思います。消防団においても各班の範囲、それから分団の範囲、それから町全体といったことがありますので、災害の状況に応じた対応になろうかと思います。

このように情報の共有につきましては役場庁舎に災害対策本部などを設置していきますので、役場を中心といたしまして、それぞれの組織の連携の上で情報の発信あるいは収集、伝達がスムーズに行えるような体制をつくっていく必要があると思っております。

質問の中にありました消防署等の関係につきましても、町と消防署の関係、それから消防署と消防団との関係、幾つか連携する部分がございます、一つの例として連絡がうまく伝わってなかったということの御指摘がありましたので、常々火災、通常は火災が主なんですけども、連携をとりながら、あるいは小さい火災あるいは大きな火災、いろいろな場面で相互に意見を交換しながら動いている状況がございますので、大きな災害が発生します際にもそういった情報の伝達について協議していきたいというふうに思います。

また、消防署につきましては現在広域で動いている部分もありますので、広域での範囲、それからそれぞれのエリアでの災害応急活動、いろいろな場面があります。そういった中で菊陽町管内の災害応急に対して消防署と連携をとりながら消防署、消防団のまたつながりの中でもいろいろな部分で動いていただくということで進めていきたいと思っております。いずれにしても、情報の共有、連絡体制を密にしていくという基本的な部分をきちんと整理して進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） ありがとうございます。

私が言わんとするのは町と消防署、町と警察、町と近隣の自治体とのお互い二者間の相互関係じゃなくして、今申し上げました全て消防署、警察、近隣自治体、消防団を取り込んだ一つの情報の伝達と情報の共有、これをできないかという、そういうシステムの確立が必要じゃないかということで申しました。それなりで結構でございますけども、今後の課題としてひとつ検討していただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

それでは、大きな項目の2番目、防災への心構えと取組についてとしております。

地震の専門家は近い将来、東海・東南海・南海地震が高い確率をもって発生するおそれがありとしています。地理的には関東、東海、近畿、四国の沖合です。厄介なことにこの3つの地震は連動して発生する確率が非常に高いということです。その根拠としてこの3つの地震は100年ないし150年の周期で発生しており、1854年に発生した東海地震から既に158年たっているということです。したがって、近い将来必ず起こるであろうと、これはもう随分前から言われておりますが、私どもはその覚悟を持って臨まないといけないと思います。

そこで、私どもは備えあれば憂いなし、災害は忘れたころにやってくるといった教訓をもと

に、今からより一層の備えをしておかなければならないといった趣旨からこの質問を取り上げました。また、ここで言わんとすることは、防波堤を高くしたり、長くしたりすることよりも、つまりハード面の備えよりもどういった心の備えをするかといったソフトの備え、この取組と充実がより重要であるということです。このことは先の東日本大震災で得た教訓であります。

具体的な例を申し上げますと、岩手県宮古市の田老地区には住民が万里の長城と呼んでいる高さ10メートル、総延長2.4キロメートルの巨大な防潮堤がありましたが、津波はあっという間にこの巨大な防潮堤を打ち砕き、死者、行方不明者が200名近くになったそうです。ハードな構築物もここでは全く無力であったということを証明しています。

その一方、岩手県釜石市は小・中学生の生徒たちを中心に避難訓練を徹底的に実施していたそうです。市内の小・中学生2,296名のうち、当日欠席していた児童5名を除き全員無事であったとNHKテレビは9月1日の放映で伝えています。

以上、前置きにして①の小・中学校の避難訓練の現状と今後の取組についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問の小学校の避難訓練の現状と今後の取組ということで回答したいと思います。

小学校の避難訓練は各学校において想定される避難訓練を例年定期的に行っております。これは各学校での条件関係が異なっているという部分でございまして、具体的に申し上げますと、自然災害では地震や水害を想定した訓練、それから火災を想定した訓練、不審者対応訓練等ということで実施しております。

訓練に当たっては、消防署、それから警察署等の関係機関に協力を依頼し、指導、助言を仰ぎながら、より効果的になるよう取組を行っているところです。また、保護者も参加した心肺蘇生法、それからAEDも設置しておりますので、AEDの使い方の講習会、これなども行っているという学校もございます。

それから、今回議員も出されております7月12日の集中豪雨における各学校の対応でございますが、これを踏まえまして今後ちょっとお話ししたいと思いますので、通常登校としました学校が2校でございます。それから、登校時間を遅らせた学校が3校、それから休校としました学校が3校ございました。そういうことで取組につきましては、白川を持っております菊陽中校区と武蔵ヶ丘中校区では地理的条件、災害の状況が違いますので、このあたりでの部分が今言いましたような形で出てきたということかと思っております。

それから、後日教育委員会では臨時校長会を開催しまして、7月12日の各学校の対応について、1、態度決定の時刻、方法、それから2番目としまして情報収集の方法、それから3番目に職員、児童・生徒連絡網の機能状況などについて報告をしていただきました。そういう中で課題の洗い出しをしたという部分でございまして、災害時における学校の対応について確認を行いました。

その後、それを受けまして今後の取組という部分でございますが、7月12日の学校における災害対応を教訓として、臨時校長会におきまして情報収集の方法、休校、自宅待機、それから遅延登校の決定方法、それから態度決定の時刻、それから連絡の徹底、連絡がつかないという状況が多少ございましたので、連絡の徹底などの事項を確認しましたので、この確認事項の確実な今後の実践のために水害を想定した集団下校訓練、それから保護者への児童引渡し訓練、これが非常に大事になってきますので、各学校そのときの判断により対応してまいりますので、保護者への児童をどういう形でお渡しするかという部分を訓練していくという部分でございます。それから、家庭、地域、消防団と連携した避難訓練、それから緊急連絡網のための電子メールシステム等の構築に取り組むということでしております。非常に大事だったのがこの緊急連絡網の徹底した連絡がとれるという体制を今からまた再度つくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 今現状と今後の取組、どういうことをやってきたかということはよく今お聞きしました、できました。

菊陽町の小・中学校は順次耐震構造を持った校舎に建て替えられたり、または耐震補強が施されています。したがって、この校舎は地震が来ても大丈夫だといった安易な安心感にとらわれることなく、常日ごろ想定外の地震が来るんだといった心の備えをしておくことが肝要だと思います。

また、一つちょっとお聞きしますけども、先ほどの取組について、河川の氾濫があふれる場合、また発生した場合、登校、下校の通学路、これはそれぞれ地区の子どもたちによってその通学路は違いますけども、それぞれ変更しなければならないと思います。通常の通学路では水があふれ出るとかというそういう場合です。そういう面は生徒、子ども、中学生は別でしょうけども、児童の方にはどういうふうに教えられて、実際例えば白川沿いでこういう水害があった、特にここでは下津久礼ですか、こういう水があふれてきてる、そのときはどういう道を通って帰るか、通常よりも変更するか、具体的な指導といいますか、実際やっているかどうか、その辺のところをちょっとお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これにつきましては先にも述べましたようにその時々状況によって臨機応変に対応するという部分をやっぱり日ごろから訓練というか御家庭なりで、それからまた菊陽町におきましても、登校については各集落なり班編成で集団登校を原則としております。そういうことで、今回なんかは早朝に豪雨という状況でございましたので、各家庭の地区による判断の中でどういうふうな登校経路、やっぱりそこはどうしても地元の消防団なり区長さん、そのあたり、それと一軒一軒の家庭、そのあたりでの連携をしながら臨機応変に一番安全なところを通学路として確保しながら、たまには送迎をしながらという形での臨機応変さに

もうこれはそれ以上にまさるところがないような今回もそういう状況でございました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。要は登校、下校が通路が突然来た災害によって遮断されたり、水にあふれたりした場合はどうするかといった日ごろの実地訓練、これも必要じゃないかと思います。

それでは、②にしております各地域での避難訓練も必要と思われる。今後、町はどう指導していくかとしております。この質問事項は次の坂本議員が2時ぐらいからされます。大きな項目の2の③ですか、町を挙げて毎年防災訓練をすべきではないかとしておりますので、この点はちょっと基本的なことだけお聞きしまして、あとは坂本議員の方をお願いいたします。基本的な計画といいますか、どう取り組もうかと、ざっと簡単でよろしいです。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいまの特に坂本議員さんの方は全体的な防災訓練という御趣旨の御質問になろうかという観点で、今お話がありました地域での防災訓練をどうするかということで簡単にお答えしたいと思います、それでよろしいですか。

（7番石原武義君「はい」の声あり）

ですから、町の部分は飛ばしていきたいと思いますが、地域では今ありました避難訓練という部分につきましては、佐藤議員の方からも御報告がありましたように、自主防災組織を設置されている南方区、それから私どもの方が把握してる範囲ではございますけども、武蔵ヶ丘自衛消防団の方におかれましては避難を含む訓練を実施していただいたところであります。

町といたしましては、こういった町の方の取組も必要ですし、地域の人たちが自分たちの命は自分たちで守ろうという意識の中で取り組んでいただくことも重要と思っておりますので、ただし町でできることは一般的な自主防災組織の防災訓練等のマニュアルをある程度地域の代表者の皆さんに配ったり、あるいは今避難訓練をやっているところの実態を見ていただいたり、あるいは町が防災訓練をする際にそれを参考にさせていただいたことで、まず自主防災組織をある程度設置していただくことを呼びかけながら、その上に立って避難訓練等についてお願いしたいというふうに思っているところであります。

簡単ですけど以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。

次は2の3です。住民への情報の伝達は現状の方法では十分とは思えない。今後、どう改善していくかとしております。

今回の災害を通して反省点は何であったか、改善すべき点は何であったかにつき、災害対策本部は会合を開き議論をされたかどうか、まずこの点をお聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君）　もしかしたら今御質問があったのに対しましてお答えが足りない場合がある場合には後ほど御質問いただければと思います。

今回の教訓を受けまして、基本的に今回が大雨洪水というような事態でありました。流れるには、まず大雨洪水警報が発令されることになります。これはもうテレビやラジオなどでその情報が発信されますけども、なかなかそれを御覧いただいてない方はお分かりにならない場合があるかと思います。

（7番石原武義君「分かりました」の声あり）

○議長（大塚 昇君）　石原武義君。

○7番（石原武義君）　ありがとうございます。

私なりに見ますと、気象情報の伝達の状況、それから避難勧告の発令と判断、それから避難勧告などの伝達の状況、こういうことにつき検証チームをつくり、検証結果を地域防災計画に反映させる必要があるかと思いますが、その取組についてほんのちょっとだけ述べてください。取り組まれるかどうか。

○議長（大塚 昇君）　総務課長。

○総務課長（實取初雄君）　今質問があったとおりの流れで進める予定としております。

以上です。

（7番石原武義君「ありがとうございます」の声あり）

○議長（大塚 昇君）　石原武義君。

○7番（石原武義君）　東北地方を中心とした、また何度も申し上げますけど東日本震災のうち、国から多分通達等がありはしないかと思っておりますが、それは情報伝達の方法、手段を各家庭まで届くよう整備することといった内容でございますが、それは別にして、行政区の柳水の区長、この方は防災防犯に積極的に取り組んでおられます。具体的に取り組まれたその一つとして無線の戸別受信機を柳水の各家庭90世帯ですけども、取り付けられました。その機能は、例えば気象庁からのアナウンスは自動的に役場を経由して各家庭に伝わります。当然役場からのいろんな発信も瞬時に的確に各家庭に伝わります。停電のときは自動的に電池が働き、作動します。また、自動的に録音もされます。現状の町のアナウンスは窓を閉めていたり、それから風向きによって、または暴雨の場合の雨音によってはっきりと聞こえない面があるかと思います。この前の7月11日も多分そのようであったかと思っております。

たまたま11日ですか、区長宅に私いましたけども、その当時、本当にたまたま緊急情報伝達試験というのがありました。これは総務省からされたんですかね、それがたまたまその家にいたらまさしく雑音も何もなく、もうはっきりと伝わりました。つまり、柳水の全家庭にはそれが家庭で伝わっています、家庭からアナウンスがある。費用は1万5,700円、若干区から補助したそうです。一生懸命に柳水の区長は説得するときに命とこの金額はどちらが大事かといって説得され、やっと90世帯全部に配布したそうです。

町長もぜひ実地検分の上、5か年計画ぐらいで町の全世帯への配備を提案してはいかがかと

思います。提案はしますけども、これは実際してみますと、本当に瞬時に的確に伝わります。防災には一番役立つ、防災、防犯には一番役立つんじゃないかと思っております。町長、ちょっとばかり、率直なところ、まあ、そんなことは必要でないとか、これはぜひ取り組むべき問題だとか、その辺のところをひとつお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 戸別受信機のことだと思いますけども、これについては柳水の場合、コミュニティ助成事業ということで取り組まれた内容かと思いますが、現在戸別受信機の設置につきましては消防団の警防班長以上の消防団員宅、そして区長さん方、嘱託員宅には防災行政無線のデジタル化を進める中でも戸別受信機を設置することとしておりまして、質問にありました全世帯でということになるとかなりの経費もかかって、時間もかかるかと思いますが、菊陽町の管内の携帯電話等にエリアメール等を流すこと、そういうことも取り組んでいこうということにしておりますので、いろんな方面からどういったら早い時期にどういうことができるかということは十分詰めさせていきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） ぜひこれは実際見てみますと確かにすばらしいです。いろんな方法はあろうかと思いますが、比較検討しながら、一度に菊陽町全世帯というわけではございません。何か年か、5か年計画ぐらいで順次やっていけば、必ずやこれは防犯、防災に一番役立つ方法じゃないかと私は思っております。ぜひ町長、お忘れなくひとつ御検討をお願いいたします。

最後に申し上げます。あと3分ですね。学校を含め地域防災の取組に当たっては町役場の担当部門だけによる単独の政策立案ではなく、住民、教育委員会、学校職員、消防団、警察などで構成するプロジェクトチームにより、一人の犠牲者も出さない地域防災を速やかにまとめ上げ、繰り返し訓練していくことが最善の実践だと思っております。ぜひ取り組んでほしいと思います。

①で述べました学校の防災、どういうふうにしておるかって、ここでちょっと述べるの忘れましたが、防災の最も基本的なことは学校教育で児童たちに、生徒たちに命の大切さ、これを重々説明し、理解してもらう、命の大切さ、これが根本中の根本であるということが、多分群馬大の教授だったかと思いますが、述べておられました。多分そうだろうなと思います。以上の点をお含みおき、これから指導よろしくをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君、一般質問を許します。

○5番（渡邊裕之君） 皆さんこんにちは。菊陽政策研究会の渡邊でございます。

まずもって、東日本大震災から1年と半年、そして九州北部豪雨災害から2か月、この間に多くの方々が亡くなりました。改めまして哀悼の意を表します。そしてまた、まだまだ東日本でもそうですし、阿蘇の方でも行方不明者がいらっしゃるということで、一日も早い発見を祈念するところでございます。また、本町はじめ多くの方々が被災されておりますことに心よりお見舞いを申し上げまして、本町においては議員として取り組めることをしっかり取り組んでまいりたいと存じます。

ただいま菊陽政策研究会という名前で自己紹介をいたしました、これもまた3か月前、6月12日の議会の最終日に吉本議員を代表に野田議員と私と3人の会派の届けを大塚議長にいたしました。6月13日の熊日新聞の朝刊で取り上げられ、町内外の皆様に反響いただいて、大分この件についていろいろと御意見をいただきました。おおむね好評ということで、議会活性化の中でも坂本委員長にこの会派のことを取り上げていただき、この会派の意義というものを御理解いただき、また我々は政務調査費についてもこの必要性について議論しておりますが、やはり会派の中で同じ政策をつくっていくという過程でこういったものも認めていただけるのではないかなというふうに思っております。

そして、ちゃんと私どもは単なる会派届を出しただけじゃなくて、会則とその細則もあわせて議長に提出をしております。私たちの理念は、菊陽町の発展、住民福祉の向上と町議会の活性化を進めるために自己研さん、共同歩調、情報共有のもと、各自の問題意識に基づいて調査研究、協議を通じ、自己を高めようとする政策研究行動集団として協調して目的達成のために活動する。本会の議員は政策実現のための不断の努力と明確な国家観を持ち、本町はもちろん県、国全体の奉仕者としての自覚と責任を持つ、あわせて会員相互の親睦を図るという理念を持っております。そして、それを達成するための目的として、本会は理念を実現するために政策調査研究及び協議を行い、政策提案型議会を目指す、議員の資質向上と政策立案能力を高めることにより、町勢発展及び町民福祉の向上に寄与することを目的とするということで6月から活動をいたしております。もちろん会費を取りながら町民の皆さんとの意見交換や定例の会議勉強会等をしております。

そして、今回質問をいたします第1番目の項目、武蔵ヶ丘の団地についてのことはこの菊陽政策研究会として取組、私が今回代表として質問をいたします。

それでは、通告に従って質問者席より質問いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きもうこのままよろしいですか。マイクの調子はよろしいですか。

それでは、通告に従いまして第1番の武蔵ヶ丘団地の老朽化についての町の考えについてと

しております。これは私が、皆さんも御記憶にあるかと思いますが、数年前に熊日の報道であったかと思いますが、県営団地、県下でございますが、これがやはり県の財政難でなかなか建て替えは難しいだろうというような報道がございました。そのことがひっかかっておりまして、先ほど申し上げました会派の中でもこういう議論をいたしました。それは、じゃ、調査研究して提案しようというような話になった次第でございます。

去る8月の末に野田議員と一緒に県の土木部住宅局住宅課に参りまして、課長さんはじめ審議員の皆さんにいろいろと御質問をいたしました。この武蔵ヶ丘団地でございますが、現在大体42年から34年経過しているようでございます。県営団地が大体35年から40年ほど経過しているものがほとんどであり、武蔵ヶ丘団地も1970年から78年で建設がされておりますので、この中に入っておるということで、いわば折り返し地点を回ろうとしております。公営住宅法では耐火構造の住宅が耐用年限70年と規定されておりますので、今この折り返し地点に来ているということでございます。

県は外壁や防水などの改修を行い、また室内においてはUD改善化、ユニバーサルデザイン改善事業をもって長寿命化を図って、何とか耐用年限までもたせようと一緒に努力をされております。これらを受けまして、団地入居者2,928名の町民を抱える町としてどのような認識を持っておられるのか、現状に対する認識をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまの御質問にお答えします。

議員今おっしゃられましたように、武蔵ヶ丘団地は県営の集合住宅としまして昭和47年から52年にかけて建設され、入居が行われています。現在は全1,298戸中に1,259戸が入居されて、人口につきましては3,000名を少し超える人数になっているような状況でございます。

武蔵ヶ丘団地を管理します熊本県住宅課に確認しましたところ、県では団地の長寿命化計画に基づき県営住宅全体では防水工事が15年、外壁改修工事が20年のサイクルで改修を実施され、武蔵ヶ丘団地も順次工事が行われているということでありまして、耐震診断につきましてもクリアしているということでございました。

また、平成27年度までに全団地の30%完成を目標に住宅改善工事が実施されていまして、これは団地のユニバーサルデザイン化ということで、浴室、キッチン、洗面台の給湯化、床の段差解消、手すり設置等の改修を行うということでございます。建て替えについては県営住宅全体のあり方について今検討されておりまして、現在のところは未定であるというふうに言われております。

武蔵ヶ丘団地は建設から40年近く経過していますが、武蔵ヶ丘団地の管理運営に関しましては県で適切に行われていくべきものでありますので、町の役割としましては地域から管理上のお話がございましたら、住民の立場に立ちながら、必要なものは県にしっかりつないでいますし、防犯上の問題というようなことがございましたら警察等にも対応をお願いしたい、そうい

った対応を現在も行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 質問がどうしても県営ですから、町としての関わりというところでは、今おっしゃったような管理上の部分とかソフトの部分であろうかと思います。もちろん施工して管理しているのは県でございますが、いろいろと県の方と話しますと、まず公営住宅の昭和26年に公布されたときは戦後の住宅の不足を補うというような意味でこういう法律ができて、公が供給するという流れになったようでございます。ただ、それも寿命があって、今もさっきも申し上げましたが70年ということで、やはり長くて70年、ですからもう折り返し地点を超えてこれからどうなるかというところでございますが、何とか長寿命化でということで、それでもあと35年から30年というところでございますから、県としてもここを建て替えるかどうかというのを判断しなければならないと思っております。

そこで、もうこれ次に参りますが、そういった財政難であるということで、県の担当者と話しますと、こういうお話がございました。本来住民サービス、住民に身近なサービスというのは基礎自治体が担うべきものであると、そして建て替えの必要性はもちろん出てくるが、日本の人口の減、熊本でもやはりそのぐらいの30年ぐらいの中で3割ぐらいは減っていくだろうと、そういう人口減に合わせて規模の維持は難しいと、規模は縮小をしていく方向にあるだろうということでございました。

それとあわせて、熊本市など近隣をあわせて民間の住宅のあきものすごく多いと、そういう中でこの公設というものが民営圧迫ではないですが、そういう方向にならないかということをおっしゃっておりまして、30年後のことであるから、今すぐそういう答弁というかお答えをいただけませんでしたけども、現状維持として建て替えはないと考えてよろしいかなと思っております。

ですから、そのときに町としては県がそういう方針だからということを持たせて、地域の皆様に御移動をいただくのか、また菊陽町としてどのようにコミットしていくか、共同で何かしていくのか、またはPFIなどの利用とか民間のそういう建物等を利用していくとか、何らかの考えを持っておられるのか、想定をしておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまの質問にお答えします。

地方自治体にはそれぞれの役割がございますので、やはり武蔵ヶ丘団地の建て替え、管理につきましては、熊本県で行われる業務になるというふうに考えております。したがって、建て替えにつきましては町が直接かかわるというふうなことはございませんけれども、先ほども申しましたが、入居者の居住環境につきまして困るようなことが出てきましたら、県の方にしっかりと対応していただきますように働きかけていかなければならないというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 全て県が県がと言われれば確かにそうかもしれませんが、これだけ地方分権の流れの中で権限移譲がある中で、一方では道州制の流れがある中で、こういった事業は本来は基礎自治体がそれなりの体力を持って対応すると、すなわち菊陽町のレベルで足りないならば、前回の議会でも申し上げてますとおり、近隣の自治体とそれなりの規模の自治体をつくり、対応するというのが本来の国の形である、その中での基礎自治体の形であろうと思います。

本町ではできないできないでは、この3,000名を超える皆さんの、もしそうなった場合に全て県に委ねてしまうのか、これ団地の真向いの熊本市にも都市再生機構の高層の団地がございましたですね。昨年でしたか、全部取り壊しに1棟になりました。ここもお尋ねしましたら、やはり耐震化で問題があったので1棟は壊されたと、これ国でございますが、その際にやはり移動に2年ぐらいかかたつと、住民の移動に、あそこにある4棟の中の残りの古いところに移動してもらったり、よそに移動してもらったりということで2年かかったと。武蔵ヶ丘団地ぐらいい大くなりますと、やはり5年から10年はかかるのではないかと。そうしますと、もう20年後の話に、一遍にはないですけども、そういう話になってきますので、やはりこれは県が県がと言うんではなくて、その後の住宅の供給が必要なかどうか、県が規模を縮小して、2,900名の方のうち一部の方は出ていってもらわなければならないということがある中で、全て県に任せていっていいのだろうか、菊陽町としてもこの情報を県と共有しながら何らかの策を講じるための準備をすべきではないかなということがこの質問の趣旨でございます。

ですから、今すぐではありません。遠い30年後の話とはいえ、20年後にはもうそういうふうな一部移動をしてもらい、解体という時期も想定してくる中で、町としては一切これは県にお任せをして何らそういう関与はしないのかどうか、準備といいますか、想定等されるおつもりはないのか、そこをいま一度お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 県営住宅の建て替えにつきましては、県の方でも全体的なあり方について検討されていくというようなことでございます。その際に少し先のことにはなりますけれども、町も大きな住民の方を抱えておりますので、その辺の計画を策定されていく際には当然町にもいろんなお話があると思いますので、そういった面でしっかり関わりはやっていくようなことになろうかというふうには思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それぐらいたらうと思います。今すぐ何かこのためにプロジェクトを組んでというような要望ではございませんが、やはり私どももいつまで議員でおるか分かりませんし、その30年後に向けて答えが出ているのであれば、やはりそれに向けて少しずつ私どももこ

ういった公営の住宅等についても考えていかなければならないということで提言をしたまででございます。

岡山市の住宅基本計画の中にも4つの方向性ということで、現状から過渡期をして将来の姿ということで書かれております。統合的な建て替え、用途の廃止、計画的改善、維持の保全、そういう形で今の住宅をどのように、地域住民をどのようにそういうふうに移動させていくか、公営の住宅、また民間の住宅等も含めて、そういった一体的な考え方も必要かと思いますので、先の話とはいえ、ぜひ今後御検討いただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、次に移ります。

韓国の李明博大統領、以前は大阪に住んでおったと、月山明博と名前をしてたようですが、親日であった大統領が豹変をいたしました。自分の地位保全のために禁じ手を打ったと。8月10日だったですか、不法に竹島に上陸をしたと、そしてまたその数日後には天皇陛下に対する非礼な侮辱的なような発言をしたということで、さすがにおとなしい日本の政府もこれには怒ったようでございます。

そういった中で8月24日に野田総理大臣は不法占拠であるということを明確に訴えて、その中で8月27日の参議院予算委員会で野田総理、竹島や沖縄尖閣諸島に関する歴史教育の強化について、竹島、尖閣は我が国の固有の領土であるときちっと教育の現場で子どもたちに伝えなければいけないという強調をされております。

これを受けて記者から質問を受けた平野文部科学大臣も文科省としてもしっかり領土問題については教えていくということであると、文科省の考え方の基本は、発達段階に応じた部分として今日までも小・中学校、高校含めてやってきたが、学習指導要領の中、あるいは解説の中に今まで十分書き込んでいるかということについては書き込んでいない部分もあるというふうにお認めになって、領土問題について教えていくと、解説がしっかり加えられているので、解説を加えるということは教科書の中にその部分が記載しているということなので、しっかり教えるということで、教えてるかどうかということも言われております。ただ、御本人の思いとしてもどうしてもその授業の最後の方になっていくんで、近現代史までなかなかとり着かないのではしょってしまっているようなところもあると、私も学生時代に本当に習ったか、そこまで行き届いてないというところは、そういうお気持ちのようで、近現代史まで教えていくことが大事なことだというような答弁をされております。

昨年教育長に教科書の選定について御質問をいたしました。昨年の8月11日に子どもたちに誇りと希望をつなぐ議員の会、県下市町村議員200名で立ち上げました。その設立のメンバーでございます。教科書はもう選定をされて、子どもたちもこの教科書で学んでおりますので、そのことはよしとしても、その教科書の中に領土教育の部分がどれだけ書かれているか、その教科書で学ぶだけで、総理も言及された領土の教育というものがきちとなされるのか、今の現状に対してまずはお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

まず、教科書について御説明をいたします。

教科書は国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保の観点で、各教科書会社が学習指導要領にのっとり作成し、文部科学省の検定を経て出版されます。

本町で使用する教科書につきましては、菊池管内2市2町で構成する教科書採択協議会で決定をいたします。現在本町で使用している教科書は新学習指導要領の全面実施に伴い、小学校は昨年度から、中学校は本年度から新しい教科書を使っております。領土問題と関わりの深い社会科の教科書では、小学校では教育出版、中学校では地理と歴史が教育出版、公民が東京書籍が出版した教科書を使用しております。

内容を見てみますと、小学校5年生の教科書では見開き2ページで衛星写真を掲載し、択捉島、竹島、尖閣諸島を明記し、日本の領土としております。また、別のページには我が国固有の領土である北方領土がソビエト連邦（今のロシア連邦）によって不法に占拠された、そういうことが記載をされております。小学校6年生の教科書でも未解決の北方領土と題しての記載があります。一方、中学校地理の教科書では、領土をめぐる問題と題して北方領土のほかに竹島についても触れ、竹島は日本の固有の領土であり、1952年以降、韓国政府が不法な占拠を続けていますと述べられています。さらに公民の教科書では、日本の領土をめぐる問題と題して、北方領土、竹島に加えて地図つきで沖縄県先島諸島の北方に位置する尖閣諸島は日本の領土ですが、中国がその領有を主張していますと記載されています。

領土問題についての記述は昨年度までの教科書より内容や量が増えております。このような教科書の記載内容の根幹をなす学習指導要領では、中学校地理的分野において、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについての確に扱う必要がある。また、私が国と韓国との間に竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土、領域について理解を深めさせることも必要であると記述されています。

また、公民的分野では国家間の問題として領土（領海、領空を含む）については、我が国においても未解決の問題も残されており、平和的な手段による解決に向けて努力していること、国際社会において国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させると述べられております。

以上のことから、教育委員会としましては学習指導要領の趣旨を十分に理解し、適正に採択された教科書を使って児童・生徒の学習指導に当たるように校長会やさまざまな研修会等において指導しているところです。学習指導の際に使用するその他の資料につきましては、学習指導要領の趣旨から逸脱することなく、十分な検討を加えた上、児童・生徒に提示するよう指導しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○５番（渡邊裕之君） フェアに申し上げます。これは自民党が出してる７社の比較調査というものをちょっとプリントアウトしてきましたが、今教育次長からお話があったとおり、私もちょっとiPadで恐縮ですが、教科書のそのページだけをちょっととってきて、ただ記述が非常に少ないです。公民の部分もコラムになってる、非常に狭いところに書いてありますけども、今おっしゃったような部分は自民党もこの公民分野では育鵬社、そして自由社、東京書籍、これはもう全て丸で８ポイントと、地理的に関しては教育出版も８ポイントということで、きちっと北方領土と竹島については記述がなされているというようなことでございます。

ただ、私が懸念いたしますのは、そういうところがどこまで子どもたちにこの記述の中で教えられるのか、今その学習指導要領の逸脱しない中での資料の利用というふうにおっしゃいましたが、韓国の教科書は、これはもう小さいときから徹底してなされておりますが、10ページほどございます。ハングルですから何を書いているか分かりませんが、これは明らかに日本側から見ればその歴史であります、やはり自国に優位なことを徹底してすり込んで、だからあそこまで常軌を逸したようなことになるんだろうと思いますが、我々はやはりしっかりと、後に触れますけど、先ほど御答弁にもありました領土、領域ですね、主権国家というものも含めてきちっと教えていくことで、冷静に歴史的な経緯とか国際的な中でも我が国の領土だということを教えていくと。

北方領土については、ほぼその部分は理解があらうかと思いますが、特に竹島についての竹島がどこにあるかも分からない、尖閣諸島がどこにあるかも分からないという大人も含めてですが、こういう事態がございします。ぜひとも歴史的経緯も子どもたちにしっかり教えていただいて、地理的な場所、何県に所属するか、今日さっき昼休みに見ておりましたら、島根県が県議会でこういった領土教育についてもということで国に対して意見書を出された、決議文を出されたようでございます。そういったところも踏まえまして、きちっと教えていただきたい。

私が見た中でのこの記述では到底足りないと思っておりますが、古くは1779年の改正日本輿地路程全図ですか、明治に至るまでの多数の資料があると、その中で明治時代からのことをここで書いております。こういうような歴史的にきちっと昔から日本がその所有であったと、もちろんその時期は鬱陵島も日本が拝領してたと、要するに我が日本であったが、これは日朝との話し合いできちっと鬱陵島は渡して、竹島はそこに含まれていない。そして、ラスク書簡ですか、サンフランシスコ講和条約の中で、韓国としてはそこは領土を放棄させろと、しかしそれに対してラスク書簡の中では一度も韓国が支配したことはないということで、こういう経緯もあったということも含めてきちっと教えていただきたい。

今教科書の記述の中ではこういうような韓国が主張して不法占拠してるという現実がありますが、そういった歴史的経過とかもこの指導要領に逸脱しないというような御答弁でございましたが、そういったところも御指導なさるのかどうか、ちょっとそこをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） それでは、具体的に今本町の中学校が一番公民が詳しく書いてありますので、竹島を例にとってお話をしますと、地図付きで竹島はここですよ、尖閣諸島はここですよ、当然北方領土はここですよと解説をしてあります。3行ですが、コラム的なところで紹介をしてあります。

竹島は隠岐諸島の北西に位置し、島根県隠岐の島町に属する日本固有の領土です。しかし、韓国が不法に占拠していることから、日本は韓国に対して抗議を続けています、こんな記載がございます。教科書会社によって取扱いの量とか記述は当然変わってまいります。

そこで、中学校菊池管内の2市2町で教科等研究会というのがありまして、中学校はそれぞれの専門教科がございますので、社会科は社会科の教員が集まって年に数回研究会、それから事業研究会、事業の後のまたさらに研修を深めております。そのときに時より問題になるのがこの領土問題です。非常にデリケートな問題であるということで、自分の主義主張だけで資料を持ってくるということは学校現場に混乱を来すという思いから、みんなで協議をしてこういった資料を使ったらいいのではないかというような協議をよくなされるということで聞いております。

御指摘のとおり社会科の教科書は資料が大変重要でありますので、各学校とも、これは学校裁量で社会科の資料集というのを生徒たちに購入をさせます。それを使いながら領土問題だけではなくて、教科書の記述ではちょっと物足りないなと思ったときにはその資料集の何ページということで教師が提示をして、さらに解説を加えるということをやっております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ぜひ資料集の中にも今申し上げましたとおり、これは一方的に主張でありませんで、政府の見解であり、こういった史実に基づいたことであります。ぜひともそういう形でまず領土、竹島の位置と意味とそういった歴史的経過も含めて御指導いただきたいと思っております。

まず、先ほど冒頭に申し上げました政府としてこれだけのことを言うておりますが、文科省から何かこういった通知通達というのは来ているんでしょうか、現段階で。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 来ておりません。

（5番渡邊裕之君「まだ来てない」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 分かりました。それではまた、こういった国家間に関する質問もしてまいります。私の立場で国や何やに言う権限ございませんが、子どもたちに対してやはり国家観を持ってもらうためにはこういう場で皆さんと御議論するしかないので、また町の立場で取り組んでまいります。

次に、同じような質問でございます。国家とは国民、主権、領域、これによって成り立ちま

す。教科書の中でも領土、領域については説明をされておりますし、主権というものも書かれております。こういったものは教科書の中でも記載はされておりますが、やはり国家というものがいかに大事かと、前回も申し上げました、この国家のために戦争が起こったり、内紛が続いたりというようなことでございます。いかにこの国家というものが大事なのか、この定義についてもやはり初等、中等この時期から徹底して教えるべきでないかというふうに思います。これについてどう考えてるのか御答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

教育の憲法と言われる教育基本法では、第1条に教育の目標が明記してございます。教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。または、第2条には教育の目標が5つ掲げてございます。その中の一つに伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあります。

教育委員会としましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、そこに記された内容項目について、学校現場で適切な学習指導がなされるよう指導をしております。

国家に対する考え方に限らず、指導すべき事項は徹底指導を行い、考えさせるべきところは十分に考えさせ、児童・生徒に思考力、判断力、表現力を身につけさせ、教育基本法がうたう人格の完成を目指して、今後とも学校訪問や会議、研修等の場において引き続き指導してまいります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ありがとうございます。ぜひそのような形で国とは何ぞやということをきちっと思わないと、やはり他国は自分に都合のいい歴史や自分に都合のいい教育で洗脳とは言いませんが、そういうふうにつくり上げていきます。今日の中国も天安門事件で中国共産党に対する反発を抑えるために当時の江沢民が反日教育を行って、今そういう若者たちが暴動等を起こしております。

そういうふうに教育が誤れば、そういうふうな方向になっていくと、我が国はきちっとした歴史と、そして我々の道德観を教えるべく、ただいまお話しになりました本当に新教育基本法、安倍内閣のときにつくられましたが、非常に立派だと思います。第2条の5項、本当に伝統と文化を尊重しというくだりにのっとって子どもたちを指導していただきたいと思います。

そういう中で領土教育なりを進めている皆さんも多分にいらっしやいまして、やはりその中でも領土、国民主権、国家とは何だろうと、我が国の領域、国境はどうして決まるのかと、こういう教育をしてはどうかというような、これは先ほどおっしゃいました公正な資料ではないかもしれませんが、やはりそういう中で先生方と一緒に、これは主張

の右左ではございません。ぜひとも子どもたちが真っすぐな、そして誇り高き日本人になるような教育をしていただきたいと、お願いを申し上げます。

それでは、この領土教育は終わりました、次に地方公務員の政治活動についてということでお尋ねをいたします。

これもちょっと時事的なものになりますが、三党合意がなされて、近いうちに解散ということになったようでございますが、どうやらそれもおじゃんになって、もう任期満了まであるかもしれないし、選挙は本年度ないかもしれないというようなことでございます。ですから、一応この11月に選挙があるというような話がございましたので、この期間しかないかなと思ってお尋ねをした次第でございます。

地方公務員法第36条で政治行為についての制限は定められておりますが、国家公務員と違ってこれは何ら罰則はございません。そしてまた、菊陽の職員であれば、菊陽町を越えて活動すれば全く規制されることはございませんし、いろいろと抜け穴もあるようでございます。

そういった中で大阪維新の会、日本維新の会というのを設立をされましたが、ここもそうですし、自民党が先月の21日ですか、地方公務員の政治活動の制限を国家公務員並みに厳しくする地方公務員法の改正を決定して、提案をするというようなことでございます。改正案では現在罰則のない地方公務員の政治活動制限違反に国家公務員と同様の3年間の懲役または100万円以下の罰金を科すというようなことを決定をされるということです。

また、大阪市においては橋下市長が、これは大阪の例はひどかったですね。本当に庁舎内ではばんばんやって、あそこは労働組合がとにかくひどくて、そういうような中で条例をつくらなくなったときに罰則規定はだめだけでも、政府の見解ですが、職員の政治活動違反は懲戒処分、地方公務員の地位を排除すれば足りるということでございまして、橋下市長、それで懲戒免職もできるというようなことで逆手にとって条例案をつくるようでございますが、そういった中において日常はその地域住民のために一生懸命働いていらっしゃる職員の皆さんでございしますが、全国的に一番大きな自治労、これに加盟しておられると、本町もそうであろうというふうに思いますが、私は民主党に長く所属しておりましたので、後に申し上げます教職員組合のどういう運動をしてたかもよく知っております。

そういったのを踏まえて、本町においてどのような取組をされているのか、どういう認識でいらっしゃるのか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいま御質問があった件についての認識ということで、若干答弁させていただく内容と、もしかしたら御期待されてる内容と異なるかもしれませんが、まず他の傍聴の方もおられますので、今おっしゃった地方公務員法の部分について確認いただくために申し上げたいと思います。

まず、一般職の地方公務員の政治活動に関する制限につきましては、地方公務員法の第36条ということで今おっしゃった部分でございます。政治的団体等の結成に関与したり、団体の役

員になったり、勧誘したりすることを禁じていますし、政治的目的を持って行われる政治的行為を制限しています。政治的目的は特定の政治団体の支持等を行う目的であり、目的をし、政治的行為として禁止されているのが投票の勧誘運動、署名運動への積極的な関与、特定の政党、候補者等の寄附金カンパで中心的役割を担うこと、庁舎内への特定の候補者の選挙ポスターの掲示や候補者の演説会を行うことです。

ただし、今議員さんもおっしゃられましたように、菊陽町の職員が菊陽町の区域外に出ていて、先ほど申しました政治的行為の投票の勧誘運動、署名運動の積極的な関与、寄附金等の募集に関与することはできることになっているということでございます。

議員申されましたように、教育公務員の政治的制限につきましては、国の方の制度改正にも関連してきますが、一般職の地方公務員と異なり、教育公務員特例法第18条において、当分の間は国立学校の教育公務員の例によるとされておりますので、その制限される地域的範囲、今申しました菊陽町を外に出ればということがなくなりますので、全国に及んでくるということでございます。制限の内容も国家公務員に沿って具体的に示されているものでもあります。

さらに、公務員の選挙運動に関しては、公職選挙法の第136条の2にも規定がありますので、その部分では地方公務員の地位を利用した選挙活動を禁じており、こちらは特別職を含む全公務員になりますけども、これに関しては罰則等が出てくるということであろうかと思えます。

また、自治労あるいは教職員組合等々の活動の中で、現時点でこういった行為は行われていないものと認識しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 自治労も日教組もそれなりに分かっているやっつけやっつけでしょうけど、裏は全然違いますからね、私は知っておりますが、そこは申し上げません。

ただ、今のおっしゃった36条で、私は1期目のときに、前の町長さんのときにもこういった質問したことがあるかと思いますが、当時いろんな話を聞きますと、職員さんの中で庁舎内でそういう活動をやっていたというような話も聞きます。皆さんもそのときはやっつけやっつけかもしれない。過去を問うて何ていうことはありませんが、そういうことが当然あってはならないし、まずこれは町長にお尋ねをしたいんですが、町長は菊陽町の職員組合に推薦などを受けてらっしゃるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽町の職員組合そのものには推薦は受けておりません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） じゃ、自治労を含む連合からは推薦を受けてるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 連合からは推薦を受けております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 町の職員の組合から受けてないということで、連合から受けてるんで、その場合は連合加盟の各単産全ての承認がないと連合推薦というふうにならないので、その中には自治労も入ってるんで、もちろん本町の組合の推薦もあろうかと思います。

私がお尋ねしたのは、やはり労使関係の中でこの組合が推薦をしてしまいますと、労働組合という意味は一体何なのかと、その首長を支える政治団体、集票マシンになってはこれいけないわけです。やはりきちっとそこはわきまえて中立な立場でいるということが私は特に公務員の労働組合にとっては必要かというふうに思いますが、ただ、今現状見ますと、組織内候補ということで地方議員はどんどん出すし、国政にもばんばん出してる。御答弁の中で教職員の話もありましたが、今や与党の大幹事長が日教組出身です。彼が許せないのは、山梨の教祖のパーティーか何かで教育の政治的中立などを言われても、そんなものはあり得ないと、こういうことを言ってる人間が今与党の幹事長であります。

ですから、やはり私はこういう問題があるのでお尋ねをいたしましたし、お話しになった通達の教職員の場合は地方公務員と違って勤務地以外の内外を問わず全国に及ぶとあります。こういう中で、例えば具体例で、すみません、なら教職員のことについてお尋ねしますが、この中の行為的例で選挙運動員として候補者の自動車に乗り、投票を呼びかけること、これは選挙運動に関する行為という具体例でなっておりますが、車の先導、皆さん御存じのとおり車には、私は一人で行きますけど、ずらずらっと大名行列ございまして、前の先導が誘導いたしますが、この車の先導することは選挙運動に関する行為に当たるかどうか、お分かりなら御答弁お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今申された件でありますけども、先ほど申し上げました政治的をもつて行う政治的行為ということで、両方にかぶった行為になりますが、今選挙カーに乗る行為というのは、今の制限されてる行為の中には入ってないというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それは認識の違いですね。私が今読み上げたのは、文部科学省初等・中等教育局長通知です。これは各県政令都市の教育委員会教育長宛て、教職員の選挙運動の禁止等についてです。その中の具体例の中に公立学校教職員に禁止されてる選挙運動等に関する行為の具体例と、この中に書いてある記述です。

ですから、そこはこれまで調べてらっしゃらないならいたし方ないんですが、もう一度申し上げます。選挙運動員として候補者の自動車に乗り、投票を呼びかけること、これは違反行為ということでされております。ですから、今申し上げたのは車の先導はそれに入るのかどうかです。お分かりになられないなら、ぜひ県の選管並びに教育委員会に問い合わせ、これが違

法かどうか確認をお願いいたします。なぜなら、ならお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 失礼しました。てっきり一般の方の中で答弁させていただきました。

今おっしゃったように私どもの方というよりも教育委員会の方に違反行為の具体例が示されておまして、今おっしゃったように投票の依頼または勧誘の中に選挙運動員として候補者の自動車などに乗り投票を呼びかけることが禁止されておりますので、この運動員としてという部分と、それから自動車に乗りということの関係の中で違法性が出てくるというふうな認識しか持っておりませず、具体的にどういう状態、どういう意思の中で行動してるか、そういったことが確認できないと、確実な違法ということまでは現時点では判断できない状況です。

以上です。申し訳ありません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 町長とこちら側にいる議員はみんなそれを経験しておりますので分かりますが、車の先導も、これは選挙運動員です。ですから、学校の先生が車の先導をするということは、この具体例に違反をしていると。私はそういう先生にお願いした側でもありますし、国政選挙の中で何度も先導いただいております。

この菊陽町の先導は学校の先生がされております。そしてまた、松野信夫先生の選挙だった、まだ当時民主党にいましたが、ゆめタウンのドコモの前で朝から辻立ちを行いました。朝から辻立ちといっても、行き交う人に手を振ったんですけど、そこにも教職員の先生が一緒に来て立っておられました。

ですから、これだけの通知がありながら堂々と日教組の先生たちは法を破って選挙行為をやっております。一番いい例が北海道教組で、結局その人は逮捕されまして、連座制で民主党の国会議員、小林千代美議員だったと思いますが、連座制で失職をしてしまったということがございます。

ですから、法で定められて、表向きは何もやってないと言いながら、自治労にしろ、日教組にしろ、こういう活動がございますので、今後町内にかかわる部分で結構ですので、ぜひこういう部分には教育委員会からも先生方には厳しく、通知は県からです、ぴしっと行ってると思いますけども、本町ではございませんが、やはりこの選挙のために学校を休んで子どもたちに自習をさせてと、こういう事例もあったようでございますので、そういうことがないようにぜひ徹底をさせていただきたいし、公務員はやはり中立であるということ、全体の奉仕者であるということ、例えば町長の選挙で町長が好き嫌いではなくて、それは個人の1票として投じるのは当然ですが、対抗馬で出る方も町民でありますので、やはりそういう部分を組織で支援するというのはフェアではないし、明らかなこういう労使関係もそうだし、道義上もそうだし、法的にも問題がかかわってくるかと思います。

間もなくまた政権交代が行われるでしょう。そうすれば、先ほど申し上げました自民党が提案した内容も日本維新の会もそのような方針であるようでございますから、恐らく地方公務員

に対する政治的な罰則というものも出てくると思いますので、どうか法を待たずして、町内でも政治的な内規でも結構です。きちっと条例をつくってこういった問題が起こらないようお願いをしたいと思います。

少々時間が余ってしまいましたが、今回は会派として取り組んだ、県の事業ではございましたけども、ここは一緒にコミットして取り組んでいただきたいという御提案と、今国際的にも問題になってる領土について、やはり日本人としてしっかり認識を持つということと、やはり公務員としての中立性、この3点について質問いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時50分

再開 午後2時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君、一般質問を許します。

○6番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。傍聴の皆様、本日は誠にありがとうございます。

議席番号6番の坂本です。まずは7月12日から発生いたしました九州北部豪雨災害で被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を祈念いたします。

今回の災害では本町からの人的被害がなかったことに対しては心より安堵いたしております。それも災害発生時刻が早朝であった、また干潮の時刻が午前8時40分だったことも一つの要因かもしれません。これがもし満潮時の深夜1時57分ごろ起きていれば、白川の流れも悪くなり、今回以上の被害が想定されます。その点を踏まえて、本日は危機管理向上などの6項目の質問を質問席において行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） まずは質問事項1の熊本広域大水害復旧対策について、①の激甚災害の指定を受けたが、被災水田への補助率は一律かについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 今の質問についてお答えいたします。

激甚指定による国の補助率は町全体の復旧事業費の総額をもとに算定されます。これは菊陽町に対する交付額算定のためであり、個人に対する補助率ではありません。工事費積算が完了しましたら、個人の工事額から概算負担額を算出していく予定です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君）　そこで、私がちょっと危惧するのは、例えば畦畔がなくなったり、水の取り入れ口がなくなったり、堆積物が40センチから50センチも積もっている補助と補助対象内ぎりぎりの5センチ弱の堆積物だけの除外で済む補助等では今分からないかもしれませんが、どのくらい個人差、その水田に対しての補助はどのくらい大体差が出てくるものか、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚　昇君）　農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君）　はっきりした数字としては今の段階では難しいんですけども、この激甚指定の根本的な補助率のかさ上げというのは、農家の負担が多いほど率としては高くなるような計算でございます。ただ、菊陽町全体を捉えて国が補助されますので、その後、補助の金額についてどうしていくかという観点におきましては、一筆一筆その被災の度合いを勘案して金額を出して負担金を出すという作業になります。これはまだできておりませんので、今後近いうちに出していきたいというところでおります。

　　以上です。

○議長（大塚　昇君）　坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君）　それとちょっと教えてほしいんですが、土砂等の流入が5センチ以上、この40万円以上というのは1筆が40万円なのか、それとも面積、例えば1,000平米が40万円以上の工事費かかるのか、そこをちょっと御答弁をお願いします。

○議長（大塚　昇君）　農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君）　1か所40万円という規定がありますが、農地の場合は連担指定いたしておりますので、そのブロックで40万円という計算ですので、1筆だけ被災しているという場合はその1筆で40万円ということになりますが、連担してる場合はその全てを合算して40万円というような形になります。

○議長（大塚　昇君）　坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君）　1筆が40万円ということは、1,000平米以下でも1筆になるわけですね。

（農政課長志垣敏夫君「はい」の声あり）

　　分かりました。

次に、②の被災地権者への町の助成は一律かについてですが、例えば新町井手でとも切れされた農地もあります。自前で堆積物を除外された方もおられます。また、ハウス施設等に被害が遭われた方もおられます。大津町では大津町農業災害見舞金支給要綱がありまして、ちょっと読み上げますが、第1条で大津町に移住し農業を営み、その所有する農業施設等に風水害または火災等により被害を受けた者に町が見舞金を支給することに関し必要な事項を定めることを目的とすると。第2条で見舞金を支給する被害の程度及び対象は次に上げる各号に該当する者とするというところで、農地では農地1反1,000平米当たり5万円で、施設園芸のハウス施設に対しては1,000平米以上で5万円の支給要綱がありますが、菊陽町では助成はどのような形で支給するのか、菊陽町も支給すると町長がおっしゃってますので、その点を御答弁いただ

きたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

大津町では確かに議員がおっしゃられるとおり1,000平米5万円の10万円の限度額ということで、被災農地に見舞金を支払われると、それからハウスについてもおっしゃられたとおりでございます。しかしながら、大津町では違うところがございます、うちの町では農地は負担金をいただくことがございまして、町長申しましたとおり積算ができてまして工事負担額の概算ができましたら慎重に検討するということになっております。

そのほか道路、用排水路等につきましては町の負担として行っております。大津町につきましては、これは受益者負担ということで、道路、用排水路も負担金として取るということになっておりますので、どちらが得かというのはちょっと判断ができないところではございます。ただ、被災農家にとっては見舞金という制度はございませんので、後々の助成という形でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、③の被災地権者の負担金にばらつきが出ないように町の支援はどのようにできるかについてですが、先ほどの答弁と重なる部分があるかもしれませんが、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 被災地権者の負担金にばらつきが出ないようにということでの御質問にお答えいたします。

負担金にばらつきが出ないように町がどう支援するかということではありますが、面積について負担金が増減があるのは御理解できると思います。そのほか反当たりでの負担金のばらつきにつきましては被災の度合いでございます。今回の場合は土工量埋没しておったり、流出しておったりということで原形に復旧しますための土工量の差が直接工事費、またその後の負担金に影響してきます。

ばらつきが出ないようにするということは、反当たりの金額を平準化することということでございますが、単に平均の額ということにしていまいますと、土工量が小さくて負担金の額が少なくて済むところと反当たり金額が一緒かということになりますので、町としましてもできるだけ支援をするということでは思っておりますが、町民の税金を使用していくわけでございますので、ほかにも農業用施設の復旧の受益者負担金を負担したり、ありますので、今後概算額が出た時点で慎重に判断したいということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今回被災された方の中には畜産向けの飼料用水稲を多く作付された方もお

られます。これらの方々は農業共済金給付の対象外のため経済的に大変困る方もおられます。

町の手厚い支援をお願いしたいのですが、そこで町長のお考えをお聞かせください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今農政課長が申し上げましたとおり、今後概算額が出た時点でいろんな国からのそういう補助がどれぐらい出るのかもいろいろありますので、その時点で慎重に判断したいと思います。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 大津町は上限がありますけど、菊陽町は上限はないということでよろしいですね。できるだけ手厚い支援をお願いいたします。

次に、④の春作物の植え付けが控えており、一刻も早い復旧をですが、先日から同じ質問が出ておりますので、これ以外に工事が終了した圃場にはすぐ農作業がかかれるようにできないものか、それはできるのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 農地先行で復旧を行いますので、基本的にはブロックで復旧が完了するということになると思います。一枚一枚ではなくて、用水系で復旧ができ上がったとか、圃場整備してありますので、両側に圃場がございまして、その用水系で復旧が終わったという状態になれば、用水路道路の施設災害の完了検査も行いますし、農地の復旧検査も行えるということになりますので、その時点では先行して検査を行い、お返しすることができるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 工事終了後、検査等を迅速にやっていただくよう御要望申し上げます。

次に、質問事項2の今後の防災対策についてですが、①の白川、上井手、下井手、馬場楠井手、堀川も加えまして町独自の監視カメラ等設置はできないかについてですが、今回の災害は雨が小康状態になってからの被害でした。また、冒頭でも申し上げましたとおり明け方で干潮時間だったことも人的被害が起こらなかった要因かもしれません。しかし、最悪の状況を想定しますと、危機管理上、庁舎内で集中監視できる監視カメラ及び監視モニターや水位計等の設置が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今おっしゃった白川、それから井手に監視カメラの設置はということでございますが、1つは、今監視カメラの状況を申し上げます。

町が設置しておりますのが大堀木区の水尻に設置しておるのが1台ございます。もう一つ、熊本県河川課によって熊本県統合型防災情報システムに連動した河川カメラを馬場楠に設置いただいているところであります。

そういう状況の中で今回の熊本広域大水害を受けまして、先ほど言いました熊本県統合型防

災情報システムに連動した、これは今議員がおっしゃった役場で集中管理、パソコンから確認できるシステムでもあります、そのカメラの増設、それからなかなかカメラを幾つものということは無理な状況もあるかと思えますし、目視で見て警戒するということも一つの方法かと思っておりますので、目盛のついた水位計の設置を熊本県の方に要望したところであります。今申しましたのが白川でございます。

次に、上井手につきましては、管理が土地改良区になりますために協議事項といたしまして監視の部分はどうするかという点になろうかと思っておりますが、これは私どもの方の役場本部機動隊を含む消防団、それから役場職員による監視で対応したいというふうに考えているところであります。

また、上井手から下の方の堀川につきましては、これは県の方の管理になり、菊陽町にはございませんけども、合志市の方についてる状況もあります。そういった状況も踏まえながら検討していく課題とは思っているところでございます。

一方、下井手、それから馬場楠井手という点についてもありましたが、今回の大雨での逸水等の情報はこの部分からは入っておりませず、警戒は十分しておりますし、今後ともしていきますが、現時点で監視カメラの設置ということについての必要はないというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 上井手に関しては、私の家もそうなんです、もうすぐ裏を流れてます。

これ、下井手も同様なんです、まだ河川改修が終わってないところが今度の災害でちょっと土砂崩れ起こしてまして、もしも深夜で巡視もできなかった場合、そういうことを考えますと水かさが上がるのも分からず、柳水では何年前か前、家が水害でやられたこともありました。もうぜひとも民家の近くに走る井手に対しては監視カメラ等を設置していただきたいのですが、町長お考えはどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま総務課長が答弁した内容と同じ考えでありますので、そういうところで御理解いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、②の避難勧告、指示等情報伝達は徹底できているのか、またその対策はについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 避難勧告という点と情報伝達という点でありました。

まず、避難勧告とは別にその前段といたしまして避難準備情報があります、と避難勧告、それから避難指示という段階に移っていくわけですが、につきましては雨量やその後の気象予測、それから危険箇所等の巡視、監視カメラもそうでありますけども、巡視等も踏まえな

がらその状況を総合的に判断して行うことになります。

今回の教訓を受けまして、1つは大雨洪水警報が、12日の未明でありますと零時30分であったかと思いますが、それと大雨洪水警報と幾つか警報が発令されていくんですけども、発令されまして、また白川の水位が危険な状態になるおそれがある場合は、地域の自主防災組織内でも情報の伝達や活動を進めていただき、役場の方では情報収集体制を早目に整えました上でというのは、先ほどのカメラだったり、現地確認であったりということになるかと思いますが、上で消防団や地域との連携の中で、白川それから上井手等の水位の監視を強化いたしまして、防災行政無線につきましては、河川があふれるおそれがある旨の情報も含め、より適切な避難準備情報や避難勧告が発令できるよう、その仕組みを整えていくこととしております。

また、大雨や雷の際には防災行政無線の内容が聞き取れないという課題がありましたので、サイレンを組み合わせた情報発信について検討しているところであります。さらに避難準備情報や避難勧告等を発令する際には必要に応じて菊陽町管内の全ての携帯電話に流れますが、エリアメールを流すこととしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 先ほどは石原議員の質問の中で囑託員さんには防災無線の受信機を与えているということでしたが、囑託員さん、また民生委員さんにも同様に受信機を与えてはいいのかなと思います。

それと、消防団に配付されている携帯用無線機、先ほど70台とおっしゃったんですが、それも同様に囑託員さんや民生委員さんに常備させてはいいのかなと思いますが、そうすれば情報伝達もスムーズにいくんじゃないかと思われます。それはというのは、ここにおられる梅田議員が当日ひとり暮らしの女性の方ですか、救出に向かったというのは、二人暮らし、その方はもう寝てらっしゃったんでしょう。命を梅田議員が救ったということで、結局そういうところには情報が行ってないということですよね。やはり囑託員さんだけでなく民生委員さんにもそういう機器を配備してはいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今御質問のありました件につきましては、若干今質問がありました点で、もしかしたら私が勘違いしてることもあるかもしれませんので、その点は後で御指摘いただければと思います。

先ほど申しました戸別受信機の件につきましては、今本年度当初予算、それから9月の補正に計上しております中に戸別受信機の更新と申しますか、デジタル化に伴って配置するという部分も含んでおります。その中に囑託員さんに全員、それから消防団につきましては警防班長以上の全員の方を予定している中で、今お話がありました民生委員、児童委員さんの方には要支援等の部分で早急な対応をお願いする場面が出てまいりますので、設置をする方向で調整し

ていきたいというふうに思っております。

もう一点、坂本議員の方から消防団に配ってある部分ということでありました。先ほど申しましたのは、消防団の連絡体制の中でトランシーバーを幹部それから各班に配置することによって、災害時あるいは火災発生時等において連携をとれるようにということとしておる部分でありまして、その部分で囑託員に配置するという点については、現時点では予定しておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、次の3番の町を挙げて毎年防災訓練をすべきではないかに移ります。

この質問は本年の3月議会で私が同じ質問をした際、当時の平野総務課長の答弁では、小学校区ごと6校区を毎年1校区ごとにやって、数年に1回総合防災訓練を組み合わせしていく方法ができたらいいと思ってると思われまして。また、机上訓練については、各機関の協力を得て実施できればいいと思ってると思われまして。3月議会の答弁以降、その後協議されたのか、また本年実施するのかお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいまお話がありました防災訓練につきましては、各関係機関あるいは地域、それから特に消防団員をお願いしていく事項も多くなります。そのために大きな総合的な防災訓練をするのか、それから今議員のお話にもありました校区的な部分での避難訓練を含む防災訓練をするかという点が出てまいります。

そういう状況の中で、本年度は議員も御存じのように消防操法大会が4月からあり、日々消防団の方には訓練に取り組んでいただきました。4月いっぱいから5月に入る状況の中、それから8月5日の郡大会まで一部の班では訓練にも取り組んでいただいたところであります。消防団の訓練の日程等もございますので、これまでの時期にそれを実施するというタイミングはありませんでしたし、また協議につきましてもこれから関係機関、それから消防団等と協議しまして、どのような防災訓練にするかということになります。

基本的には総合的なものをこれまで町では2回ほどやっております。それは前平野総務課長の方からも申し上げましたように、やはり何年かに1回は大きな防災訓練を行いまして、その間には校区を単位とする規模のもの、それから机上訓練といったものを組合せながら、その時々に応じた訓練のやり方があるというふうに思っているところでございます。

本年につきましても、今申しました小学校区を単位といたします、また要援護者等の対応を含みます避難を中心とする訓練ということで考えていく予定としておりましたが、今回に当たっては白川のいっ水によります大きな被害が、大きな一つの町の課題ともなっておりますので、特に白川沿線の地域を対象といたしまして、これは地域の囑託員さんとも協議をしながら進める事項になりますけれども、役場の情報収集体制、それから警戒態勢、避難情報の伝達ある

いは避難所の運営などの体制、消防団や消防署、警察署などとの連携、自主防災組織との連携などにつきまして、机上も含めた訓練を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 菊陽町ではすばらしい防災マップ、また各校区でつくられた防災ハザードマップと防災マップができております。これをもとに石原議員提案の顔が見える範囲の各地域避難訓練を重ね合わせれば、もう最善の訓練ができると思います。数多くの訓練をぜひ推進していただきたいと思います。

次に、④番に移ります。④番の町有林伐採後の植栽は根の張る広葉樹を植えることはできないかについてですが、今回の災害で流木は杉やヒノキの針葉樹が主で、被害を広げた原因にもなっていたと考えられます。そこで、今度の植栽については根の張る広葉樹を植えた方が山のためにも、また水資源確保のためにも、特に庁舎内の専門家に聞いたところクヌギが特にいいとのことで、クヌギだったら数年たてばカブトムシやクワガタとりも町内の子どもたちに提供できると思います。また、余分な木はシイタケの原木としても販売できます。また、クヌギ苗は町内の農家さんが育てておられますし、これこそまさに地産地消につながります。

そこで、ぜひともクヌギを植えてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

当該伐採地の大津町瀬田裏山林約3ヘクタールにつきましては、中部小学校改築工事の内装材として育成複層林として管理してきた中で、60年程度のヒノキを選んで伐採してる現状です。

お尋ねの広葉樹を植栽することができるかにつきましては、植えること自体はできますが、当該町有林につきましては傾斜もきつなく、また国庫補助で築造した作業道に隣接しています。地域全体が山の地力も強いと評価されている山林です。菊陽町町有林の中でも収入間伐が見込める場所ございまして、今回の豪雨でも被災していない山林でございます。現地は既に育成複層林の計画で植栽した10年かから12年のヒノキが伐採した間に残っております。仮にこの間に広葉樹を植えた場合、成長速度と枝張りの違いがありまして、管理伐採も困難になり、今あるヒノキの育成にも支障が出てきますので、今後ともヒノキの町有林として活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 分かりました。

じゃ次に、質問事項3の保育園の教育についてに移ります。

福祉課長と会談した際、幼・保連携型の新認定こども園法は設立したとのことでした、私の認識不足で。それを踏まえて幼稚園教育の基本を読み上げます。

幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、幼稚園教育は学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通じて行うものであることを基本とすると、この先長いので、このあたりにしますが、この基本ごとに①の質問をいたします。

公立、私立保育園での教育の現状は、町内の、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 公立、私立保育園での教育の現状はについての御質問についてお答えいたします。

保育所の役割につきましては、厚生労働大臣が制定しました保育所保育指針の中で、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携のもとに子どもの状況や発達過程を踏まえ、公立、私立を問わず、保育所における環境を通して養護及び教育を一体的に行うと規定しております。

まず、養護は子どもの生命の保持及び情緒の安定を図る目的で保育士が行う援助や関わりであります。具体的には園児の健康状態を観察したり、その日そのときの気持ちをしっかり受け止めながら園児の身体や心の状態を的確に把握して、状況に応じて保育士が適切な対応措置を行う活動であります。

一方、教育は子どもが健やかに成長するための活動や体験がより豊かに展開されるための発達の援助でありまして、教育の中ではまず健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域から成っております。この5領域とその狙い、内容につきましては、先ほど議員がおっしゃった幼稚園の教育課程、その他の保育内容を文部科学大臣が告示します幼稚園教育要領、これはいわゆる学校の学習指導要領に相当するものであります。この幼稚園教育要領の内容とほぼこの保育所指針の中にある教育は同一であります。ただ、具体的に教育については、保育所ですから基本的に遊びを通して友達との交流、身体の成長や発達を促す活動、散歩を通しての自然との触れ合いや季節の体感、あるいは歌や踊り、あるいは絵を描いての表現力を高める運動、あるいは絵本の読み聞かせ等が教育活動になります。

保育所と幼稚園では入所、入園の要件、対象児童の年齢、保育時間、保育士あるいは教諭の配置基準、利用料等は違いがありますが、ともに子どもの健やかな成長と発達を図るための就学前教育を行って点では両者は同じであります。さらに保育所におきましては、公立、私立に関係なく、全国共通の保育指針に基づいた教育を行っているのが現状であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今の答弁からすると、保育園での教育、また幼稚園での教育は余り変わりがないということですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今申しましたように、保育所につきましては保育指針という内容が、

国が定めた教育の内容というのが議員がさっき言われた幼稚園教育要領の内容と内容は一緒ですから、内容は同じです。ただ、保育所の場合は教育に加えて養護というのがあわせて組合せになるということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 幼稚園では1日4時間程度の教育が行われているそうですが、それを踏まえて②の質問に移ります。

今後、保育園での教育はどこまでできるのかについてですが、余りさほど変わらないと、じゃ、保育園は何時間程度今なされているのかお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 保育所につきましては、基本的に保育時間は8時間ということであり
ます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私の手元にあるのはまだ認定こども園の一部改正法案ですが、この中に今後国は幼・保連携型の認定こども園の移行を推進すると明記されております。これに対しては移行に対して現時点で協議されたことがあるのかないのか、また移行する考えはあるのかないのか質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 保育所での教育につきましては、先ほど申しましたように保育所の保育指針の中で養護と一体的に行うこととなっておりまして、町立保育所でもゼロ歳児から5歳児まで各年齢に応じたさまざまな教育が保育活動の中で実施されております。

先般国会で8月10日に可決されました社会保障と税の一体改革、その関連法案の子育て支援関係では、総合こども園にかわりまして現在の認定こども園を拡充する内容になりましたけども、この幼稚園と保育所、さらに議員がおっしゃった認定こども園が並存するという状況は今後も続く見込みであります。

そして、この認定こども園の移行につきましては、各保育所あるいは幼稚園の判断ということになって、これは以前と変わりません。国、文科省、厚労省が就学前保育推進法に基づく施設の整備及び運営基準では、認定こども園における教育及び保育の内容につきましては、先ほど話が出ております幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくと規定されておりますので、将来保育所、現在の町の保育所ですけれども、それが認定こども園に移行しても教育は行われることになります。

以上によりまして、保育所での教育はこれまでと同様に行われるわけですが、先ほどおっしゃったように今の保育所が全て認定こども園になるかどうかはそれぞれの法人あるいは設置者の判断でございますので、町にとってどちらの方がより子どもたちのためになるかという

ところは十分に慎重な判断をする必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 国が今後認定こども園の移行を促進すると明記してあります、しているんですよ。じゃ、そこでなら、町長はどういうお考えなのかお聞かせください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については認定こども園の拡充するとなっておりますけども、その内容を深くまだ精査はしておりませんけども、そういうものをきちんと精査した上で、今後につきましては、現在は保育所としてやっておりますので、その辺はまた十分検討した上で判断していくべきものだと思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） この質問はまた継続的に質問していきたいと思います。

それでは、質問事項4番の情報公開推進についてに移ります。

①の予算のヒアリングや各種審議会等の一般公開はできないかについてですが、各課に対しての予算のヒアリングは事業仕分け的なもので、各種審議会は町の将来の姿を設計し、立案していく場だと思われます。町民の方々の最大の関心事であり、できる限り公開し、傍聴してもらえば、行政と町民との信頼関係は今以上に構築されるのではないのでしょうか。

そこで、この質問の一般公開はできるのか、またしていくのか質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今会議について法律に基づいて公開することになっておるのが幾つかありますので、まずそちらから紹介したいと思います。

今行われております町の議会の会議、それから教育委員会の会議、それから農業委員会の総会及び部会の会議等につきましては、法律に基づきこれを公開することが規定されております。一方、附属機関、各種審議会等に関する会議の公開につきましては特段の定めはありませんが、本町においては町民と行政との協働によるまちづくりを進めることを目指していますことから、積極的な情報の公開には努めていきたいと考えております。

ただし、公開する場合は、これは傍聴とかという部分ではございませんで、情報を公開という点でございますけども、公開する場合は個人のプライバシーや生命あるいは健康、財産の保護に配慮する必要があります。また、会議を公開することにより審議の透明性が向上し、施策や審議会等に対する理解が深まることや審議の段階から公開することで、審議会等から広く問題を提起することができるメリットがあります。一方、逆に審議途中の情報が公開されるため、町民等に混乱や誤解を招くおそれがあったり、審議中の発言が公開されるため、会議の席上で率直な意見交換がしにくくなるというデメリットも予想されます。そういうことから、審議会等の公開につきましては、それぞれの審議会の性格や内容によりケース・バイ・ケースで判断することとしております。

もう一点、予算編成の過程での公開についてであります。町が進める事業につきましては先ほど事業仕分けというお話がありましたが、私どもの町におきましては補助金も含めて外部の委員さんによる政策評価を受け、その結果を予算編成に反映させております。また、作成いたしました予算案につきましては、本町議会において十分審議いただいております。予算編成の途中で実施しております内部のヒアリング等につきましては、事務的な作業でありますので、その段階で公開するということは現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 第三者の審議員さんですか、予算の、どっかのその辺の折衝が行われる場を公開できるような形にできるような方向で検討することもできないわけですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 行政評価につきましては、全ての予算についてというよりも、それになりますと事業項目がかなりのボリュームになりますので、年度年度に応じて計画的に、例えば本年度におきましては、町が実施しております補助金の全部ということではなくて、一部につきまして精査しまして、公共性、必要性、町にとってのとかいろいろな点で判断をし、その補助金が有効であるか等について評価をいただいているものでございます。そういった評価の積み重ねを受けまして、それを予算編成に反映していくという形でありますので、今おっしゃった御質問の趣旨が私どもの方が若干御理解できない部分もございますけども、何回も何回も寄っていただいて評価いただいて、その結果を意見として出していただいたものを町が判断していくということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 熊日にも掲載されましたが、菊陽町の情報公開のランキングが調査対象の46市町村中38番目でしたよね、今年度の熊日掲載では。今年度だから2011年度分ですか、2010年度は27位ですか、これ市民オンブズマンが作成したので、この評価が情報公開の正しい数値かなというのはちょっと疑問に思うんですが、町民からの行政の信頼構築のためにも公開できるものはなるべく公開するように、その方向で検討していただきたいと思います。

次に、質問項目の5の交通安全についてですが、①の町道だからできることはないかについて質問いたします。

この質問は前回梅田議員からもありましたが、町道からの死亡事故等、ここ数年多発しております。交通事故から町民を守るために町道だからできることは何でも取り組んだ方がいいと考えます。京都の亀岡市で起きました小学生及び保護者を死亡させた事故も、歩道と車道に段差があったら死亡事故は起きなかったかもしれません。

そこで、速度を強制的に落とすため道幅を狭めたり、停止線の手前で必ず止まるよう段差をつけたり、スクールゾーンのカラー舗装だけではなく、固定式の避難用のポールを設置し、生

徒・児童を交通事故から守るポールを設置したり、そういうことできないかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 町道だからできることはないかということでございますけども、交差点前で段差をつけるというのはハンズマンとかで段差がついてるやつということでございますかね。そういうやつについてはよそで一回したことがあるんですけども、特に住宅地あたりでは家が揺れるということでもとどおりにしたケースがございますので、それについてはちょっと不可能ではないかと思います。

また、ポール式あたりで歩道と車道を分けるということでございますけども、ポールを立てても幅員があれば大丈夫かと思っておりますけども、幅員が狭いところにおいてはカーブあたりで、道路が直線であればいいんですけども、カーブあたりで車同士の離合ができない場合において、かえって危険を招きはしないかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町道も住宅地じゃなくて、前回の質問で梅田議員がおっしゃった柳水の大津植木線ですか、あそこ町道でしょう、前回梅田議員が質問された死亡事故が起こったところは、あそこは町道と町道でしょ。ああいう場所は田んぼの方に段差をつけるとか、そういうできる箇所は設置していただきたいんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） あその交差点においては、今年度あの線路を渡りましてバイパス側に行きますとちょっと舗装が傷んでおりまして、その舗装工事を行うようにしております。あわせて議員が言われました交差点付近の白線あたりが消えておりますので、白線の引き直しをするようにしております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） そういうところ、大きな段差じゃなくても少しずつの段差でも危険を察知させるようなそういうことがハード部分でできないかでして、これ無理なんですか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） そこあたりは警察あたりと協議してまいりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、最後の質問に移ります。消防操法大会についてですが、消防操法訓練での指導等は十分だったかについてです。

去る8月5日に大津町で菊池郡操法大会が行われました。その大会での審査について、訓練中の指導と全く違った審査があったとお聞きしました。町の大会、郡の大会に当たっては、仕事をしながら夜間、また休日に多い班で延べ約2か月間の訓練をし、大会に挑んでおられます。今回の指導、審査については大変残念がられておられました。私も操法大会には十数回出

場いたしました。そのときも訓練途中で操作内容が変わったり、指導内容が指導員ごとに違ったりして、指導の統一にはほど遠かったことがありました。それで、各班操作員同士なかなか成長しない時期もありました。

そこで、①の質問をいたします。どうですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今御質問がありましたのが郡大会ということで、菊陽町と大津町と合同で開催した菊池郡の大会についての御質問であります。

その前に菊陽町大会も実施しておりますので、その前に少し申し上げます。ですから、菊陽町大会を経て郡大会の練習にということでございます。

町の大会は4月8日の予行から2週間かけて練習をやっていただきまして、4月22日に消防小型ポンプ操法大会を行ったところでありまして、この間も消防署からは予行、それから毎日の訓練においていただき、当日の審査もお願いしたといったところでございます。

今質問がありました菊池郡消防操法大会につきましては、6月25日にまず大津・菊陽両正副団長と南消防署長、それから消防署の担当職員、両町の消防主任による菊池郡操法大会の実施要領や審査要領などを確認いたしまして、内容を確認した上で消防署による指導と当日の審査員をお願いしたところであります。そして、8月5日の大会に向けまして、7月23日に練習開始式を行い、2週間の合同訓練の中で、消防署の方からの指導を審査要領を踏まえて行っていたところでもあります。

今議員がおっしゃったように指導に来られる消防署の職員の方は専門的で、ずっと操法の指導をやっている方、それから日ごろ消防署の訓練の合間を縫って指導に来ていただく方、それぞれおありであります。したがって、小さな部分での指導での食い違いというのは今坂本議員もおっしゃっておいりましたので、今回に限りということではございませんで、ずっと操法大会の指導を受ける過程の中では、これまでにそういうことがあったということはあるのかもしれないというふうに思います。

私もできる範囲で訓練に参加させていただいて様子を見ておったところではありますが、今話がありました消防署からの指導は十分だったかということにつきましては、各班のそれぞれの操作員がおりますので、それぞれの操作員に対して各班の操作員が質問した内容に対する指導あるいは助言、操作要領などについて、私の見る範囲では懇切丁寧に指導いただいていたものと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私が思うには、今広域でいえば前の3か所ですね、前でいうなら3か所ですね。その後が2か所になったんですね。その職員の消防操法に対する知識の差というか、そういうのも出ているんじゃないかと思います。

それと、今ちょっと賞状等を各議員さんに見てもらってるんですが、表彰式の際、表彰状が

余りにも、4分団が受けられたんですが、その文字が菊陽の菊の字ももう間違ってますし、侮辱されてるんじゃないかって、菊陽町消防団が、優勝されたのは大津町、2位が大津町でしたので、何か菊陽町、ちょっと侮辱されてるんじゃないかという声も聞かれました。

今後、指導者の指導の仕方の統一、そんな点とか、またその表彰状の書き方とかもクレームが来ないように、消防署へまた指導員に対しての御指導をよろしくお願いいたします。

じゃ、これで私の質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 坂本君に申し上げます。

時間が来ましたので、速やかに終了してください。

坂本秀則君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時3分



# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成24年9月18日（火）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（５日目）

（平成24年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成24年 9 月18日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 甲斐榮治議員に対する処分要求の件

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

7 番 石 原 武 義 君

9 番 芝 和 長 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

13番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

17番 梅 田 清 明 君

2 番 野 田 恭 子 君

4 番 吉 山 哲 也 君

6 番 坂 本 秀 則 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

10番 岩 下 和 高 君

12番 福 島 知 雄 君

14番 加 藤 眞佐男 君

16番 小 林 久美子 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 松 本 東 亜 君

産業建設部長 坂 本 恭 一 君

総 務 課 長 實 取 初 雄 君

財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君

人権教育・  
啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君

健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君

環境生活課長 大 山 陽 祐 君

武蔵ヶ丘支所長 堀 川 正 信 君

建 設 課 長 松 村 孝 雄 君

下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君

福祉生活部長 阪 本 修 一 君

会計管理者兼  
会 計 課 長 平 野 誠 也 君

総合政策課長 吉 野 邦 宏 君

税 務 課 長 阪 本 章 三 君

福 祉 課 長 宮 本 義 雄 君

介護保険課長 渡 邊 幸 伸 君

町 民 課 長 山 崎 謙 三 君

農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君

都市計画課長 小 野 秀 幸 君

商工振興課長 吉 川 義 則 君

總務課庶務  
法制係長  
図書館長  
生涯学習課長

中島秀樹君  
堀行徳君  
服部誠也君

教育審議員  
学務課長  
農業委員会事務局長

矢野陽子君  
松本洋昭君  
荒木一雄君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、13日に引き続き一般質問を行います。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○8番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。

議席番号8番甲斐榮治、一般質問を行います。

台風一過で、大きな被害がなくて何よりのことと存じます。

今日は、傍聴者の皆さんには、御多用な中朝早くからおいでいただきまして、感謝申し上げます。

私は、前職からの習性で、ここに立ちますとつい話が長くなった、そういう習性がございますが、今日はちょっと例外的に、質問の時間が惜しゅうございますので、前置きの挨拶はこのぐらいにして質問者席に帰りたと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 内容は、皆さんのお手元にお配りしたとおりですけれども、今回は、中部小の件については、もう工事があれだけ進んでおりますので、控えるか、第二義的にしようかなというふうに思っておりましたが、やはりいろいろ質問をしなければならないことが出てまいりましたので、冒頭から中部小についての質問を行いたいと思います。

私の基本的立場を申し上げておきますけれども、これまでいろいろ中部小の建設については、学校建設そのものには賛成と、しかしそのいろんな建設の条件等についてはさまざまの批判をしてまいりました。しかしながら、これはもう議会が決定していくことですので、その決定は踏まえながら前に進む以外にはないというふうなことで。

現時点では、皆さんも御覧のと通りの工事が進んでおります。あとのチェック課題というのは、工事、作業自体とその周囲が安全に進んでおるかどうか、それから予定どおりに完工するのか。これはもう公共工事の中の公共工事であります。ですから、その期限については、これやはり厳に守らなくてはいけないだろうというふうなこと。それから、残った部分の、今確定してなくて残った部分の工事計画、発注、こういったものは適切か。それから、工事費の予算の状況がどうなっておるか。それから最後に、そういったものをクリアして、堅牢な校舎、校地ができつつあるか等々が現在の時点でのチェックの問題であろうかというふうに思います。そういう考え方に立って、質問に入ります。

1番目、工事の進捗状況は工程表に照らしてどうか、もうこれだけです、単純な質問です。

極めて単純明快に、答えを先に、説明は後をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

御質問の工程、当初工程に基づき順調に進んだかということでございます。工事の進捗につきましては、当初計画工程表のとおりに進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 2番目に行きます。建築現場周辺の住民あるいはその住家、それに対して工事の影響等はないのか、実情はどうなっているかお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

工事の影響関係ということですが、現在までに、8月末でございますが、1件ではありますが、建物等の被害についての相談が入っております。本件につきましては、相談当日に施工業者と町職員、それから当事者の立会のもと、現地の状況確認を行いました。後日、工事との因果関係、これの調査に入りたいということで、その旨を説明いたしまして、当事者の方から了承をいただいておりますという状況で、今後につきましては、調査を行いまして、当事者等の方と協議しながら進めていくという中で、現在ではこの1件ということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その被害の内容はどんなことですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） まだ実際の調査には入っておりませんので、外観的な部分で申しますと、鉄筋コンクリートの5階建てというマンションでございまして、これ部分の外階段、これのコンクリートでの手すりがございます、そこへアクラック等が入っているというのが外観的に見えている部分でございまして、あとはその方の室内の方で、クロスと天井、これの継ぎ目、このあたりに若干の開きが出てきていると、それからサッシについて若干、あけようとしてもちょっとあけづらいというふうな部分が出たということで、その辺を心配になられて相談に来られたという状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） では、その件については、もう当事者、被害者の方と話はしておることですね。その面で、トラブルは抱えてないということで、そういうふうに理解していいですか。

それでは、ほかにはありませんか。その1件だけですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今申しましたように、今現在のところはその1件ということでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、こちらから申し上げますが、先般指摘をしました防空ごう跡地、これがどうなっておるか、それから住民が一番、住民の方が心配してらっしゃった暴風に対する処置、これがどうなっておるか、多分今のは恐らく振動によってラックが入ったというふうに推測をしますが、その振動に対する対策等はどうしてらっしゃるか、お聞きします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 振動だけではございませんで、今現在はさくら保育園の敷地内の中部小学校の予定地との境界線でございますが、境界の近くに、まず騒音計、それから振動・粉じん計という形で、もう工事着手前から設置して、常時それを管理しているということで、保育園関係の保護者さんたちも相当当初やっぱり心配されとったものですから、そのあたりを、1週に1回とか、そういうなふうな公表をしながら管理していったという状況でございます。

それからまた、施工業者、今の部分につきましては町の方で対応している部分でございますで、あと工事業者の方で対応してる分としましては、解体工事が最初に入りました。それから基礎ぐいの無振動工法という形で入っておりますが、その部分の基礎ぐいが完了しますまでは、施工業者においても、現場の入り口付近ですけども、北側の、こちらの方に道路から見えるようにということで、地元説明会しましたときもそのような表示ができるような振動・騒音計をつけてほしいという要望に応えまして、そういう形で対応して、今現在はもう撤去しておりますが、今町の設置しております振動、騒音と防じん関係のやつを置いておりまして、工事業者さんの方は今現在はもう撤去しております。といいますのは、もう建築本体の振動等がほとんど発生しない状況に入ったということでのそういう器具の撤去を業者さんの方ではもうされております。

それから、防空ごう関係につきましては、先にも御説明しましたように、今回工事の入札事務で入札されましたところで、今度最終日でございますが、議会承認で駐車場整備工事という擁壁工事の中で、現状の防空ごうを掘削、直接目視して埋設していくという、埋めていくということで今現在対応していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 暴風に対する処置は何かありますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 暴風に対する処置につきましては、今後発注しますその駐車場整備工事、こちらの工事の中で、下の傾斜部分の竹林の伐採を行って造成に入っていくという形になりますので、この状況を見ながら、まずその駐車場整備工事の工事説明を業者さんと一緒に地元の方に御説明していきます。その中で、また抜き取る形になろうかと思いますが、その上の

開発地の方とまた説明会を開きながら、どのような、実際の現地を見られながら、また見る前に、どのような暴風対策がいいのか、これを一緒に検討しながら、中部小の工事完了までには一緒に終わっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○８番（甲斐榮治君） 前のその防空ごうの跡地、この状況の確認は済みますか。どういう状況であるかということは済みますか。あるいは、まだ未掘削ですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これは、まず昨年来ちょっと御説明していたかと思いますが、現況等については、さくら保育園の造成工事、この時点で、防空ごうの埋設状況等の写真で、位置的なものと現況、若干崩落してて、入り口がもうほとんどないような状況で確認はしておりますので、あと、今申しましたように、今後議会で承認いただきます駐車場整備工事の中で掘削して、直接目で見て、防空ごうに埋めて対応していくというところで考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○８番（甲斐榮治君） それでは、その暴風に対する処置については、公共工事の中の公共工事ですから、住民の方とよくよく丁寧に相談をされて、完全に満足がいくというふうなことはあり得ないかもしれませんが、その丁寧さをよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、３番目に行きます。本体工事周辺の諸工事、これは平成24年9月5日現在、未確定部分の発注の仕方とその費用、これ概算ですけども、について質問をいたします。

私の質問に対する答弁は、周辺工事概算約6億円ということでございました。以下、ちょっと確認をいたしますので、それでいいかどうか。もう既に工事として決まってしまうものの、額も決まってるものは、調整池の造成工事1億416万円、それから中部小の東線の拡張整備が4,042万5,000円、それからさくら園の園庭の整備が2,940万円、それからT字型の擁壁、途中の擁壁ですが、それが4,021万5,000円、計の2億1,420万円はもう既に確定をしておると。その後、6億円ですから、引きますと約3億8,500万円ぐらい、約ですよ、残が残っていると。

その中で、残のその3億8,580万円、その中で残りの工事が発注されていくというふうな流れと思いますが、その一つの中に、駐車場の整備工事、それからこの前の答弁からしますと、運動場のかさ上げ整備費、それから防火水槽の造成工事、こういったのが残ってるかと思えます、3億8,500万円の中に。これはもう、入手しました情報によりますと、駐車場の整備工事の予定価格が2億6,680万8,571円、予定価格ですね、入札に係る予定価格がそうなってる。としますと、あと運動場のかさ上げ整備費と防火水槽の造成費で約1億円、こういったふうになるかと思いますが、そういう理解の仕方でいいですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） おおむね今甲斐議員が申されたような状況でございますが、若干その後、各工事の中で工事完了に伴う数量の増減というのが出てまいりまして、この部分で若干変

更関係が入ってきたりしております、それから防火水槽の工事の契約が済んでおります。ほぼもう完了してきたというところなのですが、そういう中で、今現在6億5,000万円という開発工事の総事業費を概算で私どもが御説明しとったかと思えます。

それから、今現在その辺の微少な変更も終えまして、執行額としまして2億2,721万613円というのが先週時点での契約上の金額ということで把握しております。ですから、あと残としまして、6億5,000万円からその分を引きまして、4億2,278万9,387円という部分が今現在の残という形になろうかと思えます。

それから、その分がもう前段として、今現在の状況でございます。それ以降、まだ未確定部分ということで残っております部分として、先日入札が終わりました、仮契約の準備を今進められておると思いますが、こちらの方の駐車場整備工事、こちらでございますが、予定価格が2億8,014万9,000円、これは税込みでございますが、これが予定価格としてありました、また今度説明はすると思えますけども。その中で、今現在の、先日の落札として、2億2,890万円が今現在入札、落札という形になっております。そういう状況でございます。

それから、残り部分としまして、運動場の舗装工事、これは運動場の舗装工事と申しますのは、表面から10センチのまさ土、それから火山砂利を10センチという形で保水性を保つと、このような状況の工事でございますが、舗装でございますが、その部分を舗装工事として発注する予定で考えております。

それから、そのほかに附帯工事としまして、町道中部小学校東線、先に議員も申されました、これも、用地関係で一部分、50メートルほど残っております。この部分を発注したいというふうに考えております。

それから、グラウンドの南側の県道の歩道部分でございますが、ここも狭かったり広がったりという部分がございます、このあたりも拡幅整備したいということで当初から計画しておりまして、この部分が県道歩道部拡幅工事という状況で施工していきたいというふうに考えております。

それから、この部分の2つについては、今のところ道路改良工事等で発注していきたいというふうに考えております。

それから、放送施設移設工事、これは防災無線が中部小学校内にございます、グラウンドの部分に。この部分を支障のないところへ移設するという状況で、あわせまして、今の駐車場整備工事は今もう一応入札が終わっておりますので、その金額を考慮しまして、その部分を除いて、あと残りが、概算費として約1億9,100万円程度で今のところ想定しておるという状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 幾つか確認をしたいんですが、私もこの周辺工事、本体以外の、それは当初6億5,000万円という概算というふうに理解をしておったんですが、随分議事録をひっくり返してみましたが、この6月議会の答弁では6億円になってますね。これはやっぱり6億



5,000万円の概算の方が正しいんですか。いいですね、それで。

じゃあ、小さな数字がありますが、この6億5,000万円の中に含まれる工事をちょっと確認しますね。調整池、それから中部小の東線の拡張整備、これはまだ残があるということで、それからさくら園の園庭整備ですね、それからT字型擁壁、それから駐車場の整備工事費、それとグラウンド南側の県道の整備費、これは今までなかったあれですが、それが入ってくる。それに、運動場のこの舗装、これが入る。それから、あとまた防火水槽の整備も入ってくると。これだけが一応その6億5,000万円の概算の中に含まれるというふうに理解していいですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今現在で私どもが計画しているのは、大きくそのような形になろうかと思います。これに、今申しました、今度駐車場整備工事で、その進捗を見ながら、上の開発の方等と話し合いをして決定していく部分として、その目隠しなり、そのような形のフェンス工事、これがまた発生するという部分ではあるかと思います。

そうということで、今後につきましては、4本程度分けて発注するという部分でございますけれども、現場状況を見きわめながら工事発注してまいりますので、またその工事の分け方、それから合わせ方というのは、若干本数的には変動はあるかなというふうには考えております。また、そこら辺は、全体工程の中でのスピードを加味しながら進めていくという状況になろうかと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 先ほど、防火水槽の造成費、これはもう契約済みだとおっしゃいましたですね。幾らの契約になりますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 防火水槽の工事でございますが、1,144万5,000円で契約をしております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それ分かりました。それでは、まだほかに、これも全くの概算だろうと思いますが、移転費の800万円、それから町民グラウンドの原状復帰費が約3,300万円、これはまだ積み重なってくるというふうに理解しとっていいですね。

今お聞きのとおりだと思いますが、小さな数字を詰めまして、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、これはやはり町民の税金の支出するという意味で、やはり納得いくまできちんと公開すべきものであるし、また聞いておくべきものだというふうに考えましたので、質問をしております。

大きな3番目の補正予算に対する質問も同じような考えです。明らかにできる部分についてはきちんとやっぱり明らかにしておくことが大事かと思います。

それでは、4番目に移ります。

先ほどから出ましたその駐車場の整備工事についてですが、この駐車場整備工事の業者を指

名するに当たっての基本的な考え方はどうか。これは指名審査会長の副町長にお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） では、指名審査会の会長としてお答え申し上げます。

御質問のこの駐車場整備工事に当たりまして、業者を指名するに当たっての考え方の基本でございますけれども、これは従前の考え方と同様でございます。基本は公正な競争と適正な施工の確保でありまして、あわせて町内業者を育成し地域の活性化を図るということも基本的事項と捉えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 前の方は非常に抽象的なことで、まあ分からんでもないんですが。あとの部分に町内業者の育成ということがございましたが、今回は町内業者さんは1社も指名に入っておりませんですね。その付近はどういう考え方ですか。今の方針と矛盾すると思いますが。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） 全く矛盾はございませんで、まず最初に公正な競争と適正な施工の確保ということを申し上げました。この工事をする上で、どのような業者を選定することが最も適切であるのかと、そういうことを考えた上で、その結果として、県のランクA1の業者ということで指名させていただいたというところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その件についてはまた後で申し上げますが、少しその経過を申し上げて、質問に移りたいと思います。

実は、これは執行権というのは当然行政側にありますので、我々がああしなさい、こうしなさいということは厳に慎まなくてはいけないと、その辺はよくよく理解をいたしております。ただ、今方針をお聞きしましたが、その方針については、議会としてもアドバイスをしたり、あるいは意見を申し述べたり、こういったことは可能であるというふうな考え方のもとに質問をいたします。

実は、この駐車場の整備工事について、私たちもいろんな情報が入ってまいりまして、今回は町内の業者は1社も入っておらないというふうな、そういう情報が入ってまいりました。よしあしは別にして、そのとき議員の間で話が出たのはこういうことでございました。菊陽町の町会議員と「菊陽町」というのがついてる限りは、町内業者が1社も入っていないと、それも本体工事とかそういった非常に複雑な技術を要する、高度な技術を要する、その問題、そういう工事じゃなくて、駐車場、これは擁壁の難しさはありますが、駐車場の整備工事にその町内の業者の方が1社も機会を与えられていないということに、どうもこれは賛成しづらいよねというふうな話がありました。

先ほど申しましたように、これは学校の工事でございますので、児童がおります、保護者が

おりますね。そうしますと、その期限内に、今の学務課が示しておる期限というのは、平成25年8月に移転ができるようにと、こういうことですよ。それは、やはり尊重しなくちゃいけないんじゃないかと。仮にこの件が、まだ本会議には出ておりませんが、多分最終日かその前ぐらいには案件として上がってくるんじゃないかと思いますが、仮にその案件が通らないというふうな状況になれば、これはその時期が非常に遅れるんじゃないかと、そういう心配を議会運営委員会としてはいたしました。そうすれば、これはその行政権に属することではあるけれども、全体を考えてみて、もう少しこれがスムーズにいくような、そういう知恵は出ないものかということで、実は指名審査会の会長、副町長を議運終了後にお招きをして、そして考え方を聞いたということです。これは経過でございますが、これは8月28日のことでございます。

そのときに、これはあと確認しますが、指名審査会の会長がおっしゃったこの理由は、私たちの問いに対する理由は、非常に中部小学校は今業者がふくそうしておると。その中で、例えば町内の業者にJVを組んでもらって指名の中に入ってもらっても、なかなか指示とか意思の伝達がスムーズにいかない可能性がある。だからその辺も慎重に考えたということが1点ですね。

それから、この工期を守るためには一定程度の技術力が必要だと。その面で、確実な県内のAランクの業者を1社、JVじゃなくて1社選定するということにしたと。それから、先ほど会長がおっしゃいました競争的な要素を入れたということですね。その前のいろんな議員の発言の中でも、落札率が高過ぎるとかということもありましたので、そういったことを考えて、競争的な要素を入れたと、こういう、足りなかったら、会長後で補ってください、そういうふうに私は受け取りました。

それで、私たちは、何ていいますか、ただそういうふうなことは、一応は理解はいたしましたが、最低限、町内の業者の方にも、町内の町立の学校をつくる事業であるので、やっぱり指名をかけて、この入札に参入できるぐらいの配慮はしているのではないかと、こういうことを申し上げたところです。

これは、こうこうしなさいとかそういったことではなくて、そういうことで、言うならばこの工事全体の進捗をスムーズにされてはどうですか、こういうふうに申し上げました。

以上の経過について、指名審査会長、何か足りなかったところとか、それは違うというところはありますか。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） 概要、甲斐議員のおっしゃるとおりかというふうに思います。

誤解のないように申し上げておきますが、日ごろから町内業者の育成、それからそれによる地域振興、雇用の確保ということには、町長を筆頭に精いっぱい努めておるところであります。そういう中で、今回の工事からは町内業者をあたかも排除したかのような言い方ですけども、町内・町外ということではありませんで、今回の工事、できればこの後財政課長から困難

度の度合い等について答弁させたいと思いますけども、今夏の工事につきましては、A1クラスの業者が妥当だということで最終的に判断いたしまして、その中には結果的には町内の業者が入っておられないということでございます。そういうことを誤解のないようにお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 私の言うことを正確に聞いてほしいと思います。私は、町内業者を排除したなどという言葉は一度も使っておりません。町内業者に機会を与えてはどうかというふうに申し上げたわけで。

結局この質問の趣旨も、何かといいますと、実はそのときに審査会の会長に、じゃあその町内の業者には今度の駐車場、擁壁工事を含めた駐車場の工事の能力がないというふうに判定されたんですかというふうに聞きました。ところが、そういうふうには思ってませんという答えでした。では、その機会を与えたらいいんじゃないかということがそのときの議運の最終的な話でございました。

これもくれぐれも申し上げましたが、その審査会に対して議会が圧力をかけるというんではなくて、あくまでも中部小学校のこの工事をきちんと順調に進めるためにそのぐらいの配慮はした方がいいんじゃないでしょうかと、そういうことを申し述べたにすぎません。しかし、実際上は、これも最近入った情報によりますと、結局は町内の15業者に指名をかけられましたが、その中で1社が辞退をして、そしてあとの14業者で入札をしたと。町内業者は結局は入れなかったということを聞いております。

十分これはもう審査会の会長もお分かりと思いますが、町内の業者さんの、例えば災害時などにはこの町内の業者さんの力添えが必要ですし、同時に、落札率が高いという批判もありますけれども、いずれ町に対しては法人税として環流してくるというところもございます。そういうところも考えれば、このチャンスを、入札のチャンスを与えるというぐらいのことはやってもよかったんじゃないかと、非常に残念に思うところです。

それで、私たちがそういうアドバイスを差し上げたけれども、結果的には今私が申し上げたような形にしかならなかったと。その辺の、その私たちの意見を受けて、審査会長としてはどういう判断をされてそのままになったのか、その辺もお聞かせ願いたい。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） 議会運営の場に招かれまして説明を求められましたので、御説明申し上げます。その中で、複数の議員から、今甲斐議員がおっしゃったような、あえてここではアドバイスを申し上げるにとどめておきたいと思いますが、アドバイスを強くいただきました。そういう中で、私の方では、まず大事なのは、この学校を期限までにきちんとつくり上げること、それが第一であります。それから、さっき申しました町内業者の育成、地域振興、これはふだんから重々重みを持って考えておりますし、配慮しているつもりであります。そういった中で、今回の工事につきましては、先ほど議員の方から、じゃあ町内業者ではできないのか

と、絶対できないのかというお尋ねがありましたけども、絶対できないとは申し上げられません。ただ、できるかもしれない、できないかもしれない、そういう中での発注、指名というのはできませんので、私どもとしましては、あくまでも工期までにきちんと学校を安全、確実につくっていく、それを最優先して今回の指名に至ったということでございまして、その内容を変更するつもりはございませんということで申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○８番（甲斐榮治君） ただいまのことは現時点では聞きおこうというふうに思います。

それ、ちょっと視点を変えますが、この予定価格を出される場合、それに対して歩引きをした後で予定価格を示されるというふうに聞いておりますが、それは事実なのか。事実であれば、どのぐらい歩引きをされるのか、その辺をどなたかお答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 財政課の方からお答えいたします。

設計金額がまずございます。これは担当課の方で一応積算をやりまして、妥当な数字が出てくるかと思えます。予定価格につきましては、最終的には長が定めるものでございまして、長がそのときの状況に応じて予定価格を定めてまいります。歩引きがあるかどうか、私たちも後でしか分かりませんが、予定価格に対して落札率とかはいつているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○８番（甲斐榮治君） 俗に言われる歩引きはないんですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 全てないとは申しませんが、ある場合とない場合があるかと思えますが、率について私たちも詳しくは判断できませんけども、そのときの工事に応じてする場合としない場合があるかと思えますが、率については私ども把握しておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君に申し上げます。

通告外に該当するかもしれませんので、注意して質問をしてください。

○８番（甲斐榮治君） それでは、この質問はこのぐらいにいたしますが、もしも歩引きがされるとすれば、私が耳にした話では、５％ないし１０％あらかじめ歩引きがあつてというふうなことです。ですから、９５％で落札をしたということであれば、８５％か、あるいは９０％、その辺が実際の価格になるというふうなことになるんじゃないかというふうに思いましたので、ちょっとお聞きしてみたわけです。

それでは、次に移ります。

もしも、これはそういうことがあつてはなりませんが、もしも再入札というふうな状況になった場合、工期はどのぐらい遅れるか、その辺をお聞きしたい。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 工期につきましては学務課の方でお答えしたいと思います。

ただ、入札事務につきましては期間についてはちょっと私どもの方ではお話ができませんので、どのような状況になるかということで答弁したいと思います。

まず、今回の一般質問の中で、開発行為に係る5,000平米以上、未満での手順の流れというのは都市計画課長の方から今回一般質問の中で答弁させていただいてるかと思いますが、工期につきましては、入札事務、再入札する場合の期間がそのまま工期的には後ろへずれるということで解釈しております。と申しますのが、工期イコール、引っ越しが8月を予定しておりますので、その部分が後ろへ必要な日数がずれていくということになります。

といいますのはどういうことかというのは、都市計画課長も申しましたけども、まず開発行為の検査を受けて、その後に建物の申請、それから建物の完了検査という形で県の方から受けていくのが本筋でございますが、今回中部小学校の工事におきましては、建物と擁壁が一体的な部分とかがございまして、この辺の手戻りがあったりということではいかんということで、県の方から同時に開発工事と建築物を一緒に着手していいという許可をいただいております。ですから、建築の完了検査のみ終えて引っ越しをするということは想定されておらず、開発検査、2.5ヘクタール全体の雨水の処理、それから擁壁構造物の基準どおりの設置、この関係ができていて初めてその開発工事の完了検査を受けることができます。それとあわせて、建築確認の建物が設計どおりにできてるか、これを確認されまして、県の方で両方整ったところでの引っ越しが可能であるという形で考えておりますので、入札事務の日数がそのまま引っ越しの時期がずれてしまうというふうに学務課の方では今思っているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） まず1点は確認、その次はもう一回質問ですが。

要するに、今度の中部小学校の駐車場については、要するに県の使用許可がおりるのは同時であるということ、切り離しはできないということですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） そのとおりでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） どのぐらい延びるかということについては確答がなかったような気がしますが、大体概算どのぐらい、仮に再入札になればどのぐらい延びますか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 入札ということでございますので、財政課の方からお答えいたします。

入札につきましては、一般的な設計がありまして、それから決裁をとりまして、指名審査会というのを開いていきます。指名審査会を開きまして、町長の方にそこを報告をしまして、そして最終的に町長の方が指名業者を決めるという流れになりまして、見積りの期間というのが必要になります。見積りの期間といいますのは工事の金額によって分かれております。今回の

工事は5,000万円を超えておりますので、最低でも15日間見積り期間が必要ということになりますので、これは土日を基本的には除くということになりますので、やっぱり3週間、25日ぐらいは指名通知から入札まで時間かかるかと思います。それから、入札があったとしまして、そこで落札者が決まります。そこで、その次にこの仮契約ということになりまして、仮契約を締結した後、議案の提出ということになります。そうしますと、当然今回の9月議会には間に合いませんので、臨時議会をお願いするような形になろうかかと思うますので、1か月は最低でもかかるんじゃないかというふうに……

(8番甲斐榮治君「1か月ですか」の声あり)

1か月以上はかかるんじゃないかというふうに考えておりますが、これは指名審査会の次第とか、見積り期間の日程的な調整、いろいろずれてきますので、1か月は間違いなくかかると思います。

以上でございます。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) そのようなことの、1か月ということは、もう夏休みを外れてしまいますので、ゆゆしきことになるかかと思ます。そういうこともないようにという意味でのいろんなこれまでの訴えかけ、質問でございました。

ですから、これは行政に当たる方というのはなかなか判断が難しいというのはよく分かります。自分といいますか、行政の考え方はきちんとしながら、しかし、しながらも、聞く耳は持っておらないと、いろいろ不都合が生じていくんじゃないかというふうに思ます。「庁舎」は今略字を使っておりますが、古い字体は、まだれの中身はよく聞くという意味のみみ偏の「聴」ですね、「聴く」という字が中に入ってます。最近は余りポピュリズムで、大衆におもねるようなところが目立つ政治状況ですけれども、執政者としての考え方はきちんとしながらも、この聞く耳を持っていただければと。

今度の問題も、町内の業者の方に入札の機会を、チャンスを与えれば、このような質問をする必要もなかったし、工期の心配をする必要もなかったんじゃないかというふうに考えましたので、今までの質問を申し上げたところです。

次に移ります。

次はもう簡単です、総工費の額はとなると見込んでいらっしゃいますか。変わりませんか、45億5,700万円ですかね。

(「はい、変わりません」の声あり)

現在、平成24年8月現在の確定額、これを見ますと、34億8,000万円程度、確定額が。それに、今言いました駐車場とかもろもろが加わってきますけれども、若干それよりも減るんじゃないかという気もいたしますが、その辺の見込みはどうですか。45億円から若干減るのかどうかという気もいたしますが、どうですか。

○議長(大塚 昇君) 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問でございますが、総額としては、今見込みは、予算は45億5,711万2,000円というふうに踏んでおりますが、ただ、今議員申されましたところで、建物本体、この部分で、今現在建築本体、電気、機械設備を行っております。ただ、今後も若干内容の変更等は生じてこようかと思いますが、今現在では26億8,293万円という形で契約を起しておりますので、そのあたりで、予定価格との比較としまして、3億9,000万円ほど今建物本体関係で落ちてきておりますので、このあたりがどう今後動くかなというところは、私どもも気をつけて見ているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 次に移ります。

あとの質問も、余り時間ないんですが、要するに私たちが日ごろ気にかけておるのは、例えば地方債とか、あるいは固定費、そういったものがどんどん膨らんでいって、将来的に財政の柔軟性がなくなるんじゃないかというふうな心配をしておるところですけれども、そういった意味から、大体この概算の中で占める財源の割合、一般会計、国庫補助金、地方債、分かれば概算で、これはもう概数で結構ですので、お答え願いたい。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの質問にお答えします。

まず、一般財源でございますが、今現在9億5,675万1,000円と見込んでおります。それから、国庫補助金等になりますが、6億1,506万1,000円。それから、地方債でございますが、この部分が29億8,530万円を予定しているところです。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 地方債の返済期限はどのぐらいですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今現在、これは財政課の方からの資料をいただきまして、私の方で答弁をさせていただきたいと思います。

返済期限が25年、それから質問に出ております想定利率としまして1.6%で計算をかけたところで、利息が約7億円程度という形で今予定しております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 以上で中部小関係の質問は終わりたいと思います。

あと8分ほどですが、今申し上げましたように、この中部小については、これから私たちも非常に悩ましい判断をしなくてはいけない状況になると。よくよく慎重に考えたいというふうに思います。最終的には、24日か26日、どちらか分かりませんが、この駐車場の案件等が議案として出てきて、それに対する賛否を表明するというのが私たちの仕事になりますが、いろんな要素をやっぱり慎重に考えて対処をしたいと思いますが、今日申し上げたことをぜひ行政に当たる方としてもよくよく吟味をいただきたいと、質問の中身の吟味をいただきたいと、そういうことを希望して、次に移ります。



あと7分で、実は決算の議会ですので、そちらにも相当な時間を割かねばと思っておりましたが、お聞きのとりの状況になりましたので、中身は、今度は質問状の中に詳しく書いております。ただ、これをまた1点1点、質問、答えというふうにやっておりましたら非常にまた時間を食います。それで、少しまとめて質問申し上げたい。

それから、3番目、大きな3番です、平成24年の菊陽町一般会計補正予算（第2号）これは要するに下原堀川線ですか、ここの司パチンコ横のその道の話なんですが、これはもう先般議会で通過しまして、そして内容的にはそこに書いてあるとおりで、非常に努力をされたし、それは評価もいたしたいと、お疲れさまでと申し上げたいと思いますが、事の性質上、やはりこの算定基準、補償費の、これはどっかでやっぱり明確にしておかなくちゃいけないと思いますので、今日はもうちょっと時間ありませんから、いずれ適切な時期に、また全協あたりでも御説明を願えればということをお願いしておきたいと思います。

それで、大きな2番、これを少し概略でやりたいと思いますが、議長、それでよろごさいですか。

○議長（大塚 昇君） どうぞ。

○8番（甲斐榮治君） 大きな質問の1点は、③の公債費負担比率が昨年度より0.9ポイント増加し、黄信号と言われる15%を超え、15.8%となっている、この原因は何か、またどういう対策を今後考えておられるか、その辺をお聞きしたい。

特に今後、西小学校はもう既に工事に入っておりますが、菊陽中学校の耐震工事、それから光の森の多目的施設、それから光の森のあの広場の活用、それから町民体育館あるいは総合グラウンドというふうに事業の名前が上がってきております。これ、いずれも地方債、債務を必要とするような事業ではないかと思えます。

何度も質問しましたが、既にもう15%を超えている、これで危険はないか、あるとすればどういう対策を打っていくのか、その点をお聞きしたい。

同時に、一番大事なのは、財政が柔軟性をなくすということですね。固定費、あるいはこういう債務みたいなそういうのが膨らんで、固定した部分が多くなりますと、結局新しい事業に使える金がだんだん減っていくと、こういうことになりますので、その辺についてどういうお考えであるか、その1点だけ伺いしたいと思えます。

それからもう一点、行財政改革で、前期・後期に分けて目標値を掲げてあったと思えます。その辺に対する評価はどうなっておるか、その辺もあわせてお願いします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、質問がまとまって参りましたので、全てお答えできるかどうか分かりませんが、財政の方からお答えいたします。

まず1点目が、③の公債費負担比率が上昇してるという質問だったと思えます。23年度が15.8%というところでございまして、確かに前年度より0.9ポイントは増えております。これを、1つ増えた要因を言いますと、なかなか数字の問題なもんですから難しゅうございませう

ども、やっぱりこれは分子と分母の関係で、分子が上がれば数値的には上がってくるものなんですけども、一番の対策としましては、やっぱり町税を増やすことが一番だというふうに思います。ですけど、町税が増えますと、今度は地方交付税がちょっと減ってくるというようなバランスがありまして、町税が全部増えたからそのまま上がるのかというわけでもまたないところがありますので、非常に難しいところでございますが、菊陽町としましては、人口も3万8,000人ということで、もう市近くな人口でございますが、費用はやっぱり市並みまでとは言いませんけども、必要な分はございます。ですけども、こういう中でも15%以内におさめるような努力はしていきたいと思いますが、現実的には、公債費なものですから、やっぱりおっしゃったとおり、事業費が膨らんでまいりますので、増えていく可能はあろうかと思いますが、これをできるだけ抑えていきたいというところでございます。

ですけども、これはあくまでも数値なものですから、公債費がそのまま増えたからぼんと上がるというわけでもございませんので、これは毎年の収入と支出のバランスでございますので、できるだけ低く抑えていきたいというふうには思っております。

それから、⑤の固定費ということだったと思います。固定費につきましては……。

○議長（大塚 昇君） 時間が来ましたので、速やかに答弁を終了してください。

○財政課長（阪本浩徳君） 固定費につきましては……。

○議長（大塚 昇君） 終了してください。

○財政課長（阪本浩徳君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣鐵也君、一般質問を許します。

○13番（川俣鐵也君） 皆さんこんにちは。私も随分一般質問をしますが、私の質問のときにこれだけたくさんの傍聴者がおられるというのは初めてです。本当にうれしく思います。

今、本当に世の中が複雑して、余りいいニュースはありません。世界情勢を見ても、アメリカ人によるイスラムの冒涇ということで、アメリカ、キリスト教圏とイスラム圏が非常に対立をしとると。また、日本の関係では、領土問題で尖閣諸島の領有をめぐって、中国が非常に強硬な姿勢に出ております。日本人の目から見たら非常に異常と思えるかもしれませんが、逆の立場で、中国の価値観は、尖閣に海上保安庁の艦艇がいるということが不法侵入だと、BS放送でそういうふうな中国側の見方をしております。やはり世界は非常に狭くなったと。インターネット一つの情報で、非常に見方乱れて、国益までも十分配慮しながら行動しないとな

かなか難しい時代になっております。

やはり今回の議会においても、二、三の議員の方から領土問題の話がありましたが、やはり自分の国は自分で守るという気概がなければ、やはり日本人の価値観と外国人の価値観は全く違うと、そういう認識を持って事に当たらなければ、非常にいろんな問題を起こすと。今日のBSでも、中国のデモで青島のイオンが25億円もの被害を受けたと。ただ店を壊されるだけじゃなくて、商品も全部略奪されたと。それに対して日本国は手も足も出ないと、そういう状況です。相手の騒ぎをおさまるまで待つという状況に置かれてる今の日本の現状を考えると、やっぱり私たち一人一人が、国とは何か、領土とは何か、国益とは何か、もう平和ぼけを脱して、一人一人が考える時期に来ていると。これはいい悪いは別にして、やはり国が違えば考え方の基本が違うということを肝に銘じておかなければならないと思います。

国内に目を転じて、中央政治の混乱、本当に国民の方を見て政治をしてもらっているのかと疑いたくなるような中央政治の状況です。私たちは、この末端の地方自治というこの行政に携わっておりますが、やはり国が一つの精神的な支柱にのっとして、やっぱり右や左、正當にリードしていく、そういう強い政治力が欲しいと思います。

このごろはなかなかいい話がありませんので、今日は自分の町は自分で守るという観点から積極的な夢のある話をしたいと思いますので、どうか行政の方においても、また傍聴者においても、私の質問が妥当でなかったら後からどんなお叱りでも受けますが、夢のある話をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。自席で質問をします。

それから、順番を入れかえて、子どもたちの夢のある話から始めたいと思いますので、質問の順を変更させていただきます。

○議長（大塚 昇君） どうぞ。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） この一般質問の順序で2番目の非常に優秀な中部小合唱団の才能をさらに伸ばせないかという大項目を上げております。

中部小学校の合唱団の現状について、まず町長がどう見ておられるか、評価されているか、ちょっと御意見をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 中部小学校の合唱部でありますけども、議員言われましたように、これまでNHKの全国音楽コンクールにおきまして、県大会で金賞を4回、それから銀賞1回、銅賞1回、そして熊本県の代表校として4回九州大会に出場しまして、金賞2回、銀賞1回、銅賞1回を受賞しております。さらに、九州ブロック、いわゆる九州の代表校として全国大会に2回出場し、銅賞と、それから優良賞という輝かしい実績を納めているということでもあります。特に全国大会等見てみますと、全国の私立の学校がほとんどという中で、この町立の小学校が出て、それも優秀な成績を納めるということで、大変町の中でのこの中部小学校の合唱部、本當に町の宝であるなというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 教育長、どうですか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 御質問にお答えしたいと思います。

今町長の方で申し上げたとおりであります、こういった、私もNHKの渋谷のホールまで、銅賞をとった次の年、参りましたが、ああいった中で子どもたちが歌われるというのは大変幸せでありますし、すばらしいことだなと思います。

部活動というか、学校の部活動については、やっぱりいろんな形でいろんな支えがあってできていく状況ですし、今の現状は大変すばらしいものだと思います。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） この資料によりますと、熊本県内に小学校の数が407、九州全体で3,133、今町長の話の中にもありましたが、中部小学校の合唱団というのは非常に前々から伝統があって、それなりに力を持った合唱団ということをお聞きしとります。この小学校のこれだけ、熊本県下407ある小学校の中で、環境的に児童の内容、もう普通の子どもだと思うんですね、小学校に入るまでは。この普通の小学校、どちらかというと田舎の小学校ですよ。この田舎の小学校がこの熊本県の代表になるぐらいの優秀な成績を納める、そこにはどういう理由があるか、今度は教育次長にお願いしましょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 順番でございますので、お答えいたします。

今議員が申されましたように、その実績の源ということでございますが、教育委員会としては、このようにすばらしい実績を残している最大の要因は優秀な指導者の存在であると考えております。子どもたちには無限の可能性があり、それを指導者が上手に引き出しているからだと考えています。

以下、その主任指導者と話をする機会がありましたので、ちょっと御紹介をさせてよございませうでしょうか。

その主任指導者の話では、「私が赴任した当初、前任者の先生のおかげで合唱部としての土台ができ上がっておりました。私は、子どもたちと目標を共有し、常に子どもたちに考えさせながら練習をするようにしています。子どもたちは、各パートで反省のミーティングを繰り返しながら練習を進めています。コンクールの2か月から3か月前になると、子どもたちの方から朝の始業前や昼休みの練習を申し出てきます。そして、3学期になると、6年生が5年生に対して、これまでの練習の仕方や下級生への指導の仕方を伝えて卒業していってくれます。また、保護者会も全面的に活動を支援してくれますし、校長先生をはじめ先生方の応援、町からの遠征費の補助も大変ありがたく思っています。私自身も、講習会に参加し、指導技術の向上を図っております」。

これを聞いて、やはりしっかりとした基礎基本の上に立って、子どもたちに目標を持たせ、

考えさせながら意欲的に練習をさせることは、部活動に限らず、日々の授業においても指導者の心構えとして最も大切なことであり、中部小合唱部がすばらしい実績を残している秘訣がここにあると思いました。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） まさにそのとおりだと思います。私も、この質問をするに当たって、指導者の先生に会いに行きました。今教育次長が言われたように、その指導者として目標を持って努力をさせると、そして自分の力を信じさせると、諦めない心をつくってやると。ただ合唱だけじゃなくて、やはりその中で、生徒たちのマナーや礼儀作法も織り込みながら努力をしていると。結果を出すためには、こうやってやっぱり指導者と子どもの信頼関係の醸成がもう鍵です。これはもうどの組織においてもそうだと思います。

私は、この中部小学校が決して環境に恵まれているとは思いません。今言われたように、確かに優秀な指導者次第かもしれませんが、この優秀な指導者、伝統があるこの合唱団を長年、やっぱりその九州の代表にならんとするまでの力を出させる、普通の平凡な子を出させる、そこには本当にやっぱり頭の下がる熱心な指導があるからだと思います。現に、菊陽町のほかの小学校の校区の中にも、中部小学校の合唱団に入りたいために頑張る小さな子もおるんですよ。校区が違うから、中部小学校には行けない。それで、NHKの児童合唱団に入って合唱をするような子どもも菊陽町にはいます。

それだけの宝を持ちながら、次に行きますが、この中学校にこの小学校の優秀な子どもたちの才能を伸ばすだけの土壌がないと。お聞きします、これはどういうことか、教育長お願いします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 学校の部活動の運営というなのは、非常にいろいろと課題もありまして、難しい状況もありますが、確かに議員おっしゃいましたように、中部小学校であれだけの実績を持ちながら、中学校に行ったら部活がないからというようなことでありまして、なかなか厳しい状況もありますが、御存じのように、学校の部活動の運営というなのは、学校のいろいろ施設であるとか、指導者であるとか、部員の数であるとか、いろんな状況を勘案しながら職員会議で決めていくという状況がありまして、教育委員会がこうなさい、ああしなさいという状況はないわけでありまして、そういったもので、菊陽中学校に聞いてみますと、菊陽中学校には14の部があるというようなことでありまして、全校生徒の445名のうち349名が入部をして活動していると聞いております。加入率でいきますと、78%の子どもが部活等に入っているというふうなことでありますから、新たな部をつくる場合には、前半申し上げましたような状況でつくっていかなければなりません、1つは既存の部への影響というなのも1つ出てまいります。現在、中部小学校の合唱部が中学校にいきますと、御指摘のように中学校には合唱部という部がありません。愛好会でもいいんですが、そういったものがないので、大体音楽

をしてきた子どもが半分か半分以上吹奏楽の方に入っていくという現実もございますし、そのほか運動部で活躍してる合唱部の子もおります。そういった状況でありますので、非常に部を新しく設置するというのが学校としては難しい状況もあります。したがって、昨年だったと思いますが、現在菊陽中学校には臨時講師をして合唱指導のできる先生がお見えでありますので、愛好会というふうな形で合唱部を編成して、県の大会に出て優秀賞を得たという、短い練習の中でできていった状況もありまして、現在はそういった形でしかできてない状況でございます。

議員の質問にありますように、いろんな意味でこれは検討をしていく必要があると思いますけれども、簡単に一つの部をつくるというのは、なかなか学校の現状から難しい状況もございます。

しかも、中部小学校では、本当にすばらしい指導者、子どもたちの力を引き出すという、そんな指導者がいて、しかも周りの環境といいますか、学校や、あるいは保護者の皆さんの支援というものが非常に大きな支えになってます。そういった意味では、菊陽中学校でも受け入れはしたいなと、つくりたいなと言いながら、現状としては14の部の運営をどうするかという中で、大変難しい問題も抱えてるようでございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 実情はよく分かります。しかしながら、菊陽町には、やっぱり特産品というのが、世に送り出すアピール力のあるものが余りないんですね。ニンジンが生産者指定を受け取るからというのは、ニンジン、ニンジンといっても、なかなかよそに行けば、菊陽町といってニンジンと答えてくれる人は余りおりません。

これだけ本当に小学校の部活動合唱団が長年優秀な成績を続けてきていると、これを一つの指導者がかわっても伝統と言えだけのものをせっかくここまでつくり上げてきたわけですから、その小学校のその優秀な才能を中学校までやっぱり伸ばしてやると。今までは、小学校は附属小学校、中学校は附属中学というのが大体定番でした。だから、この田舎の学校が全国に誇れる、それも子どもの力でやっぱりこれだけのものをつくり上げてきているというのは、ほかにかえがたい、特産品とまでは言いませんけど、やっぱり菊陽町にとっては非常なる誇りです。ですから、どうかここあたりを十分教育委員会、中学校に対してそういう指導ができないということですが、やはりある宝をますます磨いてやると。やっぱりその一つの誇りがあると、やっぱりその小学校自体の全体が輝く、菊陽町全体が輝く、また菊陽町にある他の小学校の目標になるという思いだけは忘れずに、何とか工夫をしていただきたいと思います。教育長、どうですか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） なかなか指導者の確保というのは、以前は結構部活動人事なんていうものがあつたようにも聞いておりますが、今はそう簡単に先生方を、この先生は非常に優秀だというふうなことで持ってくるというのは難しい状況がありますし、教育委員会としては、

校長先生方上がってきた状況を県教育委員会、教育事務所の方に内申をするという形で、いろいろとそういった要望は出していきたいと思いますが、なかなか人材を確保するというのは難しい状況もあります。

しかし、議員がおっしゃるように、合唱部のみならず、いろんな意味で情熱のある先生を菊陽町に持ってくるというのは非常に大事なことですし、そういった意味で、県教委の方にも引き続き要望をしてまいりたいと思いますし、誰もが、先生方が来て、ああ、菊陽町よかったなという、そんな特色のあるすばらしい学校づくりをできればなという思いは持っております。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次は、2番目の質問に移ります。

光の森の多目的グラウンド、これはもう再度質問しますが、この光の森地区は、菊陽町が大体大半の約100ヘクタールの大規模開発ということで、平成9年着工の18年完成ということで、県の供給公社が事業を行ってまいりました。県の供給公社が開発行為をしたものの中では、全国的にも、熊本県でもそうですけど、一番の成功例だと言われております。もうほとんどが、もう一つの町並みというのができております。

菊陽町としては、平成18年度に供給公社から約3万5,000平米の土地を確保し、道を隔てて2万8,000と7,000だったかな。この7,000平米については、やっと支所機能を備えた総合施設というのがもう具体的な計画に入ってきていると思います。これを質問するに当たって、その7,000平米に建てられる複合施設の大まかな概要を教えてくださいたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまの質問にお答えします。

光の森の複合施設の概要につきましては、鉄筋コンクリート平家建てで、床面積約2,300平方メートルを予定しておりまして、その機能といたしましては、住民票の交付や相談などを行う支所機能、地域コミュニティーの場としての機能、本町には子育ての世代がたくさんいらっしゃいますことから子育てを支援していく機能、健康増進や健診等を行う機能、軽運動ができる機能、和室の機能、情報コーナーや談話室等も設けていくこととしておりまして、駐車場も多くの方が利用されますように100台以上を計画しております。

さらに、地域住民の皆さんが安心して過ごせるように、防災倉庫の整備、太陽光を利用した蓄電池整備による非常用電源を確保しまして、西部地域の災害時の拠点として利用できる機能もあわせて備えていきたいというふうに予定しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今総合政策課長から説明を受けたとおりの施設ができると思いますが、前々から、これはもうこの前の質問のときも言いましたが、菊陽町が合併騒動のさなかで、合

併をするかしないかのときに、菊陽町に一番必要な施設は何か、ぜひとも合併前につくっておかなければならないものは何かという質問をしております。これはもう後藤町長時代じゃなくて前町長時代にそういう質問をしたところ、町が一番不足しているのは、社会資本整備はできとるけども、やはり町としての、そのときは保健施設を兼ねた総合体育館プラス総合グラウンドはぜひ合併前に実現させておきたいというのが答弁でした。あれからもう6年ぐらい経過します。特に、今町民グラウンドのところに中部小学校の仮設校舎ができとりますが、グラウンドもあの状況で、3万8,000人の町民のためには狭隘だと、狭いと。ですから、やっぱりグラウンドを早急につくらにゃいかんという思いはみんな持つとられるはずです。

再度提案をしますが、道隔てて約1万坪、多目的グラウンドとして今残っておりますが、行政の計画では、この10年間、平成18年度に取得をして、19年度から平成28年度まで約20億円の金を返していくと。毎年2億数千万円、利息が一千数百万円、これをずっともう5年間近く返してきてますが、その複合施設の中でできるその保健機能というのも微々たるもんだと思うんです。ですから、あの多目的グラウンド、あの一等地の光の森の約7,000人の住民の今使用頻度というのは本当に微々たるもんです。ですから、3分の1ぐらい、約7億円ぐらい価値があると思いますが、ここを、やっぱり民間資本を活用して、町民の病気対策、健康増進のために、日本一のプールを兼ねたスポーツセンター経営者ぐらいに処分をして、残りのあと5,000坪ぐらい、今、今日も見てきましたけど、もう草が生えて、また管理だけはせにゃいかんという状況ですよ。だから、今の行政の進め方では、これは、この前も町長が言いましたが、災害のときの仮設住宅だ、避難場所だということでも利用できるというふうな答弁でしたが、そういう生ぬるいことじゃなくて、もうちょっと生産的に、やはり民間資本を活用して、プール付きの総合スポーツセンターぐらいを誘致をする。その金で、やっぱりスポーツ関係者はじめ町民が望んでる総合グラウンド用地ぐらいの確保ぐらいの動きがなければ、いつまでたっても元気が出ない。昨日、おとつい、県民体育祭があって、終わりましたが、主要な種目で菊陽町で1種目ないわけですね。ボウリング、中岡君がおるから言いにくいですけど、空手、それとバドミントンは菊陽町の体育館の予定ができないから益城の体育館とか。非常に恥ずかしい、これはスポーツを恥ずかしいというんじゃないんですよ。

やはりいつも町長が言われるように、3万8,000人の町民が誇りを持って、やはりスポーツをし、汗を流せる、そして町外からの人もさすがやっぱり菊陽町だなと、やっぱり頑張るとられるから、税収も増え、人間も増え、受入れ施設も立派だなというふうなものをやっぱり具体化して進めるべきじゃないかと。今の歩調で行くならば、用地候補を選定する、用地買収に入る、建設までだったら本当20年ばあかかりますよ。やはり力のあるうち、人口も増え、税収が増え、今の時期こそ、あれだけ、もう光の森のあの多目的グラウンドをあの状態で20億円近くのを寝せとる必要は何もない。民間なら考えられないですよ。やっぱりその半分でも、3分の1でも処分をすれば、総合グラウンド用地ぐらい確保できますよ。

残りも、今みったいにほったらかしにするんじゃないくて、やはり7,000人の地元住民のため



に、周回道路にゴムマットでも張ってもらってランニングコースでもつくってやる、いざとなったときはそこに避難所でもいいですよ。中身については、いろんな小スポーツができたり、多種多様な、やっぱり住民が使いやすいような施設に整備をしてやるという思いを持っておりますが、総合政策課長、ちょっとあなたの方から聞こう、どうですか。今の状況で、もう手に入れてから5年たつけど、何ら具体的な方向性もないと思うんですが、そこらのところをちょっと答えてください。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 多目的グラウンドの用地につきましては、取得時から議会でもいろんな御意見を出されながら取得してまいったというような状況かと思ってます。さらに、この活用方法についても、やはり北側用地3ヘクタールございますので、これについてもさまざまな意見をいただいております。

その中で、どうしても管理上の問題、ほこり等の状況もございましたので、地域の皆さんとお話を進める上で、現在の多目的グラウンドとしての仮運用というような形で整備を行っております。その後、現在の状況が続いておるわけなんですけども、やはり議員おっしゃられましたように、多額の費用をかけて取得してきた用地でございます。本年で償還の残高がまだ半分程度しか済んでおりませんので、まだこれを返していかないといけないという状況もございます。そういった大きな住民の方の期待、それと大きな投資もやってきました用地でございますので、やはり皆様にとって活用度合いの大きい、みんなが納得できる活用をできるように、しっかりと議論していかないといけないことだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 総合政策課長の答弁は分かるんですね。その議論だけしとっても、いろんな今度の、さっきも言いましたけど、総合グラウンドと総合体育館は、もう請願でも議会でも承認して、ぜひ早くつくってもらいたいという議決をしとるわけですよ。請願議決というのは、大体もう1年ぐらいしたら具体化するというのが請願ですよ。それがもう5年も6年もそのまま。その中に、確かに自然大震災から、その地震が起きて、学校関係のところの耐震工事とか、中部小学校の建て替えとか、いろんな金の要ることが出てきました。それはそれでしょがない。しかしながら、それをやりながら、やっぱり町としてやらんといかんこと、それはやっぱり工夫をして、さっきの経常収支比率じゃないけど、20億円近く借金をしとる。同じ借金をするなら、もうちょっと生産性のある借金の仕方があると。9億円もあれば、白水台地皆買えますよ。いやいや、極端な言い方ですよ。

ですから、そこらあたりをやっぱり並行して進めるということをしないと、菊陽町は、数字上は熊本一の人口だ、熊本一の財政出動だ、熊本一元気のいい町だ、立派な町だと言いながら、町民がそれを感じなければ、地域住民がそれを感じなければ何の意味もない。それは行政にとってはいいでしょう、税金が入ってくるわけだから。だけど、行政がいいばかりじゃい

かんわけですよ。やっぱり町民がそれを感じてもらわにゃいかん。だから、そういうやっぱり同じ金を使うのなら、もうやっぱりやらのにゃいかんということがわかつとるなら、ある程度具体化して、やっぱり、ああ、あそこに将来的には総合グラウンド、立派なのができるんだと思わせる、その夢を与えてもらいたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この光の森のいわゆる北側の多目的広場の件でありますけども、この件につきましては、まず用地取得関係でありますけども、この光の森が県の住宅供給公社で開発される中で取得したものであります。取得時といいますか、ここはもう光の森だけではなくて、いわゆる武蔵ヶ丘団地から以西も含めまして、この22年の国勢調査もあっておりますけども、いわゆる人口集中地区ですよ。そして、人口集中地区といいますと、いわゆる1平方キロメートル当たりに5,000人以上の方が住んどられる、そういうような一帯であります。

そういった中で、やはりこの武蔵ヶ丘地区から以西の方の開発された時点で、そういった都市的な空間といいますか、そういう場所もないというような中で、大変金額的には高額になりましたけども、その時点で取得しておかないと、非常にあとでそういう場所はとれないということで、議会の方をお願いして取得して、これは公共用地先行取得債で取得しておりますので、今毎年返済をしておるような状況であります。

そういった中で、この北の方と南側の方にありますけども、現在この南側の方につきましては、複合施設を建設するということで、今年度、20年度でもう実施設計に入ってますので、24、25、26年度の途中では完成まで持っていきたいということで進めております。

そういった中で、この国の三位一体改革後の国の補助金制度ががらりと変わりまして、非常に、この国からそれぞれの目的別で前は補助金制度がありましたけども、そういうものもなくなってございまして、南側につきましてもこの複合施設の国の制度事業を使うということで、社会資本整備事業の中で、それに上げまして、こちらの方が非常に現在、これはもう地域住民の代表の方々も入って、どういうふうに施設するか、町の方でつくってございましたたき台をもとにまとめていただいて、そして今実施設計やっておりますけども、光の森の地域におかれましては、もう行政区はでき上がりましたけども、集会施設がないということで、そういうものを早くつくって、そして一方では子育て支援、それから健康づくり、そういう面の、それから支所機能も持たせるという方で今進めておりますけども、こちらの方が、大体実施設計ができて、来年本体の方を発注できるようになれば、この複合施設はそちらの方で進めていきますので、この多目的グラウンドの方の整備といいますか、そちらの方を取りかかるようなところで持っていきたいと思っております。

公共用地先行取得債というのが10年間ありますので、28年度までにはその形として出すというようなところでありますけども、そういった中で、来年度あたりは本格的な検討に入っていきたいと思っておりますけども、一方では、内部の方でも、議員が言われるように、どういう活用方法ができるかということを詰めていかなければならないと思っておりますけども。例えば緑地とし

での保全をしながら、災害時の、日ごろは公園的な使い方、またグラウンド、多目的なグラウンド的な使い方をしながら、何かあった場合の災害時の避難場所や防災施設、いざ本当の大きな災害あった場合は、仮設住宅あたりも建てられるような場所として持っておくという方法も1つかと思いますし、あるいは議員が言われるように、商業施設などの進出を期待する声も確かに上がっております。そして、町民の安全や健康などに寄与する活用方法も一つの考えであると思います。しかしながら、もうこれ以上の過大な投資は適当ではないという意見もあるところであります。

そして、ここの土地を見てみますと、活用方法を検討する際に、クリアすべき課題が2つ上がってきております。1つ目は、都市計画上の用途の制限というのがありまして、現在のこの多目的広場の場所ですが、都市計画法の用途地域関係では第2種中高層住居専用地域となっております。これは中高層住宅の良好な住居の環境を保護するため定められた地域とされておりまして、住居専用地域であるために、住居系や公共施設、それから教育施設などは可能でありますけれども、店舗等の関係については一定の条件がついておるようであります。しかしながら、遊技場とかホテル旅館等、そういうものは建築してはならないというふうに、もう議員御存じかと思いますが、そういうような状況であります。

そして、2つ目が起債の借入れ目的による制約ですけれども、北側の用地というのが、土地取得特別会計の方で取得しておりますけれども、公共用地先行取得債事業ということで取得しております。この公共用地先行取得債事業は、公共事業の円滑で効果的な施行ができるように事業の執行に先立って用地を取得するという事業でありまして、借入れ後10年以内にその事業に供するとなっているような制度を使った事業でその土地を取得しとるところであります。そういうことにはなっておりますけれども、これから北側のこの多目的広場を公共用地として有効活用を基本に、どの程度まで御提案のあったその民間の活用ができるか。また土地の売買となると、また当然繰上償還あたりが出てくるかと思いますが、どのような活用の仕方が可能なのかというのを十分調査検討して押さえた上で入っていかないと、進めていく中で、どっかでそういうことはできないとなるといけませんので、そこも、本年度中そこをきちんと、また担当所管の職員等も寄せた中で、押さえた上で取りかかりたいと思っているところがあります。

今仮運用ということでもありますけれども、目的に沿ったところで、それなりの議論はあつとるところじゃありますけれども、そういう詰めをしながら、そして議員が言われたように、この町民グラウンド、または総合体育館というのは非常に、議会でも請願していただいたということで、これ急がなければならないところでもありますけれども、これはどうしても、やっぱり義務教育施設、特に耐震関係もありましたし、子どもたちの急増する学校もあるということ、それから老朽化も進んどるということで、そちらを先行させていただきとるところでもありますけれども、これからそういった厳しい中で、一方ではこの大型事業も集中しとる中で、財政状況、そういった中で、民間資金の活用とかそういうものについては、十分今年度から来年度にかけて

その辺きちんと詰めた上で、そしてできるだけ国等の財政的支援が得られるような制度事業を使えば、南側の方が用地についても補助対象にもなったということでもありますので、そういうものが使えればなと思っておるところでありますけども。

いずれにしても、町民の皆さんの合意を得ながら、どういうものに持っていくかということは進めていかなければならないということで考えているところであります。

御提案のありました内容についても、十分そういった中での選択肢の一つとしてできるかどうか、いろんなところで合意がとれるかということもありますけども、その辺慎重に、この南側の方が目途が大体、建物自体も来年から建っていくような状況になりますので、今後北の方に集中して今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 副町長、町長が非常に慎重な方ですので、副町長の見解もちょっと聞いておきたいと、今のこの件に関して。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） 御指名でございますので、御答弁いたします。

スタンスといいますか、それはもう町長と全く一体でございます。議員のお話の中で出てまいりました総合体育館、総合グラウンド、それは次の視野に入ってるものでございまして、町の総合計画、前期計画の中で、その立地場所であるとかその概要については目途をつけていこうというふうにしております。そこに結びつけるために、現在の財政規律はしっかり守ってきたい。

議員御提案の中で、一部売却ということもありましたが、可能か不可能か、詰めてみないと分かりませんが、そういったことで、財政的に、何とかこれ以上の投資はなるべく抑えながら有利に持っていきたいということはございます。

そういった中で、御提案、スポーツセンターですか、町長答弁の中で防災という話も出てまいりました。そういったことで、あの一体の防災機能、それを含めた町民の安全を守る、さらに御提案のある健康ということも一つのキーワードとしてあるのかなというふうには思っております。

ただ、現在のところは全く白紙でございます。こういった土地の規制の中で、何ができるか、また何ができないのか、また難しいことはどうやったらできるのか、そういったことをまず整理して、その上でどういった活用方法、民間資本の活用を含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 何回この質問に立っても答弁は同じだから、なかなか進みませんが。

何でその多目的グラウンドを処分をして、その金を体育館やグラウンドに充てたらどうかと私が言うのは、効率的に、同じ借金をするなら、光の森にあれだけのものを、何かまた別のい

ろんな、住民の意見を聞いてあそこには何かを建てるのかなんとかと。今のあの土地を取得するときでも、議会でももう非常に意見が分かれて、やっと、先行投資として今取得しなければ将来的には取得できないよということで、やむなく賛成した議員も多数おります。その状況が、やっぱり時間がたって、状況が変わって、あの半分が複合施設として有効活用できる、じゃあ残りはとなって、将来的に本当にあれだけの高価な土地をそのままにして、またその上に上物を建てるあそこに必要性があるかという判断もやはりすべきだと思うわけです。確かに財政、これだけ財政規律が厳しいというのであれば、やっぱりそこらあたりを考えながら、やっぱり町民ないしスポーツ関係の人が長年切望しとる、やっぱり議会としても請願も議決をしとる、そこあたりをやっぱり並行して何でやれないかと。今みたいに検討しとる、検討しとるというんなら、本当に、やっぱり10年、15年はおかかりますよ。本当に3万8,000人の人口を抱えるこの町にそういう施設が一つもないと。現に、今ちょっとスポーツ関係、いろいろ、もうスポーツシーズンになりましたから、いろんな種々のスポーツがあってます。一例をとれば、社会人のナイター野球をそのグラウンドでするにしても、もうグラウンドが本当に使えるようなグラウンドじゃない。小学生も使う、中学生も使う、社会人も使うで、本格的にスポーツをする場所もない。それで、体力増進せえ、どうだこうだといっても、そりゃもうそのかけ声だけで、やっぱりみんなが満足するような菊陽町のスポーツ施設の状況じゃないということなんです。ですから、それならば、あるやつをできるだけ、新しい十分なやつができるまで、そこを常日ごろきちっとメンテナンスをしてやるとか、それもない。今こうしてみると、役場の職員さんも、若手を含めて、一生懸命そのボランティア活動で、いろんな各体育協会の仕事で裏方を務めてもらっていますよ。やっぱりその善意で務めてもらうとりますが、そこらあたりの若手職員に対する、組織としても、感情的にも、サポート体制もない。だから暗いんですよ。明るくいきましょう、明るく。3万8,000人の人口を抱えとるわけだから、よそから見たら魅力的な町ですよ。やっぱり職員だって8時間働くわけだから、やっぱり夢を持てるような施策、確かに実質は厳しいですよ、実態は。だけど、実態は厳しくても、やっぱり職員にも町民にもやっぱり夢を与える、かけ声だけじゃなくて。やっぱりそのあたりを非常に期待をするんですよ。もう何回質問しても同じなら、質問したって一緒でしょうが。無駄な時間ですよ。だからこそ、今の約20億円埋まっとる、ただほったらかしにするんじゃなくて、メンテナンスだけ毎年払うんじゃなくて、あれをどうにか、いろんな問題があっても工夫ができないかと。同じ借金をせんでええわけですから。七、八億円の借金をせんで、将来的なその総合グラウンドの用地ぐらいを確保する動きだけでもすれば、やっぱり町民は期待しますよ、元気が出ますよ。今の状況であれば、いろんなスポーツ関係の行事をやろうと、菊陽町でやろうと思っても、体育館はぼろ、グラウンドはない、やっぱりそれで本当にいいのかと。少しぐらいは、さっき財政課長が言いましたけど、税金が増えると交付金が減るけん一緒じゃないかと言いましたが、そうじゃなくて、やっぱり税金が増えとる、時前でできる可能性がある町の間になんかという将来的な計画をすべきだという思いでこの一般質問をしました。

町長、再度、町民グラウンドと総合体育館はいつごろ可能性があるかお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町民グラウンドと総合体育館でありますけども、これについては、今の総合計画の前期計画の中でその、さっき副町長が申し上げましたように、そこに目途をつけていきたいということで出しております。そのために、この今日質問があったこの多目的広場の方についても、そういうやはり、本当に待っていただいて申し訳なく思っておりますけども、やはり一方では、非常にこの財政状況も視野に入れながら取り組まなければなりませんけども、またある意味からすれば、金利の方も非常に前と比べて低金利の時代であります。そういった中で、ある程度乗り切っていくためには、非常に財政的な負担が増えて、何というか、いろんなこの財政の指数当たりも上がる面はあるかと思っておりますけども、その辺を見きわめながら、やはり無理をするようなところもあるときは乗り越えなければならないかなというふうに今考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 種々いろんなところに飛んで、分かりにくい部分もあったかと思いますが、要は、やっぱり今の菊陽町の置かれてる、熊本県の市町村、47市町村の中で置かれてるやっぱり町としては人口も税収も一番大きい、やっぱりそういう町が、やっぱり熊本県のシンボルとして、名実ともにシンボルとしてできる可能性のある町だという思いがあるからこそ、いろいろ申し上げました。

特に中部小学校の合唱団あたりは、本当に誇れる町の宝です。ですから、やっぱり将来を担うあの子どもたちが、新しく、もう随分人口も増えてきましたが、やっぱり菊陽町に行けば教育レベルも高い、部活動も非常に熱心だ、優秀だと県下から思われるような、その注目される町を継続していただきたいと思う次第です。

それと、2番目の質問は、やっぱり今の財政状況、確かに厳しいものあります。しかしながら、余り、議員も勝手に、経常収支比率が高くなったじゃないか、硬直化してきていないかと質問、確かにそれも一つの役目だからやりますが、そこらだけを考えてやってたら、やっぱりそりゃ行政も萎縮をするという思いもあります。だけど、やっぱり必要なものは必要、それをやっぱり具現化していただきたいと。何にも変わらない、目先の仕事だけやって済ますというんじゃないくて、やっぱり可能性がある、できる今の状況こそ、やっぱりある程度無理してでも町長に頑張ってもらってやっていただきたいという祈念しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野田恭子君、一般質問を許します。

○2番（野田恭子君） 皆様こんにちは。議席番号2番、会派菊陽政策研究会の野田恭子です。

9月16日に私の住んでいる地区での敬老会がございました。そこで、来ていらっしゃる方から、災害後の農地の復旧はどうなっているのかというお尋ねをいただきました。私の分かる範囲でお答えしたんですけれども、できるだけ早い処置を町長はじめ皆様をお願いしておきたいと思います。

敬老会に関してなんですけれども、この敬老の日というものは日本だけの記念日だそうできて、皆さん御存じかと思えますけれども、兵庫県の多可郡野間谷村というところの町長さんと助役さんが1947年に提唱した年寄りの日というものが始まりだそうです。これは日本だけの独特の風習といいですか、伝統で、大変よい風習だと私は思います。

地域との交流、大変大事だと、子どもたちとお年寄りの交流というのを大事だということを強く思いながら、また反面、ニュースでやっております反日の中国のデモ、ああいった記事も悲しく思いながら、すいません、ちょっと支離滅裂になりましたけれども、一般質問の方に入らせていただきたいと思います。

続きは自席の方から行います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それでは、事前通告させていただきました一般質問の方に入ります。

1、小・中学校の災害時対応についてです。

①台風などの災害時の対応、7月にありました水害も含めてなんですが、学校の方での休校などの決定の現状はどのように決められるようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） それでは、お答えいたします。

災害時の対応の中で、休校の決定について御説明を申し上げます。

菊陽町立小・中学校管理規則第4条では、非常災害、その他急迫の事情により臨時に休業を行ったときは、校長は速やかに教育委員会に報告しなければならないと規定されております。したがって、お尋ねの休校の決定は校長が行い、教育委員会に報告することとなっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それでは、2番の先日ありました7月12日の大雨のときの状況なんですが、菊陽中では休校になりました。うちの子どもたちも菊陽中におりますが、朝の7時前後に

は連絡が回ってきました。ただ、同じ道挟んで向かいの菊陽中部小学校は、朝から登校してきた子が何人かおり、休校にならなかったと聞いておりますが、これは何が原因だと思われますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

7月12日の集中豪雨における各学校の対応は、通常登校とした学校が2校、登校時間を遅らせた学校が3校、休校とした学校が3校でありました。

菊陽中学校と菊陽中部小学校は、ともに午前6時20分ごろ、校長が登校時間を9時にずらす決定をし、各家庭に連絡をいたしました。その後、集中豪雨による被害の状況が徐々に明らかになるとともに、校区内の一部の地区に避難勧告が出されたとの情報を受け、菊陽中学校では再度家庭連絡を行い、休校の決定を伝えました。既に家を出て学校に向かっていた生徒には、校門で事情を説明し、安全指導を行い、家に帰るよう指示をしております。また、職員が手分けをして校区内を巡回し、生徒の安全確保のための下校指導も行っております。

一方、菊陽中部小学校では、避難勧告等の情報を得た午前8時半過ぎには既に8割以上の児童たちが集団登校により学校に到着をしておりました。小学生、特に低学年の体力、判断力等を考慮し、児童の安全確保を最優先した結果、そのまま学校で授業を行い、給食を提供した後、午後2時過ぎに各地区担当の教師が付き添い、全校児童を一斉下校させるという判断になっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それでは、その災害といいますか、状況のその情報の伝達というのは、両学校とも同じタイミングで校長先生には情報は入っているということで間違いないでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 校長に同じタイミングで情報が入っているということですか。同じ時刻に校長が、まずは今日は遅延登校ということで、両、菊陽中学校も菊陽中部小学校も、9時に登校しなさいという決定を6時20分ぐらいにして、職員に電話連絡で回し、その後家庭に連絡をするようにということで連絡網を使ってやっております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） その校長先生が判断する材料の情報というのは、もう校長先生が各人で得られた情報になりますか、それとも町からの情報になりますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） その情報は、校長が各人で収集した情報です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。



○2番（野田恭子君） 各人での収集の情報ということなのですが、町の方で災害対策本部というのを立ち上げられたと思いますけれども、そこにはたしか教育長も役員といひますか、本部長まではいかないと思うんですけれども、メンバーになってらっしゃったかと思いますが、その時点で各学校に状況の連絡というのはされなかったんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） いろいろ情報の収集の仕方あると思いますが、委員会からそれぞれ学校とは連絡をとりますので、その時点でいろいろと情報提供する場合がありますし、校長先生が独自でいろいろと保護者の意見等を聞いてという対応もあると思います。

中部小については、議員お聞きかどうか分かりませんが、PTAの役員さんとか、学校においでになって、大変豪雨の状況を心配されて、PTAの役員さんの立場から、保護者の立場から、子どもの安全確保というようなことで、今帰すよりか、授業をした上で午後帰そうというお話があったと聞いておりますし、そういった保護者の意見を十分聞いた上で学校は対応したと思います。

さらには、職員の方での対応が、電話対応であるとか、あるいは訪ねてこられたお母さんが、帰す時間よりか早く来られたとかというような状況で、一部その辺が不徹底であったといふのは聞いておりますが、決定に至った状況は、PTAの会長さん、副会長さん等もお見えでありましたので、その辺の意見を十分聞いた上で判断をされたと思います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 基本は、各学校の校長先生が判断されるということですね。

今後も、そういった各学校での対応に任せるのか、もしくは教育委員会の方である程度の方針をとるか、状況をつかむのは教育委員会が一番早いと思われますので、教育委員会の方から情報を流して、ある程度こうした方がいいんじゃないとか、中学校になりますと地区が広がりますので、早目に情報収集が必要になるかと思ひますので、その辺を今後どういったふうにお考えかをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 答えたいします。

今後の対応についてということでございますが、教育委員会としましては、今回の集中豪雨を受け、7月17日に町内臨時校長会議を開催をいたしました。最優先すべきは児童・生徒の安全確保であることを真っ先に確認した上で、今回の各学校のとった措置について協議を行っております。協議内容は、態度決定の方法、時刻、決定に至る情報収集の方法、家庭への連絡方法及びその機能状況、その他の気づきについてです。

本町は、地理的な特徴から、菊陽中学校区と武蔵ヶ丘中学校区では被害の状況が大きく異なっております。したがって、今回学校のとった対応も異なりました。そこで、各校長に対しましては、休校等の決定は校長にあること、児童・生徒の安全確保を最優先し、日ごろからの確な情報収集に努め、最善の判断を下すこと、職員や各家庭へ確実に伝わるように連絡網を整備

することなどを指導いたしております。

ただし、台風が直撃する危険性が高まり、児童・生徒の安全が脅かされる状況が生じた場合などにおいては、教育委員会が緊急に校長会議を招集して対応を協議したり、あるいは各学校に対して直接教育委員会から休校や遅延登校等の要請をする場合もあり得ることを確認しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 分かりました。

では、2番に行きます。小・中学校の夏期休業についてです。

今年、小・中学校の夏期休業、去年からだったかと思うんですけども、37日と、例年より短かったんですね。始まりが、たしか8月27、6までお休みで7から2学期が始まっております。これ、なぜなのか、率直にお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

菊陽町立小・中学校管理規則第2条第1項において学期区分を示し、第2学期、8月27日から12月31日までと規定をしております。この管理規則の改正は平成24年4月1日ですが、同規則第2条第2項、学校の運営上、前項の規定により難しい場合は、校長は菊陽町教育委員会の承認を得て変更することができるとされており、この規定を活用して、実際の運用は平成21年度から行っております。8月27日を第2学期の始業日としたのは、本年度で4年目を迎えます。

この経緯について御説明をいたします。

平成20年度までは、第2学期を9月1日からとしておりましたが、その年度に麻疹が町内の学校で流行し、教育委員会や学校はその対応に迫られるとともに、学校は数日間の学校閉鎖を余儀なくされております。また、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から、本年度から完全実施される新学習指導要領に伴う授業時数の増加や、毎年流行が予想されるインフルエンザによる学級・学年・学校閉鎖、さらには自然災害等による休校等が予想され、授業時数の確保は児童・生徒の学力向上に緊急な課題でありました。そこで、平成20年度に校長会議や教務主任会議等でそれらの課題に対応すべく協議を重ね、教育委員会の承認を受けて、平成21年度から8月27日を第2学期の始業日としております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） やはり冬場に限らないんですけども、授業日数というか、休校の予防策として夏休みを短くされて日にちを確保されたということですが、その麻疹、インフルエンザ、同じようなものですかね、対策ということであれば、佐賀県のどこでしたっけ、伊万里市じゃなくて、どちらか、ちょっと前にR1というヨーグルトドリンクのようなもので免疫力が

上がったというニュースがちょっとありましたので、その休むからその分日にちを用意しておこうでなくて、できれば病気にならない対策の方を先にとっていただければなというのがちょっとした感想ではございますが。

それよりも、学習指導要領、こちらでは授業日数が増えたというのが私は主な要因だろうとは考えておりました。そこで、2番の質問なんですけれども、前期・後期2学期制というのが今ございますよね、これについてはどうお考えかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 答えいたします。

学期区分ということにつきましては、いわゆる夏休み、冬休み、春休みといった長期休業日を境目として3学期制とし、長期休業を前に児童・生徒の学習成績や学校での様子を記録をしました通知表を作成、配付することで、児童・生徒がめり張りのある学校生活を送れると考えており、2学期制の導入については現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 私がちょっと調べましたところの2学期制のメリット、こちらが、前期・後期ですので、その3学期制に比べて終業式と始業式、この分がまず授業に当てられるというのを見ました。それと、県の方で教職員さんにとられてるアンケートがあったんですけれども、この中にも、現場職員さんの中では、2学期制にしてみたらどうかという御意見も書いてございました。そういった御意見があることは御存じでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） もちろん十分知っております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 御存じの中で、今のところは2学期制の予定はないということですね。

ただ、現場の職員さんの御意見もできればもう少し、アンケートなどは実施されたかどうかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） アンケート実施はしてません。教育委員会として、デメリットがそれほど多くあるとは思えませんし、3学期制についての、今どうしてもやっぱりうちで検討せいかんという、そういった問題がありませんので、そのまま実施をしたいと思っております。今のところ、教育委員会として、その辺についての検討をする予定はありません。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 今のところはなしということですね。分かりました。

では、3番に行きます。小・中学校の土曜日授業についてです。

1、新しい学習指導要領について、先ほどとちょっとかぶりますけれども、授業数が増えていますが、現状はどのように対応されていますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えをいたします。

授業数についてのお尋ねということですが、授業時数についてのお尋ねかと存じますので、授業時数の増加について現状をお答えいたします。

平成23年に文部科学省が全国の保護者に配布したリーフレットによれば、標準総授業時数は、小学校6年間で5,645時間となり、278時間の増加、中学校3年間で3,045時間となり、105時間の増加となっております。これを1週間当たりに換算をしますと、小学校1、2年生、いわゆる低学年で1週間に各2時間の増加、小学校3年生以上中学校3年生までは各1時間の増加といった状況になっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 今いただきました時間、そうですね、小学校1、2年生が1週間で2時間、3年生から中学3年生までは週1時間ということですが、実際時間割的には、例えば月曜日が何時間、火曜日が何時間といった、曜日によっても違うと思うんですけれども、実際平均して、小学生、中学生に分けて、1日の時間数を教えていただけますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 小学校低学年では、基本的には午前中、午前中といいましても4時間授業、それに5時間授業が1日、2日、1年生、2年生ですね、入ってこようかと思います。3年生以上につきましても、5時間の日もあれば6時間、6時間というのが小学校、中学校とも大体1日フルタイムということになります。中学校においてはほぼ6時間授業となりますが、水曜日においては、校内研修、いわゆる職員の研修が義務づけられておりますので、法律上、その研修の時間に充てますので、大体水曜日はどの学校も5時間で帰る、あるいは小学校の低学年であれば4時間、給食後掃除をして、帰りの学活をして帰すということになるかと思っております。時間割りの工夫については各学校に任せてあります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） そうなりますと、先生方は授業が終わられた後に事務処理などをされてると思いますけれども、これが仮に2番の土曜日授業を実施して、平日の時間割り数が土曜日にちょっと移動した場合、実際先生方が夜遅くまで学校に残ってらっしゃるのをよく見るものですから、少し早く帰れるようになるかどうかというのは、推測で構いません、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 土曜日に授業日を持ってくるというのは、これ皆週休2日の中で教職員も同じ労働者として働いております。それにまず逆行する考えであるというのが1つということと、十分慎重にそこはしていかなければならないということ。それから、土曜日に当然授業を実施すれば、授業時数が増えますので、先ほど議員がお尋ねになりました学期区分の見直

し等とも関連をしてみたいです。

ただ、学期区分等について、あるいは夏休み、2学期の始業日等については、まだ教育委員会としてもこの方向で、先ほど申し上げましたように、授業時数の増加、不測の事態に対応するためのあらかじめ余裕を持っておこうと。この調整を学年末にするとすれば、年度末に授業をしなければならない、あるいは2学期慌てて土曜日授業を持ってこななければならない。どうしてかといいますと、インフルエンザ等がはやりするのは12月、1月、2月ですので、そうすると、学校の運営上ばたばたばたさせて、子どもたちに落ちついて授業を提供することができないということで、8月末に余裕を持って学期を始めようという考え方です。

いろんなことが土曜日授業にも関係してきますので、またこの後の質問でもお答えしたいかと思いますが、当然授業時数が増えるということは、その授業は担任あるいは教師が授業をするわけですから、事務整理では授業が終わった後しますので、そう土曜日授業をしたからといって、その後の事務整理が楽になるということはないのではないかと考えております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） そうですか。事務整理は、やはり昔の先生方に比べると、今物すごく事務整理が増えているということはよく伺います。もっと子どもたちと触れ合いたいとおっしゃる先生もいらっしゃるんですけども。

そうですね、先ほど中学校の部活動、菊陽中に関してだったんですけども、部活動に入っている生徒が全体の75%以上、78%ということで伺いました。実際、先生方もほとんどの先生が部活動の指導に当たってらっしゃると思うんです。そうなりますと、現実的に土曜日、日曜日、割と試合だなんだ、練習だということで、お休みなく学校に出てきていらっしゃるという感じを受けるんですけども、その授業と部活動っていうのは、先生のお休みっていうか、時間外的な扱いに部活動指導というのはなっているのか、もしお分かりになれば教えてください。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

職員の方も各学校で勤務時間が割り振られておりまして、勤務開始が何時何分から、8時何分から、勤務終了が16時何十分あるいは17時とかといったぐあいにしてあります。当然部活動は、その勤務時間が終わってからも行われております。そして、部活動の考え方というのは、子どものやはり健全な発達、健全育成上不可欠ということで、教育活動の一部ということで現場では理解もしておりますし、指導もしているところです。ただし、時間外にやはりその活動が及ぶということで、教員の、先ほど出ました事務整理のこともあります、成績処理のこともあります、そういった特殊性から考えて、給与については、そのプラスアルファといいますか、パーセンテージで上乗せをして支給をされていると。どこからどこまでがあなたの仕事範囲で、こっからは残業ですよ、手当みたいなのがありませんので、そういった形で給与面も待遇はされておりますし、また部活動も、教育活動の一環ということで実施をしております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すみません、私の発音が悪うございました。お休みですね、給与でなくて、休養、先生方、いつ休まれているのかというのが非常に心配でしたので、お休みについてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 失礼します。部活動については、余り加熱過ぎないように、子どもたちの心身の健全な育成が第一義であるということから、勝利至上主義に走らないように、子どもたちにも十分休養を与えながら、子どもたちの意欲に沿って活動をするようにということで指導しておりますし、また先生方も、それぞれ家に帰れば小さいお子さんもいらっしゃるし、御自身のリフレッシュの期間も必要だということで、のべつ幕なく練習をするのではなく、大会等に出るのではなく、きちんと選んで、それから小学校、中学校とも、その部活動の指針というものがあります。週1回は、小学校でも中学校でも平日に休養日、部活動をしない日というのを設けて、児童・生徒の休養、それから職員の休養にも充てるようにということで、これはどの学校でも実施されているかと思います。

土日につきましても、どうしても必要な場合には片方のみ、あるいはどうしても目指す大会が近々に近まった、コンクールが近まったというときには、土曜、日曜、練習するときもあるかと思いますが、これは事前に校長に申し出るようにして、承認を受けて活動するようになってます。校長の方は、それが過重な負担に、児童・生徒の負担にならないように、あるいは教職員の負担にならないようにということで、適正な部活動運営を努めるように指導しているところですよ。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） なぜ土曜日の質問をしたかといいますと、ちょっと先生とお話ししていたときに、土曜日学校来てるんだから、どうせなら授業があってもいいかなというちょっとしたつぶやきから、ああ、なるほどというところで今回質問させていただきました。

その土曜日授業についてなんですけれども、少し前のニュースですが、東京都で土曜日授業を月1回行っているところが何校かあると。また、埼玉県でも土曜日授業を考えているところもあるということで、たしか佐賀県の方でもあったかと思います。今のところ、熊本県内では、産山村ですか、あちらがやってらっしゃるということですので、当然私たちが小学生のところは土曜日授業ございまして、土曜日半日で家に帰れるというわくわく感というのがどうしても忘れられませんか、再度お尋ねします。

土曜日授業を実施する予定は、今後、すぐではなくて結構です、先の話でも、検討するかもしれないというところがあるかどうかをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） かもしれないはありませんが、今議員がおっしゃった産山村では、今土

曜日授業実施を一応昨年からやっておりますが、土曜日実施といいましても、毎週あつてわけじゃありませんで、例えば小学校では年間5日、それはどこでとるかっていうことなんですが、それは学年行事であつたり、学校行事であつたりという、そういう学校による特色ある学校づくりというか、地域づくりというか、そういったもののとり方が多いようでありまして、ここあたりでやつて土曜日の学習発表会とかそういった時間に充ててる時間が多いようでありますから、年間、結局小学校では、昨年始まったときには3回だったということですか、今年は5回というふうなことでありまして、その中でも、土曜日ですから、3時間という状況で、3掛ける5というふうな形の時間のとり方です。

それと、中学校は、以前は月1回程度というようなことでありましたが、今中学校では年9回というようなことでの実施であるようでございまして、中学校は4時間掛ける9というような形での時間のとり方であります。

学校での取組というなのはそれぞれ違うわけでありまして、そういった形での時間の確保ということで、実際に授業を一部やるというふうな状況はあるかもしれませんが、授業をそこでやるというよりか、そういった授業時数の中にある行事等を含めて一応土曜日に持ってくるといった状況をつくってるようでございます。

議員がおっしゃるように、私たちのときも土曜日は授業があつておりましたが、今は金曜日になると、なうれしいです。土曜日が休みでありますから、本当にうれしいんです。だから、教員の考え方もいろいろありまして、いろんな考え方ありますが、今菊陽町で土曜日のそういう授業実施というなのは考えておりませんし、今後、検討するというか、そういう状況が必要であればまた検討しなければならないと思っております。

ただ、先ほど次長の方でお答えしましたように、授業日数の確保ということでは、熊本市は9月3日に始まったんです、今年。9月3日に始まると、うちと随分差がありますが、どこかで時間調整は、冬休みの前であるとか、そういった時間調整は必ずしてると思いますし、地域によって、2時間、3時間というか、2日あるいは3日のそういう差があるというなのは確かでございます。ただ、今そういった時数の確保というふうな面では、土曜日の授業をうちで今実施をしようというふうな話はまだ校長会等でもしておりませんし、委員会としても十分な話をしておりませんので、実施の予定はございません。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 今のところはないということで、分かりました。

私が調べましたところ、埼玉県の東松山市、こちら、夏期休業日を、暑いですね、ここ数年、夏は、ということで、夏期休業日を延長されて、土曜日授業を実施されたりとか、熊本も盆地で非常に暑うございます。2学期始まってすぐの1週間は確かに暑かったなという、昼間ですね、記憶がありまして、こんな状況で学校で勉強できてるのかと娘に聞きましたところ、扇風機のとり合いで集中できないと。もともと集中できてるかどうかは別なんですけれども。なので、土地土地に合わせた、学校全部にエアコン入れていただいて、快適な環境ができれば

ば、それはまたそれで思いっきり勉強してもらいたいと思うんですが、状況に合わせてある程度考えていただければなという思いと。

あと一つ、こういった今回細かい質問をしたのは、正直、学校の先生に聞いても余りよく分からないというところ、なぜ夏休みに短いのかとか、土曜日何で授業しないのと聞いても、実際接する先生方は何ともお答えができませんよね。そういった関係で、情報の公開といいますか、熊本県の教育委員会ではホームページがございますよね。あそこを見ても、ちょっと町の方針はどうなんだろうというのがよく分からなかったものですから、よければどちらかにそういった情報を載せていただけると、見たいときに見れるという利点があるかと思いますので、そういったお願いを兼ねて、今回の一般質問をさせていただきました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時35分

再開 午後 1 時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君、一般質問を許します。

○9 番（芝 和長君） 最後の質問になります。

質問に先駆けて、先日町内会から敬老の日でお祝いをしていただきました。町の方からもお祝い金が出ていたそうで、ありがとうございました。

これから質問に入ります。

昨年の3月及び7月紀伊半島、それからせんだって7月の北部九州豪雨、この被害に遭われた方、亡くなられた方、たくさんいらっしゃいますが、心から哀悼の意を表するとともに、一日も早い復興が実現するようにお願いをしたいと思います。私も、体力的にはもう限界でありますので、何もできませんけれども、自分のできる範囲の支援をいたしたいと思っております。

さて、毎年、雨、風、それから地震と、被害がたくさん及びますけれども、その都度考えますことは、我々はこういうふうにして幾度となく災害に遭って、何を考えて、何をすべきかということを反省しているのかということが私の心の中にいつも浮かびます。というのは、水は方円の器に従いと、盆の中にたまったら四方から出ていくと、あるいはニュートンの引力説ではありませんけれども、物は高い方から崩れていくと、それから水は低いところへ流れるという原則があるわけですね。これは国民全員が協力をして被害に遭ったのを助けてあげるのはもちろんですけれども、その前に、やっぱり個人として考えるべきことがあるんじゃないかなと。日本国民の皆さんが全員そういうことを考えれば、ある程度の個人の被害というのは防げるん



じゃないかなと。例えば曲がりくねった川のところに住居を建てたら、いつその川が氾濫するか分かりません。その氾濫の水が自分の住まいに襲ってくるということも予測をするとか、あるいは高い山の崖の下に住居を構えたら、山が崩れてくるんじゃないかという、そういうことを想定しながら、やっぱり自分の財産・生命というものは守っていくべきルールがあるんじゃないかなというふうにいつも考えております。

そういうことで、我々はもう被害に遭ったらしょうがないので、国民全員で助け合って復興していくのがやっぱり人間の心だと思います。

あとは、質問については自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 質問事項は、（仮称）光の森複合施設の建設について、1項め、2項めは（仮称）多目的広場の活用についてということで質問をさせていただきます。

まず、光の森複合施設の建設の進捗状況について伺います。

平成23年3月定例会において、複合施設については25年着工を目標、23年度基本設計に取りかかるという施策の方針で町長が施政方針で示されましたが、この中で検討委員会というのを言われて、その検討委員会が立ち上げられて結論が出たわけですけども、この検討委員会の結論というのは建設についてどの程度の役割を示したか、お願いをします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 検討委員会の結論はということで回答させていただきます。

検討委員会の方は、昨年度、平成23年度に、県外施設の見学も含めまして合計7回の会議を開催してまいりました。委員会の構成としましては、地域の代表の方、各種団体の代表の方、保育園や小・中学校の保護者の代表の方、それと学識者の方含めまして合計13名で構成されまして、活発な議論が展開され、さまざまな御意見をいただきまして、計画の中にも盛り込んでいったところでございます。

委員会の結果につきましては、複合施設の内容としまして、鉄筋コンクリート平家建てで床面積が約2,300平方メートルとなっております。その機能といたしましては、住民票の交付を行う支所機能、それと地域コミュニティーの場としての会議室等、本町には子育ての世代が多いことから子育てを支援していく機能、健康増進や健診等を行う機能、軽運動ができる機能、和室の機能、また情報コーナーや談話室等の機能も持たせていくということにしております。駐車場も多くの方が利用できるように100台以上を確保しているところでございます。

また、午前中も申し上げましたが、地域の皆さんが安心して過ごせますように、防災倉庫の整備、太陽光を利用した蓄電池整備による非常用電源を確保しまして、西部地域の災害時の拠点として活用できるような機能もあわせて備えつけるというような基本設計を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9 番（芝 和長君） 今いろいろ説明を受けましたけれども、検討委員会の結論というのは十分反映をされたわけですね。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 全てではございませんけれども、委員の皆さんの意見というのは真摯に聞きまして、町の考え方もお話ししまして、委員の皆様御理解いただいて取りまとめでいったと、そのような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9 番（芝 和長君） 2 番目の、平成22年度の町の第5期総合計画の中でこの建設の計画の位置づけをするとされておりましたけれども、内容的にはもう何回も説明を受けたので、これはちょっと省きますけれども、基本設計というのはもうできておりますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 基本設計は、平成23年9月に業務委託を発注しまして、その間、先ほど申しました住民検討会の意見を十分いただきながら、設計内容に反映させる等の作業を行いまして、平成23年度、今年の3月をもって設計完了、納品となっております。

現在は、完成しました基本設計をもとに、実施設計の委託契約を締結しまして、実施設計の業務の方に入っているというような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9 番（芝 和長君） 全員協議会で説明を受けましたけれども、建物自体は平家という説明でしたですね。これは、将来は2階建てに要するに建て増すというような計画はお持ちですか。それともそのままの平家でいくというふうな感覚でおられるかどうか、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 2階建て、平家建てにつきましても、いろんな意見が出されまして、これも非常に慎重に検討を行ってきたところでございますけれども、平家で建てて、後ほど何か必要になった場合に2階建てに増築というような形でできないかというような御意見もあったわけなんですけども、やはり建築上の基準がございまして、この基準も年々変わっております。現段階で、増築することを想定しながら基準値を設けて設計をやっていくということはなかなか難しいんじゃないかということで、今のところ平家建てというような計画で進めております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9 番（芝 和長君） やはり予算的に無理であれば、将来は継ぎ足して大きくするというのが我々の希望であったわけですけど、基準的に問題があればいたし方がないというふうに考えます。

それと、4番目の建設の着工時期、いわゆる完成時期、これにて概略示していただきたいと思いますが。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 本年度につきまして、実施設計の業務委託を発注しておりまして、今年度中に実施設計業務を完了される予定でございます。その後、来年度、平成25年度中に建築工事に着工いたしまして、平成26年度中には竣工及び供用開始を予定しておるというようなところで作業を進めております。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今説明を受けたとおり、なるべく速やかに立派なものが完成できるようにお願いをいたします。

次に、建設の費用の見込みですけれども、どれぐらい見込んでおるのか、ちょっとお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 現在、実施設計作業を進めておりまして、今後は施設整備の詳細な内容につきまして検討作業を行ってまいるところでございます。来年2月ごろには施設整備に係る正確な工事費が積算できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 分かりました。なるべく早目に予測等をお願いしたいと思います。

それから次に、その建設費用の中に補助金がどれぐらい活用できるのか、またその額はどれぐらい見込まれるかということをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、補助金は活用できるのかという3番目の御質問とその額の見込みはという4番目の質問、御一緒によろしゅうございますでしょうか。

（9番芝 和長君「はい、はい」の声あり）

補助金の活用につきましてですけれども、複合施設の方は、社会資本整備総合交付金の中の都市再生整備計画事業として国の交付金の活用を予定しまして、建設する予定です。この交付金には、基幹事業と提案事業がありまして、そのうち基幹事業というものは全て交付金の対象になりますが、提案事業といいますのは国から認められた場合に交付金の対象になります。

今回の複合施設の場合、この基幹事業に該当しますのが会議室、子育て支援室、コミュニケーションルーム、情報コーナーなどになりまして、提案事業につきましてが軽運動室や健康増進室などになります。補助対象外の部分といたしましては、支所機能の部分になります。

全体事業に占めます面積の割合では、基幹事業が全体の約5割、提案事業が約4割、対象外の部分が約1割になるところでございます。

また、複合施設には、国の再生可能エネルギー等導入推進基金を利用しまして太陽光パネルと蓄電池を設置することにいたしております。現在、熊本県で補助の内容を検討されていまして、内容はまだ確定されておられませんけれども、今の2つの事業を活用しながら進めてまい

予定でございます。

その見込み額ということでございますけれども、見込み額につきましては、先ほど申しましたように、総事業費が確定していませんので、交付率というような形で申し上げます。

複合施設に関する事業費のうち交付の対象となるものは、建設費、用地費、実施設計費等になります。また、交付対象になる機能では、支所機能の部分が交付の対象外となりますので、全体事業費のうち90%が交付対象になります。この90%のうち、基幹事業の交付率は40%に、提案事業の交付率が約28%となっています。これらの基幹事業と提案事業をあわせまして、全体の交付率では約36%になるように見込んでおるようなところです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 大体3分の1強という概算でよろしいですか。

それから、この施設が完成をした場合、武蔵ヶ丘支所の運営についての考え方をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 複合施設建設後の武蔵ヶ丘支所の運営についてでございますけれども、今後必要に応じて武蔵ヶ丘地域の住民の方の御意見をお聞きしながら、その運営方法あるいは体制につきまして検討していくというふうにいたしております。まだ現在、こうするというふうなことを決めておるわけではございません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 現在、武蔵ヶ丘地区の住民の方も、かなり高齢の方がたくさんいらっしゃるわけですね。その方たちが、現在の支所から光の森の支所という移動する手段が非常に困難だと思います。その辺の手当てというか、必要最小限の業務を現支所に残してやるのか、もう全部こちらに移してやるのか、その辺の区分というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいま申しましたように、はっきりした区分をもって今決めておるわけではございませんけれども、やはり武蔵ヶ丘地域の方から新しい複合施設への移動手段についての御意見は、住民懇談会あるいはこの複合施設の検討会を進めますときにもいろんな意見をいただいておりますので、そういった移動手段に配慮していくことも必要であると思いますし、現在の武蔵ヶ丘支所、これをどういうふうに上手に活用していくかということもしっかり考えていかなければならないことというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） よく検討していただきたいと思います。年寄りは弱者でありますから、こ

の町長の長期計画に示されたとおり、弱い人の見方になっていただいて、十分にその辺の対応は考えていただきたいと思います。

次に、（仮称）多目的広場の活用について伺います。

先ほど川俣議員がいろいろ質問をされまして、重複する部分もあるかと思えますけれども、また違った観点から私はいろいろ要望をしていきたいと思えますけれども。

最初に、使用目的等は計画をしていらっしゃるかどうか、お願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 光の森北側の多目的広場は、現在整備を行いまして、仮運用を行っておりますけれども、平成28年度までに本格的な整備を行う予定でありまして、今後の財政状況を踏まえまして、国等の財政的支援があるような計画ができないか、そういったことも含めまして、町民の皆さんの合意を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

今御質問の、現在今使用目的として明確なものを持っておるかということでは、まだ今後決めていくというような段階でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） まず、私たちは当時議員でなかったんですけども、先輩議員たちが、これはよしという思いであの多目的広場等の取得をされたわけですね。それで、原点に返って何をなすべきかということをやっぱり十分考えていただいて計画をしてもらいたいと。あの広大な敷地は、やはり先行取得で取得する以外にできないわけです。後でやろうと思ってもできないわけですね。それで、そういう意味で取得をされたというふうに私は理解をしております。

そこで、まずやはり使用目的を十分確立をされて、そしてどんな施設をつくり、どんな方法で利用するかと、そういうふうなことをいろいろ検討、計画をされて、それが28年度までに完成しなくてもいいわけですね。逐次、28年度過ぎても、体育館をつくる、次年度の計画ではグラウンドの中にテニスコートをつくるとか、そういうふうな段階的な使用方法を考えていただきたいと。一遍に、一度に完全なものがぽっとできるような状況には今の町の財政ではできないわけですから、逐次1個ずつ完成をしていくと。10年かかっても結構だと思いますね。そういうふうな観点で計画をしていただきたいと。

私の提案といたしましては、今武蔵ヶ丘中学校の運動場の拡張問題が出ておりますね。あの横に、現在はイベント等があるときに駐車場に使われておりますけれども、いろいろな観点からすると、20億円をかけて取得したあの広大な土地にいろいろな施設をつくると、やっぱり駐車場が必要になると。今車社会の現代ですから、駐車場がない施設とか、あるいは運動場とかというのは利用価値がないというふうに私は思うわけですね。そこで、あの広い土地にわざわざ駐車場をつくって狭くするよりも、中学校の横に取得されているところを駐車場にして、中学校の運動機能を新しい多目的広場につくるところに利用させるというふうな計画をしたらど

うかと。例えば、今狭い運動場の中に中学校は、ソフトテニスコートとか、それからサッカーとか野球とか、混合してやってるわけですね。だから、私の孫が中学校にお世話になっとなったときは、陸上競技部の部員だったんですけども、中学校の運動場で走ることができないので、あそこの運動公園まで毎日出かけるわけです。ほで、非常に心配をしました。帰りに遅くなるんですね。だから、そういうことも、あの広い多目的広場にトラックをつくって練習をさせたらいいわけですから。その辺で、住民が使うのもいいですけど、子どもたちがそういうふうにして利用して部活動を完全にやるというふうにできるような施設、これは多目的広場が、光の森地区とか、あるいは武蔵ヶ丘地区だけのものではないと私は思うわけです。町全体が利用できる施設であって、そういうものをつくるのがやっぱり町の望まし姿ではないかと、そのように考えております。その辺、町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 言われるように、あそこの土地というのは特定に限られた人たちのためのということでは捉えておりません。町全体の中での大事な部分でありますけども。午前中、川俣議員のところでも答弁しましたように、特に西部地域の中でああいった広い場所がないというところも十分見ながら、そして今後、これから詰めていくことになりますけども、ただいま言われたような御意見、そして川俣議員からもいろんな提案がありましたけども、いろんなものについて検討というか、調査検討をする必要があると思いますけども、やはり町民の皆さんの合意を得ながら立派なものをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） この中央の体育館、これももう老朽化して、建て直すと、あるいは町民グラウンドが狭い、新しいグラウンドが欲しいというようないろんな計画のある中で、じゃああの多目的広場はその中のどれに、どのようなことで活用できるかということも十分考えていただいて、それでも西部地区だけのものではありませんので、町全体あるいは、ああ、よその町から、よその市から、ああ、立派なもののできてる、利用させてほしいというふうに言われるような施設を私は将来は完全に確立をしていただきたいと思います。

それで、今は、町長の回答にもありましたけども、2の負債返済までにある程度 of 青写真が描かれるということを考えますと、やはり長い目で見て、やっぱり計画、青写真はずっと早目につくっていただきたいと。それで、段階的に完成の時期を、予算と勘案しながら立派なものをつくっていただくのが我々の希望であります。その辺はいかが考えてらっしゃいますか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 光の森のこの北側、南側両方含めてでありますけども、まず南側の方につきまして、いろんなやっぱり財政状況も考えながら、そして緊急度合い、そういった中で南の方の複合施設を優先させて、そちらの方につきましては、もう今年度中に実施設計まで入るし、さっき総合政策課長が答弁しましたように、補助事業等も採択されましたので、そういう目途がついて、いわゆる職員の問題、どれだけ集中できるかということで、今南側の方に集中

的にやっておりますけども、そちらの方が来年になればもう当然目途がついてきますので、そういう中では、28年度までということでもありますので、そういう財政的なところもいろいろありますけども、この国等の財政支援があるような計画ができないかということで、その補助関係、そういう事業等も見なければならぬし、またいろんなやっていく場合でのその都市計画上のいろいろな課題もありますし、またこの国の制度・事業使って先行して押さえて買った土地でもあるということでもありますけども、一方では、民間、いわゆるPFIとか、さらには川俣議員さんのような提案もありますので、いろんな可能性はあるかどうか、そのためにはまず、今制約のあるようなものをきちんと押さえて、どうしたらその制度的にできるか、その辺をまずきちんと押さえた上で入っていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 施設をつくるということは、非常に経済的に、まず第一優先が経済的に可能かどうかということが判定の材料になると思いますけど、いろいろな知恵を出し合って、あんなものをつくったらどうか、こんなものをつくったらどうか、いろんな日常会話の中で、そういういろんなばか話みたいなことで話し合ってるのが現実になっていくという場合もありますので、お互いに何をつくったらいいかな、いや、こんなものもつくったらいいんじゃない、いや、あそこに大きなものをつくって、そのほかのは別なところにつくるとかというふうなアイデアも浮かんでくるんだろうと思います。そういう意味で、役場の方、職員の方も少数で頑張っていらっしゃるけども、いろいろ苦勞があると思いますけれども、やはり努力を一段とやっていただいて、立派な施設ができるようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君の一般質問は終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

これで執行部におかれましては退席されて結構です。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時20分

再開 午後2時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 甲斐榮治議員に対する処分要求の件

○議長（大塚 昇君） 日程第2、甲斐榮治議員に対する処分要求の件を議題とします。

福島知雄君から地方自治法第133条の規定によって甲斐榮治君に対する処分の要求が提出されています。

地方自治法第117条の規定によって、甲斐榮治君の退場を求めます。

〔8番 甲斐榮治君 退席〕

○議長（大塚 昇君） ここで処分要求議員の説明を求めます。

福島知雄君。

○12番（福島知雄君） それでは、処分要求理由を説明いたします。

侮辱に対する処分要求書を朗読することによってかえさせていただきます。

侮辱に対する処分要求（法第133条）。

平成24年9月7日。菊陽町議会議長大塚昇殿。菊陽町議会議員福島知雄。

処分要求書。

平成24年9月5日の議会において次のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

記。1、侮辱を与えた者の氏名、甲斐榮治議員。

2、侮辱を受けた事実または事情。平成24年9月5日の第3回菊陽町議会定例会の議案審議において、議案第45号「工事請負契約の締結について」を議題とする審議が行われた。その際の甲斐榮治議員の反対討論において、私（福島知雄）に政治倫理条例違反があるような指摘があり、なおかつ町執行部との癒着で利益誘導したととれる発言があった。このような事実無根な発言は大変遺憾であり、著しく名誉を傷つけられ、この発言を聞き逃すことはできない。根拠のない単なる風評などに基づく発言は、議会を混乱させるとともに、個々の議員の立場を脅かし、議員活動を制限するものである。また、町民に広く誤解を与える。今後、このような発言の防止を強く求めるために、地方自治法第133条の規定により処分を要求する。なお、政治倫理条例違反があると主張するのであれば、その根拠を具体的に指摘すべきである。議長のもとで適切な対処を願いたい。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ただいま福島議員から自治法133条における処分要求がございました。

この後委員会に付される予定でございますが、まずもってこの要求書では、甲斐議員のどの言動が侮辱に当たるのかが明確ではございません。よって、議事録も出ておりますので、ただいま御説明なされた部分、「政治倫理条例違反があるような指摘があり、なおかつ町執行部との癒着で利益誘導があったととれる発言があった」ということでございます。そこについて具体的な説明を求めます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） それでは、説明いたします。

まず、甲斐議員の意向というのは、政治倫理条例改定の直接的な目的は、議員が自己の地位による影響力を不正に行使し自己の利益を図ることのないよう、政治倫理に関する規制の基本

事項をより明確に定めることであるという、これに基づいての討論であったかと思います。その中で、残念ながらこの期待は裏切られ続けて今日に至ったというふうに思っていると。このどの部分が私が期待を裏切ったのかという部分、これは明確に示していただきたい。

それと、昨年11月24日、第54号議案菊陽町立菊陽中部小学校調整池整備工事に反対の討論をしたということでもありますけども、この中部小学校の件が出ましたんで、ちょっとこれに触れさせていただきます。甲斐議員の甲斐通信第26号によりますと、かいつまんで申しますと、小学校の建設地が不自然な形で現地に変えることが決定されたのは1票差によった。その1票の出方と今回の受注状況を見たとき、ある疑念を拭えない。これ、調整池受注に関してのことです。いかにも小学校建設問題で私が現在地に手を挙げたのは、この太照工業が調整池を受注する見返りに手を挙げたというような表現でありますし、本人からも直接私はそのような話も聞きました。調整池に関してはそうです。

それと、同僚議員の身内が経営する企業、すなわち太照工業であると。この中で問題が2つあるということですが、1つが地方自治法第92条第2項及び菊陽町議会政治倫理条例に照らしてどうかということが1つということですが、これは具体的に何も言っておられません。何が問題なのか、何が違反なのか、その件を明確に示してもらいたい。

あと、次が「その2は」ということですが、太照工業の受注状況は、そういう議会の雰囲気に対して、むしろ私には挑戦的にさえ見えたということですが、その次に、太照工業の23年度、24年度の受注金額が書いてありますけども、私はこの金額は調べておりませんが、これを見ますと、この中にJVの売上金額が入ってるというようなことでもありますけども、JVというのは持ち分比率ですから、私が聞いたところでは、調整池に関しては6対4という話であります。ですから、請負金額の6割が親の請負金額になると。また、24年の光団地建設において、あれも調べましたけども、6,000万円ちょっとだったですかね、私はつきり覚えておりません。これも比率が6対4、太照工業は4割です。6,000万円にして2,400万円の請負です。この部分の数字が違ってるんじゃないかというふうに思います。

それと、当該議員に、私ですね、これはつきり書いてありますんで、当該議員に対して、この今回のJVを辞退させてはどうかという助言があったということでもありますけども、私は太照工業に対して何ら影響力も持たないし、権限も持っておりません。そういうことで、この入札に関して私が議員の立場で辞退しろ、辞退することはできないとか、そういう権限を持ち合わせておりません。そういう関係にありません。

そういうことと、また当該同僚議員からは、自分をめぐる状況について、今日まで納得のいく弁明を聞いておりませんということですが、何を弁明するのか、そういう質問もあっておりませんし、弁明する材料も私にはありません。

それと、周囲の市町村から批判の声さえ出ているということでもありますけども、じゃあどこの市町村なのかと、その市町村名を明確に上げていただいて、その市町村議会の総意なのか、そういうことも指摘をしたいと思います。

私からいったら、あくまでも疑惑、疑惑であると。もう個人的な思いの中で、このような真綿に包んだような表現をされて、私は非常に侮辱され、名誉を傷つけられたというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） お尋ねいたします。

今回の光団地の建設に対して甲斐議員さんが反対討論されまして、福島議員が動議を出されました、今説明もございましたけれども、いまだかつてない出来事でございます。そういった状況で、今後この結果も、新聞記者も来ておりますし、大々的に熊本県に報道されるかと思えますし、残念でたまりません。そういった関係で、もし反対討論がなくて、そのまま採決に至ったならば、福島議員はどういうふうにこの状況を捉えたのか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） ちょっと梅田議員に申し上げます。

本人に対する説明ですので、この議会の仕組みについての、この懲罰等の仕組みについての質問は本人は答えられませんので、控えてください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

甲斐榮治君から本件について一身上の弁明をしたいという旨の申し出があります。

お諮りします。

これを許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、甲斐榮治君の弁明を許可することに決定しました。

甲斐榮治君の入場を許します。

〔8番 甲斐榮治君 入場〕

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君に一身上の弁明を許します。

○8番（甲斐榮治君） 自席でいいんですか。

○議長（大塚 昇君） 自席で結構です。

○8番（甲斐榮治君） それでは、弁明を許可されましたので、福島議員の要求書に対する弁明をいたします。

今、前の段階で福島議員からどのような説明があったかは分かりませんが、私のところで判断できるのは処分要求書の範囲ですので、その範囲で判断すべきであるとまず思います。それに従って弁明を申し上げます。

まず、処分要求の根拠として福島議員が上げている法令は地方自治法第133条であり、条文

は以下のとおりであります。侮辱に対する処置、第133条。普通地方公共団体の議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる、こうあります。福島議員は、侮辱を受けた事実または事情を種々記述してありますが、まずは総括して、私は同議員が指摘するような侮辱に当たる発言は一切していないことを明言いたします。

福島議員の指摘は、要求書によると主に3点であります。以下、そのような事実はなかったことを逐次反証いたします。

まず第1点、福島議員の要求書にある文面ですが、「私福島知雄に政治倫理条例違反があるような指摘があり」という一節がありますが、私甲斐榮治の第45号議案に対する反対討論の記録を通読していただければ明確なとおり、私はそういう指摘はしておりません。私は、政治倫理条例などによる法的な判断は後日政治倫理審査会の俎上にのるものと考えたので、本件に関しては条例違反云々の言及を一切避けました。ただ、議員の身内による公共工事の受注という事実は町民に倫理上の疑惑を呼ぶし、しかも受注がたび重なっている状況の中では、議員の倫理が問われ、議会全体としてもその見識を試されていることを指摘いたしました。

よく言われるように、法に触れなければ何をやってもよいということにはなりません。そういう態度をもしとれば、一般市民であっても社会の指弾を受けます。議員であればなおさらのことです。私は、こう判断の前にある倫理上の問題を指摘したのであります。これが第1点です。

第2点、「なおかつ町執行部との癒着で利益誘導したとともとれる発言があった」についてです。本議案審議中、副町長からも同様の趣旨の発言があつて、議長に発言を制止されたこともありましたが、私の反対討論には、よく読んでいただくと分かりますように、この種のことに對する言及は一切ございません。記録を読めば明確なので、反論の必要もないと考えます。

第3点、根拠のない単なる風評などに基づく発言について。私は、福島議員からは後日必ずリアクションがあるだろうと想定していましたので、事実でないこと、不確実なことについては反対討論の中で絶対に触れないよう心がけました。事実でないことは一言も言っておりません。

重要な賛否の討論の際には、私は議員の発言の重さと果たすべき責任の重大さに鑑みて、必ず文章化することを心がけております。政治には感情が含まれることもあり得ますが、公の身分を持つ者の公の席における発言は十分に自制的でなければならない。文章にするという作業は、理性を前提としなければできません。理性が働けば、自分が述べていることが事実に基づいているか、判断が適切か、感情的になる余り無礼の言葉遣いはないかなどが冷静にチェックされます。

以上、私は、反対討論で福島議員を侮辱する意思もなく、またその事実もありませんでした。法令上要求があれば特別委員会に付託せねばならないことになっておりますので、懲罰特別委員会は開かれざるを得ませんが、私の反対討論をしっかり聞いていただいていたなら

ば、このような要求書が出てくる余地さえないことを申し述べて、私の本件に対する弁明いたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の退場を求めます。

〔8番 甲斐榮治君 退席〕

○議長（大塚 昇君） 処分要求の議決については、委員会条例第6条の規定により、その提出とともに懲罰特別委員会が設置され、また会議規則第111条の規定により委員会付託を省略できないことになっておりますので、本件は懲罰特別委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

懲罰特別委員会の委員の定数は15名としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員の定数は15名と決定しました。ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（大塚 昇君） お諮りします。

懲罰特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員は、配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

委員会開会のため、しばらく休憩します。

本会議は懲罰特別委員会終了後とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時57分

再開 午後4時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

本会議休憩中に開催されました懲罰特別委員会において、委員長に渡邊裕之君、副委員長に小林久美子君が決定しましたので、御報告申し上げます。

甲斐榮治君の退場を求めます。

〔8番 甲斐榮治君 退席〕

○議長（大塚 昇君） 懲罰特別委員会の審議の経過と結果を委員長より報告願います。

懲罰特別委員長渡邊裕之君。

○懲罰特別委員長（渡邊裕之君） それでは、先ほど行われました懲罰特別委員会の審査の経過と報告をいたします。

それぞれの委員に討論を求めたところ、懲罰を科すべきではないという立場の意見が多数を占めました。その中でも、先ほど福島議員が指摘をなさいました「町執行部との癒着で」というところは私信によるものであり、今回の要求書では無効であるということで、これは訴えの理由にならないということや、またこの中において福島議員の名前は書かれていないと。また、そういった侮辱に当たるような文言がないという理由や、先ほど質疑の中で明確にということでお答えいただいた内容に関しては、これは指摘をしただけと、逆質問という形で、具体的な事由がなかったというようなことでございました。また、文章が事実そのものであり、これは抵触しないというようなことでございました。また、こういった流れの中で、審査請求をしてから、そこで白黒つけるべきというような御意見もございました。

まだ細かくありましたが、おおむね科すべきではないと、該当してないという意見が多数を占めました。

採決に入り、懲罰を科すべきではないに賛成の方の採決を求めたところ、全員賛成でありました。

よって、甲斐議員に対しましての懲罰は科すべきではないと決定をいたしました。

なお、申し上げますが、今後このようなことがないように、福島議員も要求書の中で触れられておりますが、政治倫理条例の違反があると主張するのであればその根拠を具体的に指摘すべきであるというような御意見でございますので、疑義があれば政治倫理条例に照らして速やかに審査請求を行い、問題解決するよう申し添えて、委員長の報告といたします。

以上で懲罰特別委員会の審査の経過と結果を終わります。

なお、質疑につきましては、自席から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 懲罰特別委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、甲斐議員に処罰を科すべきでないとのことであります。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、本件は委員長の報告のとおり可決しました。

甲斐榮治君の入場を求めます。

〔8番 甲斐榮治君 入場〕

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君に申し上げます。

甲斐議員に処罰を科すべきでないと決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後4時30分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成24年9月19日（水）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成24年9月20日（木）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成24年9月21日（金）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成24年9月24日（月）再開

（ 第 9 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（6 日 目）

（平成24年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成24年9月24日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 議案第41号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第2 議案第42号 平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第3 議案第43号 平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第4 議案第44号 平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第5 議案第48号 住居表示の実施区域及び方法について  
日程第6 議案第49号 都市公園を設置する区域について  
日程第7 議案第50号 合志市と菊陽町とのセミコンテクノパーク内下水道に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更に関する協議について  
日程第8 議案第51号 町道路線の認定について  
日程第9 報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率について

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 中 岡 敏 博 君 | 2 番  | 野 田 恭 子 君 |
| 3 番  | 吉 本 孝 寿 君 | 4 番  | 吉 山 哲 也 君 |
| 5 番  | 渡 邊 裕 之 君 | 6 番  | 坂 本 秀 則 君 |
| 7 番  | 石 原 武 義 君 | 8 番  | 甲 斐 榮 治 君 |
| 9 番  | 芝 和 長 君   | 10 番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11 番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12 番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13 番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14 番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 君 | 16 番 | 小 林 久美子 君 |
| 17 番 | 梅 田 清 明 君 | 18 番 | 大 塚 昇 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長     | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長   | 中 富 恭 男 君 |
| 教 育 長   | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長 | 鶴 田 義 晃 君 |
| 総 務 部 長 | 松 本 東 亞 君 | 福祉生活部長  | 阪 本 修 一 君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 産業建設部長    | 坂 本 恭 一 君 |
| 総務課長      | 實 取 初 雄 君 |
| 財政課長      | 阪 本 浩 徳 君 |
| 人権教育・啓発課長 | 堀 川 俊 幸 君 |
| 健康・保険課長   | 佐 藤 清 孝 君 |
| 環境生活課長    | 大 山 陽 祐 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長   | 堀 川 正 信 君 |
| 建設課長      | 松 村 孝 雄 君 |
| 下水道課長     | 今 村 敬 士 君 |
| 総務課庶務長    | 中 島 秀 樹 君 |
| 法制係長      | 堀 行 徳 君   |
| 図書館長      | 服 部 誠 也 君 |
| 生涯学習課長    |           |

|                |           |
|----------------|-----------|
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 平 野 誠 也 君 |
| 総合政策課長         | 吉 野 邦 宏 君 |
| 税務課長           | 阪 本 章 三 君 |
| 福祉課長           | 宮 本 義 雄 君 |
| 介護保険課長         | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 町民課長           | 山 崎 謙 三 君 |
| 農政課長           | 志 垣 敏 夫 君 |
| 都市計画課長         | 小 野 秀 幸 君 |
| 商工振興課長         | 吉 川 義 則 君 |
| 教育審議員          | 矢 野 陽 子 君 |
| 学務課長           | 松 本 洋 昭 君 |
| 農業委員会事務局長      | 荒 木 一 雄 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第41号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第41号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

議案第41号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の第1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,567万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,812万9,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、歳入では前期高齢者交付金を減額し、前年度繰越金の増額、歳出では諸支出金の増額です。

8ページを御覧ください。

歳入について御説明申し上げます。

款の7前期高齢者交付金、項の1前期高齢者交付金、目の1前期高齢者交付金は、平成24年度前期高齢者交付金の確定によります671万円の減額を行い、款の14繰越金、項の1繰越金、目の2その他繰越金は、平成23年度からの繰越金の確定によります5,238万4,000円の増額です。

9ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は、財源の入替えて前期高齢者交付金を671万円減額し、一般財源を671万円増額いたしております。

11ページを御覧ください。

款の11諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の3償還金は、前年度国庫負担金等の確定によります償還金3,435万2,000円の増額です。

款の12予備費、項の1予備費、目の1予備費は、歳入歳出調整のため1,026万6,000円を増額いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第42号 平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第42号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 議案第42号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書の第1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ764万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,796万7,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、歳入では繰越金の増額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額です。

予算書の8ページを御覧ください。

歳入について御説明を申し上げます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金は、事務費に要する経費として72万円を増額いたしております。

款の5繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、平成23年度から繰越金の確定によります692万7,000円の増額です。

9ページを御覧ください。

歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期

高齢者医療広域連合納付金は、町が後期高齢者医療給付金として納付するもので692万7,000円を増額いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第43号 平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第43号平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

議案第43号平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,754万円を追加し、歳入歳出の総額を19億1,968万円とするものです。

今回の補正の主な内容は、歳入では過年度の国庫及び支払基金の確定によるもの、また平成23年度介護保険特別会計の決算に基づく繰越金の増によるものです。また、歳出につきましては、過年度分の返還金及び基金積立金の増によるものでございます。

それでは、8ページを開いていただきたいと思います。

まず、歳入の主な内容について御説明いたします。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護保険給付費負担金は、過年度分の確定として842万9,000円の補正増をしております。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金及び目の2地域支

援事業支援交付金は、過年度分の確定としてそれぞれ500万5,000円と265万6,000円の補正増をしております。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。

款の10繰越金、項の1繰越金は、平成23年度からの繰越金として1,000万4,000円の補正増をしております。

次に、10ページをお願いします。

款の12諸収入、項の4雑入は介護保険財政安定化基金の取崩に伴う交付金で1,182万1,000円の補正増をしております。

続いて、歳出の主な内容について御説明いたします。

11ページを開いていただきたいと思います。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、国、県等への過年度分返還金として1,194万3,000円の補正をしております。

次に、13ページをお願いいたします。

款の5基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費準備基金積立金は2,000万円の補正増をしております。これは介護保険料を財源として今後の介護給付費のため基金に積み立てるものであります。

次に、15ページをお開きください。

款の9予備費は、毎年高額医療合算介護サービス等費や、包括的マネジメント支援事業等で不足が生じるため予備費を設けたものでございまして、368万1,000円の補正増としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第4 議案第44号 平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第44号平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、議案第44号平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

最初に、今回の補正予算の編成に至りました理由につきまして申し上げたいと思います。理由は3点ほどございます。

まず第1点は、当初予算の第3条収益的収入及び支出予算につきまして、主に企業債の繰上償還に係ります一般会計繰入金の増減や支払い利息の減額、そして固定資産償却費における償却年数の見直しによる減価償却費の減額が発生いたしました。

第2点は、当初予算の第4条資本的収入及び支出予算におきまして、資本的支出の建設改良費の増額や繰上償還に係る企業債の元金償還額の増額が必要になったこと、第3点は予定開始貸借対照表の金額が平成23年会計年度の決算に伴って未収金、未払金等の債権債務が確定し、さらに固定資産償却年数の見直しや資本剰余金算定金額の錯誤部分について修正を行いまして、この補正予算書において正規のスタート時点の開始貸借対照表を作成し、予算資料として添付したところでございます。

それでは、1ページをお開きください。

1ページから3ページまでが、御承認をいただきます補正予算の全容であります。特に説明が必要な部分を申し上げたいと思います。

なお、詳細につきましては、この後附属資料について説明いたします。

2ページの一番上の部分を御覧ください。

資本的収入及び支出予算における不足額の補填について説明を行っております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を4億6,696万9,000円に改め、これを補填するための当年度損益勘定留保資金を4億2,482万5,000円とし、利益剰余金処分額を3,251万6,000円に改め、さらに消費税等資本的収支調整額を962万8,000円としております。

次に、3ページの第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与につきましては、職員の増員による補正予定額449万6,000円の増額でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

ここからは、補正予算の詳細説明資料でございます。

まず、款の1事業収益、項の1営業収益、目の2他会計負担金56万8,000円の減額と、項の2営業外収益、目の2他会計補助金17万7,000円の増額は平成23年度繰上償還借換債に係る増減でございます。

以上、収入合計は39万1,000円を減額し11億6,623万8,000円とするものです。

次に、7ページ。

款の2事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、補正予定額945万4,000円の増額は、職員給与費とマンホールポンプや中央監視装置のハードディスク交換のための修繕費の増額、また熊本北部流域下水道維持管理負担金の23年度精算に伴います負担金の増額を予定しております。

目の4処理場費143万3,000円の増額は、白水浄化センター内の動力制御盤等の修繕を行う予定でございます。

次に、目の6減価償却費補正予定額377万9,000円の減額は、固定資産償却費の減価償却年数の見直しと、23年度決算による固定資産取得価格の確定によるものでございます。

次に、項の2営業外費用、目の1支払利息、補正予定額2,523万円の減額は、繰上償還借換債に係る企業債利息の減少によるものです。

以上、支出合計は補正予定額1,777万円を減額し11億2,879万4,000円とするものです。

続いて、8ページを御覧ください。

款の3資本的収入につきましては補正はございません。

次に、9ページ。

款の4資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費補正予定額318万1,000円の増額は、職員給与費、項の2企業債償還金、目の1企業債償還補正予定額1,038万6,000円の増額は、繰上償還借換債に係る元金償還の前倒しによるものでございます。

次に、項の3投資、目の1投資は下水道事業運営金利子の積立て時に必要とする予算項目の追加であります。

以上、支出合計は補正予定額1,360万円を増額し10億6,897万8,000円とするものです。

続いて、10ページをお願いいたします。

こちらは資金計画書でありますけれども、これはもう将来的にはキャッシュフロー計算書としてより具体的な資金調達方針、いわゆる企業の現金創出能力や支払い能力の大きさを示す財務諸表として変わってまいりますけれども、本年はこの旧来の様式で資金調達方針を示しております。23年度の決算を踏まえました補正後の予定額は、10ページの一番上の段ですけれども受入資金を6,009万9,000円減額し20億3,415万4,000円といたします。

11ページ、支払資金におきましては、3,668万円を減額し補正後の予定額を19億5,278万3,000円といたしております、差引き8,137万1,000円の黒字を予定しております。

続きまして、12ページは、これは給与費明細書でありますので説明を省きます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

こちらは、貸借対照表でございますけれども、当初予算上ではこちらは予定貸借対照表としておりましたけれども今回の補正予算におきましては予定という文字がなくなります。このたびの平成23年度決算によりまして計上しております資産、負債、資本の各金額が確定金額となりますのでこれが正規のスタート時点での企業の財政状態をあらわす貸借対照表となるのでございます。この表の具体的な説明は当初予算の説明において行っておりますので今回は変更の生

じた部分や、特に説明の必要な部分を抽出してできるだけ簡潔に説明させていただきます。

まず、14ページの資産の部、1の固定資産でございますが、(1)の有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物等でございますが、昭和63年度築造の構築物につきまして償却開始年数、年度の見直しを行いまして当初予算上の価格から若干変更がございます。また、建設仮勘定につきましては本年3月までに完成予定の工事費分で行いまして、繰越工事の前払い金が計上されております。

以上、有形固定資産合計が239億7,095万3,387円でございます。

なお、減価償却累計額は、スタート時点では0円であります。

(2)の無形固定資産、それから(3)の投資を含めまして固定資産の合計が249億6,346万7,383円でございます。

続いて、2の流動資産であります。まず現金預金が1億206万8,771円で、これは4月1日現在での預金残高であります。

(2)の未収金については、使用料の営業未収金、営業外未収金、その他未収金を合わせて9,221万257円となります。

以上、流動資産合計は1億9,445万7,288円で行いまして、資産の合計は固定資産、流動資産合わせまして251億5,792万4,671円でございます。

次に、15ページの負債の部でございます。

流動負債につきましては、まず(1)一時借入金は、本年3月までの工事に係る起債の前借り分1億4,260万円を計上しております。

(2)の未払金については、営業未払い等23年度中に支払いのできなかった維持管理費等の合計が1億6,623万985円でございます。

固定負債と流動負債合わせまして負債合計は3億2,381万6,901円でございます。

次に、資本の部でございます。

まず、5の資本金について申し上げますと、(1)の自己資本金、イの固有資本金は、企業の総資産額から総負債額を差し引いたもので、17億230万4,728円は、蓄積された剰余金として企業内部に存在する平成23年度からの引継ぎ資本金であります。

ただし、この部分につきましては、次に申し上げます資本剰余金の変更それから企業債の残高の関係で当初予算上の金額よりも少なくなっております。

まず、(2)の借入資本金、イの企業債につきましては、残高が95億3,949万2,077円でございます。当初予算上の残高よりも増加しております。これは3月31日に支払い予定の元金償還分を当初予算上では計上せず今回の補正予算上ではこれを計上したことによりその償還分が増加となったものです。3月31日が休日であったために4月に入り支払償還金をこの補正予算上では計上したものでございます。

なお、前回は申し上げましたがこの企業債につきましては、法制度の見直しにより平成26年度からは負債の部に計上いたします。

以上、資本金の合計は112億4,179万6,805円でございます。

最後に、6の剰余金でございますが、(1)の資本剰余金については、国庫補助金や負担金等での資本取引によって企業内に留保されたもので、御覧のとおりこれまでに活用した補助金等の累計になります。

この資本剰余金につきまして、国庫補助金について当初予算上の金額計上に錯誤がございましたので、それらを修正した結果資本剰余金合計額は、当初予算上の金額よりも増加いたしました。

このように企業債の残高と資本剰余金合計額が増加したことなどにより、自己資本金が減少したものでございます。

以上、剰余金合計が135億9,231万965円、資本合計は248億3,410万7,770円で、負債と資本の合計は251億5,792万4,671円ということで、借方の資産の合計と一致するものでございます。

そして、この貸借対照表の資産の合計及び資本の合計額は、23年度会計の決算と固定資産や企業債残高、資本剰余金の見直しにより当初予算上よりも2,043万2,124円増加をいたしております。

それでは、次の16ページをお願いいたします。

こちらの貸借対照表は、平成25年3月31日、1年後の財政状態をあらわすものでございます。

簡単に申し上げますと、まず1の固定資産の減価償却累計額は、先ほどの7ページの実施計画の中で示しておりますが、有形、無形合わせまして4億2,952万5,000円を償却いたしております。

以上、固定資産の合計額と流動資産合計額を合わせました資産合計は253億8,423万1,082円でございます。

次に、17ページ負債の部については、固定負債合計と流動負債合計を合わせました負債合計が1億5,958万2,264円でございます。

最後に、資本の部でございますが、固有資本金につきましては17億230万4,728円で、この金額は23年度からの引継ぎ資本金であります。

そして、企業債の残金を含め、資本金合計は112億6,148万5,940円でございます。

資本剰余金合計が139億2,214万878円となり、(2)に利益剰余金、当年度末処分利益剰余金を4,102万2,000円計上いたしております。利益剰余金とは、企業の営業活動により獲得した利益によるもので、この金額は予定損益勘定における当年度純利益でございます。当初見込み額よりも多く見積ることができました。この大きな要因は、繰上償還によりまして支払い利息が減り、営業外費用が減少したことで経常利益を増加させることが見込まれるものでございます。

以上、剰余金合計が139億6,316万2,878円、資本合計が252億2,464万8,818円で、剰余金による資本の増加により企業の正味財産額が増える予定としております。

そして、負債と資本の合計が253億8,423万1,082円となり、借方の資産合計額と一致するも

のでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第44号で、今説明をいただいたんですけれども24年度からの企業会計になっていますので、なかなかまだ理解できてないところがあるんですが、1つはページの、ページないな。ええっと、貸借対照表の平成24年4月1日のところのページ15ページですね、流動負債の中で平成23年度中支払いができなかった分ということで営業未払金等あるんでしょうけど、主にどういうものなのかっていうことと、あと企業債が平成26年度から負債の部に入るということですから、それは何か法的なものなのかどうかということと、それからページ17ページの利益剰余金のところで繰上償還により経常利益が出てきたという説明でしたけれども、繰上償還は今後、今まだ企業債95億円ぐらいあるんですけれども、その中で今後はどういうふうに計画しているのか、その3点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、1点目の流動負債未払金について御説明いたします。

営業未払金の内訳につきましては、維持管理費の委託料、それから合志市に償還する償還費などが組まれております。

それから、営業外未払金につきましては、消費税の納税額、それから起債の利子の償還分、こちらの方が組まれております。

それから、その他の未払金につきましては、こちらは起債の元金償還分でございます。

そういったものが3月までに支払いができなかった分ということで、未払金として残ったものでございます。

それから、企業債につきましては、繰上償還、これは公金でやると6%から7%台の借り上げた起債について補償金免除の繰上償還という制度がございまして、これは昨年度から活用しておりますけれども、今年度も財務局の方から認可をいただきまして行ったところでございます。来年まで続きますけれどもそれ以降につきましては、まだ今のところ未定でございます。

それから……

（「企業債、企業債」の声あり）

それから、企業債が負債の方に移行するということでございますけれども、こちら公営企業法の改正が本年24年度において改正されております。施行は24年からでございますけれども、実質適応は平成26年からということになっております。今回法改正によりまして、企業債だけではなくてほかのこの予算書の様式等についても変更がございます。特に企業債につきましては、実際負債であるにもかかわらず借入資本金にあるということで、非常にこれも全国的に懸

念されていた事項でございますけれども、そちらの方の見直しが行われたということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第48号 住居表示の実施区域及び方法について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第48号住居表示の実施区域及び方法についてを議題といたします。

町民課長、内容の説明を求めます。

○町民課長（山崎謙三君） おはようございます。

議案第48号の住居表示の実施区域及び方法について御説明いたします。

住居表示につきましては、平成19年度から新山、杉並台、武蔵ヶ丘、武蔵ヶ丘北、花立、向陽台と実施してまいりましたが、今年度は沖野地区を予定しております。去る8月22日に住居表示審議会を開きまして実施区域と方法について諮問しましたところ、諮問した内容に異議なしとの答申をいただきましたので今回住居表示に関する法律、昭和37年法律第119号の第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、最後のページを開いていただきまして、菊陽町の市街地の区域を最後のページの別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式とするものでございます。

市街地の区域について御説明いたします。図の赤い線で囲まれました区域が今回設定する市街地の区域になります。既に住居表示が済んでいます杉並台、新山地区の東側沖野区の部分でございます。基本的には市街化区域を基準に設定していますが、農業振興地域が入り組んでいるため集落内開発などの当面の開発の可能性などを考慮し今回の計画区域としています。また、住居表示の方法につきましては、従来どおりの街区方式を採用したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第49号 都市公園を設置する区域について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第49号都市公園を設置する区域についてを議題とします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長（小野秀幸君） おはようございます。

議案第49号都市公園を設置する区域の変更について御説明申し上げます。

提案理由は、都市公園法第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を定める必要があるため、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について御説明を申し上げます。

今回都市公園の区域を追加をする必要が生じたので、変更をお願いするものであります。

場所につきましては、都市公園菊陽杉並木公園を設置する区域に記載のとおりでありまして、筆数は2筆であります。場所については、参考資料として3枚目に図面を添付しており、その裏面には航空写真との重ね図となっておりますので見ていただきたいと思います。『さんふれあ』西側駐車場のさらに西側にあります。この菊陽杉並木公園は、自治省のリーディングプロジェクト推進事業の自然とのふれあいの里づくりとして採択を受け、平成4年から6年間の歳月をかけて取り組んだガーデンサバールふれあいの里づくりのメインとなる公園であり、平成10年12月に供用開始を行い現在に至っております。

なお、駐車場については現在500台確保しておりましたが平成23年に富士フイルム九州株式会社から西側駐車場の一部を売却してほしいとの要望を受け、主要施設から離れた利便性が低い駐車場だったため合意売却し、駐車台数120台が減になったものであります。このことに対応するため、菊陽杉並木公園管理棟と富士フイルムとの間に駐車台数71台を確保することとし

ておりましたが、さらに駐車台数不足分に対応するためと、夏祭りすぎなみフェスタ等の大規模なイベント時には慢性的な駐車台数の不足により来場者が不便を強いられてる状況にあることも鑑み、今回の区域拡大により駐車台数を確保するものであります。追加する区域は、現在畑となっており総面積4,908平方メートルを駐車場に利用した場合には、約160台分が確保できると見込んでおり、最終的には全体で駐車台数が110台増加し、660台となる予定であります。なお、財源としては富士フイルム九州株式会社に売却した用地費を基金として積立てておりますので、その一部を充当し対応するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第50号 合志市と菊陽町とのセミコンテクノパーク内下水道に関する事務の 事務委託に関する規約の一部変更に関する協議について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第50号合志市と菊陽町とのセミコンテクノパーク内下水道に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第50号合志市と菊陽町とのセミコンテクノパーク内下水道に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更に関する協議について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、現在合志市と菊陽町においてセミコンテクノパーク内下水道の事務の委託に関する協定を、事務委託に関する規約に基づいて締結いたしております。この規約に基づき、これまではセミコンパーク内合志市事業所分の下水道使用料金を菊陽町が徴収し、その後維持管理費を精算して残りを合志市へ償還する方式をとってまいりましたが、今般菊陽町が企業会計方式に移行したことで公営企業の会計基準のもとでは、このような方式は行えなくなりました。今後は、一旦徴収した使用料金は全額を預かり金として合志市へお支払いし、



合志市が負担すべき維持費については、当年度のセミコンパーク内下水道の維持費総額、これは実験費も含んでおりますけれどもこちらを計算し、合志市側の排水量率に応じて維持負担金としていただくこととしたものでございます。よって、事務委託に関する規約の一部を改正する必要がございますので、地方自治法第252条の14第1項の規定により合志市との間で規約改正について協議を行い、当法第252条の2第3項本文の規定により両市町で同文の議決をお願いするものでございます。

それでは、参考資料をお願いいたします。

参考資料の1ページをお開きください。

新旧対照表により御説明いたします。左側が現行で右側が改正案でございます。

まず、一番上の題名につきまして「事務委託」を「委託」に改めます。

次に、第1条「（下水道法）」の次に「（昭和33年法律第79号）」を加えます。

次に、第3条の見出し中、経費の次に「の」を加え、同条中現行では「パーク内事務の執行によって徴収される下水道使用料及び菊陽町合志市の協議で定めた割合による各々の負担金をもって充てるものとする」を改正では「合志市と菊陽町で負担する」に改め、同条に次の1項を加えます。「第2項前項の負担割合は合志市と菊陽町が協議して定める」。

次に、第4条中、「歳入歳出」を「事業会計」に改め、「分別」の次に「して計上」を加えます。

次に、第5条中、現行では「使用料（又は手数料等）は菊陽町が収入しパーク内事務の管理及び執行に要する経費に充てるものとする」を改正では「使用料（又は手数料等）は菊陽町が収入し合志市に支払うものとする」に改めます。

次に、第6条全部を削ります。

2ページを御覧ください。

「第7条」を「第6条」とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げます。

最後に、附則第4項中、「第3条」の次に「第2項」を加えます。

それでは、2枚目に戻っていただきまして、附則でございます。

附則、この規約は告示の日から施行し平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第51号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第51号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） では、議案第51号町道路線の認定について御説明申し上げます。

提案理由は、道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回御承認をいただきたいのは、中尾2号線、下原30号線の2路線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によって御説明申し上げます。

参考資料の1枚目をお願いします。

まず、中尾2号線でございます。場所は、中尾地区の中尾公民館横を南北に通ります新たな道路で、集落内の中尾線を起点とし北側の中尾北線までの延長115.7メートル、幅員5メートルの道路であります。この道路は、集落内の中尾線は住宅が建ち並んでおり拡幅が困難なため緊急の際の緊急車両の進入ができるようにと計画したものです。

次のページをお開きください。

下原30号線であります。場所は、JA菊陽中央支所の東に位置する集落内開発制度で造成されました道路であります。開発面積は、約3,800平方メートル、区画数14区画で道路延長が92.8メートル、幅員が6メートルであります。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、報告第6号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第6号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして算定しました平成23年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

本件につきましては、本定例会初日に代表監査委員から審査結果の報告がなされたところでもございます。

表紙をめくっていただきまして、まずは健全化判断比率の報告を御覧ください。報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、上段の数値が実際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っておれば健全であるということになろうかというふうに思います。

それでは、まず実質赤字比率です。実質赤字比率は一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支について分析するものでありますが、決算では5億8,376万2,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということで数値が入っておりません。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計及び農業集落排水特別会計を加えた実質収支額で、決算では7億4,840万6,000円の黒字になりましたので、これも同じように赤字比率として数値にあらわすことができないというところであります。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、それから公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子としまして、標準財政規模を分母として割った比率の3か年の平均であります。早期健全化基準が25%に対しまして13.5%という結果になっております。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、地方債の残高、公営企業債等繰出見込み額、組合等負担等見込み額、退職手当負担見込み額等の将来負担額から、基金等の特定財源及び基準財政需要額算入見込み額を差し引いた額を分子とし、標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いた額を分母として割った比率で、早期健全化基準が350%に対しまして7.8%ということになりました。

以上、全ての数値が早期健全化基準の範囲内ありますので、菊陽町の財政状況は健全段階

にあるということになろうかと思います。

続きまして、次のページをお願いいたします。

次は、資金不足比率の報告書であります。資金不足比率は、公営企業法非適用企業として事業を推進してきました下水道特別会計及び農業集落排水特別会計に関するものであります。平成23年度の下水道特別会計決算では、黒字、それから農業集落排水でも黒字でございましたので、数値的にはあらかずすることができないというところでございます。したがって、両会計とも経営状況は安定しているということができるかというふうに存じます。

以上で報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時51分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成24年9月26日（水）再開

（ 第 10 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（7日目）

（平成24年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成24年9月26日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 発言の訂正

日程第2 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第3 菊陽町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第4 発議第4号 乳幼児医療費助成拡充を求める意見書（案）について

日程第5 発議第5号 菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議員派遣について

日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第52号 不動産の取得について（鼻ぐり井手公園用地）

日程第2 議案第53号 工事請負契約の締結について（久保第1雨水調整池築造工事）

日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校駐車場整備工事）

日程第4 議案第55号 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

日程第5 議案第56号 工事請負契約の締結について（町営光団地第2期7・8棟建設工事）

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

2 番 野 田 恭 子 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

4 番 吉 山 哲 也 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

6 番 坂 本 秀 則 君

7 番 石 原 武 義 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

9 番 芝 和 長 君

10 番 岩 下 和 高 君

11 番 佐 藤 竜 巳 君

12 番 福 島 知 雄 君

13 番 川 俣 鐵 也 君

14 番 加 藤 眞佐男 君

15 番 上 田 茂 政 君

16 番 小 林 久美子 君

17 番 梅 田 清 明 君

18 番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 |
| 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 |
| 総 務 部 長 | 松 本 東 亞 君 |
| 産業建設部長 | 坂 本 恭 一 君 |
| 総 務 課 長 | 實 取 初 雄 君 |
| 財 政 課 長 | 阪 本 浩 德 君 |
| 人権教育・啓発課長 | 堀 川 俊 幸 君 |
| 健康・保険課長 | 佐 藤 清 孝 君 |
| 環境生活課長 | 大 山 陽 祐 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長 | 堀 川 正 信 君 |
| 建 設 課 長 | 松 村 孝 雄 君 |
| 下水道課長 | 今 村 敬 士 君 |
| 総務課庶務長 | 中 島 秀 樹 君 |
| 法制係長 | 堀 行 徳 君 |
| 図書館長 | 服 部 誠 也 君 |
| 生涯学習課長 | |

| | |
|----------------|-----------|
| 副 町 長 | 中 富 恭 男 君 |
| 教 育 次 長 | 鶴 田 義 晃 君 |
| 福祉生活部長 | 阪 本 修 一 君 |
| 会計管理者兼
会計課長 | 平 野 誠 也 君 |
| 総合政策課長 | 吉 野 邦 宏 君 |
| 税 務 課 長 | 阪 本 章 三 君 |
| 福 祉 課 長 | 宮 本 義 雄 君 |
| 介護保険課長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 町 民 課 長 | 山 崎 謙 三 君 |
| 農 政 課 長 | 志 垣 敏 夫 君 |
| 都市計画課長 | 小 野 秀 幸 君 |
| 商工振興課長 | 吉 川 義 則 君 |
| 教育審議員 | 矢 野 陽 子 君 |
| 学 務 課 長 | 松 本 洋 昭 君 |
| 農業委員会事務局長 | 荒 木 一 雄 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 発言の訂正

○議長（大塚 昇君） 日程第1、発言の訂正の件を議題とします。

甲斐榮治君から9月18日の一般質問における発言について訂正の申し出がありましたので、申し出を許可します。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 発言訂正をいたしたいと思います。9月18日の一般質問の私の発言の中で、「副町長を議運にお招きをして」という言葉を使いましたが、これを「副町長を議運終了後にお招きをして」に訂正をいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 以上で終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第2、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において一括して報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、総務常任委員会の順とします。

まず初めに、文教厚生常任委員長岩下和高君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） それでは、文教厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

文教厚生委員会に付託されました付託事項は、認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に属する事項の認定について、認定第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案が付託されました。

9月19日、20日の2日間にわたり、各担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

審議の結果につきましては、要点を筆記した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけを報告をいたします。

まず、図書館。



利用カードの町内の割合はという質問で、町内が87%、町外が13%ということです。不明本の数はという質問で、昨年度は6冊で、毎年このぐらいであるということです。

次、中央公民館。

町婦人会の支部組織数は幾つあるのかと、また実績報告書の提出は行っているかという質問に対しまして、23年度の支部会員数は13支部、個人会員が39名、町婦人会から実績報告書は毎年提出はされておりますということです。

次、生涯学習課。

学校支援地域本部について具体的な説明をということで、コーディネーターを中学校に1名ということで2名を配置していますということです。内容については、学校と地域のボランティアの橋渡しとして学校で必要とする人たちを探し、お願いをして、授業の手助けなどを行っていますということです。

屋久島交流会は子ども会の事業として毎年行っているのですかと、また何名行っているのかという質問に対しまして、町の事業として2年に1回行っていますと。本年は24名の小・中学校を連れていきました。数名の子どもが募集定員を超えたので、厳正に抽せんを行って決定をしたと。その中の引率に町の子ども会長に行ってもらうように予算措置を行っておりますということです。

次、学務課。

心の教育相談員は何人かという質問で、小学校には質問と、小学校にはないのか、生徒の反応はと、相談員は常駐しているのかという質問に対しまして、心の教育相談員は各中学校で1名、発育段階で中学校での相談員のニーズが高いためと。相談員は常駐し、先生と連携し、生徒の対応を行っている。効果は上がっていますということです。

次、武蔵ヶ丘支所。

武蔵ヶ丘支所はかなり古い建物であるが、修繕、改修はしないのかと、2階部分の利用や支所の建て替えは考えていないのかという質問で、雨漏り等の修繕は行っていますと、現在のところは修繕改修等の予定はないということです。2階は現在使っていないと。

武蔵ヶ丘支所は何年に建設されたのかと、昭和46年に建設をされましたと。今後、光の森複合施設の建設に向けて進むと。

支所のあり方等については、現在支所機能のどの部分を新しい施設へ事務を移管するのか、また古くなっている支所の改築及び隣接する第1保育園の駐車場として利用されていることを含め、支所の執務室内のレイアウト、人事配置について今後検討していくことになるということです。

町民課。

パスポートの申請の人数は増えているのかという質問で、1月から12月までの1年間の統計で平成19年が1,033名、平成20年が960名、平成21年が1,026名、平成22年が1,130名、平成23年が1,169名、平成24年度は1,300人ぐらいを見込んでいますと。事務を開始して昨年10月から本

年3月までが501名、本年4月から8月までが650名となっていますということです。

環境生活課。

太陽光発電システムの補助対象件数とはいうことで、150件程度、温水器の補助と同様で例年と変わらず維持をしていますということです。

広域連合負担金のうちし尿処理に係る負担金の割合とはいうことで、均等割が1割で利用額が9割と。本町の場合、下水道の整備が進んでおり全体的に10%未満の負担割合であると。今後さらに減少していくと思われますということです。

次、介護保険課。

シルバー人材センター事業補助金の件で以前から要望しているがと、補助金の額は適切だと思うかという質問に対しまして、シルバー人材センター事業補助金については要綱を準備中です、今後シルバー人材センターと協議しながら適切な補助金を決めていきたいということです。

次は、認定調査員は何名か、認定員の数は足りているのかと。また、賃金の額については妥当か。近隣市町との比較はどうしているのかと。現在、正職員1名、臨時職員2名で対応していると。近隣の市町村と比較すると申請件数に対して調査員の数が少ないと。現在、9月の補正予算で調査員1名増を要求をしている。1名増えれば改善されると思われるということです。また、賃金については近隣市町よりも1時間当たり100円ほど安い状況ということです。

次、健康・保険課。

妊婦健康診査委託料と妊婦健診補助金の違いはという質問で、妊婦健診委託料は県内の産婦人科で健診を受けた際、熊本県医師会が病院からの請求を取りまとめているのが委託料であると。14回のうち9回分が2分の1の補助の対象です。補助金は、県外へ里帰り出産した際、健診を受けたときに一時立替えした分を償還払いしているものですということです。

次、福祉課。

ひとり親家庭医療費の対象世帯数とはいうことで、約430世帯と。

申請すれば必ず認定を受けることができるのかという質問で、収入が高い世帯は対象外になっていると。認定世帯は約430世帯、離婚する人が多くなり、今後認定世帯数は増加すると思われるということです。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました4議案につきましては採決を行いました結果、認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第4号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第5号平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

平成23年度決算監査報告書にありましたように、国保税の収納状況は70%前半をこの5年間推移しています。私は毎年、国保税の問題を取り上げてきましたが、国保税は課税所得の1割を超えています。国保税の負担は限界です。国保税の財政悪化は、国が国保財政に対する国庫負担を削減したことによるものです。町は、平成23年、24年と相次いで国保税の値上げを行いました。今後、国保税の値上げを抑えなければますます滞納者が増加するのではと危惧します。一般会計からの財源の繰入れを行ってでも国保税の値下げが必要だと考えます。

以上を述べて、反対討論とします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 認定第3号の平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業は、低所得者や高齢者の加入割合が高く、財政基盤が弱いという構造的問題を抱えている中、高齢化の発展や医療技術の高度化により医療費は年々増加しています。一方、収入源である保険税収入は長く低迷している経済情勢によって伸び悩み、依然として厳しい財政状況にあります。

本町の国民健康保険特別会計においては、平成23年度医療費の支払いに充てる保険税の税率

を改正され、あわせて基金についても取り崩され、残高はほとんどなくなっている状況であります。また、一般会計から法定内の繰入金に行われていますが、それでも医療費の支払いに不足が生じるため、さらに法定外繰入金として5,000万円の繰入れが行われています。毎年増大する医療費の支出に対しては収入の確保を行い、国保運営が図られるよう努めていることは確認できます。また、国保財政の安定のために病気の早期発見、健康管理のため特定健康診断や人間ドックの健診助成を行い、その健診結果による生活習慣病予防対策として特定保健指導が実施されるなど、医療費の適正化に努めていることは評価できます。

当局におかれては、今後とも国保税の収納対策において収納率の向上に努めていただき、また医療費削減につながるよう、疾病予防のため、さらなる生活習慣病予防対策事業を実施され、健康で生き生き暮らせるまちづくりを執行部にお願いして、私の賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いします。

以上。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第4号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第5号なんですけれども、ちょっと今朝問い合わせして数字が少し間違っていましたので、課長さんの方から訂正をこのときにしていただいた方がいいと思います。ページ、5ページの居宅介護支援サービス受給者数の平成23年度の分が要介護、いいですか。ページ、5ページです。ページ、5ページの8番の居宅介護支援サービス受給者数の平成23年度の数字が6番、ページ、4ページの6の要介護認定者数の推移の平成23年度分と同じ数字になっていますが、これは違いますので、課長さんの方からここで訂正をされてた方がいいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

今、議員からおっしゃいました訂正箇所がございます。大変申し訳ございません。

まず、認定第5号の決算書の前につけております説明のところなんですけれども、そちらの5ページになります。5ページの中の上から2段目ですけれども、8番の居宅介護支援サービス受給者数の欄の中で、平成23年度の数値が総数をそのまま持ってきておりました。大変申し訳ございません。今から数値を申し上げますので、訂正方をよろしくお願いいたします。

まず、平成23年度、要支援1が「109名」に対して「75名」、要支援2が「110名」、要介護1が「145名」、要介護2が「85名」、要介護3が「88名」、要介護4が「55名」、要介護5が「23名」、合計の「581名」でございます。それに伴いまして、その下の前年度との比較ということで申し上げます。要支援1が「マイナス3」、要支援2が「11名」、要介護1が「7名」、要介護2が「マイナス11名」、要介護3が「20名」、要介護4が「4名」、要介護5が「マイナス1名」、合計の「27名」でございます。訂正方をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第5号平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

政府の調査では、年金受給者の4割が年収100万円以下です。女性の受給者では65%に上

り、とても暮らせないと悲鳴が上がっています。そういう状況の中で、今の介護保険制度が安心して介護を受けられる制度になっていない問題があります。介護保険制度は皆さんも御存じのとおり、2000年の発足から12年が経過しました。高い介護保険料、利用料を負担できずに制度を利用できない方も少なくありません。町の平成23年度の要介護認定者は1,046名です。要介護認定中、今訂正がありました居宅や、あと施設などを合わせますと約8割の方がこのサービスを受けているということになります。ただ、利用上限額があるんですけども、それに対してもやはり自己負担の関係がありまして、利用上限額のサービスをなかなか受けられないという状況があります。利用料の1割の負担が重く、サービスを利用できない状況があると危惧しています。町独自の保険料利用料の減免制度が必要であると思いますが、町独自の支援策はありません。今後、安心して制度を利用できる施策を希望して反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 認定第5号の平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論をいたします。

その前に、私の家族もこの介護保険を利用しておる者でありまして、非常に关心があります。しかし、前年度と比べてみますと本町においては65歳以上の大規模保険者である高齢者人口の増加とともに、介護される人の数も非常に増えております。高齢化も高くなっているという状況であります。これらを踏まえて23年度歳入歳出決算の内容を見てみますと、利用者や認定者が増加する中、制度改正もあり、適切な運営の上で居宅、または施設介護サービスの給付はもとより、介護保険費が大きく伸びている状況であります。地域支援事業についても、地域包括支援センターを中心として、介護予防事業の実施などを通じて介護が必要な方の立場はもとより、高齢の方が介護を必要とせず、元気に生き生きとして安心して生活を送られるよう切に願うものであります。

介護保険料の収入率が年々低くなっている件については、さらなる収納対策を進めていただくよう、また介護保険事業の健全な運営が図られるよう執行部にお願いして、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号平成23年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長小林久美子君、付託案件についての報告を求めます。

○産業建設常任委員長（小林久美子君） 産業建設常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定について、認定第6号平成23年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3議案が付託されました。

9月19日、20日の2日間にわたり、各担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけを報告いたします。

下水道課。

下水道特別会計決算についてですけれども、甲斐議員の方から現在抱える課題などについてという質問がありまして、本町ではマンホールポンプが21カ所あるが、計画停電によりその機能が停止し、住民生活に大きな影響が出ます。短時間の停電や一部の地域への対応は可能ですが、災害などによる長時間で広域的な停電に対する対応は困難をきわめます。大きな自治体が抱える課題でありますという答弁でした。

次、23年度菊陽町農業集落排水事業会計決算についてですが、これも甲斐議員の方から現在抱える課題などについてという質問がありまして、集落内開発制度が運用され、農集排地区でも住宅の建設が行われるようになってきましたが、下水道が整備されていないところへは下水管を布設する必要がある、その場合、一般会計からの繰入れが必要となります。単年度での過大な財政支出を抑えるため、設置要綱を設け、計画的に事業を進めていきますということでした。

次、都市計画課に移ります。

都市計画課は、ページ、5ページをあけてください。

私の方から、第二土地区画整理事業の進捗率と今後の予定をお聞きしました。答弁では、地区の施行面積が93.1ヘクタールで、約67ヘクタールは工事が完了している状況で、仮換地指定率で約78.5%になること、あと17ヘクタール、旧東京エレクトロン跡地西側からジャスコ周辺までが残っていますということでした。事業計画でいきますと、事業期間が平成28年度までですが、厳しい状況だということでした。

次は、農業委員会になります。

農業委員会は、甲斐議員の方から耕作放棄地対策について巡回は年に何回ぐらいしていますかということで、農業議員さんが2回ぐらい農地パトロールを行い、それを地図に落とし、各

農地の所有者への通知をしているということでした。

次に、建設課です。

建設課については、議員の方から町営住宅使用料についての収入未済額の問題等出ました。徴収は難しいですかということに対しては、催告書を送付したり、夜間電話連絡をして支払計画書を提出してもらい、誓約書を出してもらいますが、一、二回払ってその後支払いが止まったりしますということです。光団地に入居される方で滞納のある方は滞納を清算されることを条件としていますということでした。

次は、農政課です。

農政課につきましては、議員の方から「さんふれあ」の寄附金について出来高払いなのかという質問がありまして、経常利益の半額以上の協定で、寄附額については「さんふれあ」で決定していますということでした。

あと、すぎなみフェスタ実行委員会補助金は総額はもっとあるのかという質問に、町からの補助額は400万円で、ほかからの補助等もありますので、総額はもっとありますということです。

最後に、ページ、13ページ、商工振興課ですけれども、この一番下の方で質問は甲斐議員の方から、菊陽町総合計画では2020年度の目標人口を4万3,000人と設定しているが、その後施策が見えない、人が集うような施策が必要と考えるかという質問に対して、吉川課長の方から、確かに単独市となる人口5万は厳しいのではと思います。今後は本町の8割を占める市街化調整区域にスポーツ施設を誘致するなど思い切った施策も必要となるのではないかと考えておりますという答弁がありました。

簡潔に報告をいたしました。なお9月20日の午後に現地調査を行い、担当課より説明を受けました。現地調査は、今回7・12の豪雨災害による現場を見るというのが主な目的でした。まず、下原堀川線の工事現場、これは災害とは関係ありませんが、都市計画の方が担当していきました。その後、白川及び農地災害の現場で下津久礼、上津久礼を回りまして、新町井手災害現場も回りました。また、原水駅等もこの前熊日の記事に掲載されたということがありましたので、原水駅も視察をしました。その後、柳水の上井手災害現場、また中尾の信号機要望箇所、今回津久礼井手、上井手とありますが、やはり大津がもとにありますので、大津の方も見させていただいて、頭首工、いわゆる取り入れ口3か所見てきました。かなり菊陽も被害がひどかったんですけれども、大津は大きな石が川に入っていますし、それこそ頭首工も非常に被害を受けていました。そして、白川及び農地災害の曲手を回って、基準点の設置箇所等を見てきたところです。そういう委員会の審議と現地調査を行いました。

付託された3議案につきまして採決を行った結果、認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第6号平成23年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成によ



り認定と決しました。

認定第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第6号平成23年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第6号平成23年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、総務常任委員長渡邊裕之君、付託案件についての報告を求めます。

○総務常任委員長（渡邊裕之君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の審議の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務委員会に属する事項の認定について、認定第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2議案でございます。

9月19日と20日の2日間にわたり、各課担当者より詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

なお、現地調査につきましては、この予算の中で執行されております購入された公民館用地3か所と、光の森複合施設の用地を視察をいたしました。担当課より説明を受けました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものだけ御報告をいたします。

まず、三里木町民センター、西部町民センターでございます。

職員2人で広い範囲の業務を受け持っているようだがという質問に、町全体の業務が限られた職員で対応する中で、男女共同参画の推進、働く婦人の家、勤労青少年ホーム、三里木及び西部町民センターの管理運営を職員2人と非常勤の職員で対応しております。将来、指定管理者制度の導入も視野に入れて検討する必要があるというような答弁でございました。

続きまして、選管と監査でございます。

県知事選と県議会議員選挙がございましたが、それを比較すると県知事選挙の方が300万円ほど高くなっていると、その理由はどういう質問に関しては、平成22年度決算で県議会選挙の執行が200万円ほどあると、期日前投票の期間が8日と16日ということで異なることからが主な要因であるというようなことでございました。

続きまして、税務課でございます。

委託料についてということで、固定資産評価額は3年ごとに変わるのかと、委託業者の契約方法はどういうことで、これは3年ごとであると。契約については3社による随意契約で行っておりますと。不動産鑑定の特許業者に委託しているということでございました。

固定資産税と町県民税、町民税、県民税の調定額が下がっているが、この理由はどういう質問に対しましては、償却資産が大きく影響しているというようなことでございました。町民税、県民税につきましては、特に法人町民税が大きく影響していると、大企業の分が景気の低迷などで税額が下がると大きく影響するというようなことでございました。

延滞金の収入について件数はという質問でございますが、2,063件ということでございます。

続きまして、総務課、人事秘書、庶務法制係でございます。

公民館用地における土地登記の委託料についてですが、これは土地登記委託料が光の森6丁目、公民館用地が1万2,547円、北新山1万2,547円、花立コミュニティが47万2,705円の3か所でございます。

そして、地域主権改革支援業務委託料、これは国からの助成金や交付金はあるのか、町単独なのかという質問に対して、町単独のもので地域主権関係に伴い町の例規を整備するために専門的な知識を有するという事で、株式会社ぎょうせいに支払っているという事でございました。

続きまして、交通防災係です。

交通安全対策特別交付金は原資は交通違反と聞いたがという質問に対しまして、反則金収入を原資として交通事故発生件数、道路延長などによって配分されるということです。

スクールパトロールの緊急雇用対策は終わっていると聞いたが、町はいつまでやるのかということに対しまして、安全対策面で必要な事業となっており、いつまでとは決めていないということでした。

防災行政無線のデジタル化更新整備工事と、このデジタル化に対する効果はという質問に対しまして、更新とデジタル化の推進に向けて整備を進めており、デジタル化された情報の活用の可能性が広がるという答弁でございました。

続きまして、財政課でございます。

菊陽中部小学校の整備で約30億円借入れ、利子が7億円と聞いていると。平成24年度以降の町債の残高の見込みはという質問に対しまして、普通会計で現在残高が115億円、今後については中部小が全体で約30億円、西小学校の増築で6億円、菊陽中整備が2年に分けて12億円、その他光の森複合施設や町営住宅の整備などを合わせれば毎年10億円程度、償還分を差し引いても、3年後平成26年度末には150億円を超えるものと思われる。このうち40億円は臨時財政対策債であり、通常の事業分の残高は100億円程度と見込んでいるという事でございました。

財産収入の土地売払金の内容はと。土地区画整理地内かという質問、区画整理の保留地価格見直しについては何年ごとかという質問でございますが、菊陽第一土地区画整理事業地内の保留地の残地の売払分です。売払いは都市計画課が担当し、歳入の受入れは財政課が行っております。価格的には下がっていると思いますという答えでした。

続きまして、東部町民センターです。

施設の使用料がほかの施設に比べて少ないよだがという質問に対しましては、ほかの町民センターに比べては主催講座が多く、自主講座が少ないためと。主催講座は主として隣保館事業による講座を開催しているという答えでございました。

続きまして、人権教育・啓発課でございます。

指導員の仕事、活動内容はということでございますが、主な活動として人権教育推進協議会

での学校の先生方への指導、助言、人権関係の出前講座で、今年度は役場の臨時職員を対象とした人権問題に関する研修会を実施しましたと。その際の講師も行ってもらってますということでございます。

最後、総合政策課でございます。

人材育成基金運用事業補助金の限度額は幾らかという質問に、当基金の限度額は社会人が15万円、学生が10万円となっており、主な支出の内容が海外留学となっていると。また過去には農業研修なども支払っていますということです。

鼻ぐり井手公園整備調査等業務委託料及び補償物件調査委託料などはどこに依頼をしているのかということでございます。これは、プロポーザル方式によって入札を行い、実績のある事業所に委託したということで、補償物件調査委託は専門の補償コンサル業者に委託したということです。

地質調査委託料への質問がございまして、光の森複合施設の建設予定地の地質を確認するため、基本設計業務委託業者の意見を聞き、建物の形状に合わせて3か所のボーリングを行ったと。1か所につき15メートルから45メートルの深度であったということです。

住民基本台帳ネットワークシステムの活用状況についての質問がございまして、全国な取組であり、本町もその一部としての役割を担っていると。住民基本台帳ネットワークシステムの活用により年金業務等住民票の提出が要らなくなっている業務があるが、住民票のうちの広域交付などは余り利用がないようでありますということでした。

以上でございます。

なお、付託されましたこれら2議案につきまして採決を行いました結果、認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成で認定と決しました。

認定第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についても、全員賛成により認定と決しました。

以上で総務常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

質疑につきましては自席にてお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

かなり幾つかの評価できる点をこの23年度の一般施策から述べたいと思います。平成23年度の一般会計の主な施策では、菊陽中部小学校改築事業に伴い仮設校舎への移転が行われました。また、菊陽西小学校では駐車場工事や特別支援学級の工事などが行われています。子育て支援では放課後児童健全育成事業学童保育として8クラブに3,476万2,000円の運営費補助金が支出されています。また、病後児保育事業や公立保育園での延長保育、土曜保育が充実、拡大されています。子ども医療費助成事業はゼロ歳から中学3年生までを対象に1億7,552万9,000円の助成が行われています。省資源、省エネルギー対策としての太陽光発電システムの設置、太陽熱温水器の助成、また地下水の保全としては雨水浸透ます設置への補助など、この間実施をされています。町営光団地の建て替え工事の建設工事などに2億6,220万円が支出されています。また、土地改良事業として、県営上井手かんがい排水や下井手かんがい排水事業に対して県へ4,433万5,000円の負担金が支出をされています。さらに、セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消のため道路改良工事費として3,730万8,000円、菊陽第二土地区画整理事業には6億715万3,000円を支出し、生活環境整備が進められてきました。この間、人口が増え、学校関係の対応、これは平成23年度だけではありませんで、しばらく続くと思いますが、教育費や、また民生費も歳出全体の3割近くになっている状況で非常に福祉とかに力を入れてこれているということは評価しています。しかし、同和団体への補助金の支出や、解放子ども学習会への税金の支出はこの間指摘していますけれども、ずっと継続をしています。山鹿市では解放子ども会学習会は平成23年度から廃止をされています。同和団体への補助金についても毎年減額され、平成27年には全て廃止の方向だと聞いています。学習会は子どもの教育の機会均等の観点からも廃止を求めます。また、そのことは先生方の負担を軽減することにもつながります。同和対策の特別措置法が失効した今、同和団体助成金の廃止、学習会の廃止を求め、反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論いたします。

23年度歳入総額は128億6,588万円でございます。そのうち自主財源が82億1,656万円で、全体の63.9%でございます。その中で、町税ばかりで61億6,000万円もでございます。また、一般会計、23年度実質収支額も5億8,376万2,000円の黒字になっていて、菊陽町の財政状況は健全状態であります。23年度の基金状況は45億3,500万円の貯金がありますが、借金も103億8,660万円ございます。今後、中部小、西小学校、菊陽中、光団地、光の森複合施設と、大幅

な起債、借金が膨らむものと考えられます。今後、繰上償還や財政のやりくりに万全を期してもらいたい。また、その町の勢い、強弱を見分ける指標、財政力指数というものがあります。23年度の菊陽町の財政力指数はここ3年間の平均値で0.921でございます。この指標が1に近いほど財源に余裕があるとされています。私は九州電力の火力発電所のある苓北町が1番と思って問い合わせたところ、財政力は0.64と、5年ほど前から1以上あった財政力指数が毎年下がっているとのことでした。大津町にも聞いてみました。大津町は0.742ということでした。私は苓北町や大津町が菊陽町よりも財政力は上と思っていましたので、本当かいなと思い、県の市町村財政課に問い合わせしてみました。ところが、財政力指数は菊陽町が1番で、2番目が大津町と言われました。そこで、私が1を超す市町村は熊本にはございませんかと聞きましたところ、県の担当課の人は私の知る限りは福岡の日産のあるところ、二、三箇所しか知りませんでした。このように菊陽町が九州の中でもトップクラスであるということが分かりました。また、菊陽町監査委員が審査意見として今回審査した各指標を見る限り、本町における財政状況は健全であると述べられています。よって、認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成し、賛成討論にかえさせていただきます。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第1号平成23年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対

する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第２号は認定することに決定しました。しばらく休憩します。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

休憩 午前10時58分

再開 午前11時11分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

### 日程第３ 菊陽町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（大塚 昇君） 日程第３、菊陽町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙管理委員会委員及び補充員は、今月30日をもちまして任期が満了しますので、選挙の必要があります。

つきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、議長において指名推選をしたいとします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。したがって、議長において指名推選します。

選挙管理委員会委員に、石坂孝行君、古庄久則君、佐藤進也君、相馬勲君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました石坂孝行君、古庄久則君、佐藤進也君、相馬勲君。以上の方が当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員についてお諮りします。

選挙管理委員会補充員には、矢野郁夫君、北岡清君、生山幸朗君、原田紀君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました矢野郁夫君、北岡清君、生山幸朗君、原田紀君。以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に従いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第4号 乳幼児医療費助成拡充を求める意見書（案）について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、発議第4号乳幼児医療費助成拡充を求める意見書（案）についてを議題といたします。

この議案は、小林久美子君外4名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して、小林久美子君から趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 乳幼児医療費助成拡充を求める意見書。

提出者の私の方から説明をさせていただきます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由は、菊陽町は子どもの数も県内でも多い方であり、毎年子どもを育てる若い世代が増加している。安心して子育てができる環境を整備するため、県に子ども医療費完全無料化を就学前までの拡充を求めるためとしています。

案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

乳幼児医療費助成拡充を求める意見書（案）。

熊本県の乳幼児医療費無料化は1歳未満を対象に1973年にスタートした。当初は、実施市町村に費用の3分の2を県が助成する形でスタートした。2000年から対象年齢を多子世帯以外はゼロ歳から4歳未満まで広げ、補助率を2分の1としたが、その後現在まで改善されていない。

全国的には、平成21年の資料で37都道府県が就学前までの医療費助成を実施しており（通院）、熊本県の4歳未満は下から2番目である。

県は、子どもたちは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たち全ての未来ですと位置づけている。

子育て支援は社会が担うべき大きな柱である。

2010年国民生活基礎調査（概況）では、相対的貧困率、子どもの貧困率ともに過去最悪の水準となっている。

子ども手当の減額、年少扶養控除廃止、児童扶養手当の減額などで、子育て世代の家計はますます圧迫されることは必須である。現在の県内の子ども医療費への助成は市町村任せになっ

ており、県費での助成拡充が急務である。

県におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記。１、乳幼児医療費助成制度事業の対象年齢を就学前まで拡充すること。

平成24年９月26日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。熊本県知事蒲島郁夫様。

以上です。

議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第４号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第５ 発議第５号 菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第５、発議第５号菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は、坂本秀則君外６名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して、坂本秀則君から趣旨の説明をお願いします。

○６番（坂本秀則君） 発議第５号。菊陽町議会議長大塚昇様。提案者、菊陽町議会議員坂本秀則。賛成者、記載されています同僚議員６名でございます。

菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法112条及び会議規則第14条第２項の規定により提出いたします。

提案理由。菊陽町政治倫理条例の目的に照らし、菊陽町議会議員として遵守すべき事項の明確化により、誠実かつ公正にその職務遂行を図る。また、議員として道義的責任を果たし、町民の信託に応えるためでございます。

参考資料の新旧対照表で中身を説明いたします。

第５条第１項中の「配偶者及び２親等の親族」と現行ではなっておりますが、これに「２親

等以内」を追加し、その下の「請負契約（下請け）」の「け」の送り仮名を削除いたします。  
その後の「辞退するよう」を改め、「辞退し、町民に対し疑惑の念をいだかせることのないよう」を追加いたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、発議第5号を提出いたします。

質問に当たっては自席でお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案5件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第5として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上5件を日程に追加し、追加日程第1から第5として議題とすることに決定しました。

議案は、先に配付のとおりであります。

それでは、議案審議に入ります前に町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、9月4日から本日までの23日間にわたり、提案しました全ての付議事件について慎重に御審議いただきましてありがとうございました。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようお願い申し上げます。

追加提案します付議事件は5件であります。

議案第52号は、鼻ぐり井手公園用地の不動産取得についてであります。

内容は、鼻ぐり井手公園整備に伴う拡張用地として県道瀬田熊本線より南側の三角形の台地1万4,502平方メートルの取得であります。

9月5日の議案審議において、菊陽町土地取得特別会計の補正予算案を可決していただいたことを受けて仮契約を締結しましたので、追加提案したものであります。

議案第53号は、久保第1雨水調整池築造工事の請負契約の締結についてであります。

内容は、久保第1雨水調整池について、掘削やフェンスの設置等を行うものであります。

議案第54号は、菊陽中部小学校駐車場整備工事の請負契約の締結についてであります。

内容は、菊陽中部小学校改築事業に伴い、駐車場及び大型ブロック積み擁壁を築造するものであります。

議案第55号は、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

7月の豪雨災害に係る復旧のうち、町が実施する農業関係の復旧に係る概算事業費につきまして補正をお願いするものであります。一日も早く災害復旧工事を進めたいと考え、国の災害査定前に着工することとしました。このため、現時点では補助率や受益者の負担額など決まっておりませんが、概算により予算を組んでおります。また、環境保全をはじめ農地の公益的機能を重視し、受益者負担分の一部を町で助成するとともに、査定により補助対象外となる農地についても、国の補助分を町が負担することにより、補助対象の農家と同様に支援したいと考えております。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億2,439万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を148億730万7,000円と定めるものであります。

歳入は、分担金及び負担金を1,869万4,000円、国庫支出金を1億5,360万円、繰入金金を2,000万円、町債を3,210万円、それぞれ増額するものであります。一方、歳出は、災害復旧費を2億2,637万3,000円増額し、予備費を197万9,000円減額するものであります。

なお、今回の補正は、町が施行する災害復旧工事等に係るものであります。上井手や下井手の頭首工の復旧など、熊本県が施行する事業に対する負担金は、事業費が決定してから県から通知があり次第予算を調製する予定ですので、その際はよろしくお願い申し上げます。

議案第56号は、町営光団地の建設に係る工事請負契約の締結についてであります。

内容は、本年度建設します6棟のうち、7、8棟、木造2階建て2棟8戸を建設するに当たり、9月5日に御審議いただき、否決となりましたので、指名業者を全て入れ替えた上で再入札を行い、改めて提案したものであります。

以上、追加提案しました付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第52号 不動産の取得について（鼻ぐり井手公園用地）

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、議案第52号不動産の取得について（鼻ぐり井手公園用地）を議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 議案第52号鼻ぐり井手公園整備に伴います拡張用地としての不動産の取得につきまして説明いたします。

内容につきましては、本年6月の定例会におきまして議案第34号都市公園を設置する区域につきまして議決をいただきました鼻ぐり井手公園につきまして同用地として取得するものでございます。

取得する用地につきましては、菊池郡菊陽町大字曲手字山ノ上419番1外18筆になります。

2の地積につきましては、1万4,502平方メートルになります。

3の取得予定金額につきましては、1億218万2,830円の予定でございます。

4の取得の目的でございますけれども、鼻ぐり井手公園用地としての取得でございます。

5の所有者ですけれども、所有者につきましては菊池郡菊陽町大字曲手235番地松出義輝氏外8名の方になります。

取得の予定地につきましては、議案をめぐっていただきまして、参考資料の位置図、航空写真の次になりますけれども、字図をつけております。現在の鼻ぐり井手公園南側の三角地で参考資料字図の赤く塗っている部分になります。

なお、公園用地の中で白く残っております部分につきましては、里道及び県所有地になります。県所有地につきましては払い下げの進めているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） この1万4,502平米の取得予定価格が1億218万2,830円ですよね。これ大体坪当たりになると大体幾らぐらい当たるですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 1平米当たり約750円で、坪3.3で計算していきますと2万2,000円程度になろうかと思えます。1坪で申しますと、1平米当たり約7,050円、1坪に直しますと大体2万2,000円程度になろうかというふうに思えます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今のことに関連しますが、不動産鑑定状況等が分かれば知らせていただきたいということと、この財源は何をお使いになるか、2点です。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 不動産の鑑定につきましては、平成23年度の予算の中で鑑定を実施しております。面積が1万4,502平米と広がりますので、中心地の基準点を設けまして鑑定を行い、それから比準させてそれぞれの筆ごとの鑑定を行っております。

また、財源につきましては今作業中ではございますけども、国の交付金事業の対象になるように今県を通じて国との協議を始めたところでございまして、まだ確定しておるような状況ではございません。ただ、何とか交付金事業になるように該当できるように今協議を進めておるところです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第53号 工事請負契約の締結について（久保第1雨水調整池築造工事）

○議長（大塚 昇君） 追加日程第2、議案第53号工事請負契約の締結について（久保第1雨水調整池築造工事）を議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第53号工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案第53号は、平成24年9月14日に指名競争入札に付しました久保第1雨水調整池築造工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

この工事は、菊陽バイパス北側の地域、具体的に申しますと新町区の南側周辺から西へ東京エレクトロン跡地周辺までの区域でございしますが、こちらの雨水処理対策のための工事であります。

では、議案内容を説明いたします。

1、契約の目的、久保第1雨水調整池築造工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,069万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設代表取締役坂本俊正。

施工場所及び工事概要について申し上げます。

施工場所は、参考資料の施工位置図を御覧いただきますと、ハンズマン北側の1号近隣公園と併設して施工するものであります。流入区域面積は58.45ヘクタール、調整池の敷地面積は6,160平米で最大貯留量は2万4,036立方メートルでございます。数字だけでは、その規模が分かりにくい部分がございますが、役場に近い宮の上調整池の約1.7倍の規模でございます。

工事概要は、現在の仮掘りの状況からの掘削工事を行いまして、沈砂池1メートルの深さがございますが、こちらにブロック積みを施工し、流入口からはけ口への水を導くU型側溝と、27メートルの進入路を設置し、南側と東側に2つの流入口を設けます。また、調整池周り301メートルはネットフェンスで囲みます。そして、はけ口の形式はオリフィスを採用しております。オリフィスとは、上流から流れ込む流量を調整池で貯留して、放流管への流出を遅らせるなどの制御を行うための施設であります。なお、はけ口にはスクリーンを設置し、放流管へのごみの流入を防ぐこととしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、久保第1雨水調整池築造工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページをお開きください。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定により8月17日の指名審査会を経まして、工事の規模や内容、町内の建設業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内の土木一式工事を主たる業種とする5社を選定いたしました。

指名競争入札は、去る9月14日に執行し、結果につきましては資料のとおりであります。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりで、最低の価格で入札のあった2番の株式会社坂本建設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格6,379万8,000円に対しまして落札価格は6,069万円で、落札率は95.13%という結果でありました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） この指名業者の選定ですが、5社ということですけど、その基準を教えてください。というのは、前々からいつも言われるけど地元業者育成という名目でこういう指名業者を入れられると思いますが、地元業者、この例えば大手なら大手という5社しかいないから大手5社しか入れないということでしょうけど、こういうときこそ今の状況のやり方をする

ならばいつまでたってもAランクはAランクのまま、BランクはBランクのまま、Bランクが新しい仕事の工法とかなんとかを勉強する機会もないままずっとこの状態で行くわけですたいね。だから、それこそ地元業者を優先するというのであれば、JVでも組ませて大手がそのBランクの業者に工事方法なり、その最新の技術を共同ですることによって教える機会を与えるという考え方はありますか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、川俣議員の質問にお答えいたします。

今回の工事の予定額が6,500万円程度でございまして、町の基準でいいますと5,000万円を超えておりますので、基本的には町のAランクということになります。これまで町の指名におきましても5,000万円から七、八千万円につきましては単独でAランクの業者を指名してある実績がございまして。確かに昨年は、Aランクの業者が7社ありまして、1つは今倒産しましたので6社になったんですが、ランクにつきましては今年度中間で見直しをしまして、Aランクの業者は5社になりました。そのため、今回指名業者が5社という形になったというところでございまして、その分結局Bランクの業者が1つ増えるという形になりましたので競争が少し激しくなる可能性はあります。そのため、工事の対象金額というのを少し見直しをしまして、Bランクの業者にも少し多く受注できるように工夫はいたしております。

それから、JVということでございましたが、JVの場合は土木の場合は1億円を一応見ております。今回は1億円まで達しておりませんので単独ということになったところであります。

それから、町内の業者と町外の業者との勉強といいますか、技術の向上という点もありましたが、JVの工事につきましても大きい工事のときはJV等も組んでいく必要があろうかと思っておりますので、その際また検討していきたいというふうに思いますが、今回の指名につきましては6,500万円程度の工事ということで町内のAランクの業者5社を指名したという次第であります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今のと関連しますが、これからもこの今会期中にいろいろまた出てくると思いますが、もう前々から言いますけど、地元業者優先というのはそれはもうよく分かります。しかしながら、何回も言うようにですけど、町民が集めた税金をいかにフェアに使うかというの第一義ですよ、ですね。もちろん地元業者、その上に立っての地元業者優先という考え方は分かりますが、いい機会ですからここらあたりで入札関係のあれを町民も納得をする、私たち議員もフェアで納得をするというふうな改革の機会だと思っておりますので、そこらあたり今財政課長が申しましたけど、ぜひともそこらあたりをこれだけみんな厳しい状況にあって、いろんなみんなが生きるために必死でやりやるわけですから、フェアということを頭に常に置いて発

注する方もみんなが納得をするようなそういう発注の仕方を工夫していただきたい。

それともう一点、この地元業者の大手だけということでもいつも落札価格が95%でもう常に一定ですよ、これは。誰が見てもおかしいと。そこらあたり発注者の工夫をもうちょっとやって本当に財政が厳しい厳しい、何もやれんやれんという答えが常に返ってきますが、もう何度も言いますけど土木予算18億円なら18億円、10%違ったら年間1億8,000万円違う。そこらあたりもただ役所は集まった金を分配するだけええでしょうけど、稼ぐ方は大変ですよ。だから、それをこういう機会、一番よか機会ですので、できるだけいい方向にみんなが納得するような指名業者の選定もしていただきたいし、金の使い方もしていただきたいという要望をしておきます。

○議長（大塚 昇君） 質問ではありませんか。

（13番川俣鐵也君「はい。今の関連の質問のあれです」の声あり）

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 2点質問いたします。

1点は、指名審査会が8月17日にあったということで、入札日が9月14日、これは確認ですけれども、指名通知はいつ発送されたのか。

それともう一点、希望予定価格というのが予定価格がありますけれども、この最低価格は、下の制限ですね。これはかけられたのか、かけられなかったのか。2点です。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、甲斐議員の質問にお答えいたします。

指名通知でございますが、17日に指名審査会をしまして、その後町長に報告をしまして、指名の業者の決定をいたしますので、ちょっと正確に覚えておりませんが21日か22日だったと思います。といいますのが、これも金額が5,000万円を超えておりましたので、基本的には15日程度はとりたいと、ということで余裕を持って今回は14日の入札になったというところがあります。

それから、最低制限価格につきましては、今回は設けております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 最低制限価格を設けられたということですが、判断の一つの材料としてこの資料に出すことはできませんか。議会の資料に出すことはできませんか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 最低制限価格につきましては、低価格での落札を抑えまして、結局確実な施行のために設けるために設定されているものでございますが、基本的には国のモデルというのがございまして、7割から9割の間というのが全国一般的であります。その中で幾らにするか、何%にするかというのは各自治体なり町の裁量でありまして、当然施行確保できる額

を以下では定めないということでございますので、額については率については設ける場合と設けない場合がありますが、率についてもばらばらでございます。一般的には設けたりはしませんけれども、やっぱり大きい工事という場合は設けることもあろうかと思います。これにつきましては、設ける場合は指名通知のときに今回は最低制限価格を設けますというふうな通知を前もって行っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 事前ならば、これはもうそういうのは絶対に漏らせませんけれども、もう済んでしまったことであればこういう最低制限価格を設けましたというのは出しても差し支えないと私は考えますが、その点はいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 失礼しました。1点忘れておりました。最低制限価格は公表いたしておりませんので、議会の方にもお答えは控えさせていただきたいと思います。一般的には、この最低制限価格を定める要綱なりをつくっている市町村もございます。そうしますと、大体幾らというのは推測はできるかなという感じはいたしますが、やっぱり入札なものですから余り低過ぎてもいけない、高過ぎてもいけないというのをその場の工事の内容によって町が適切に定めると、必要な場合は定めるという形になろうかと思いますので、率については7割から9割に変えたということだけはお話しできますけども、幾らというのはちょっとお答えは控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校駐車場整備工事）

○議長（大塚 昇君） 追加日程第3、議案第54号工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校

駐車場整備工事）を議題とします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、議案第54号工事請負契約の締結について御説明します。

菊陽中部小学校駐車場整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の内容を御説明いたします。

まず1番、契約の目的、菊陽中部小学校駐車場整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、2億2,890万円。4、契約の相手方、熊本県玉名市天水町小天7371番地、株式会社池田建設代表取締役池田新生です。

工事の施工場所及び内容を御説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

図面は菊陽中部小学校駐車場整備工事の全体計画配置図です。赤色が駐車場整備工事の施工箇所になります。駐車場整備面積としまして3,594平方メートル、駐車場の台数としまして97台分を予定して整備するものとしております。それから、本工事につきましては北側、図面の北側になりますが、北側住民との高低差が約4.4メートルから7.7メートルほどございます。また、南校舎、それから南側校舎、体育館等との高低差でございますが、約8.4メートルほどあるため、大型ブロック積み擁壁工を施行します。

また、造成工としまして、排水工、それから擁壁工、防護柵工、階段工、駐車場舗装工、それから東側の進入路舗装工、それから防空ごうなどを埋め戻すための附帯工事などを施行するものでございます。

次の図面を御覧ください。

大型ブロック積み擁壁の構造図になります。この構造図での断面でございますが、赤色の部分が擁壁本体でございます。それから、大型ブロック積み擁壁工の全体延長、それが約381メートル、全体面積約2,425平方メートル、平均の直高約5.7メートル、それから平均ののり長でございますが、斜長でございまして、約6.4メートルです。

また、大型ブロック積み擁壁の基礎工としまして、これは断面図の黄色い部分になります。この黄色い部分で地盤改良工を施行します。地盤改良工法は2種ございまして、深層混合改良——深い層という形で書きますが、それから浅い層という形で浅層混合改良——これは特許工法を使用しますが——の2種類の併用となります。ともに専用重機を用いて現地で地中の土にセメントミルクの状態の固化材を中圧で噴射しながら、固化材とその現地でございますが、現位置土、現位置の土を強制的に攪拌、混合しまして固結化を行うものです。深層混合改良については、連続した地中ぐいをつくることで構造物基礎の支持力増加及び沈下対策を行い、大型ブロック積み擁壁の安定を図るものでございます。深層混合改良につきましては、改良のぐいの大きさと直径でございまして1メートル、それから改良のぐいの長さでございまして4.2メ

ーターから8.3メートルの長さになります。全体のくいの本数が492本になります。それから、浅層混合改良、これは比較的大型ブロック積み擁壁の直高の低い方で利用しますが、改良圧が0.3メートルから1.8メートルの深さでございまして、全体改良が451立方メートルということにしております。

それから、図面の上の段が北側の大型ブロック積み1号擁壁の構造図になります。1号擁壁の平均直高は約6.9メートル、上の北側の民地との大型ブロックになりますが6.9メートルになります。

図面の下で左の図が東側の大型ブロック積み2号擁壁の構造図になります。2号擁壁の平均直高は約3.6メートル、それから図面下の段、左から2番目が南側の車路、進入路でございまして、駐車場東側の進入路になります。これの大型ブロック積み3号、4号擁壁の構造図になります。進入路の道路幅員は6メートルです。3号擁壁の平均直高は4.4メートル、平均直高です、4.4メートル。それから、4号擁壁の平均直高が3.6メートルということにしております。

それから、図面の下で左から3番目が南側の大型ブロック積み5号擁壁、これが駐車場とさくら保育園の境目の部分の構造図になります。こちらが5号擁壁の平均直高が約6.7メートルになります。

次の写真を御覧ください。

上の段は、東南方向より中部小学校を望んでおります。下の段が北西方向より中部小学校を望んでおります。この写真で下の方の段の写真でございまして、矢印で示している1号大型ブロック擁壁と書いておりますが、この矢印の先端になりますが、こちらと校舎北棟の間隔、でき上がりでございまして、仕上がりで約6メートルとなります。ここが現場への資材搬入、搬出などの工事車両の進行路ということでございまして、進行路はここ1か所しかこの現場に入るところがございません。

建築工事の進捗状況に合わせ、本工事の工事車両の通行に制約が必要となります。また施行中は建築工事の北棟なり体育館関係も出てきますが、その建築工事の仮設足場及び資材の荷揚げ用の材料置き場、それからクレーンなど重機作業ヤード、それらを確保した中での施行となります。非常にふくそうすることが予想されますので、事故防止対策を最優先にした安全管理や施工管理が必要となります。

また、本工事と重複して施行中の建築工事などとの工程調整を行いながらの施行となりますので、工事の進捗管理を徹底してフォローアップを行いながら工程管理を行うことが最も重要な課題となります。

工期につきましては、平成24年10月1日から平成25年3月29日までとしております。また、工期でございまして、工事発注時点では、工事の工期末でございまして、平成25年3月29日までとしております。ただ、繰越承認をいただきまして、7月末完成という状況で、8月16日の引渡しを予定しているところでございます。

また、先日一般質問で甲斐議員さんの方の質問でお答えしましたが、夏休み期間中に引っ越しを完了する計画でございますが、工期に余裕がありませんので、現計画工程に遅れが出ますと、2学期途中で臨時休校するか、冬休みを調整するなど困難な課題を学校及びPTAと協議検討し、引っ越しに対応するということになります。教育委員会としましては、子どもたちが平成25年2学期から新校舎で授業ができますよう全力で取り組みますので、よろしくお願いしたいと思います。

これで学務課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、菊陽中部小学校駐車場整備工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページをお開き願いたいと思います。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定により8月17日に指名審査会を開催しました。先日の一般質問で甲斐議員の質問にありましたように本町における指名業者の業者指名の考え方の基本は、公正な競争と適正な施行の確保であり、これに加えて町内業者を育成し、地域の活性化を図ることも大切なことと考えておるところであります。

まず、本町では高額な工事における業者の指名につきましては、熊本県における工事入札参加資格者の格付や工事請負対象金額などを参考としております。土木一式工事では、県の格付は上位からA1、A2、B、Cの4つのランクに分かれており、工事請負対象金額は最上位のAランクで5,000万円以上の工事とされ、次のA2ランクでは1,000万円以上5,000万円未満の工事とされております。今回の工事は設計金額が約2億8,000万円でありますので、原則としてA1ランクの業者が対象となるところではあります。一方、町内の業者を見てみますと、県のA1ランクの業者はありませんで、最高位でA2のランクとなっております。ここで町内の業者の平成23年度の指名状況を見てみますと、土木一式工事と舗装工事に係る舗装工事に係る指名競争入札では50件ありましたが、全て町内業者を指名しております。平成24年度も8月の入札までは17件全て町内業者を指名しているところでもあります。また、平成22年度では61件中59件は町内業者を指名している現状もございます。さらに、5,000万円以上の工事であっても可能であれば町内業者を単独で指名したり、規模的に単独が困難であれば、特定建設共同企業体、いわゆるJVも活用しているところでもあります。このように町ではかねてから町内業者の育成に努めておるところであります。これに対しまして、先ほど川俣議員からも要望等ございましたように町内に限らずもっと競争性を高めて落札率を上げるようすべきだという御指摘もいただいているところでもあります。

さて、今回の工事につきましては、先ほど学務課長が説明しましたとおり、駐車場舗装工事以外に大型ブロック積み擁壁工事や排水工事、防護柵工事など複数で大規模な分割できない一体的な工事であり、大型ブロック積み擁壁工事に当たっては周辺の傾斜地や保育園、住宅があ

るため、慎重な工事が要求される難易度の高い工事であり、先行します校舎本体工事や体育館工事などに加えてふくそうする新たな工事を確実に工期内に、また安全に施行する必要があります。以上のようなことを総合的に判断し、最終的には特定建設企業体は採用せず、技術力、施工実績、資力など総合的な評価が高い県内のA 1 ランクの土木工事業者を単独で15社選定いたしました。

指名競争入札は去る9月14日に執行し、結果につきましては資料のとおりであります。

指名しました業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりで、最低の価格で入札のあった5番の株式会社池田建設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格2億8,014万9,000円に対しまして落札価格は2億2,890万円で、落札率は81.71%という結果でありました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） ただいま財政課長が、私質問事項7つぐらい質問しようかと思ったらもう詳細な説明をいただきまして、何か質問事項が減りましたけど、まずこの指名の中で落札者じゃなかったからいいんですが、保証協会の保証が1億円までしかない業者も含まれると聞いております。また、県の指名が指名停止明けすぐにこの指名された業者も入っていると聞きしますが、その点はどう審査会で審査されたのか、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、坂本議員の質問にお答えします。

保証等については、私ども関知しておりませんでしたのでお答えできませんが、指名停止の件につきましては業者名は申しませんが九州の九州地方整備局で5月から8月の初めまで3か月指名があった業者はあることは把握しております。県の方での指名停止はちょっと把握しておりませんでしたのでお答えできませんが、以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、審査会の会長の副町長にお聞きしますが、県の指名停止処分を把握していなかったと、これ指名審査会の審査はそれで十分なんですか。いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） 指名審査会の開催に当たりましては、知り得る情報について財政課を中心に情報収集しております。その中で、御指摘のような点、我が町で指名に入れないことが適切と思われる業者というのは特にこの中にはなかったというところでございます。もちろんこれから指名に当たっては、指名検討に当たっては十分注意をしまいたいというふうに考

えております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私は委員会の中でも学務課から詳細な説明を受けました。さっき課長の説明では技術的にも難しいとのことでしたが、一番難しい点は基礎の部分ですね。基礎の部分は学務課からの説明では、もう機械も専門の機械、多分これはもう専門業者しかできない工事であると。そこが最大技術的に難しいところであるということでしたが、率直に副町長、お答えください。なぜ菊陽町の業者を入れなかったのか。それはもう金額で先ほど課長から説明を伺いましたが、J V組んでも私は菊陽町業者を入れるべきだと思います。先ほど川俣議員が前の議案で質問の中でやっぱり菊陽町の業者はA 2しか今はないということでしたが、もう菊陽町からもA 1の業者が出るように育成するにはこういう工事を請け負ってもらって技術力をアップさせた方がいいと思いますが、率直になぜそういうことをしなかったのか、副町長、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） 先ほどつぶさに両課長から御説明申し上げたところでありますけれども、今回この金額の規模もございます。これは5,000万円以上につきましては先ほど申しましたように県の取扱いではA 1ランクの指名でございます。それも参考にいたしております。そういう中で、またさらに技術的な困難さというものもございます。

それから、工期でございますけれども、工期は事実上、来年7月までとなっておりますけれども、これはほかの工事とさまざまに調整しながら進めなくちゃいけないという中でこれはやはり施工能力に余裕があるA 1業者の方が妥当ではないかなということで判断したわけであります。もちろん町内業者、J Vというのも検討いたしましたけれども、別に町内業者を外したというつもりはありませんで、町内にはたまたまA 1業者が存在しなかったということでありまして。その施工能力を中心とした業者の能力を勘案してこのような指名を行ったということでありまして。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 各課長の方から、2人の課長とまた町長の方から説明は聞きました。しかしながら、先ほど坂本議員が言われたように町内業者をなぜ使わなかったということに対してはかなり業者さんから不満が出ているということは事実です。そしてまた、その件について、例えば指名を見直せとか、町の業者を入れて追加せろとか、それができなかつたら否決に追い込むぞとか、そういう各18名の議員さんはそれぞれやはり菊陽町の代表でもあります。そのために何らかの形でお願いされることも多々あるかと思います。しかし、私が今言った件についてそれが本当だったとするならば、例えば口ききですね。そういうことであれば不当なことで、政治倫理の中でも今日やっと可決したんですけれども、そういうことがあったのか、なか

ったのか。町長でもいいし、副町長でもいいですから、できればお答え願いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） なかなか答弁難しいことであります。皆さん方は大体御承知のとおりでございますけれども、せんだっての一般質問の中でもその経過というものが一部この中で出てきたかと思えます。議会運営委員会後の場に呼ばれまして、私はどうしてこういう指名に至ったかという説明を求められましたのでいたしました。それは説明を果たすということで、そのこと自体は別によろしいかなとも思っておりますし、ただ私が唐突なことでありましたので十分な説明ができなかったということでなかなか御理解がいただけなかったかなということは反省しております。その点につきましては、この前の一般質問、それから本日の説明の中で大分分かっていただけたかなというふうには思っております。そういう中で、その先ほど申しました議会運営委員会後のやりとりの中では一言一句つぶさに覚えているわけではありませんけれども、どうしてこういう指名に至ったかということとあわせて、もしこれが否決になったらどれくらい遅れるだろうか、遅れたら困るんじゃないかと、それを回避するための方策として今からでも追加して町内業者、J Vでも入れるという方法はとれないかというようなお話がございました。そのあたりをどのように受けとめるかというのは、これはもう先ほど議員がおっしゃった政治倫理条例、これは議会の中で御検討されることでありますので、私の方からそれについてどうだこうだということではございません。今、私の中では、せんだってのいろんなお話、そのほかにも幾つか御意見伺いましたけれども、御意見、アドバイスの範疇と受けとめておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 御意見としてアドバイスを受けたということで受けとめておきますけれども、3点ほどあるんですが、坂本秀則議員が今回の指名はなぜこのようになったのかということについては大体分かりました。町内業者はどうして、今後どう考えているかということについては、先ほど課長の方から大体町内の業者はどのくらいの技術で町長が頑張って仕事をやっておるといような認識で私は認識したんですが、パーセントでいけば私たちは議員の中でですけども、菊陽町の住民さんはこういうことに少し興味のある方は町内業者だけを入れれば95%で、先ほどそれもたまにはあるかもしれないけどということですが、81%で約3,000万円か4,000万円差額が出るんですかね。それぐらい出るのにほかの事業もできるんじゃないかというような中ではございますが、いろいろと町民の方は関心を持っておられます。しかし、地元の育成事業として今のAランクが菊陽町だけでなくて県の仕事、またはひいては県外の仕事というような大きくなっていくことについては私は賛成でございます。そしてまた、BランクはBランク、CランクはCランクについても、Cランクの場合はこういう場に乗りませんかかもしれませんが、できるだけ配慮しながらやってもらいたいと。そこで、この件につい



て否決はないと思われますが、先ほどの説明でいろいろありましたが、一番いい時期に夏休み時期に移転……。

○議長（大塚 昇君） 上田議員に申し上げます。質疑についてのみ質問してください。

○15番（上田茂政君） はい。もし否決でいいでしょう。

○議長（大塚 昇君） 今は質疑の時間です。答弁はまたこの後、答弁といいますか、討論はこの後行います。質疑のみ行ってください。

○15番（上田茂政君） なら、どういうふうに言うたらいいかな。賛成討論じゃないけんな。2学期の移転が難しくなるということは先ほど説明の中であったわけですね。また、子どもたちやPTA関係各位の方々に仮にそういうことであれば、説明はどう考えるのか。

○議長（大塚 昇君） 工期が遅れた場合、PTAや学校にどう説明するかという御質問だろうと思います。

教育長。

○教育長（赤峰洋次君） ここでの決定事項はそのままお伝えしなければなりませんので、ここでできないという決定がなされれば学校や保護者の方にはそのような形でお伝えするしかないのかなと思います。先ほど学務課長が申しあげましたように、私どもとしてはぜひそういった子どもたちがやっぱり本当に来年の2学期はという思いでみんなそんな思いでおりますので、いろんな議員さん方との思惑もいろいろあるかと思いますが、その辺はぜひひとつそういった形で思っております。学校にはここでの決定事項しか申しあげられませんので、今日は傍聴席にもPTAの方、お見えでございますが、その辺のことはここでお聞きになって帰りますし、私どももそういった形でしかお伝えできないのかなと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 今の上田議員の質疑とちょっと重複するんですけども、工期ですね。指名入札業者さんは余裕のある業者さんを選ばれているということなのに工期はもう今いっぱいいっぱいということなんですが、以前校舎のときも体育館の屋根の構造で少し予定より遅れましたよね。遅れたと思うんですけども、そのときはそれは想定内だっておっしゃったんですが、この業者さん間違いないってはおっしゃるんですが、いつどこで何どき何があるか分からないと思うんですが、その工期の想定というのはされているのかどうか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問をちょっと整理しますと、まず最初に聞かれました質問が当初の建築確認等の許可を得るための構造計算関係で若干時間が延びてまいりました。ただ、これにつきましては、その当時にも御説明しましたとおり県の許可、それだったり、その開発工事を進める中で対外的な町でできない、協議をしながら対外的にしていって進めていく部分という部分は想定内という形で若干余裕を持って動いていたというのが御説明したかと思えます。ただ、町の施行の中での工期という形に全体の事業の工期となりますと、建築工事に

つきましては若干の余裕程度は持っております。それから、開発工事、これはやはり建築の進捗状況に合わせた、いつも説明していますが、建築工事の進捗に合わせた開発工事の発注をしていくということで御説明しましたとおり、その時々である程度余裕がある工事、それから今回のこの駐車場整備工事というのは建築の終わりと一緒になるような状況の工事でございます。それからまた、今度のグラウンド工事も舗装工事も控えておりますが、これについてもぎりぎりの工事という形になってよいかなと思います。ただ、今後数本まだ小さい中部小学校の横のさくら保育園の東側の町道改良が50メートルほどございますが、この辺につきましては相手の用地関係の協議はありますが、この辺を見込みましても来年の7月までには十分余裕を持っているのかなと。ですから、その工事の進捗に合わせた開発工事の部分発注になっていきますので、余裕がある工事、余裕のない工事というのは当然発生してくるということになりますので、今回の駐車場工事につきましてはぎりぎりのところで私どもは想定しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 明確に答えてもらいたいんですが、今駐車場をやる、駐車場整備をやる段階において、あそこの山林を絶対取得をしていかなければいけないという明確な理由、それを教えてください。

それから、これは私たちが住民に説明するときあやふやなことは言うことができませんので、取得費プラス整備費合計の2億6,000万円ぐらいかかりますね。この説明が納税者の方が言われるには、何でこういう袋小路の土地を買って駐車場にしなくてはいけなかったかという理由を小学校の建設に絡めて正確に答えてほしいということです。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

今、芝議員の方からの御質問は、今回工事します駐車場整備工事、これの必要性、どうして用地を取得してこのような工事に入るのかということかと思いますが、これにつきましては皆さんにも御説明してきましたとおり、当初いろんな位置的な建設の問題がありました。その後、検討委員会を立ち上げて、この中部小学校現地建て替えでの案をつくるということで検討委員会の方にそのあたりの駐車場の利用にしろ、学校農園、プールをどうするのだと、そういう状況で検討いただきました。その結果が駐車場、その当時の現状としましては役場から菊陽中学校の横から町道を下へ下って行ってあかつか自転車のところへ抜けている4メートルほどの町道がございしますが、ここにやはり中部小学校の現状の課題としまして、大きく教育委員会、保護者、学校としましては送迎用の保護者が雨の日、クラブ活動、そういう関係で狭い町道に下から上から駐車をされると。違法駐車をずっとされると。子どもが出てくるまでそこで待たれるという状況で地域的問題になって警察関係とも協議したりとかいろんなことがあった

んでございますが、そのあたりを解決するのも一つの課題でございました。そういう中で、今回駐車を何とか職員プラスお客さん程度は確保したいということで、職員が約50名、それから下のさくら園についても駐車場不足ということでございましたので、そのあたりも30名程度職員の方がおられる。そういう中で、総合的に約100台近い駐車場が設ければ、何とかこの町道の違法駐車、これは学校からいつも通知を出していただいていたんですが、そういう関係で解決を望みたいという課題がございまして、たまたまその位置的に見ますと菊陽中学校と中部小学校の間の土地というふうにお考えいただければいいかと思いますが、そこへ約100台程度の駐車場をつくるためにはその山林がたまたまあいているという部分がございましたので、多少造成費用はかかるということでございますが、そういう必要性に応じて検討委員会でここを駐車場とするという方向性をいただきまして、粛々とその後用地交渉と許可承認いただきながら進めてきて今回に至っているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） その駐車場を作成するために山林を買うということは町から先に先議を出したわけですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今言いましたとおり取得、学校農園と山林駐車場部分ですね。今回、これは町の方からこの部分を取得するということで進めていったということでございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君に申し上げます。この問題はもう以前可決しておる問題でありますので、駐車場の建設に当たってのみ、工事の請負建設に当たってのみの質疑を行っていただきたいと思います。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 議長、それはちょっと待ってください。今、建設の審議をやっているわけでしょう。賛成、反対もあるわけですね。我々は住民の方からそういう質問を受けて答えにやいかんわけですから、やっぱりはっきりここで聞いておかなければいけません。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君に申し上げます。駐車場の建設に当たっては可決しております。その業者を指名業者の選定についてが今回の議題であるかと思います。その点についての関連の質問を行っていただきたいと思います。可決、場所の選定とか、そういうのは以前に可決いただいております議案でございます。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今、議長が言われました業者の選定だけの問題はどこにこの質問に載っていますか。質問、この審議の中に。

○議長（大塚 昇君） 最終ページを見ていただきたいと思います。この指名審査でいただいた入札業者で一番安い池田建設が落札した、その点について関連した質問を行っていただきたいと

思います。

(9 番芝 和長君「はい、了解」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8 番 (甲斐榮治君) 口きき云々の話がさつきありまして、少し見当違いなところもあると思います。それはまた討論の中で申し上げますが、これ質疑としては最低価格を設定されたかどうか、この1点ですね。

それからもう一点は、私たちが今判定上非常に基準がないというか、悩むといえますか、そういうものは結局その適正な落札であったかどうかという判定ですね。これをどうやったらいいか。先ほど財政課長は7割から8割というふうな、そういうことをおっしゃいましたが、町としては適正落札率をどう考えていらっしゃるのか、これは第2点目ですね。

それから第3点目は、適正であるかどうかということを判定するには、役所の中に庁舎内にそういうことが、そういう専門的知識を持つ人材がいなくてはならないと思いますけれども、そういう人材はちゃんと配置されておるのかどうか。この3点についてお答えいただきたい。

○議長 (大塚 昇君) 財政課長。

○財政課長 (阪本浩徳君) それでは、甲斐議員の質問にお答えいたします。

最低制限価格は設けたかというところでございますが、今回設けております。先ほど甲斐議員は7割から8割と申されましたが、7割から9割の間ということで御理解いただければと思います。その最低入札価格につきましては適切に定めております。算定方法等については公表はいたしておりません。

それから、適正なのをどういうふうに判断するかという御質問だったと思います。基本的には設計がありまして、予定価格をしっかりと定めます。それから、業者につきましては、入札の段階でやっぱり同じように積算書、内訳書というのをを出していただきますので、工事の内容に応じて例えば多いところは10ページぐらいの内訳書が来ます。それで、積算システムをお持ちでしょうから、大体ならやっぱり設計金額に近い数字が出てくるんじゃないかというふうに考えます。それで設計金額と予定価格と近くなりますと、当然落札率は99とか、そうなりますから、落札はまずできないだろうと思います。その中で業者としてじゃあ幾らならば自分たちができるんだという判断をされると思うんです。そこがやっぱり95だったり90だったり、今回であれば81ということになるかと思いますが、その競争という原理もございまして一概には申せないところなんです。最低制限価格を上げたら、結局安く入れたところが失格しますし、反対に下げると、また適正な施行ができるかどうかというのもまた問題になりますので、最低制限価格につきましては町としまして適正に定めておるところでございます。

それから、適正な価格をどう判断するかというところがございますが、大きい市とかには低価格入札調査委員会とかあるところもあるようでございます。その中で、ある程度やっぱり設

計技術等がある職員が何かその審査をやりまして、妥当かどうかを判断するというのもあるようでございます。町には、小さな町村ではそういうふうなところはほとんど置いてないとは思いますが、町としましては今回は適正な価格だったと、入札であったというふうに判断して落札業者を決定したところでございますし、その後仮契約も締結したというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 町によっては最終的に委員会あたりを設けて判定するところもあると、こういうふうに理解をしていいですね。菊陽町の場合にはそういうのはそういう委員会というのはないですか。教えてください。

（「ありません」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 議案第54号菊陽中部小学校駐車場整備について賛成の立場から討論を行います。

賛成の理由は2点でございます。

まず、81.7%という落札率、そして公共建築の小学校建設を……。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君に申し上げます。まず、反対討論があってから、ほかに討論がありませんかと言ってから反対討論を行ってください。

（3番吉本孝寿君「はい、はい」の声あり）

（「ないけん、賛成」の声あり）

ほかに討論がないということで、吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） すいません。すいません、再度申し上げます。議案第54号菊陽中部小学校駐車場整備工事について賛成の立場から討論を行います。

賛成の理由は2点でございます。81.7%という落札率と公共建築の小学校建設を工期内に終わらせるというところでございます。

しかしながら、先ほどから話がありますようにこの点につきましては非常に悩みました。理由は、菊陽町の公共建築でありながら、地元業者がその指名業者に1社も入っていなかったこととでございます。皆さん御存じのように7月12日の水害におきましては、町民はもとより消防団、警察、消防署、役場職員と、その任務を果たしていただきました。災害発生後、消防団と

ともに何日も泥まみれになりながら早期復旧に無償で御尽力をいただいた方々は地元業者の方々でございます。また、しっかりと菊陽町に納税をしていただき、多くの地元従業員を抱えておられる指名業者の方々に対し、地元の公共事業に指名してもらえないということをどのように説明すればよいのだろうかなど、さまざまなことを自分の中で考えてまいりました。

しかし、やはり冒頭申し上げましたように、ここは公共建築の小学校建設を工期内に終わらせ、子どもたちが待ち望んでいる夏休みが明けたら新しい校舎で学べるという思いを最優先し、かなえてあげなければならない。さらには、工期延長に伴う費用の増加は避けるべきだとの考えに至ったところでございます。

最後になりますが、今後の指名業者選定に当たりましては地元業者をそのテーブルだけには必ず乗せていただきますよう強くお願いを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

石原武義君。

○7番（石原武義君） 議案第54号について、やむなく断腸の思いで賛成の意を表明します。

理由は、来年8月夏休み中の移転スケジュールを遅らせてはいけないということ、第2点、落札率81.7%であって、再入札しても意味がないということ。

以上により賛成します。

ただし、今回入札において町内業者は最初から指名を外されております。町内産業、町内企業の育成という立場から非常に苦言を呈しておきます。

以上。

○議長（大塚 昇君） 賛成討論の方に申し上げますけど、議会では執行部の提案に対する反対の討論を行うための討論です。それに対する賛成討論ということで踏まえていただいて行っていただきたいと思います。

ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 反対、賛成、反対、賛成というふうな討論の仕方が正当なものであるというふうなところはもうそのとおりだと思いますが、なければ、片一方がなければ、議員としてやはり自分の立場とか考え方とか、そういったものを明確にして賛否をあらわすというのは私全然おかしくないというふうに思います。

それで、私の意見ですが、結論から申しますと賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

ただ、言うべきことは言っておきたい。先ほど議運終了後に町長をお招きしてのお話がちょっとありましたけれども、そのときに私もその中の一人に入っておりましたが、心配しましたことは工期の問題です。あくまでもこれはもう公共工事の中の公共工事ですから、児童に迷惑をかけるわけにはいかんと、そういう説明が前の全協で学務課長からもあっておりました。ところが、片やその町内の業者さんたちからは、自分たちはその機会も与えられておらないというふうな、そういう非常に強い要望がありまして、心配をして、これをスムーズに来年の8月

の休み中に移転ができるようにするためにはせめて入札のチャンスを与えたらどうでしょうかという非公式の話でありました。その点は誤解のないようにお願いします。どこのどの業者を入れろということであれば、これは口ききに相当すると思います。しかし、入札指名とかの方針について一定の意見を述べるということは、これは決しておかしいことではないと私は判断をいたしております。

それで、この業者指名の際に副町長が申されました競争的環境を考えたと。これは当然のことだと思います。しかし、それにしても、先ほど言いましたように町内の業者に機会を与えないのは、やはり公正さに欠けるというふうに思います。機会均等というのは、これはもう資本主義社会、民主主義社会の基本原則の一つです。ですから、私が申し上げたいのはどのような形か、それはいろいろJVを組むとかあると思いますが、機会を与えてはどうですかと、このことを申し上げたわけです。しかし、非公式なアドバイスでありましたので、その後何のその応答もありませんで今日に至ったわけですけれども、それはそれでいたし方のないことだというふうには思います。非公式のことでありましたので、公式ならばこれはお答えを願わんといけませんけど。たびたび指摘をしておりますように中部小の建設は学校建設という町民待望の事業であります。にもかかわらず、第1ボタンをかけ違えてしまって、これは私の意見ですよ。ボタンのかけ違えがそのことを意識しなければ最後までかけ違えをしてしまうだろう。数々の問題点ございました。折に触れて指摘をしてきましたのでここでは触れませんが、今回のこの駐車場の整備工事というのは97台の駐車場のために2億2,890万円の投資をする、こういうことでございます。しかも、そのうち六十数台は職員用である。誠に菊陽町ならではの公正な事業であるというふうに思います。このような私は非効率と申し上げますが、そういう投資を一般企業ならしはしないし、強行すれば幹部は責任を問われることになるというふうに考えます。さりながら、先ほどから出ていますようにこのたびはさまざまな思いを抑えてこれは賛成せざるを得ないだろうという判断に至りました。賛成の根拠はただ1点です、ただ1点。中部小建設事業は児童の教育にかかわる公共工事中の公共工事であります。工期を遅らせれば、平成25年夏休み中の移転は不可能となって、学校の事業に重大な支障を来します。今となつては、それがないように配慮することが他の全ての事柄に優先すると判断をいたしました。よって、この件については賛成を表明いたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午後は1時40分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時45分

再開 午後1時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、福島知雄議員からは退席の届けが出ております。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 議案第55号 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第4、議案第55号平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第55号平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

平成24年度の一般会計予算につきましては、去る9月5日に補正（第3号）を可決していただいたところでありますが、今般7月の豪雨災害に係る復旧のうち、農業関係の復旧に係る経費の概算ができましたので、今回補正をお願いするものであります。

補正の内容は、歳出予算の農林災害復旧費2億2,637万3,000円と、これに必要な歳入予算の確保であります。事業内容の詳細につきましては、財政課の説明の後、農政課の方から説明させていただきます。

それではまず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に2億2,439万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を148億730万7,000円と定めるものであります。

また、第2条で地方債の追加を第2表の地方債補正で計上しているところであります。

2ページをお開きください。

まず、第1表の歳入歳出補正の歳入ですが、款の区分ごとに説明いたします。

款の14分担金及び負担金、項の2負担金を1,869万4,000円、16の国庫支出金、項の2の国庫補助金を1億5,360万円、20の繰入金、項の2基金繰入金を2,000万円、23の町債、項の10災害復旧費を3,210万円、それぞれ増額しております。

以上、歳入合計は2億2,439万4,000円を増額し、総額148億730万7,000円となります。

下の3ページを御覧いただき、次は歳出です。

款の区分ごとに説明いたします。

11の災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費を2億2,637万3,000円増額しております。

14の予備費は調整のため197万9,000円を減額しております。

以上、歳出合計は補正額として2億2,439万4,000円増額し、総額は148億730万7,000円となります。

次の4ページを御覧ください。

第2表の地方債補正は、地方債の追加であります。

起債の目的は、農地・農業施設災害復旧事業で、限度額を3,210万円とする起債の追加であります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は他の起債と同様であります。

次の6ページをお開きください。

6ページ以降は、補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細ですが、内容につきましては8ページからの表で説明したいと思いますので、8ページをお開き願います。

まず、2の歳入からです。

款の14分担金及び負担金は、項の2負担金、目の3農林水産業負担金を1,869万4,000円増額しております。災害査定前ですので、農地災害復旧費受益者負担金が確定していませんが、国の補助率を仮置きとして80%としますと、受益者の負担は20%となります。町としましては、この半分を町で負担し、農家の負担を半減したいというふうに考えておるところであります。

また、補助対象外となった農地につきましては、本来全額負担で復旧されるべきところでございますが、農地の環境保全など公益機能を考慮し、国の補助対象となった農地と同様の自己負担10%にとどめることとし、残りの90%は町が負担することといたしております。

中段の款の16国庫支出金は、項の2国庫補助金、目の9災害復旧費国庫補助金は、農林水産業災害復旧費補助金を1億5,360万円追加しております。災害査定復旧前でありますので、補助対象事業費を1億9,200万円、国庫補助率を80%と仮置きして計上しております。

下段の款の20繰入金は、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金を2,000万円増額しております。

下の9ページを御覧いただき、款の23の町債は、先ほど説明しましたとおり災害復旧債を3,210万円追加しております。

以上が歳入で、次は歳出に移ります。

次の10ページをお開きください。

款の11災害復旧費は、項の1農林水産施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費で2億2,637万3,000円を計上しています。内訳は、節区分13の委託料で測量設計等委託料を1,207万3,000円、節区分の15の工事請負費で災害復旧工事費を2億1,430万円計上しておるところであります。7月の豪雨災害の復旧等に係ります一般会計分の経費は、現時点で約3,700万円でありまして、今回の農林災害復旧費を合わせますと、約2億6,340万円になるところであります。

下の11ページを御覧いただき、款の14予備費は、調整のため197万9,000円を減額し、計を4,956万9,000円といたしております。

以上で財政課の説明を終わらせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 農政課長、説明を求めます。

○農政課長（志垣敏夫君） 続きまして、農政課から御説明いたします。

予算書の説明の前に、農地・農業施設災害復旧事業についての概要を説明します。

農地災害復旧事業で受益者負担金が発生しますが、激甚災害指定によりまして通常の場合の個人負担となる部分の軽減を図るために補助率がかさ上げされます。激甚災害におきましては、1戸当たりの負担額の大小により補助率が変わる仕組みですが、農地だけでなく、農道、用排水路及び頭首工などの受益者でもある場合は、その負担額も計算に含まれるため、現時点では補助率も個人の負担額も確定はできません。しかしながら、10月第3週以降に予定されています国の査定を受け、補助率や個人の負担額が確定できた後の工事発注となりますと、春エンジンの作付時期に間に合わせることはできません。そこで、早期復旧を期するため、査定前に着手できる応急本工事を申請することとし、概算事業費が算定できましたことから、災害復旧予算の補正をお願いしたところでございます。

歳入予算の国庫補助率につきましては、査定前で確定していませんので、財政課長が申しましたとおり、仮に概算80%と設定して計算しております。菊陽町施行分の災害査定と県営災害復旧事業として実施されます頭首工の査定が終わりますと、災害復旧事業費及び受益者数が確定し、補助率のかさ上げ率が計算できますので、必要な予算について改めてお願いすることになると思います。なお、受益者負担金のうち、農業用施設災害、農道、用水路、頭首工の部分については、公益的な施設と考えて、町が全額負担することとしております。また、農地の災害復旧につきましては、食料生産機能、洪水防止機能、地下水涵養機能、基本調整機能、癒やしや安らぎをもたらす機能など公益的機能が考慮され、国庫補助制度があることから、町としても同様の考え方により農家負担の緩和を図ったものです。

次に、資料10ページ、歳出のうち13委託料につきましては、災害査定設計作成委託料と実施設計作成委託料及び流入土砂の土壌調査委託料で、1,207万3,000円を予定しています。

次に、15工事請負費の2億1,430万円の主な内容としましては、農地44.14ヘクタールの復旧事業費として1億8,394万1,000円、農道1,227メートルの工事費として900万円、用排水路100メートルの工事費として150万円などです。

これで農政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第5 議案第56号 工事請負契約の締結について（町営光団地第2期7・8棟建設工事）**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第5、議案第56号工事請負契約の締結について（町営光団地第2期7・8棟建設工事）を議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） 議案第56号工事請負契約の締結について御説明します。

議案第56号は、先般提出しました議案第45号町営光団地第2期7・8棟建設工事の工事請負契約について承認を得られなかったため、同一工事名、工事内容で指名業者を全て入替えて、平成24年9月21日に再度指名競争入札に付しました。

町営光団地第2期7・8棟建設工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容について御説明申し上げます。

1、契約の目的、町営光団地第2期7・8棟建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,379万1,299円。4、契約の相手方、熊本県宇城市松橋町松橋1028番地、株式会社高橋建設代表取締役高橋溥明。

次に、工事内容について御説明申し上げます。

参考資料の次のページを御覧ください。

光団地建て替えの配置図であります。本年度建設します7棟から12棟までのうち、赤で着色しております7、8棟を建設するものであります。7、8棟とも、木造2階建て3DKタイプ4戸、延べ床面積323.3平方メートルを2棟、計8戸を建設するもので、電気、機械設備を含んだ工事であります。

次のページは建物の1、2階の平面図、次のページは立面図であります。

工期につきましては、平成24年10月1日から平成25年2月8日までを予定しております。同じ町営光団地第2期の9、10棟及び11、12棟建設工事につきましては既に着工しておりますが、今回再入札に付しました7、8棟工事の進捗が追いつかないと、全体の外構工事や駐車場舗装工事などが着工できませんので、この工事につきましては工期を短縮し、全体の竣工に遅れないようにしてまいります。仮にこの7、8棟の着工がこれ以上遅れますと、9、10棟及び11、12棟も含めて全体の工事の完成が遅れ、入居者の皆様に大変御迷惑をおかけすることに

なるかと思います。

以上で建設課の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、町営光団地第2期7・8棟建設工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページをお開き願います。

本議案につきましては、同一名工事の契約締結の議案が否決されたことに伴いまして入札をやり直すため、改めて9月5日に指名審査会を開催し、熊本県における建築一式工事の格付で最上位のA1ランクに格付された業者の中から前回指名しました10業者を除く21業者を選定いたしました。なお、指名業者を全て入替えたことから、町内業者は指名に入ってはおりません。

指名競争入札は、去る9月21日に執行し、結果につきましては資料のとおりであります。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりで、最低の価格で入札のあった5番の株式会社高橋建設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格9,857万8,000円に対しまして落札価格は8,379万1,299円で、落札率は85.00%という結果でありました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 3点ほど質問します。

まずは、この工事に関してですが、下請の設備、電気をされている方から私に要望があったんですけど、元請の会社がありますよね、JVでもいいんですが。その会社で設備工事の費用がまちまちであると指摘を受けまして、できれば分離発注とか、設備、電気で分離発注とかできないのかと、そういう点を要望されましたんで、その点どうですか。また、その差が違うところの指導とか、例えばこっちのJV組んでいる会社と2種類あって、同じ仕事をするんだけど、受ける割合がこっちは高い、こっちは低いと。大体同じくらいの工事なんだけど、そういう点の指導とか、また分離発注できるのか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

まず、分離発注の件ですけども、町内業者に極力発注をしたいということでJVを組んで発注しておりますけども、JVが2社ないし3社で組んでもらっておりますけど、それにまた設備工事屋さんとかが入りますと、業者の数だけ多くなって、ちょっと調整に手間取るというか、そういった観点もありますし、建築工事の割合からして設備工事、電気設備が割合的に余

りないもんですから、今回は一緒に発注していたところでございます。

それと、下請の金額については、できるだけ町内の業者さんに下請を出す場合は出してくれということをお願いするだけで、それ以後の金額については町、こちらの方からはちょっと言えないかと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 先ほども質問したんですが、また同じ保証金、今回の工事は1億円以下なんですが、保証金1億円未満の会社も入っています。そこで、副町長にお尋ねしますが、保証金の保証金額等のもう調査、先ほど課長の答弁ではそこはしていないということでしたが、そこも町民の不安とか、疑念とかを払拭する上で、その辺も調査した上で指名を出した方がいいんじゃないかと私は考えますが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） 指名に当たりましては、必要な事項を調査いたしまして、これまでこのようにやってきております。また、安全、確実な指名を行っていく上で大変参考になる点につきましては、これからもいろいろ参考にしながら研究してまいりたいというふうに考えます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 続きまして、町長にお尋ねいたします。

今回は入札のやり直しで町内業者が入っていないのですが、今後町内業者の育成は町長はどのようにお考えか、詳細にじゃなくて分かりやすく本当の気持ちでお答えください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町内業者の育成ということで、もう先ほども説明がありましたように、土木工事関係につきましてはこれまでも町内、23年度、22年度はもう全て町内に発注しておるということで、町内でできるものについては町内に出しております。ただ、一方では、非常に町がいろいろ抱えておる大きな事業もありまして、そういった中でやはり競争力といいますか、そういったものも働くようなことも十分今後は考えながらこの発注の仕方については検討した上で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） もう私の言うことはいつも一緒です。町内業者育成、町内業者育成と言われるけど、基本的にはそれはそれでいいと思いますけど、今度の入札結果を見ても1,000万円差があるわけですよ。それで、1,000万円で十分努力をするという業者もおるわけですね。3棟、全部で3棟3棟だから6棟、1,000万円ずつ違うとするならば6,000万円、この町営住宅の建設で、極端な話ですよ。ですから、もちろん町内業者育成もいいですよ。ですけど、町内

業者ももうちょっと努力をして、優先的に指名競争入札に入るということであれば、それなりの努力をした結果で議員なり、その町民なりを納得できるような努力の結果を出してもらいたい。だから、もう足かせということだけじゃなくて、基本的にはさっき財政課長も申しましたけど、今までの流れからしてほとんど100%町内業者だけでやってもらってきけると。僕は十分それなりに配慮はされたと思いますよ。ですから、足かせでなくて、そこらのところはバランスをとって、無駄な金は使わないと。同じものができるならばそれなりの努力をしてもらうと。その中で優先的に町内業者を第一義的には考えるという基本理念のもとに効率いい金の使い方をしていただきたいと思います。だから、今回の件についても、町内業者1社もこの前の案件が不幸にも否決をされた状態で再入札になりましたが、もう町内業者なしでこの状況で数字を見ると、前回の落札額からすると約1,000万円の差があると、これは貴重な金ですよ。ですから、もちろん町内業者でこれだけでも同じものをやっていただくのが一番ベターですけど、そこらあたりは十分努力をしていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 質疑の点もお願いします。

○13番（川俣鐵也君） ごめん、ごめん。ですから、私はこのやり方ですたいね。質疑というか……はい、分かりました。じゃあ、質疑として最低限の価格は設けてありましたでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それじゃ、ただいまの質問にお答えいたします。

最低制限価格は設けておりました。

以上でございます。

（13番川俣鐵也君「結構です」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成24年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後２時７分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大 塚 昇

菊陽町議会議員 吉 山 哲 也

菊陽町議会議員 渡 邊 裕 之

菊 陽 町 議 会 会 議 録
平成24年第3回9月定例会

平成24年9月発行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 大 塚 昇
編集人 菊陽町議会事務局長 廣 野 豊 徳
印 刷 株式会社 きょうせい九州支社
電 話 (092) 432-0781 (代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電 話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919